

恭惟日本大國、人皆尚義、人皆有勇、人皆訓練弓及、人皆慣習舟楫、地鄰佛國、王識天時、我明人泉貨貿通、匪止一日敬愛、相將不遠千里、芝葵心是抱、長血在胸、欲盡主辱臣死之忱、難忘泣血枕戈之舉、特修奏楮、馳諸殿下、聊効七日之哭、乞借三千之師、伏祈迅鼓雄威、刻徵健部、舳艫渡江、載仁風之披拂、旌旗映日、展義氣之宣揚、一戰而復金陵、使叨半臂、再戰而復燕都、並藉全功、船械糧草暨仰攜來、報德酬勳、應從厚往、從此普天血氣、共推日國斷鯨補石之手、而中華君臣永締日國山河帶礪之盟、瀝血披衷、翹望明鑒、芝不勝激切痛願之至、爲此具本、專差參將林高、齋捧謹具奏聞、

自爲字起至齋字、止共計肆百捌拾漆字、紙全張、右謹奏聞、

隆武元年拾貳月拾貳日總督水師總兵官前軍都督府右都督臣崔芝

當正保二年乙酉

大明國欽命總督水師便宜行事總兵官前軍都督府右都督臣崔芝謹奏、爲冒請堅甲以助恢復事、芝承王命、總領水師、招討浙直、以復南北二京現駐浙江舟

江日出崇明縣金山衛、與虜相持、恨兵寡械乏、未奏全捷、竊慕日本大國威望隆赫、籠蓋諸邦、敬修奏本、請兵三千、一以聯唇齒之誼、一以報君父之仇、伏仰德威、發兵相助外緣、虜之長技以箭爲先、芝軍因乏堅甲、戰輒受傷、因思日國之甲、天下其羨、以禦弓矢、如金如石、伏懇兪允、准芝平價貿易明貳百領、一同大國精兵、前來征戰、倘得成功、皆荷大德、統容竭誠、厚報事關激切、一併專修差參將林高、齋捧謹奏聞、

自爲字越至齋字、止共計壹百捌拾玖字、紙全張、右謹奏聞、

隆武元年拾貳月拾貳日、總督水師總兵官前軍都督府右都督臣崔芝

當正保二年

右崔芝か書一通、林高長崎へ持來、江戸へ傳達、老中被備上覽、春齋按するに、治部卿於御前讀之、其後松平伊豆守依上意、井伊掃部頭直孝宅へ行向ひ、春齋讀之、此時馬場三郎左衛門、山崎權八郎長崎の奉行たり、馬場は在江戸、山崎は在長崎、而崔芝か書簡并林高口上を注進す、井上筑後守は長崎の事を取次

役人なり、

正德二年乙酉十二月

正德三丙戌年正月

去月廿六日之御狀到來候、然者林高持參之書簡并林高中口之書物令披見候、大明兵亂に付、加勢并武器之事申越候通、御老中申候得者、日本と大明と勘合百年に及て無之によりて、按するに、天文以來勘合の事絶えたり、本人唐へ出入無之候、唐船年來長崎の商買に參候といへども、密々に渡候よしに候間、此度林高參候て訴訟申候とも、卒爾に言上申事にて無之の旨に候條、右之通申聞せ、早々林高歸國候様に可被申渡候、恐々謹言、

正月十二日

馬場三郎左衛門 井上筑後守

山崎權八郎殿

右上意之趣、松平伊豆守承て、殿中にて春齋自筆に書之、御右筆衆も不知之、

前者接得、十二月廿六日之書所云者、林高資來之書、併林高之口詞已入覽矣、因大明反亂、來請助兵及軍器之事、俱與衆閣老言、而閣老曰、日本與大明

及有百年之數、並無往來、所以日本之人不往唐山、而唐山之船雖來日本、貿易者只是密通之說、此際林高雖然時來求請、非我可卒然而奏于上之事也、前事可與林高說明速使之回唐、恐々謹言、

是は井上、馬場が山崎への返事の趣を、漢字に書て林高に申渡なり、

正保三年春

答長崎王談

一日本與大明有百年之數、並無往來、雖唐船來到長崎、唯是密通之說、我亦聞得大明禁通日本之事、令林高資來之書札、而衆閣老難以奏于上矣、我之主意其書札、豈可留在此處、當即發回、已交付之矣、一軍器之事、此節意欲許備帶回、奈日本御法度森嚴、不拘大明國、即各壹國亦皆如是也、所以爲下不敢主意、我亦嘆息之、及有百年、並無往來、所以日本不往大明、而大明之人來長崎者、本國亦不禁之、容其商買、令林高如此申來、衆閣老不奏于上者、理之當然也、即林高之心以理度之想、必亦以不奏于上爲然者乎、

是は山崎か申渡す趣を、林高合點し山崎へ答る



なり、明國の商人長崎の奉行を長崎王と稱するなり、

正保三年春

是より前芝龍福建道の大將として、毎年長崎へ商船を遣すに依て、日本へのちなみありと思ひ、平戸に留置所之妻子を福州へ呼び迎ふことを請望む、長崎奉行より、井上筑後守を以て言上しければ、御許容有て、妻子を福州へ遣さる、州へ往し、こゝに記せしは誤りなり、成功は寛永七年に明國へ往き、其子は即ち鄭彩成功の母は正保二年遣はされしなり、

る吳鄭論に、體廣掠華殆四十年、正史未見、則不詳真偽、然本朝昇平、四海波穩、德風廣覃、福泉商舶、海至長崎、譯語通語、津司購傳具達、故余輩竊有聞焉、記し、結文に戊午七月晦、夜雨瀟瀟、獨坐燈談、口授侍史、記所聞小概、待中華歸、一正史載來決之、こゝに記せしは、成功鄭彩同人と誤りし、芝龍歸國の後、平戸の妻別人に嫁して子を生む、森官か異父の弟なり、此子は平戸に留る、按するに、この異父の弟といへるは、田川七左衛門の事なり、

正保三丙戌年九月、明の使節黃徵明の使者

に留置せられ、渡來する事を得、及び鄭芝龍の使者、數通の書翰に方物携へ長崎に渡來し、猶援兵の事を願ふ、よて江戸に注進ありしかは、長崎よりの注進を、華夷變態に十月廿一日出せし返書に、當月八日之書狀、尾張大納言殿卿、義直來とあれば、今決して九月の事とす、

り、尾張紀伊の兩大納言、水戸中納言も登城、右之書簡春齋これを讀む、阿部對馬守重次、月番たるに依て、右之書簡をも預り毎日出納し、毎度自ら封して漫に他見を許さず、故に寫すことあたはず、然れ共毎日評議の席に侍るゆる、其大概の趣を、先考自筆にこれを書すこと如左、



一同人より正京皇帝への副狀に、皇帝親製勅書、命兵部侍郎黃徵明、齋捧以借勁兵云々、

隆武貳年捌月拾參日自注、是にも平廣の印あり、

一同人より上將軍への狀三通の内、二通は借兵の事専ら書之、使者船遇風波ことをのせたり、一通には芝龍か妻子の事を書て、日本より小女十人奴隸十人求申候、又小子のこを母思て、唐國へよひ度となり、又顔大娘といふものも、芝龍か知りたるものなり、よひ度のよしなり、龍か子大明へ來てはや十六年になり、按するに、成功傳に、鄭成功崇禎三年、明國へ赴きしよし記せば、こに十六年、明の誤也。婦をめぐりて孫を生む、唐王懇切にて騎馬の禮に准す、忠孝伯に封せられて十餘萬人をひきゆ、母以子貴、故に母も夫人に封せらる云々、末に名なし、姓名具正幅といふ、年號も日月もなし、三通共同儀狀あり、目錄若干、援のための禮物歟、又儀狀あり、目錄若干、妻子のここの禮物歟、

上包に、侍生鄭芝龍頓首拜とあり

一同人の移文に、欽命福京留守

大將軍便宜行事

大 師

鄭爲某事云々、借兵を乞ことを書候、

隆武二年捌月十三日

一同人より長崎王へ越候狀三通、二通は借兵の事、一通は彼妻子の事、右三通ともに、上將軍への書も文言少も不替、老鷹をも老台をも同様にはめりた、上將軍へは恭惟老鷹臺、長崎王へは恭惟老台臺、と書替たるはかりなり、是にも年號月日不書候、儀狀三通あり、目錄若干、上將軍への禮物よりは數少し、將軍への禮物多し、其次は正京皇帝、其次は長崎王、但し彼妻子の事、將軍と長崎王との狀にあり、皇帝への書には借兵のこはかりにて、妻子のこはなし、

一唐王使者黃徵明より正京皇帝へ進候書中には、専ら借兵の事を書候、日本大明より相通することもしき候、大伯仲雍のこと并に秦のとき千人來り候こと、又大元より世をとりて、日本を四五度せめたることあれは、鞆靴は日本の仇なりなんと、いろ／＼の由緒かきのせたり、されとも畢竟日本大明は友邦なれば、大明にしたかふへきことなり、今援兵かされよとの旨趣也、

欽命居守福京總督留後一切軍國事務兼總督中軍

等五軍都督府印務東南直省糧餉軍務、賜坐蟒尚方劍掛平虜大將軍印招討西北直省、安順勳逆便宜行事專理巡務帶管守事保疆奉駕大師平虜侯爵鄭芝龍、

隆武貳年捌月拾參日 大師平虜侯鄭芝龍

定虜似鄭鴻達自注、芝龍弟也、芝龍與江達同立高祖九世孫唐王、正位閩中、國號隆武、○按するに、平虜侯定虜侯を、國姓爺傳には、平虜侯定虜侯とあり、この書誤寫なるべし。

大明欽命出師徵兵恢復正使大僕寺少卿加福京兵部試右侍郎賜一品服職黃徵明

副使錦衣都督康永寧自注、與正使黃徵明、同以六月二十日出福州、逢風而歸。

陳元京、曾少吾自注、徵明福州出船の時、兩人に進物もたせ先に船す、皆風に遠て漂散す、少吾の船は浙江に吹つけられて、難人にいけさられ、進物もうはひらる、此度又進物をここのへて、芝龍か使者陳必勝、黃徵明兩人、小船に乗じて長崎へ着岸す。

此度加勢可被遣かど、數日御評議の上にて、被遣間敷に大形極る、但し豊後府内城主日根野織部正に内藤庄兵衛を被差添、爲上使長崎へ被遣、黃徵明か使者に對面し、上意之旨を申渡し、使者を可令歸國、但し猶も使者申旨有之は、能承屆歸府可言上と被仰出、織部正か居城長崎に近し、庄兵衛は少々文

字を知るに依て、兩人を上使に被定也、此度難問、

一日本皇帝とか、すして、正京皇帝とかくは何をや、我朝の京師何を他方よりの正京を求んや、無用の稱號なり、京は他州にもあり、一正京皇帝は於日本而指誰乎、上將軍は亦指誰や、長崎王も亦指何人乎、王號奇恠の事なり、一皇帝と將軍と長崎王とへの禮物多少不審、一上將軍への進物の内に玉帶あり、蟒衣あり、蟒衣は龍紋をりたる衣裳也、此玉帶蟒衣は、大明にて天子の服乎、何れの官位の服乎、我朝へ何そみたりに衣服を呈するや、一芝龍か奉勅の書に、日本の二字ありて闕なし、無禮歟、一芝龍か上將軍への狀にも、長崎王への狀にも、東隅日出なごいふことあれとも、たしかに日本といふことなきゆゑ、何れの國へ遣す狀とも難知事、

正京皇帝へ一官より捧候狀の内

一端書に大師平虜侯鄭芝龍と有之候、狀之内に芝龍と書不申、侯爵と書付候事、無禮の様に存し候事、一高祖成祖を日邦より一字あかり申候事、但明朝と日邦とは同とほりに書き申候、一一官印判



をし候所あがり申候事、

正京皇帝へ一官より越候別紙の内

一唐王勅諭の内に、日本を闕字無之事、一正京皇帝へ唐王直書越不申候て、一官奉書如何、一啓の字一字あがり申候事、一官より上將軍書三通の内、貴國貴地など有之候へとも、日本と申す字無之候故、何國へ遣候ともごとくは難知候、但此状の内明朝を、貴國と申より一字さげ、又明朝に缺字無之事も有之候事、一官方より捧候状の内、正京皇帝と押紙有之候は、日本にて誰を心あて越申候哉、一同人より長崎王と押紙の有之候は、日本にて誰をさし申候哉、一正京皇帝へ捧候状の内には、一官官位名有之候、上將軍書にも長崎王への書にも、上包に名これあり候て、状の内には名書不申候、何様の事見申候哉、一玉帯蟒衣は大明にて帝王の装束にて候哉、但何ほどの官位のもの、装束にて候哉、一官より越候公文は、日本へ不禮の狀の躰にて候事、一官上將軍書の内、老鷹臺と書付候事、一上將軍初は將軍にたて

まつると存し候へとも、微明書簡の様子見合候へは、上將軍たるへく候歟、一微明書簡は上將軍へはいんぎんに、長崎王へはしたために書候、以上、華夷渡すへき、詰問の箇條なるへし、

正保三丙戌年九月廿一日

當月八日の書状到來、從大明之使者黃微明捧之書翰三通、并其方の差越候書翰一通、いづれもやはらげ相添被差越候、其外黃芳欽口上、別紙之覺書も合披見候、然者黃微明下として上をはからひ、加勢之儀を付て捧書簡、輕々敷儀申越候、如此成儀卒爾に江戸に言上仕事罷成事にて無之由、具に申聞、早々歸帆可被申付候、恐々、

戊九月廿一日

阿 對馬守  
阿 豐後守  
松 伊豆守

馬場三郎左衛門殿

山崎權八郎殿令條記、憲

正保二年に按ずるに、三年、鄭芝龍か書簡を日本へ差越し、天子唐王の勅使黃卿と按ずるに、黃微明、いふ者に貢物を持せ、大明國を打出けるに、海上大風に逢、

船破損候故、小船にて貢物を添、鄭芝龍か書簡を長崎迄差越、段々事申、色々日本に加勢を乞、依之大猷院様、御三人按ずるに、尾張義直卿、紀伊、并老中面々、其外諸大名を被召寄、大明國より之加勢否の事被仰出、御相談區々なり、御無用と申族も有、又異國より日本へ加勢を乞事、本朝の面目なれば、御加勢尤と言あり、色々不決なり、御三人へ御相談のとき、頼宣卿仰上らるゝは、中華より加勢を乞候事、日本の御威勢四海の光輝なれば、諸浪人を取集候て、十萬も可有御座候、それに西國中國の大名小名被差加可然、扱公方御身寄の者、西國にては我等一人にて御座候、總大將被仰付候は、大慶不過之可存候、大軍を引率し大明へ責入、日本の手並を見せ可申と、御老中迄御届被仰入、紀州へも陣用意被仰越、真鍋眞入齋宗白は秀吉公御代に、朝鮮征伐の時、大明勢と度々合戦して覺あれば、御供に可被召連との事、眞入は先年大明勢と戦しに、尸を異國に留す残念に存候處、珍敷沙汰を承り、老後の思ひ出御出馬の御供いたし、異國にて討死可仕事、大慶不過之候と申上候得は、頼宣卿御機嫌なり、然る

に加勢被遣候事、止めになりたり、紀州頼宣卿言行錄、南龍君遺事  
同年十月十七日、長崎より明兵敗亡せしよし注進あるにより、さき上使を命せられし日根野吉明、内藤庄兵衛、發途に及さる旨仰出され、同廿日在府の大小名に、そのよし老中傳達し、在國の輩には同廿四日奉書をもて達す、

正保三年十月十七日、長崎より十月四日の書状到來、其趣は、八月下旬韃靼人閩中へ攻かけ、山賀關を攻破る、大明人不及戰而迎降る、韃靼人延平に攻入る、唐王出奔、江西之甘中其後は自殺す、或曰、爲韃被捕、八月廿八日鄭芝龍福州を避て、舟に乗て福州より三里さがり海上にあり、王孫文武官并芝龍か妻子、皆乘舟奔泉州、陸路には一揆起て濫妨するゆゑ、福州の落人皆舟に乗て逃去、官人は不及申、富民までも皆福州を逃出つ、貧民ばかり福州に残り留る、韃人未入福州、而延平より九月二日三使を以て芝龍方に遣し、髪をそり降參せは、福建廣東江西三省を芝龍にあたへ國王とすへし云々、芝龍返事に、髪をそらす我まゝにてそのまゝをき、三省を領せしめは、降人となりて納貢すへしと云々、三使



其通を疑會へ告へしとて、延平へかへると云々、此狀到來に依て、織部正、庄兵衛長崎へ被遣に不及なり、山崎權八郎通事を以て、福州既に敗れぬる上は、加勢の沙汰に不及と、徵明か使者に申渡し、進物共受納に不及、可令歸國と被仰出、其後の傳説に、鄭芝龍隸人に被欺降參す、日本より被遣芝龍か妻は自害す、芝龍をば約束の領地をもあたへず、北京へつかはし禁獄す、唐王も生捕となる、芝龍か子鄭彩按するに、鄭彩成功と別、鄭彩なる事は前に辨す。餘兵をあつめ、福州を取かへし、明帝の一族魯王を迎て監國せしめ、永曆と改元す、再興の志あり、魯王の命にて、鄭彩に將相の高官を授て、建國公に封す、朱姓を賜て朱成功と稱す、依是毎年長崎に渡す商船を、國姓爺船と號す、俗人は鄭彩を森官と稱す、森官武事に達せり、年々に國郡を切取て、勢漸強大なり、華夷變態。

正保三年十月十八日、唐をダツタンより取候由、十七日の晩申來候也、是まで如官日濺抄、柳營年表秘録同し。同月廿日、大明國より加勢之儀申來候得共、御せんさくの上可被仰付由思召候處、落居候由申來候、此段諸大名衆へ老中被仰渡候、御徒頭無名氏之記、山本氏筆記。

正保三年十月廿日  
一今度大明國兵亂、平戸一官、加勢之儀に付書簡雖差越、充所無之、其上雲牋之内御不審條々有之故、長崎の上使被遣、一官使者に様子御尋之上、實否可被仰出之思召之處、重て長崎より書狀到來、大唐令落居、唐帝并一官敗軍之由注進之、依て兎角之儀不及被仰出之旨、在江戸之諸大名に、今日於殿中、上意之趣老中傳之、

同年同月廿四日、松平長門、松平新太郎、松平右京大夫、松平土佐、松平阿波、松平安藝、伊達遠江、松平出羽、細川肥後、鍋島信濃、立花左近、有馬中書、右拾貳人、福州落居之由注進有之趣書、并異國船來朝之時御仕置之覺書、右之家來殿中召寄、伊豆、對馬按するに、老中松平信綱、阿部重次なり。被渡之、次松平肥前、松平越後、松平薩摩、森内記、京極丹後、福州落居之奉書、是又彼家來招殿中、同人渡之、以上、獻廟日記、

正保三年十月廿日  
一筆令啓達候、今度依大明兵亂、從平戸一官、加勢之儀に付而書簡數通到來、備上覽候處、書中之趣御不審之條有之故、長崎に被遣上使、一官使者に様子

可被成御尋と被思召候處、當月四日之書狀從長崎來着、福州令落居、唐王并一官儀、明退城中之由注進候、然る上は不及御穿鑿候、此趣在江戸之面々にも被仰出候付而、其元にも可相達之旨、依上意如此候、恐々、

十月廿日

阿 對馬守  
阿 豐後守  
松 伊豆守

鍋島 信濃守 殿令條記、憲教類典、

正保三年大明大亂、有平戸一官、達寄書於本邦請兵、長崎奉行告諸江府諸老、其後又告韃遜陷福州、於是援兵之儀止矣、且示告群國主等不可遣兵、信綱忠秋重次寄書於光尙、告鈞命之趣、

今度大明兵亂、從平戸一官就加勢之儀、書翰雖到來候、充所無之、書中之趣御不審之條々在之候、然者大明與日本末代迄之儀故、長崎に被遣上使、一官使者様子御尋、其上仰出可有之と被思召候之處、當四月之書狀、從長崎來着、福州令落居由注進候、然る上は不及兎角之儀候、此段在江戸之面々に就被仰聞候、其元にも可相達旨、依上意如此候、恐々謹言、

十月廿一日

阿部 對馬守  
阿部 豐後守  
松平 伊豆守

細川 肥後守 殿細川家譜、

正保三年、鄭芝龍援兵を乞し時、加州の書狀の趣、十月廿一日之奉書、今月朔日致拜見候、然者依大明兵亂、從平戸一官方就加勢之儀、書翰雖差越候、充所無御座、書表御不審多依有之、長崎へ被遣上使、一官使者様子被成御尋、其上仰出可有御座候旨被思召之處、先月四日從長崎書狀來着、福州之事令落着由注進、此段在江戸之面々に被仰聞候付、爰元へも可致承知之旨、上意之趣畏奉存候、御前可然様被仰上可被下候、恐惶謹言、

月日

松平 肥前守  
松平 伊豆守 殿續白石書、  
阿部 豐後守

鄭芝龍尊立明之唐王、以存快復之志、當我正保二年乙酉、芝龍慮其力與賊不兩立、欲請援兵於我邦、先試使邊將崔芝達其趣於長崎司、而三年丙戌、聘使船既發、遇賊於洋中被掠奪也、再聘之艦未成、福州陷、



芝龍爲降虜、靈華文集載吳鄭論、

正保三年の夏、大明國平戸一官といへるもの、方より、書簡を以言上の事あり、意趣は、大明國悉亂れ、於國々合戦有之、依て大明國と達旦と及兵亂、大明難儀に候間、御加勢被下候様に奉願由なり、左様は、未々御手下に罷成へく候、先以數年兵亂にて作毛無之候間、兵糧をも被下候様にと申上、則異國の繪圖を仕差上申候由、其節西國にて兵糧、所々の藏より點檢ありて、異國へ可被遣御沙汰のよし專申けり、さあらは御加勢も可被遣かご申ならしけり、然る處に御旗本中へ御書付出し有、寫し、一今度大明兵亂に付御加勢之儀、平戸一官所より書簡指渡し候、右書簡の充所も無之、其上文言は結構に候得共、紙面の充所無之、上包に計其身の官位を書、充所は付紙に仕候、其上文言にも御不審之處多有之に付、大明と日本末代之事に候間、長崎へ御使被遣、様子委御尋被成、其上とかふの儀可被仰出と被思召候處、韃靼人福州へ亂入るへき之由申來候間、藏王も按するに、唐王の誤りなり、江西の内へ相退、一官船中にたよひ、穿鑿にも不及候間、一官使者歸帆仕候

様に、長崎へ被仰遣候事、正事記○按するに、此書信用し難き異説なれども、姑らく存す、

通航一覽卷之二百十二終

通航一覽卷之二百十三

唐國福建省部九

○鄭氏援兵願等附風説

慶安二己丑年、鄭彩より長崎奉行に、書簡をよび物を贈りて、武器を借らん事を請ふ、鄭成功よりも、唐通事の許に書を贈りて援兵を乞ふ、

キンメイチンジュカウセツナンチヨクトウノシヨチハウトクリグンムケンリラウシヤウクワセイリヨタイシヤウグンインシヤウハウケンマウイトウダンジュエツピンギヤウジセウシケンタイシノタイシエイセウハクキンハウコクシユカホウタイシケンコクコウテイサイ、(欽命鎮守江方督利軍務兼理糧餉掛征廣將軍印賜尙方劍鑾衣登壇授鎮使宣行事少師兼太子大師永勝伯今奉國主加封大師建國公鄭彩)書ヲ日本國王ノケンワウ(賢王)ノハンカ(藩下)ニイタク(致)ス、ヒソカ(竊)ニヲモンミレ(惟)ハ、ワカ(我)大明クニラヒラキ、南キン(京)北キンヲタテナラへ、十三シヤウ(省)ヲサダメ、天下コトゴトクシタカワズトイウコトナシ、異國ノウチニテハ日本ヒトリヂ

ヨフクカシソン(獨爲徐福遺)ニシテ、大明トホドトラシ(雖在僻地)トイヘトモ、モトコレ唐人ノシンソナリ(實惟華人)、大明ノタイソ(太祖)世ヲヲサムルトキ、日本ヘネンコロナリ、其外シヤムロ(暹羅)リウキウ(琉球)カウチ(交趾)ノ國々マテモ、大明ヘミツキモノヲサ、クルコト、三百年ノアヒダタユルコトナシ、ダツタン(韃靼)人ハ、チクルイドウゼンノモノニテ、レイギヲシラズ、文字ヲモナラハザル國ナリ、大明ノセイソ(成祖)ノトキ、ダツタンヲセメテ其國ノミヤコマデウチヤブリ、ダツタン人ノコリスクナニナリ、又ソノノチ又ダツタン人ハビコリヲ、クナリテ、サンヌルキノヘサルノトシ(甲申歲)、大明ノウチニテリジセイ(逆李)トイフモノ、タイランヲコシ、ソノウヘダツタン人ミダレイリテクライヲウバフ、コノコト日本ヘモキコエテ、イキドヨリマシマストウケタマハル、ソノノチ大明王ノ一門ウチツバキツワモノヲヲコシ、ケイシウヨシウリヤウエツ(荊豫兩患)ナドイフ國々、スデニトリカヘス、閩トイフ國トセツカウ(浙江)トハテイサイ(本藩)カリヤウブンナリ、大明ノロワウ(魯王)ヲモリタテ(馮



翊、コウケンエンセウ(興建延郡)ナドイフミヤコ、ヨ  
 ツ(四府)アガタ二十アマリヲウチトル、ツワモノ、  
 ムカウトコロカタズトイフコトナシ、大明ノシツ  
 シヤウトシ、アヒトモニカウリヤクス、イマモノ  
 カシラ千人ニンジユ百萬アリ、フナヂクガチアヒ  
 ワカレテス、ム、ダツタン人キモラケシ、ツワモノ  
 ラアツメ、シロノ、ヲマモル、人ノコ、ロミナ大明  
 ヲシタフエ、トコロノ、ヨリギヘイヲコル、テイ  
 サイ(鄭彩)フナイクサ(舟師)ヲヒキイ、セツカウ(浙  
 江)ニイタル、トキニテイエンコウチンナンシヤウ  
 ダン(定遠侯鎮南將軍)トイヘルテイサイカ一モン、アヒ  
 ツバイテカセイス、ソレワカ國ト日本トハリンゴ  
 (蘭唇)クナリ、テイサイイカラルトコロ(本藩)トキハン  
 (貴藩)トハコトニシタシキアヒダ(同胞)ナリ、イマホ  
 ト方々ヘツカワスヒヤウロウ、毎日スジフマン(數十  
 萬)ナレハ、テイサイイガリヤウブンバカリニテハマ  
 カナヒナリカタシ、マヘカタヘイコクコウ(平國侯)  
 按するに、平國侯は、フネ三ツウツカワシ、シンモツヲ  
 平國侯の謄寫なり、日本ノカセイヲコウテ、ダツタンヲタヒラ

ゲントス、フリヨニ風波ニアフテ舟モシンモツモ  
 ウミニシヅミス、ソレヨリ四年ヲスグ、フタ、ピソ  
 ノコ、ロヲツガントヲモヘトモ、ヒヤウラウトモ  
 シキニヨリテエンインス、先日テイサイイカメシツ  
 カヒ(差官)ノシサン(施餐)ト云フモノ日本ヘマイリ、  
 カヘリテ日本ニテモテイサイイカコ、ロザシヲ、ア  
 リレマル、ヨシヲ申ス、シカレバスコシ武器ノタ  
 スケヲナサレバマンゾクタルベシ、コレニヨリテ  
 トトクソウヘイクワン(都督總兵官)チンクワウユウ  
 (陳光猷)チンヲウチウ(陳應忠)シサンカウシン(江新)  
 トイフシシヤ四人ヲ舟三ツウニノセ、ヤクシユ(藥  
 材)イト(絲)キス(綱)ヲモタシメテ、日本ヘツカワ  
 シシヤウバイ(貿易)セシメ、フルキヨシミ(舊好)ヲノ  
 ブ、タ、イマツカワスシナノ、ト、日本ノ武器トカ  
 ヘモノニイタサントネガフ、テツバウ(鳥銃)コシカ  
 タナ(腰刀)ヨロヒ(角甲)エンセウナマリ(硝鎗)ナドノ  
 武器、タ、イマキウニシヨマウニヅンスルトコロ  
 ナリ、キハン(貴藩)ソノコ、ロエアリテ、スグレタ  
 ル武器ヲユラビ、コノシシヤニワタシ、テイサイニ  
 ヲクラハ、ロワウ(國主)ヘソウモンシ、大明ノコラズ

タイヘイヲイタストキ、コノコトヲ書物ニノセテ  
 末代ニツタヘン、ムカシタウ(唐)ノ世ニクワイコツ  
 (同統)トイフ異國、クワクシギ(郭子儀)トイヘルタウ  
 ノ大シヤウノス、メニヨリテ、唐ヘチウセツアリ、  
 クワイコツ(同統)ハエビスクニナルサヘカクノコ  
 トシ、イワンヤ日本ハ大唐トミナモトヲナシキ(同  
 派)國ニテ、文字(詩書)ヲナラヒレイギ(禮儀)ヲシリ  
 タルコトナレバ、大明ノカクノコトクナンギヲ見  
 テ、コ、ロヲツケザランヤ、(不屬意乎)タ、イマテイ  
 サイヨリツカワスシシヤナラビニ下々マテ、ヨク  
 ニフケルコトアルベケレハ、チウトニテファンシツ  
 スルコトモアルベシ、又ハワタクシニシヤウバイ  
 シ、ヲノレガリヲトルコトアルベシトコ、ロモト  
 ナシ、ネガワクハソコモトニテ、三サウノ舟シヤウ  
 バイヲユルサレハ、ソノシナノ、ヲチウモンヲモ  
 ツテシシヤニワタシ、サウイナキヤウニヲ、セツ  
 ケラレタマワルベシ、テイサイモトヨリ日本ヘタ  
 イシ、マコトノコ、ロザシヲゾンス、今ピンギヲエ  
 テツ、シンテ書狀ヲヲクル、コノムネアキラカニ  
 ハカラレヨ、フセン、

監國 魯  
 ロワウカンコクノ三年十月十七日  
 シンモツ(土儀) ニシキ一タン(宋錦緞) ビロフ  
 ド十タン(天鷲絨) リンズ十タン(光花綾) シラ  
 イトキヌ十タン(白絲綢)  
 朱書  
 當慶安二年、此書簡於殿中一見獻和解、故不違寫  
 本文、  
 イニシヘヨリスグレタル大シヤウノ、大ナルコ、  
 ロザシアルハ、ミナ人ノチカラヲカリテ本意ヲト  
 グコトナリ、イワンヤカンナンノトキニアタリテ、  
 天下ノタメニ大ナルチウセツヲ、ナサントスルモ  
 ノハ、ヒトシホチカラヲイタスベシ、大明ヲコリテ  
 二百年、イライヒサシク太平ニシテ、人イタサノ  
 ミチヲシラズ、シカルニダツタンツヨクヲコリテ、  
 ナンキン、ホクキンヲヤブリ、ミヤコマワリヘミダ  
 レ入ル、大明ノ國々チクルイノ國トナル、ソレガシ  
 大ミンノヲンヲフカクヲモフエニ、ヒトタビハ  
 チラス、ギ、アタラムクヒントヲモヒ、セツカウ、  
 ミンクワウノアヒダニヘメグルニ、ドワシンスル  
 モノヲ、シ、サレドモヒトリミニテコ、ロザシヲ



トゲカタク、ナゲキテ年月ヲスグ、ソレガシ日本ニ  
テムマレタレハ、尤日本ヲシタフコ、ロフカシ、イ  
マカンナンノジブンナレハ、ハカカリナガラ日本  
ヨリ、ワレヲチヲヒノゴトク、キヤウダイノゴト  
クオボシメシテ、メグミノコ、ロアランコトヲネ  
ガウ、ソレガジマレイル國ナレハ、ネンゴロノ  
コ、ロザシヲラコシタマヒテ、數萬ノ人ジュラカ  
シ、大明ヘワタシタマワハ、ヲ、キナルホマレマツ  
ダイニノコリツタワラン、ムカシヨリレキノノ  
人、アルヒハタニノチカラヲカリ、アルヒハイコ  
クノカセイヲモツテ、本意ヲトグルレイヲ、キニ  
ヨリテ、コ、ロザシヲノベテ、カヘリコトヲマツモ  
ノナリ、

平戸一官か子森官かところより、右長崎に罷在  
候唐人の通事五人へ来る書簡なり、森官は則鄭  
彩なり、朱成功も同人なり、按ずるに、この書鄭彩成功  
彩す、またこの成功の書簡も、到來の年代をさし誤り、前  
中に永曆二年の事見ゆれば、前の彩の書簡も、もに、我慶安二  
年に到來せし、此書簡本文不違寫之、殿中において  
早々獻和解故なり、華夷變遷、  
鄭成功贈歸化鮮水書

一別萬里、雲外常望東天、眷戀不休、俯以忠孝之道、  
原於君寵父慈之德、剩森家世厚上帝鴻恩、森微身而  
其中生成也、然則忠孝併單在奉君主無餘矣、此以森  
不肖荷光武重興之義、不得舍于寢食之間、雖然力  
微勢疲、無奈狼狽、今欲遠憑日本諸國侯假多少兵、  
恭望台下代森乞之諸國侯、便是與台下會謀之處也、  
台下今微探微客、而莫忘國恩懇懇、若托諸庇得復運  
之勢、森之功皆出台下手裏者也、黃泉朽骨、不敢空  
忘、俯賜明鑑、至戰至慄、

右上方水同盟朱公大人床下 愚弟鄭森稽首

板倉氏藏板○按するに、この書簡年月を記さず、鄭森書  
せしによれば、隆武元年成功改以前の、こころ思はる、されども文  
中に荷光武重興之義ありて、成功の印を押たるは不審なり、ま  
た隆武帝に陰見の父芝龍を合て此事に及ふへしと思はれず、  
且鄭成功にも、隆武二年芝龍、成功の謀をいれず、清に降りしかば、  
成功憤慨して落る所の備中襍形を焚、儒服を謝して師を起さん  
謀る、是より先、既に爵位に列すといへども、一日も兵柄に與らず  
されば、旁以て改名後の書簡のこころ思はる、但し舊名を書せ  
しはまた不審にして、此頃鮮水渡來の事も覺束なく、既に一言話に  
り、この書簡の事疑はしき論したれども、善く世に知る所な  
れば、姑らくこころに附  
して後勘にそなふ、

同三庚寅年、鄭彩より琉球國に書を贈りて、日本より  
武器ならびに火藥等を送らん事を謀らしめ、到來せ  
は其便に就て猶力を借らんと請ふ、

欽命鎮守江浙南直等處地方督理軍務兼理糧餉掛征  
虜大將軍印賜尙方劍蟒衣登壇授鉞便宜行事少師兼  
太子大師永勝伯、今奉國主加封大師建國公鄭爲、  
布告罪愆、共伸天討事、炤得天生民而立之君、惟  
曰其助上帝、則夫居民上者、所當子惠元元也、我大  
明高皇帝寬裕溫柔、聰明睿知、德布中外、用是人心  
效順、四海賓服、嗣我列宗皇帝、代有聖德、懷邇柔

遠、三百年之内、恩澤煦洽、與貴國往來時通、群黎安  
堵、貴國其亦聞之熟矣、惟茲醜虜豺狼成性、亦欲生  
吞貴國而甘心也、我大明保護貴國、兵革弓馬、不得  
越度其地、其有功於貴國、恩固不少、詎我大明亂逆  
首難、彼狡乘間、遂敢肆虐、竊據我神京、屠掠我州  
縣、暴殄我民人、本藩累受國恩、獨立義旗、恢復福興  
泉漳許多郡邑、虜氣大挫、貴國爲唇齒之邦、其得不  
梁腥羶者、本藩力也、因而慶國公陳邦傳恢復廣東、  
豫國公金聲桓恢復江南、原都督吳三桂恢復北京、沐  
國公恢復雲南、其餘山東南京浙江等地豪傑羣起、  
不可勝數、大明疆宇、將指日全復矣、本藩統督大師、  
刻期進勦、而長鎗大劍衣甲硝藥等、頃所費不貲、貴  
國與日本國實逼處、此休戚既爲相關、心力亦宜勉

合就移咨、爲此咨移、貴國其有長鎗大劍衣甲硝藥等  
物、立刻製辦、齎到本藩軍前、或應價銀、或應充貨、  
本藩俱聽其便、并煩移咨日本國王、俱相成倡義明罪、  
致討異日成凱奏、貴國不世之勳、當有特辭、此係軍  
機重務、毋得泛視遲延、爲此具咨、須至咨者、

右咨琉球國中山王世子

監國魯肆年伍月二十一日

キンメイチンジュカウセツナンチヨクトウノシ  
ヨチハウトクリグンムケンリラウシヤウクワセ  
イリヨ大將軍印シシヤウハウケンマウエトウダ  
ンジュエツピンギカウジセウシケン太子ノタイ  
シエイセウハクキンハウコクシユカホウ大シケ  
ンコクコウテイサイヨリ、リウキウノ太子ヘツカ  
ハス状ノ趣キ、ダツタン人ノ罪ヲアマネクフレツ  
ゲテ天討ヲクワエントス、ソレヲモウニ天モロモ  
ロノタミノタメニ一人ノ君ヲタツ、其君タル人ハ  
天ノタスケトナリテ、アラユル民ノ上ニ居テ、諸人  
ヲ子ノゴトクメグミソダツヘキ所ナリ、大明ノ太  
祖皇帝ムマレツキユタカニヤワラカニサトク明ニ  
シテ、智惠人ニスグレタリ、其德天下ニヒロマリ、



四海ノハテマテモシタガハズト云コトナシ、ソレヨリ後代々ノ帝王サトク明ニシテ、チカキモノヲバナツケ、遠キモノヲバヤスンジ、三百年ノ間恩澤ヒロク普シ、琉球ヨリモ使者往來シテ、アンドンヲモヒヲナスコト久シ、シカルニダツタン虎狼ノゴトクナル心アツテ、琉球ヲムバ、ントス、大明ヨリカセイヲツカハシ守ラシム、コレリウキウモ大明ノ恩ヲカウムルコトスクナカラズ、近年大明亂テナンギニ及ブ、折フシダツタン人亂入テ都ヲムバイトルノミナラズ、方々ノ國々ヲランバウシ、アマタノ人民ヲコロス、我等久ク大明ノ恩ヲウクルユヘ、ギヘイヲアゲテ福州興州泉州漳州ナドノアマタノ國々ヲトリカヘス、ダツタン大ニツカレタジク、琉球ハ韃靼ト隣國ナレトモ、彼ニセメトラレザルハ我ラガチカラナリ、コレニヨリテケイコクコウチンハウテント云人ハ廣東ヲトリカヘシ、ヨコクコウキンセイクワント云人ハカウセイヲトリカヘシ、ゲントトク吳三桂ト云人ハ北京ヲトリカヘサントス、ボクコクコウト云人ハウンナンヲトリカヘス、其外山東南京浙江ナト云所々ノレキレ

キ、蜂ノゴトク起ルモノアゲテカゾウベカラズ、大明ノ天下近日サイコウセントス、我等モ諸方ノ味方トアイヅノ日限ヲ定メ、軍ヲヲコサントス、然レトモナガキヤリ、大カタナ、ヨロイ、エンセウナドノタグイ、其アタイ甚高シ、琉球ハ日本ト國ナラビニテ、ヨシミフカキヨシキ、ヲヨブ、ナニトゾテダテラメグラシ、日本ヘ申ツカワサレ、右ノシナシナノ物ヲ調ヘモタセテ、我等軍中ヘ到來セハ、銀子財寶ヲ以テ其アタイヲツクナフヘシ、然ラハ其使ヲエテ我等ヨリ日本國ヲモタノミ其力ヲカリ、ダツタンノ罪ヲカゾヘアゲテ、コレヲウツベシ、軍功成就シ本望ヲトゲハ、琉球國ノ忠節カギリアルベカラズ、大明ヨリ別シテ其ヘンレイヲムクユベシ、只軍ダンコウノミギリナレハ、其外ノマツリコト事シゲキニヨツテ、此狀ヲ調ルコトモ延引セリ、其ムネラエラルベシ、

右琉球國中山王世子ヘツカハス 世子は太子のことなり、琉球の王死して、其子繼目相續なきは、其の狀なるへし、

監國魯肆年伍月廿一日 監國は大明の王の名代をすることなり、魯は魯王のことなり、魯王はまたまこの帝位につかず、かりに王とせりて名代をするゆゑに、監國といふなるへし、

萬治元戊戌年六月廿四日、臺灣の商船入津す、鄭成功の使者これに乗組來りて、書と物とを獻し、舊に因て通信あらん事を乞ふ、されども御返簡もなく、獻物も受給はずして、九月十二日歸帆せしめらる、東日記、玉露諸記多く、この時成功援兵を乞ふし載せられたるも、華夷變遷に載る書簡、強ち援兵を乞ふしにあらざる、されどもこのつら文中その意あり、既に慶安二年通事の許に書を贈りて、援兵の事を願ひたれば、こたひ書と物とを奉りて、舊好を厚ふせん事を請ひ、其實は援兵願の意なるへし、されども推考の說なれば、長崎覺書に從ひて、姑らく本文に書く、

萬治元戊戌年六月廿四日、國姓爺使船として人數百四十七人乗入津、荷物役被仰付、本博多町京會所岩田七左衛門所に宿被仰付、逗留仕候得共、使者并進物は御請不被成、同九月十二日荷物積歸帆、長崎覺書、

萬治元年

欽命總督南北直省、水陸漢土官義兼理糧餉節制勳鎮賜蟒玉尙方劍便宜行事掛招討大將軍印總統使國姓成功頓首拜、啓上日國上將軍麾下、伏以洲同瞻部、就一水以判東西、境邇蓬萊連三島、而天地域占爲雷之位、光拂若木之華、百篇古文、蚤得麻秦之僊使、歷代列史、並分上國之車書、道不拾遺、風欲

追乎三代、人重然諾、俗尤敦於四維、恭惟上將軍麾下才擊擅天、勳高浴日、鑄六十五州之刀劍、雌雄爲精、服五百一郡之版圖、礫沙皆寶、文諧丹府、屢有表使至金臺、釋輔儒宗、再見元公按するに、元公、參黃葉、雖共臨乎覆載、還獨奠其山河、成功生於日出、長而雲從、一身繫天下安危、百戰占師中貞吉、叨世勅之賜李、恩重分茅、效文忠之祚明、情深復且馬嘶塞外、肅愼不數餘兇、虜在目中、女真幾無剩孽、緣征伐未息、致玉帛久疎、仰止高山、宛壽安之在望、溯洄秋水、悵滄海之太長、敬勒尺函、稍伸丹悃、爰資幣篚、用締縞交、舊好可敦、曾無趙居任子今復往、中興伊邇、敢望僧桂梧如昔重來、文難悉情、辭不盡意、伏祈鑒照、可任翹瞻、

成功載拜 慎餘

大明朱成功より來る書簡之寫 自注、成功は森官なり、平戸一官の子なり、 萬治元年七月十日、長崎より到來、於殿中寫之、但不及御返書、此書簡不及和解、於殿中於諸老前讀之、 傳説云、朱成功度々韃靼人と戦て利を得たり、既に南京に攻入んとする折節敗軍し、福州に居ることあたはず、軍敗の餘兵を以て、雞籠國へ 按するに、雞籠國は記せしは



誤りなり、雞籠山雞籠嶼等ありて、臺中の地名なり、攻入り、阿蘭陀人を追出し、雞籠國を押領す、改て東寧府と號す、按ずるに、この時總名を東都と改めしなり、鄭經に至りてなり、毎年長崎往來の商船たゆることなし、數年の後、朱成功三十八歳按ずるに、鄭成功傳によりに、鄭經に至りてなり、三十九歳なり、に病死す、その子を鄭經といふ、錦舎これなり、相續し東寧に居る、華夷變遷、

萬治元年九月、大明福王の臣鄭芝龍嫡男秦官、按ずるに、森官の誤り、援兵を請ふ、然其不及御加勢之由、御返簡有之、東日記、玉露、○按ずるに、この書返簡ありと記せしは誤りなり、

萬治元年六月廿四日、臺灣より國姓爺爲使者船、一艘百四十七人乗組着船す、此國姓爺自注、和藤内是也、平戸出生の唐人、其父は鄭芝龍、其子鄭成功といふ、その頃唐國、十四五年以前明朝亡ひて清朝に一統せし處、其王孫等福州邊に流落して、明代に再復せしめんとこの計略専らなり、右の鄭成功是を傳へ聞、唐國に押渡り、變を窺ふため、先臺灣に居城を構へ、福州に渡り、左所と云處に大屋形を建て居館とし、明朝再復の荷擔を成んと欲す、按ずるに、この書鄭成功是を誤りに似たり、仍て諸方に隠れ居たる明朝の舊臣等、聞傳へ慕ひ來て、其幕下に屬するもの數をしらす、遂に

明朝の親戚の如く推尊ひ、歷代明朝國姓の朱氏を冠らしめて、國姓爺と稱し崇め、左所の屋形を厦門と稱せり、自注、大屋形と稱し崇め、後年迄此處を厦門と言傳へり、右陣中の事なるゆゑ、日本より援兵を乞請たきとの使者船、獻上物を捧げ來れり、獻上物等一切御受無之、九月十二日令歸帆らる、但この國姓爺、夫より數年挑み戦ふといへども、遂に不得勝利、臺灣に蟄居す、長崎志、

森官自注、名彰、字成功、俗呼曰森官、○按ずるに、猶奉明主、纔保南隅、賜國姓號朱成功、屢與賊戰、互有負勝、每歲發船渡長崎、貨殖以厚軍備之利、稱其船曰國姓爺也、嘗聞芝龍少時貧賤、來寓平戸、賣履送歲、俗稱一官、娶妻生子、乃是森官也、芝龍歸明、討南海賊、能用兵有大功、時稱良將、擇爲福州之帥管南方水路云、寬永年中、憑商船請長崎司、經官裁使其妻及森官得至福州、芝龍降時、其妻自殺、而森官所爲如此、皆言母子共存日本武勇之風、想夫芝龍以一隅對強大之敵、可謂尅々丈夫也、及其困窮不能全節者可以惜乎、或託名假義、欲營其自家乎、其中心果不可測乎、森官戰謀不劣於父、若天假之年、則不負成功之

名乎、不幸短命、可以痛恨也、鷲峯文集載吳鄭論、

五島に五島一官といふものあり、芝龍か舊友にして、五島に住居し、領主の寵愛に依て年を送りぬ、その一男子を、鄭成功平戸に留め置て友とす、既に鄭成功日本の御免を得て、福州に到るに臨て、五島一官か子を倡ひ往んことをねかひ諷ふ、公けも御憐愍ありて、その心に任すへしとの御事にて、一官か子鄭成功と同じく出船す、則福州城内に入て、鄭成功と一所に在て、晝夜坐臥を同ふして遊ぶ事三年、城外四邊の名跡所々見めぐり、近き程南京西湖等にあそはしめんといひて、さま／＼日この馳走、美を盡せりといへども、唯日本をなつかしと思ふ心しきりなりければ、強て暇を乞しに、さまさま留められしかと、老親に事よせて、終に長崎へかへりぬ、此をのこ日本風俗にあらため、清川氏久右衛門と號し、元祿年中迄存命居て、福建道所々の物語、國姓爺城中のありさま、男女の風俗、四季折節の儀式、城内正朔元三に門戸に松竹を飭り立る事、日本の如く祝きたぐひ、鄭成功日本故郷を慕ふの意深かりしと見えたり、是より今に福閩の間、

正月門松立る所多しと聞傳ふ、按ずるに、田川七左衛門、長崎にありしを、福州より弟もなるへし、前に辨す、福州よりむかへもせずして、長崎に住せしか、後に國姓爺日本へ使船ありて援兵を乞し時、おのれ行ん事を願ふといへども、公けの許しなくて、つゝに不行、援兵も又ゆるしなくして、むなしく使船は歸され、本朝へ珍貨の音物共も受給はずして歸されぬ、長崎夜話草、

芝龍寓于我邦、取妻生成功、此爲國姓爺、其子經亦能繼父志、奉明主數十年、孤立乎海島中、可謂義烈矣、清歸葬其父子于安南、如田橫故事、豈不美哉、然以難易較之、何翅霄壤、而橫則載之正史、後之作者顯之詩文、千載不朽、如鄭者僅收之小說、人亦不大知之、可謂不幸矣、考堂漫錄、

丙申按ずるに、明曆二年なるへし、季冬の物語に、大明の亂の事、平戸一官、氏は鄭名は芝龍、其弟鴻逵、芝龍子は芝彪、今代人芝彪を呼國姓爺、按ずるに、芝彪は成功の叔父な歳り、この書混淆して誤れり、

三十七、又森官ともいふ、泉州福州漳州の往來は、皆森官か印證にて自由なりと云ふ、林塘筆記○按ずるに、この書以下、この時の事にあつからず、かつ異説なれども、參考にせんす、



後水尾の帝の寛永改元ありし年、肥前の國平戸といふ所に生れ出、後に唐土へ渡り、國姓爺といひしもの、父は、唐土の鄭芝龍、字は飛黃、幼名は一官といひし人なり、明の世の末、熹宗といへる帝の世を治め給ひし頃、南安縣に住しか、家貧しく身落ふれて、世を過すたづきもなかりしかは、商船に乗て我國に來り、平戸の郷に止り、かすかなる栖を求めて、明し暮すうちに、さるへきすくせやありけん、人の女を妻あはせたりしかは、程なく一人の男子をまうけ、る、里人の情によりて朝夕の煙りもたえず、兎角するうちに舊里に残し置し弟をも戀しく、又はその由縁の者の有様を見んとて、幼なき子を具して、遙なる船路を渡き彼地に渡りしに、世は早亂れて、海に近き國々には盜とも多くはびこりける、芝龍歸へき家居もなく、元よりした、かなるものなれば、顔思齋といふ者の徒黨の中に加り、弟の鄭芝虎、芝豹、鴻逵などに尋逢ひて伴ひ、南海の中なる臺灣といふ、大なる島に立こもりしか、思齋程なく死ければ、附從たる軍兵とも、芝龍が膽ふとくて、猛く勇めるを見て、皆これに従ひ靡き、其

つかさどぞなしける、其弟いづれも劣らぬつはものにて、海邊の地を切取、寶を掠なんぞせしかとも、世の騒きにまきれて、制する人もなかりけり、その子やう、ひとなるまゝに、かゝる悪業の中に育ながら、その心さまも貌も父より遙にすぐれ、孝のこゝろ深かりけるか、母の日本に残りたる事をふかくなげき、朝夕東に向ひて伏拜みつゝ、一たび迎へ奉らんぞ誓ひける、十五歳になり、名は森字大官と呼つゝ、彼國の大學寮に行、物學ひせしに、一を開て十を知るの才ありて、博く古今の書籍に眼をさらし、兵法の書にも心を留めて勵みける、その時吳の國の金陵といふ所に、一人の相人あり、彼鄭森を見て大きに驚き、此人骨相當にあらす、後にはかならず世に武名をかややすへし、文道を專とすへき生れつきにあらすとそ申ける、程なく李自成といふ賊起りて、北京の都を攻落し、帝を弑しける、雲南の司吳三桂といふもの、韃靼の夷をかたらひ、李自成を亡し主の讎を報ひける、されども韃靼の軍勢おびた、敷説ひ來て、吳三桂も是に恐れて、いひかひなく夷に降り、明の親王たちも

ちりゝに成行し中に、唐王といふ人ありて、江南に落たりつゝ、やうゝに旗をあけて夷を討んとするに、その勢よわくていかんともしかたければ、彼鄭芝龍兄弟をかたらひて、福州といふ所にいまし、やかて年號改元して隆武とせしひける、芝龍はもと強盜の張本なれども、これより前に明朝へ招降されて、遊撃將軍の官を給り、南海の口に城を築き、この時に至りて兄弟みな諸侯の位に登されける、芝龍幼より海路の案内をよく知りたる上、あまたの軍勢を従へ居たりければ、南海に出入する商人、船の割符を出して其税を取ける、年ごとに千萬兩を得て、其富ること肩を比ふるものなし、鄭森もすでに帷幕に於て、隆武の帝の御前へ召出されしか、帝御覽して、あはれよき男かな、我もしむすめもちたらは、汝に妻あはすへきものをとて深くめて給ひつゝ、帝の婿に准へて、儀同駙馬の爵に叙せられ、御營中軍都督といふ官にすゝみ、御劍を賜ひ、姓を朱、名は成功と改させ給ひける、彼國の習ひにて、天子の御姓を賜はる官人をは、總て國姓爺と呼なり、これより前國姓爺は日本の母を迎ん

ど、度々父に乞けれども、軍に事多くて、いたつらに打過けるか、國姓爺今そ時を得て、大將の職に登りければ、やかて人をして母を迎へたり、思ひのまゝに孝養をつくしける、父の芝龍元より盜賊の本性なれば、帝の爲に力を盡して戦ふ事をもせず、己か身の安堵をのみ思ひて、いたつらに月日を送りければ、國姓爺これを歎き、さまゝにいさむれども聞入れず、兎角する中に韃靼の貝勒王大軍にておしよせければ、鄭芝龍が軍大に敗北して、隆武の帝もうたれ給ひ、母ものきおくれ敵の道にとらはれ、王老虎といふものこれに戲んせせしに、元より操はげしき女なれば、かたくいなみけるほどに、老虎大きに憤り、終にこれを斬殺しける、國姓爺は父に従ひ安平といふ所に有けるか、かくと聞て大きに歎きかなしみつゝ、韃靼の夷こそ君の仇母の仇なれば、しはらくも共に天を戴じと誓ひける、父芝龍は諫を用ひず、あまつさへ韃靼の招きによつて降参せんと計りける、されどもその子忠義の心深く、又弟の中に鄭鴻逵、其外一族にも鄭彩、芝聯などいふ者の降参すまじきを知りて、貝勒



王へ内通しけるは、我たとひ招きに随ひて降るとも、子ども弟ともその外の中を随まじきなれば、我身ひとり恥を受、あまつさへ彼者共か事によりて、遂には誅せられん事疑ひなし、兎に角仰に随ひかたきといひければ、夷の軍將貝勒王矢を折てかたく誓をたて、たとひ残れるものともいかなる兵亂に及ぶとも、此度降参せし人々は、いさゝかも罪すましとそいひ送りける、芝龍大きに悦ひ、同意のものを引具して、夷の陣にそ入ける、されども諸共に物語して、國姓爺は年少しといへどもしたたかなる者なれば、後には大なる韃靼の憂をなさんとぞ歎きける、かくて國姓爺父か逃さりし事を聞て深く恥思ひけれども、悪く計ひなは父の命を失れん事のかなしさに、しはらくは忠義の心をたえ引籠りて有しかと、やう／＼彼誓ひを委しく聞出して、さては心安しとて、やかてそのほりなる孔子の廟中へ入て禮拜し、我不幸にして父に捨られぬれども、一天の君に頼まれまいらせ、國の敵母の仇たる北の夷を討亡さんぞす、父の方に向ひて弓引も恐れありといへども、忠孝の二つなから全

しかたき事をいかにせむ、今よりは文教をも廢し、武事を専とし侍れば、今まで着せし儒者の冠服をかへし奉るとて、これをやき棄ける、この時年は二十三とぞ聞えし、かくて馳かへりつゝ、同志のもの九十餘人を催し、二つの船に取乘南方に赴き、廻文を馳て軍兵をまねき、所々に合戦度々ありて、同安といふ所に陣を取居たりしに、隆武討れ給ひて後、又明の親王永明王といふ人、肇慶といふ處にて即位し給ひ、永暦元年改元あり、勅使を下し成功を延平公に封じ給ふ、それより數十度の戦に手柄をあらはし、軍勢多く付添ひ、南方の國七十二ヶ所を攻取、その居所の名を思明州と改め、勢ひ甚盛んなり、永暦かさねて使を遣し、國姓爺を延平郡王の爵に進め、附従ふ大將甘輝、黃廷、郝文興、王秀山、張煌言などいへるものとも、みな一人當千の勇者なれば、夫々に官を賜り、延平王も此人股肱の臣とぞ頼ける、永慶の十一年、按するに、崇禎七年のあやまりなり、韃靼の主の己に國號を清と改め、年號を順治と改元せしより、十四年丁酉の秋、按するに、我明曆三年に當れり、七月、延平王大に兵を起して北に向ひ、韃靼を攻んとす、そ

の時の着到五十萬にそ餘りける、即師を出すの表を書て、永暦帝にさへけんとするに、敵の爲に道をさへきられ、使を通はすへきやうなければ、北に向ひて禮拜し、表文をやきて頼て南京さして押寄ける、先手の兵は身に鐵にて作れる鎧に、豹の紋を畫きたるを着、顔には恐しき面を被り、斬馬刀といふ長き刀を持て、敵の馬の足を切らせける、これを鐵人と言て、夷とも大きに恐れあへり、諸軍船に取乗りて所々の軍に討勝、南京の城を攻圍、石火矢を放ち、陸を埋み、つゝに城の曲輪を打破る、韃靼の勢二の丸に取籠、こゝをせんご、防ぎければ、さうなくも落す、されども延平王の勢ひ南方に震ひて、韃靼より置し守の城とも多くはこれに随ひ付ける、甘輝は老功の大將なれば、國姓爺を諫ていひけるは、今韃靼方の城々多く降参すといへども、残りて味方の害となる城とも猶多し、今大きな勝を得たれば、一まつ引退き、近國の城共を盡く打落し、南京を裸城にして、爪鎮の城に味方の兵を多く籠置、南北の道をさし塞き、韃靼の救ひの勢をおさへすんは、思はざる外に利を失ふ事出來りなんといひ

けれども、延平王は國の仇母の仇を報ふ心の切なるま、一筋に北に向ふて攻取んとせしゆゑ、この諫を用ひさりしこそ殘念なれ、かくて韃靼の加勢後より襲ひ來りて、城の兵内より打て出ければ、前後に敵を受て敗北し、味方多く討れける、延平王は思明州に歸りて、討取れし忠臣の爲に廟を築てこれを祭る、中にも甘輝を第一とす、其時にこそ吾もしはやく甘輝か諫に隨は、かくの如くならしと歎きけるとかや、韃靼の夷大軍を催し押續きて思明州を攻けるに、延平王ことゝもせず悉打やふる、是より後大に恐れて、延平王父子の代には攻寄る事なかりける、その後阿蘭陀の出城をかまへて立こもりたる臺灣といふ所を攻落して引籠りける、この地は廣き事二千里に餘りて、北は福州に對し、南は小琉球に近く、五穀豐饒なり、南海の中にありて、めぐりは岩石聳へて船を寄る事なりかたし、只一すちの船路有て往來すへし、その要害の堅固なる事天下に並なし、その始は父芝龍か栖ける所なれば、延平王もこゝを根本の地と定め、承天府と名付、また東都ともいふ、その母日本人に



て、我身已に其國に生れたればとて、深くこれを慕ひ、年の始には家ここに松竹を立、注連繩を引て、此國の風儀を學ひける、明のとし延平王三十九にて傷寒といふ病を受けて空敷なりぬ、此人の生れ付尺高く清らかにして、もからあくまでつよきか、才智のすぐれたる事も亦雙ふものなし、天性物に動せず、或城を攻るに、敵の打礮雨の如くに來て目の前に落れ共すこしも退す、進む時は士卒に先立て下知をなし、引時はいつも後陣をおさへて味方を守りける程に、多くの兵とも皆恐れ敬ひけることなり、諸家隨筆載落葉物語○按するに、元長に似たれども、成功の全傳を見るへきため、姑く全文を收む。

寛文三癸卯年、成功の子鄭經、長崎奉行に書を來して、この事採用書に年代を記さず、れども、鄭開の來簡に、去年成功死去あり、成功の死せしは康熙元年にして、我寛文二年なれば、今推考して、今年の、さきに預け置し貿易銀を請取、亡國中興の資とせん事を願ふ、時に一族鄭開よりもまた書を贈りて訴ふる旨あり、これ叔姪不和なるによりてなり、奉行より返簡等の、のち延寶三乙卯年、かの銀を返し賜はるにより、同五丁巳年、拜謝として奉行以下に書儀を贈れり、

寛文三年

長岐王殿下書 嗣封世子制鄭經稽顙拜恭候  
台禧 副啓一通

啓、比慕高徽、思相結納、緣隔部洲、通問不數、然萬里馳神、常懷耿耿、恭惟長岐王殿下才擅擎天、勳高沐日、已名外國、而達中土矣、間者逆宗鄭泰、獍豸、匪徒蒙我先大師平國公按するに、平國公は平直侯なるへし、辨前に出す。提拔恩養、重加委任、迄我先王、寵以戸官軍興糧儲、一聽出入、帑藏啓閉、悉授管鑰、至各港諸洋、貿遷資本、俱委營國、以裕國計、此殿下二三執事所能通曉其始末也、詎意鷹不化眼、雖思啄群、欲擅鑄山之權、私圖耦國之響、前乘我先王賓天、密構叛將黃昭謀逆、我遣李熊持書相通、陰行弑君之計、現有遺書可據、近又勾虜作逆、賣國求榮、經密訪情真、不得已聲正其罪、以戒叛逆、茲鄭泰已懼罪自殺、其弟鄭開亦率衆叛去、削髮歸虜矣、緣稽查數籍、先王歷年、所發與鄭泰到貴君貿易之船、銀貨尙多寄積、茲特遣協理刑官蔡政敬致魚函、統冀昭察、取交原銀、運回以資核勦逆虜之資、異日國朝中興、獲奏微績、皆殿下之賜也、臨風馳注、毋任翹企、不宣、

名具正幅

七月十一日仲

錦舎鄭經より長崎の奉行へ贈る書簡のやわらげ、日ころ高き風儀を慕ひて交りを結はん事を思へども、國を隔て島を隔て音問もまれなり、然れども心は萬里に通ひ、常に想像るの心やます、謹てをもんみれば、長崎王才すぐれ徳たかくして、その名外國へ聞え、明朝へもかくれなし、このころ我同姓の内鄭泰といへる曲ものあり、この者は元來我祖父大師平國公按するに、鄭芝龍は平直侯たり、鄭泰は平直侯の孫なり、誤寫なるへし。とりたてのものにて、恩を加へ官職もあたへ役人とす、我父先王いよく懇をくはへ、軍中の入用金銀兵糧并諸色の出入をうちまかせ、鑰を渡し置き、そのうへ國々の湊へ遣す商賣船の事まで支配せしめ、國家のたすけにいたす、その事は長崎の輩もくはしく聞及ふへし、彼もの不慮に悪心をたくみ、鷹の目の及はさるところにては、雖もものたかいくひあふことく、をのれか權柄をほしひま、にし、國うはふの志あり、我父先王の世を棄るをよき折節と思ひ、謀叛人の大將黃昭といふものゝもとへ、李熊といふものを使者にて書状をとりかはし、君を弑す

通航一覽卷二百十三

四百十七

の計をたくむ、その書状あらはれて證據分明なり、そのうへ韃靼へ回忠をいたし、榮華を求めんとす、その事露顯分明なるにより、同姓のよしみありといへども、やむことを得ずしてその罪を正し戒め置くのところに、鄭泰罪の逃れかたき事を恐れて、自首くりて死す、その弟鄭開といふもの、をのれか手勢をひきいて謀叛し、髮をそりて韃靼へ歸伏す、これによりて鄭泰かあとを沒收し、年々の帳面を穿鑿すれば、我先王の代に鄭泰に申つけ、數年日本へ遣す商賣船の殘銀長崎に預け置く事多し、これによりて今蔡政と申官人を使者とし書簡相添、請取に遣す處なり、願くは奉行所にてこの趣を聞届られ、本銀を返し給はらば、韃靼と合戦の用意の助けとすへし、重ねて明朝を中興して、其本意をどけは、長崎奉行の恵みなりと存すへし、これによりて風にまかせて使者を馳せ、その元の返事を仰き望むものなり、不宣、

七月十一日

日國長崎鎮二位王爺書 侍弟鄭鳴駿頓首拜  
台禧恭候 副啓壹通



啓太子太保戸部尚書同安伯鄭、致書于日國長崎鎮王藩下、先宮傳兄與貴國通好、往來已歷多年、深荷貴國信義昭著法度畫一、雖海天寥濶、未嘗不兩心相孚也、緣年來敵國紛擾、凡所發到貿易資本、每歲約量帶回、其餘盡貯順貴國、俱伏貴通事、代爲收貯、因去年先藩弟捐館、逆姪錦年少愚昧、日爲奸究、竊弄離間至親、涎先兄微貲、覬圖吞噬、於六月初八日、請先兄入鷺門、計事設局、羈留勒索重賂、先兄不勝憤恨而死、凡所有重貲、槩被掠出、仍跟尋歷年敵、任事之人、如家表洪未舍與黃興老陳震老等、盡爲羈禁、僕幸在活島、得免於難、乃率所部舟師、附屬清朝、會師致討、茲聞逆錦將未舍等家眷兜留爲質、特遣蔡政監押前來、仍舊任事張元同爲作崇、巧辭奸計、希圖混取先兄及弟寄帳、不思先兄蒙難、亘古大變、遐邇痛心、耳目昭彰、貴國法紀嚴明、如前年紅夷劫掠陳軫船貨、尙荷追究、矧明白寄頓、肯容奸賊混取、未舍等、皆肺腑至親被迫而來、出於無奈非其本心言不可、龔二娘林賢顏若楊晃張榜等來、在未變之先、二娘忠厚古意、凡事悉聽主裁、欲令暫留貴國祈允、加意照管、先寄銀兩及今年林賢顏若等所賣銀、仍

舊安頓、俟來年事局平定、當委的人前來文領、如此則貴國信義、始終無二、永佩大德、寧有涯哉、臨穎曷仰瞻溯、

名具正幅  
左 玉

鄭開より長崎の奉行へ遣す書簡のやはらげ某か兄鄭泰、長崎へ好を通し、往來年歴たり、ふかく日本の仕置あきらかなるを承り及び、はるく海を隔つといへども、兩國のまことかはらず、然れども年比國に兵亂うちつゝきて、其たすけのため商賣船を遣、餘り候金銀をは長崎の通事にあつけ置、然る處に去年森官死去に付、その子錦舍年わかく愚痴にて、いたつら者ともに諸事を裁判させ、したしき中をわすれ、我兄の少したくわへたる財物を奪んとたくみ、六月八日相談の事ありとて、我兄を鷺門といふ處へまねきよせ、ゆるなくとらへいましめ置、財物をはたか、わか兄いきごふり恨て自害す、家財悉く掠とられ候、その上に年々商賣船の事をせんさくし、船頭洪未舍黃興老陳震老等をとらへいまして、某は幸に活島といふ處にありて難を

まぬかれて、自分の船并人数召つれ清國へ歸服し、その軍勢をかたらひ錦舍を討んとはかる、此ころ承及候へは、錦舍洪未舍黃興老か人質を取て、此兩人の船頭に蔡政といふものをさしそへ、長崎へ遣し、我兄のあつけ置銀を奪とらんとす、兄か召使候張元と申もの、錦舍にへつらひ様々の偽を申、右の銀をとらんとはかるよしなり、我兄の不慮の難に逢ことは、古今まれなることなりと、遠近ともに憐みいたみ候ひし、日本の政道たゞしく明なるによつて、先年按するに、寛文元年、柔佛出の壺をらんた人唐の商人陳軫か船を掠め候時も、明白にせんさくありて取かへし、陳軫にあたへらる、況やこの度のあつけ銀はたしかなる事なり、洪未舍等は我家の取立の久しきものなり、錦舍にせめられて心にをもはさることを申候とも許容せらるへからず、龔二娘林賢顏若楊晃張榜など申船頭は、亂より以前に長崎へ出船するものなり、龔二娘は律義なるものゆゑ、萬事商賣の事をまかせ候、願はくは長崎にしはらく留をかけたまはり、前かたよりあつけ置どころの銀并に今度林賢顏若等か賣船の銀、前々

のこごとくあつけをきたく候、來年事しつまり候て、たしかなるものをわたし改めうけ取へく候、右の通りに許容せられは、いよ／＼日本の信義前後かわらざる事を感じ、なかく恩徳限りなくをほひなることをわするまじ、是によりて書簡をつかはすものなり、  
延寶五年七月六番思明州船頭龔二娘并黃熊官申口一錦舍事、父國姓森官より只今に至り大清を敵にうけ、大明の忠勤終に息事無御座候により、數年以來別て吳三桂に致合心、世を大明に翻し可申とて、肝膽をくたき申候ゆゑ、この頃は福建之内にて五府、又廣東之内にて二府手につけ、漸勢を振申候所に、天運未叶不申候歟、右七府ともに去年十二月之頃より所々の變亂により、七府ともに致變失候、此變失之最初之根元は、錦舍と福州之靖南王不和に罷成、福州は真中にて、上は浙江之大清勢、下は錦舍勢に被取狹、可安堵様無之により、靖南王又大清に再び翻り申候、錦舍と不和の子細も、福建の内汀州府邵武府此二府、靖南王方より劉氏の大將を守護に召置申候處に、此大將大清に背き、則右之二



府を以錦舎手に屬し申候得者、錦舎より左武衛之官裴氏之大將を右之劉氏に相添、就中堅固に相守罷在候、依夫靖南王存申候は、福建八府之内を五府まで錦舎に屬し、軍威彌つよく罷成候得者、福建の分間もなく錦舎所領に罷成にて可有之候、縦此方よりの守護の大將變亂を起し、錦舎に屬し申候とも、錦舎も故なく領承仕等にて無之にと、ふかく遺恨をふくみ、無據重て大清に罷成、則大清方之總大將康親王と申候を、大清の帝康熙王より福州に並ひて省浙江まで指下し召置申候を、靖南王その期になり、右康親王を福州へ迎入て、其身彌大清方に翻り申候、左候てより錦舎へ屬し申候、汀州府邵武府の劉氏の大將へ、靖南王方に罷在候諸將の内、前々より右劉氏之者にちなみふかき者共に御座候て、謀をめぐらし候て申含候は、錦舎より被召置候其方相守護の裴氏の者不慮に錦舎に背き、此方へ屬し可申よし讒言仕、又裴氏之者へ變亂可仕由申之段偽り申含候により、裴氏之者存申候は、總ては劉氏之者の元よりの故城にて有之に付、軍權もつよく候得者、如何様我等を可害事可有之と疑

を起し、言葉の試をも仕候所に、劉氏之者元より無野心事に候得者、達て申つけを仕候程、彌裴氏方より疑をなし申により、裴氏之者錦舎方へ引取申候とて出城仕候を、劉氏より色々相とめ見申候得共、とめ申程害心有之と心得、汀州を立のき申候に付、劉氏之者無是非とより附き慕ひ、是も立のき申候て、劉氏之者は自然又錦舎へ讒言の事も可有之と存、廣東之潮州府に罷在候錦舎之軍大將劉伯爺と申ものへ頼參り申候得者、此劉伯爺も疑ひをおこし、受け入不申候得者、劉氏之大將是非に不及、妻子不殘刺し殺し、その身も自害仕申候、この儀錦舎へ相聞、さては裴氏之者疑ふかきゆる、大切なる忠臣を殺し候と深く愁嘆仕候て、裴氏之者を不忠獻地之咎に相極め、當三月に裴氏之者之頭をうち、少しく鬱憤を晴し申候、右汀州邵武之二府變失之根元により、漳州泉州并に廣東之内惠州潮州變亂も右之基にて御座候、殊に正月九日に、錦舎領地興化府に於て、福州勢と錦舎勢一戦之節も、士卒共令變亂、錦舎方勝利も無之、城主之趙伯と申大將討死仕候、其節福州勢も三萬餘、又錦舎勢も三萬

餘にて御座候、同勢にて勝負を決し候は、錦舎方無難勝利を可得之處に、右之通り兵卒之變亂にて敗北仕候、その後二月七日八日兩日に、泉州府并ひに漳州府も致變亂、大清方に罷成申候、泉州之城主は林中衝と申候て、錦舎大切に存候大將にて御座候所に、無面目存、即時出家に罷成居申候を、錦舎も惜み申候て、只今は錦舎元に罷在候、漳州之儀者、則錦舎自身罷在候へ共、變亂之儀存寄も無之候得者、無是非漳州之城を立のき、只今厦門に引取罷在候、只今漳州之城に候則康親王、ならびに靖南王も同陣に罷在候、これは廣東表を攻め申たために、福州と廣東之間漳州に罷在事に御座候、此間又太子會と申候て、大明之末世崇禎帝之第三之王子のよし申立、諸方より義兵を揚げ、其勢一萬餘も可有御座候、内三千餘存寄も無之不慮に泉州之城へ攻め入り、大清方を朝之間に追拂申候を、大清方より能見申候得者、漸數千人有之候に付、同日之晝程に、大清方大勢にて追拂申候得者、一人も不殘皆々逃げ散り申候、大清方は朝之内に存寄も無之に付、少々雜兵被討申候もの御座候、太子會之者は一人

も死失御座なく候、右之通義兵など、申候て、山中海邊に徒黨を結び、或は數千人或は萬人に及、大清方を亂奪仕候事多く御座候、今度錦舎前後敗北之儀も、尤右に申上候通り、手前より之變亂に御座候得とも、畢竟は又兵糧にさし詰りての事にて御座候、總て錦舎儀別て仁德慈愛ともに深き大將にて、民百姓をそこなひ申候事曾て不仕本意に御座候、兼て申候も、民百姓無之候ては、縦城郭を持構申候ても無益事に候、兵卒は少々難養候とも、民百姓においてすこしも痛め申候事、大事を存立候根元を失ひ候とて、只人民を愛し候を本と仕候、民百姓に理不盡の課役にても懸け候は、兵卒養ひ候事も成事に候へとも、曾て左様の事を不仕大將にて御座候、依夫兵卒共へのふれながしにも、何方へも參度者之分は、勝手次第に仕候やうにと再三申觸候より、兵糧繼ぎなきものともは、不殘諸方へ打散り申候、併その兵卒とも、大清方にも歸府仕り不申、諸方之山々谷々にしひ居、錦舎兵糧有餘之時節を相待罷在候志にて御座候、扱泉州之城には、大清方より提督之官段氏之者を召置申候、



只今はまた泉州も漳州も錦舎へ志有之者共、大清方之諸將之内より錦舎へ内通いたし、大清方之兵卒も多く無之候間、是非又勢を被向候へ、我々迎可申と右兩所より申來候へとも、錦舎存被申候にも、縦只今兩城共に手に附候ても、大分に兵卒共安置無之ては城も守りかたく候、兵すくなく候て、重ねての恥をかき候はんより、先厦門にて軍威を養ひ、時節を待可然と申事に御座候、殊に吳三桂上方に於て諸省を討取堅固に有之上者、明朝に可翻事も容易事に候、上之方は吳三桂次第に打寄り申候へは、下之方は無甲斐なからもそれがし令出張罷居候、福州之儀は我等と吳三桂之間に被挾有之事に候間、何時も此方兵糧次第に掌に入候事に候とて、泉州漳州之兩所へ入城之事、合點仕不申罷在候、とにかく兵糧乏く御座候て、是を專一に存事に御座候、

一漳州之城に守護仕罷在候大清方之康親王、靖南王に被致評議、先軽く以使者被申越候は、年々その元も此元も軍戦やみ間も無之、士卒ならびに人民ともなやみのみに罷成、所詮無益事に候條、錦舎名

代を被出、髪を剃らせ、清朝へ歸附においては、則漳州泉州之二府を可宛行、錦舎儀者大明之世を深く被慕事に候間、縦髪を剃り不被申とも不苦候、心儘に安樂被致候へかしとて、大清方之翰林之官李光第と申候泉州人、和融之使者越可申之由、私共出船之刻申參候、此儀はとも同心有之間敷と諸人申事に御座候、大清方より錦舎を殊の外むつかしく存牀に御座候、第一士卒之軍死人民之課役、皆以變亂之基にて御座候、其上兵糧續き不申候により、和睦に仕度本意不淺よし申候、

一廣東之平南王も、最初には變亂之心も無之、折節兼て吳三桂より廣東之相守護に馬雄と申候名大將を、吳三桂より召置、堅固に御座候處に、吳三桂於湖廣に、智一人一軍之爲大將、湖廣之内攻させ申候へは、智之一陣敗北仕候て、大清方に氣を取られ申候により、右廣東之城に召置申候馬雄を湖廣へよひどり申候て、右智失陣之處は又また取かへし申候、吳三桂も廣東之儀別儀有之間敷と存、馬雄を呼取申候へは、錦舎軍機を失ひ候段、平南王承り申、殊に馬雄居不申事に候ゆる、重て大清に歸參仕候、

依夫廣東根城之勢つよく罷成候へは、錦舎手之劉伯爺と申大將、惠州并潮州之爲守護罷在候得とも、大清方に可勝やう無之と存、先髪を剃、是も大清に翻り申候、

一私とも出船仕申候節、吳三桂より錦舎へ、當六月中旬頃に飛札被指越、勝利之吉左右を申來候、何國を如何やうに取申との事は存不申候、先は吉報申來候と承申候、

一龔二娘并に黃熊官二人之儀、前廉鄭祚爺銀御當地へ預け召置申候を、鄭祚爺孫奎舍并に鄭開爺子按舍書簡を指あげ、右預け銀請取申度よし申上候處に被爲開召分、去々年卯年に預け銀皆々御渡し被爲下候、依夫去年も早々爲御禮今度乗渡り申候船を仕出し、私とも二人之者乗り合、去年七月十八日に思明州を出船仕候處に、八月朔日に洋中にて惡風に逢、同三日に梶柄二本迄折り申候ゆる、船之儀乗り戻り相渡申事罷成不申候て無是非存申候、依夫今度則去年之船に私共二人、奎舍按舍より申付、御兩奉行所様へ御書簡并に纒之御進物さし上申ために越申候、次に末次平藏、高木作右衛門又者

町年寄四人、また唐通事までに禮物遣し申候、唐通事へも書簡一通越申候、右預け銀永々御當地へ預け置、無相違御請取らせ被爲下候御禮之ため計に御座候、

已七月十二日

唐通事

彭城 仁左衛門

同 林 道 榮

同 穎川 藤左衛門

同 東海 徳左衛門

同 林 甚 吉

同 西村 七兵衛

同 陽 三郎右衛門

同 彭城 久兵衛以上、變態○按するに、龔二娘等の口書は、下條延寶二年の次に出すへじれども、鄭經父祖の業を繼ぎし事より、預銀御返しの事等に及へるを、恒覽のためここに附す。



通航一覽卷之二百十四

唐國福建省 臺灣府部十

○鄭氏援兵願等附風說

延寶二甲寅年六月三日、長崎奉行牛込忠左衛門より、鄭經等の事によて、來舶唐商の風說書を以て、江戸に注進あり、同六日林春常に讀しめ、老中列座にてこれを聽く、のちまたしばしば風說書を奉る、鄭經延寶七和睡あり、其子克塽のとき、天和三年終に清に降る、この康熙二十二年の事なり、年北京勢

延寶二甲寅年六月

從長崎福州船風說書一通、吳三桂錦舍檄書一通、同和解二通、以上五通、牛込忠左衛門方より次飛脚にて昨日被差越候、御覽にて御寫置、本書明後六日に御城へ御持參可有之候、以上、

六月四日

久世大和守接すに、中廣之なり、

弘文院

福州出し船之唐人共申口

一雲南貴州南省の守護平西王、名は吳三桂と申候、

并廣東の守護平南王、福建の守護靖南王、何れも明朝の恩臣にて御座候處に、大清の代に成、運にしたかひ、皆々親王に罷成、高位に登り居申候得共、何れも重代明朝の恩臣にて御座候處は、爵愼終にはれ不申罷在候、殊に平西王儀は明朝失國の節、崇禎帝の第三の王子三歳に成申候をかくし置、介抱奉成召置候、然處に去々年大清康熙王より、右三王ともに預りの軍兵の權を削申さんとして、皆々北京へ手勢はかりにて可參候由勅命有之、其上六ヶ月の間所々の士卒に兵糧も宛不行、政道彌不道に罷成候に付、これを時節と存定め、平西王より廣東福建の兩王へ、義兵を企申密通いたし置き、平西王は去々年十一月に入京に事寄せ、雲南を罷立四川まで参り、四川にて百六十萬程の人数にて義兵を起し、四川の守護張部院を害し候得は、四川は無難降参仕候、それより又雲南へ引取、清朝の諸官共を降参いたさせ、或は害し、事静て後、右介抱仕置候王子を當正月朔日寅の刻において即位なし申、年號をも周啓元年に相改、則檄書を福州の靖南王并諸方の諸官其外東寧錦舍へも遣し、海陸より清朝を討伐

仕筈に相定り、平西王は當正月中旬に湖東へ發向仕、湖廣十五府之内九府打取申候、平西王子并おいを陝西へ遣しせめさせ申候處に、陝西も半分程は降参仕候由承候、廣西は女王にて有之候處に、是も同意仕候、廣東の守護平南王は同意仕候得共、手勢多無之故、卒爾に義兵は起し不申、先靖南王并錦舍方へも加勢をこひ罷在候、是もたかひに合心の儀に御座候得は、追付義兵を起し可申候、靖南王は當三月十五日に福州において義兵を起し、同十七日に國中に制札を立、靖南王其外附隨ふ諸官共に不及申に、萬民までも髪をたて、まんきんをかふらせ、衣服も明朝の制法に改申候、萬民亂奪の事も無御座、安堵いたし罷在候、只泉州一府の儀は、王提督と申者守護にて罷在候處に、最初は敵對の心有之、泉州不殘亂奪仕候得共、又心を離し、靖南王へ降参仕候、其後靖南王四月初より人数二十四萬程を段々に南京へ指向申候、又錦舍儀は元より此節を相待罷在候得は大に悦、則人数十萬程、船大小九百艘餘、是も段々に南京へ發向仕候、但福州に在之候兵船の分、皆々靖南王より錦舍へ遣し申候由承

候、錦舍は六月初に東寧を出、靖南王と南京にて勢を合せ申筈に御座候、廣東の平南王も、右之通合心のの上は、是以別儀無之南京へ押よせ可申と萬民申事に御座候、其外一同のもの共、其數難知御座候、今度の様子にては、南京浙江さへ打取申候は、其外の國々は容易大明に成可申と諸人申事に御座候云々、

延寶二年寅五月

唐通事

彭城 仁左衛門

同 柳屋 次左衛門

同 陽 總右衛門

同 林 道 榮

同 東海 德左衛門

同 林 甚 吉

同 穎川 藤右衛門

同 西村 七兵衛

同 下田 彌三右衛門

右延寶二年甲寅二月三日長崎より江戸へ注進之欽命招討大將軍總統使世子罪臣鄭檄文、中國之視夷狄、猶峩冠之視賤履、故資冠於履、則莫不忿淪夏於夷、則孰不感媿、凡在血氣之倫、寧無羞惡之心、但運數使然、莫可奈何、是以犬豕餘孽、輒干閭位、遂使



我明三百年之天下、一旦胥淪爲夷狄、豈盡無忠義之士哉、洪惟二祖列宗、豐功偉業、澤潤民生、踐土食毛、世承君德、卽有亡國之禍、非有失道之主、而煤山龍馭、死守社稷、尤忠臣義士、所推心而感泣者也、狡虜徒以詐力奪我天下、竊據之後、爲虐益深、烝淫之醜、上及骨肉、殺戮之慘、下逮狗彘、官方貪婪、役賦繁重、歷觀胡元之政、未有敗壞如今日之甚者、我先王忘家爲國、抗夷於方張之際、固嘗敗之於海澄、敗之於護國、敗之於鎮江、敗之於思明、所至殲其名酋、擒其渠帥者、不可勝計、卽予嗣位之初、亦嘗敗之於烏沙、斬其僞侯馬德光、續以糧運不繼、因退屯東寧、生聚教誨者一十餘年、庶幾勾踐之圖、無墮先王之志、今者虜亂日甚、行事乖方、積惡已稔、天奪其魄、以致吳王倡義於滇南、耿王反正于閩中、平南定南各懷觀望、秦蜀楚越莫不騷動、人望恢復之心、家思執筆之逐、正符廿八之謠、適應大虎之讖、此政夷虜數窮之會、龔行天誅之日也、予組練百萬、樓船數千、積穀如山、不可紀極、征帆北指、則燕齊可搗、遼海可跨、旋應南向、則吳越可掇、閩粵可聯、陸戰而兇虎辟易、水攻而蛟龍震驚、所願與同志之士、敦念故主之

恩、上雪國家之仇、下救民生之禍、建桓文之偉業、垂青史之芳名、凡諸文武官吏、不論滿漢、有能以城邑兵馬反正歸附者、各昭原職、加陞委用、其有前係舊將中道離去者、悉赦不究、一體收錄、方今以國事爲重、不必以小嫌介意、聞有奇才異能者、可赴軍前投牒、量才擢叙、大師所過、秋毫無犯、非得罪社稷及抗我戎行者、一無所問、嘉與士民同建勳復之勛、永快昇平之樂、刊布直省、咸使知聞、故檄、

永曆貳拾捌年肆月初一日

東寧鄭錦舍諸方へ廻し候檄書の和解

欽命招討大將軍總統使世子の罪臣鄭氏錦舍、致檄文候、中國より夷狄をみる事、猶貴き冠のいやしきくつをみるかごとし、故に冠として履に隨事を誰かいきとほらさるものはなし、中國として夷狄にしつみ候事を誰か不媿、血氣有之輩、何ぞ無羞惡の心歟、但運數の合然所いかなともする事なし、是以犬豕の餘種專位をけがし、終に我明朝三百年の天下、卽時に夷狄にしつむ事、何ぞ盡く無忠義の士哉、ひろくおもんみるに、一皇祖并歷代の祖宗、功業大にして澤生民に及す、土を踐肉を食程の者、世々君の

徳をうけしなり、尤亡國のわさわひ雖在之、更に無道の主君にはあらず候、然るに煤山御幸の儀、死に被及候まで社稷を守り給し事、忠義の臣士胸を推し催感涙者也、韃靼がたばかりを以我か天下を奪ひ、位を盗みて後、暴虐彌深く、姪亂の恥は上及眷屬、殺戮のかなしみは下畜類にまていたる、諸官貪を專にし、役儀繁くす、つらく胡元の政をかにかへみるに、無道なるもの只今のこごく甚はなし、我先王國のために家を忘れ、夷狄の出張をふせくに、先於海澄傍注、所、彼をやふり、於護國も彼をやふり、於鎮江も彼をやふり、於思明も彼をやふり、到處において名將を討、其賊首をこらへ候事不可勝計、予か嗣位の初にも、又彼を於烏沙やふり、彼か僞將の馬德光を傍注、打候得共、其節兵糧不續候に付、東寧へ令退去、兵糧人數を集て鍛鍊を專とする事一十年にして、勾踐の謀事をこひねかひ、先王の志をむなしくせず、すへからく韃靼の亂政日々に甚たしく候、法道を背き惡事既に積り、天道にも其魄を奪はる、により、吳王傍注、吳三桂、滇南にて義兵を催し、耿王傍注、南王、閩中にて正きに反る、平南王も

定南王も各其望をふくむによつて、秦蜀楚越大きに騷動して、人々心に中興を望み、家々に鞭を取ておわんごをもはさる者はなし、誠に二十八狄と云傍注、到底還初廿八狄と、傳て謠歌にかなひ、大虎といふ前塵より申傳し也、、傳て謠歌にかなひ、大虎といふ傍注、大虎出山方睡覺も、前塵より申傳也、、ことわざに應ず、誠に韃靼の運數つき、天誅を受けるの時節也、予百萬の兵卒を鍛鍊し、數千艘の兵船をこしらへ、積置兵糧等限りなき事山のこごし、兵船北におもむく時は、燕齊をもちつぶすへく、遼海をも容易可越、旗を南に向ければ、吳越をもひろひどり、閩粵も隨へし、陸の戦は虎兇も逃去り、海上の攻には蛟龍も可驚候、願くは同志の士有て、あつく故主の恩をおもひ、上は國家の冤をはらし、下は生民のわさわひをすくひ、桓文の洪業をかまへ、其名をかうはしく青史に垂るへし、凡文武の官吏、滿州中國の者に構なく、正朝に反り、城郭兵馬等をもつて歸附するものは、各其元の官職次第に令加増可召使候、縱前廉の舊將中頃より退去る者たりといふ共、一同に前非をゆるし可召抱候、此節は國家の儀可爲肝要に付、些少の儀はかわらす候間、若奇才異能のもの有之は、軍前



へ參し返状をも可差上候、其才智をはかつて可宛行也、大軍の赴く所毛頭も於其所にかす事有間敷候、罪を社稷に得る事なく、次には我軍兵の行先をさまたけざるものは、一つとして不及答候、能々士民と同一興復の功をなし、永く太平のたのしみを可悦、是を板行して直省に傍注、南京北京を南直北直をいふ、省は十三省の事也、告るの間、あまねくこれを爲令聞知也、檄告如此、永曆二十八年四月朔日

此檄文の和解本文と考ふれば少々相違有之、

按するに、この間吳三桂の檄文并その和解等を載せられたるが、この條にあつたらざるをもちつて刪去す下同し、

改定鄭檄和解按するに、これ林道春の和解なるべし、

帝王の命を受玉はり、國々の兵を招き、鞬靽征討の大將軍總司、一國に封らるゝ王の家督、罪ある臣鄭氏の某檄文右は錦舎の官職なり、錦舎は祖父も父も一國の王たり、其總領家督の世子と申候、斯のこまき身たりといへ共、年久しく敵を亡すこと能はざるに依て、罪ある臣下と自稱せり、鄭は錦舎の氏也、出軍の前板に書付、諸國へ觸るゝ、

中國とるびす國とは冠と履との如し、しかるを冠を以て履とするときは、これを見るものいからすといふことなし、中國のるびすに奪るゝは、誰か恥

敷思はさらんや、凡人と生るゝもの、何そ是を恥にくまさらんや、しかれども是も運命によることなれば、いかんどもすへきことなし、しかる故に古より犬猪のごとくなるるゝひす、中國の帝の位を竊むことこれなきにあらず、近頃我大明國三百年の天下、鞬靽のるびすに奪るゝ、この時何ぞ忠義を盡さんと欲する士なからんや、謹てをもんみれば、大明の元祖より代々の帝王功業ゆたかに大にして、恩澤萬民にをよひて、世々君の徳惠を受ること久し、思はざるに國亡ふの災あれども、君の道を亡ふ故にはあらず、崇禎の天子煤山といふ所にて崩御の時、いささよく自害ましまして、先祖をはつかしめず、是忠臣義士帝の心をおしはかり、感涙を流す所以なり、鞬靽のるびす共偽を以て大明の天下を奪ひとりて、惡虐淫亂甚たしくして、親子親類の分ちもなく、人を殺すこと限なくして、犬猪までにおよぶ、其上官人共貪りみたりて、諸役を下々にあつる事しけくおもし、昔の元の世の政も、今の鞬靽のしわざのやふなるからく苦しきことはあらず、某か亡父森官か國のために志を盡し、其家門をかへり

みす、彼るびすの勢盛なる時にあたりて義兵を起し、海澄護國鎮江思明の處々にて合戦し、其大將をあまた打殺せり、某か父のあとを繼し後も、るびすを烏沙といふ所にて打破、彼大將馬徳光を打とる、しかれ共兵糧つゝかざるによつて、軍を東寧に退く、猶再興の用意をなすも十年餘也、古の越王勾踐かごとく謀をめぐらし、亡父の志をこけんことをねかふ、この頃にいたつて鞬靽の政いよくみたれて、積惡既にきまつて、天よりるびすの魂を奪へる時至たるに依て、吳三桂は義兵を鎮南といふ處に起し、耿王は閩中といふ處にて、大明を正しきにかへさんと欲す、其外平南定南の守護も、各同意の思ひあり、秦蜀楚越の國々騒ぎ動ひて、人々皆大明の中興をのぞみ、家をるびすを打拂はんと思ふ、此前方より、廿八年をへて大明再興すへし、山より虎出てねむりさむへく、と云へるわらべうたあり、是年我祖父の唐王をもちたてしより廿八年にあたり、としも虎にあたれば、是誠にるびす運きわまつて、天罰にあたるへき時いたれり、某か軍兵百萬、兵船數千艘、兵糧山のこどくつみて用意せ

り、兵船を北にいたせば、燕の國齊の國うちしたかゆへし、遼水の海嶺越へし、旗を取て南に向は、吳越の兩國も閩奥の兩國も手につくへし、夫より陸路にのほりて戦は、虎もおちををるへし、又水邊に敵を責めは、龍もおどろくへし、願はくは我志を同せん士は、故主の恩をおもひ、先帝のあたをすゝき、萬民の災をすくひて、古の齊桓晉文のるびすを拂ふ功業をたて、名を後世の書籍に残さんことを欲すへし、凡文官武官の輩の内、其領する處の城郭兵馬を以て御方に參るものあらは、官職を進むへし、又大明代々の官人の内、近年鞬靽に従ふものも、早く降參せば、其罪を赦すへし、大明中興事とけんことを重しとする故に、少々の疑しきあるをば心にはさむへからず、若又才能の人にくれたるもの我軍中へ參らば、その相應に抽んで用へし、我軍の過る處の國々處々、卵の毛計も民のわつらひをなすへからず、凡るびす共に従つて先帝をおかし、又は大明のいくさにてきたひするもの、外は、其咎を尋ね問に及へからず、此度諸士諸民と共に志を同して大明を再興し、太平の樂しみを致さ



は、何の喜びか是にしかん、此趣を南京北京および諸國諸郡に觸れてきしらせんかために、檄文作ること斯の如し、

永曆二十八年四月初一日 永曆は錦舎の祖父一官が、大て即位せしむるの年號なり、このより二十八年以前なるへし、正保四年に當る、右長崎より來る、

右延寶二年六月六日、吳三桂鄭錦舍檄并和解、及福州商船風説、於殿中春常讀之、雅樂頭美濃守大和守但馬守播磨守列座聽之、按する、五大老酒井雅樂頭忠清、老屋但馬守數直、河部播磨守正能等なり、中美濃守正則、久世大和守廣之、土

延寶三乙卯年正月八日、宗對馬守より申上る朝鮮傳説之内、

一 吳三桂錦舍謀を以、韃の大勢燒打仕候、其手立は韃勢常に勢を向候處、陣小屋を數箇所かけさせ、兵糧米其外食物等取散し置、小屋々々に見せ勢を置、韃勢を待掛候の處、按にたかわす韃勢小屋場にて責掛り候、元來謀に候得は、吳三桂勢暫戰申體にて破軍仕、其所を退候、然處に北京勢小屋掛に打入、食物等有之候を幸に存、火所に火をたき、食事の拵可仕といたし候處に、火所の下其近所に塩硝を込置候故、一度にくすりに火移り、其所に打出、韃人不

殘大勢燒死仕候よし、箇様の手立にて、北京の兵打捕候儀數度御座候由沙汰仕候事、  
同年九月

覺

一 吳三桂事、唐過半切捕之、只今南京を最中に攻申候、然處に吳三桂病氣にて相果たるよしに御座候、尤吳三桂死後とても、朱太子の臣下數多有之候間、戰の儀は以前の通に可有御座候、并南京を急に切捕候儀は罷成間敷候、増て北京の儀は、韃勢入込居候故、俄に勝負有之間敷候、雖然吳三桂方朱太子を位に即け、道を守申事候間、後に北京討負可申哉と申候、

一 高砂國姓爺子錦舎と申者、吳三桂方に一身いたし大勢を催し、南京勢を討捕申候、其手立の儀は、錦舎數百艘の船を造、過半は船底に入木をいたし、南京口へ乗參、軍勢不殘陸へ上り戰候て、わざと致破軍、乘參候船半分は錦舎勢不殘乘候て漕出し候處、南京勢手立の儀は不存、乗捨置候船に大勢とり乘、錦舎を打捕可申と洋中へ漕出し候故、錦舎方より水練を入れて、彼入木をうちはなし候故、南京勢

乘候船不殘水船に罷成候、其時錦舎方より船を押寄、南京勢一人もあまさす討捕、無比類手柄仕候由、朝鮮國沙汰に御座候、此外先日申上候通に相替儀無御座候、以上、

九月十一日

右十月廿六日宗對馬守より來る、  
同年十一月

朝鮮國にて風説の覺書

一 先日申上候通、錦舎勤強、殊小筒の鐵砲多所持仕候故、錦舎は日本の御好みも候間、若武器なども被差渡候哉、又は日本勢の後詰も候哉と、朝鮮傳に日本御様子承度牒に御座候由申候事、

一 錦舎今度の勤強御座候故、吳三桂錦舎へ爲申聞候者、今度の戰彌得勝利候は、朝鮮國支配可爲仕と申候由、朝鮮國に傳承、錦舎儀は鄭氏に候故、朝鮮六姓の内に候由緒も有之間、若右の説實正にても可有之哉と氣遣申候、殊五六百年以前釋氏道説と申者御座候處、此者末世の儀書置申候書に、五百年程の後、鄭氏の者朝鮮をも支配仕事可有之由御座候、箇様の儀にても候はんかと下々彌氣遣候由

申候事、

右之通、朝鮮國へ差置候家來方より申越候、下々の風説に御座候條、不實共多可有御座候得共、沙汰之通、各様まで書付差上候、以上、

十一月八日

宗 對馬守

延寶七己未年七月、十番廣東船之唐人共申口、

一 東寧錦舎事、彌其身は思明州に罷在、漳州之内海澄縣は兼て取申候儘にて有之候、殊之外兵糧乏く御座候て、士卒大分に令散失候由に御座候、依夫民家の有徳の者共へ兵糧の助けと號し、大分課役を被申付候由と御座候に付、萬民及困窮申候由承申候、福州の儀は、大清方より康親王と申候王家守護と成、于今罷在、國中無事に御座候、先年康親王前に守護と罷成居申候靖南王儀は、康熙帝より勅命にて、只今漳州の城主に罷成居被申、漳州も靜謐に御座候、

一 廣東の仕出し船、私共に五艘にて、内二艘は思明州錦舎方の船にて、廣東へ遣し仕出させ申候、思明州に荷物無御座候故にて御座候、五艘外に咬啗吧より一艘、當五月に廣東へ參、客を乗せ申、御當地へ



罷渡る筈に御座候、何も段々入津仕可申候、廣東も例年に違ひ、荷物も乏しく御座候により、私船も去年の荷物高には過半少く積渡り申候、跡船の儀は、何も私船の荷物高は御座有間敷候、右之通、唐人共申候に付、書付指上申候、未七月三日

唐通事 共

十一番思明州船之唐人共申口

一錦舎事于今思明州に罷在候、漳州の内海澄縣預り居申候城主は劉提督と申者、則海澄縣を攻取申候にて御座候、對錦舎へ殊之外忠功有之者にて御座候、然處に錦舎去年迄は大分の兵卒にて御座候處に、兵糧存儘に無御座候に付、軍士も大分に減し申候、福州漳州泉州此所々の大方も、兵糧乏しく御座候により、相互ににらみ合居申候、此分にては勝劣の事も無之に付、海澄縣の城主劉提督錦舎へ諫を仕候には、大船十艘小船百艘人數一萬餘被下候得かし、福州の海邊へ致發向、時の宜に隨ひ福州も攻見申度存候、若攻申首尾無之候は、責て兵糧の求をも仕度存候と及評議候處に、錦舎も同意に被存由に御座候、依夫海澄縣をも援勦之官葵氏、右武

衛之官林氏、此兩人に海澄縣を預け、則劉提督大將にて、福州へ參等の由承申候、一錦舎嫡子欽舎と按ずるに、申候、當年十七歳に罷成、東寧に居被申候を、錦舎より當四月廿七日に、欽舎を王位に備へ、諸官之儀式を調、則東寧を預け置被申候、是にて諸士も少々勢ひ能御座候、此外別に相替儀無御座候、右之通、唐人共申候に付、書付指上申候、以上、未七月四日

唐通事 共

十六番思明州船之唐人共申口

一思明州錦舎事、其身于今思明州に罷在候、此頃は別て兵糧乏しく御座候て、上下共に難儀仕罷在候により、海澄縣の城主劉國賢と申候者錦舎へ申候は、只今の躰にては軍兵を集め可申様も無之候間、某に大船十艘小船百艘御渡し被下候得かし、左候は則某大將を承、福州へ參見申度候、時の様子により福州を少々攻見可申候、其首尾不能成候は、海邊において少々兵糧をも取集可申由申候により、錦舎も此意に同じ、尤の由にて、福州發向相定り申候所に、折能北京康熙帝より福州康親王迄勅使下し

被申、其勅使則康熙帝の近習の官蘇氏の者にて御座候、其越此方大方思明州錦舎と毎度及戰亂に、限り無之事に候條、互の戰を相やめ、錦舎へは海邊の分其身に致させ、向後和睦可然候、錦舎方の者此方領地へ往來仕候者、此方のことく剃髮可然候、又往來不仕思明州に罷在候者の分は、長髮にてても其構ひ無之由勅命有之候て、則右之蘇氏之者と、并に康親王の手下之官一人、思明州爲案内、兩使當十五日に思明州へ被致着地、右之趣錦舎へ被申入候所に、錦舎并諸官共に此儀幸と存、和睦の評議致決定、爲其領承と錦舎手前より賓客司の官傅氏の者を勅使に差添、福州康親王方に遣し申等に御座候、其上にて福州の副主都院の官蘇氏の大官、重て思明州へ下り、彌右和睦の首尾相究、北京康熙帝へ返奏仕等に御座候、今度の評議相違は御座有間敷候、依夫思明州の人民も、天の助け哉と上下悦申事に御座候、一廣東平南王儀、吳三桂孫并に賀廣西に罷在候に付、北京康熙帝より勅命有之、廣西を被攻候様にとの事に付、則平南王と廣西迄被致出陣候處に、其節

は三桂孫も先其身所領の雲南へ引取申候得は、廣西は大方又大方方に罷成申候、就夫平南王と廣西別條有之間敷と被存候て、大軍を廣東堺迄引取被申候處に、此頃又々三桂孫并賀軍勢を卒し攻出申候て、廣西の本城又引取申候由承申候、右之通、唐人共申候に付、書付指上申候、以上、未七月廿七日

唐通事 共

天和元年辛酉年五月、一番東寧船之唐人共申口

一私共廣東之地に罷在候内、東寧よりの小船爲商賣、三月五日に渡船仕、其者共申候は、東寧錦舎儀、兼て病氣に御座候處に、正月廿六日に死去被致候、年四十歳にて御座候、只今迄の總領欽舎と按ずるに、考には秦舎とあり、誤なり、申候、十三歳にて御座候、欽舎儀は脇腹に女子生産候を、其母即時密に町屋李氏の者の子を取かへ、當分總領に相立召置候を、錦舎母は不  
及申に、執權并諸官其委細を存罷在に付、錦舎正月廿六日に死去被致候に、同廿八日に密に欽舎を害し、次男秦舎實子にて御座候により、錦舎跡式を  
知せ、東寧の國主に仕、執權は提督之官劉氏、侍衛之官馮氏兩人之守護にて、東寧無別條靜謐に御座



候由、

右之通、唐人共申候に付、書付指上申候、以上、

西五月廿二日

唐通事共

同年六月、六番七番東寧船之唐人共申口  
一東寧錦舍事、一番東寧船に申上候通、正月廿六日に於東寧病死被仕候、嫡子欽舍と申候は脇腹にて御座候段、錦舍存生の内は、皆々申觸し候得共、其實は脇腹に生産の節は女子にて有之に付、其母以謀略、俄に町屋に生産の男子有之を取替養育仕候に付、錦舍存生迄は、嫡子分に成罷在候、然共錦舍母并諸官共に、右の様子存罷在候に付、錦舍病死の後密に令害、次男秦舍と申歳十三歳に罷成候を國主に立、則錦舍指次の弟聰舍と申候叔父後見に罷成、執權には提督之官劉氏、侍衛之官馮氏此兩人、政道軍務を取行ひ、東寧守護仕、只今靜謐に御座候、軍兵も二萬餘有之候、乍去元錦舍手の軍兵大清方へ降參仕候者とも、只今又東寧へ間もなく歸參仕候者とも多く御座候、人數も次第に重り申候、殊秦舍儀若年に御座候得共、別て器量能御座候由にて、東寧の貴賤悦申事に御座候、

西六月廿五日

唐通事共

天和三癸亥年八月、二十一番東寧船之唐人共申口  
一東寧と大清方今後の戦の様子、先船共段々入津仕可申上候、其通に相替儀は無御座候、併内々雙方和睦の評定に付、互に使者の往來度々の儀に御座候、當朔日に大清方より使官の船三艘東寧へ參申候、其趣は彌秦舍を初め人民に至まで髪を剃り、秦舍も大清の地内へ越被申候様にと、申來由に御座候、然るに秦舍并衛護の諸官の評議は、こかく於及窮戦は、人民の害に可罷成候、一國の人民の救に可成事は、先時に隨ひ髪を剃り和順致し可然候、尤大清の内地へ入候事は成間敷候、此段さへ大清より許容致し候は、髪を剃り候事は苦かるまじき儀に究り可申様に御座候、未合點仕不申候者は總大將劉國賢、侍衛の官馮氏此兩人にて御座候、其趣は東寧の來歴鄭芝龍より以來、四代明朝忠義の外臣にて有之候處に、今度に至り髪を剃り申事不及是非儀に候間、こかく互に生死の一戦に相究可然と申候得共、最早秦舍其外人民迄も和順を勝手に存し申上は、此評定に究可申候、然共右劉國賢馮氏兩

人は、當分其評議に無構、軍兵を調練致し、海邊船

寄せの分には高堤をつき、一戦の覺悟は油斷無御座候、大方は東寧より届の通、縱秦舍内地へは入不申候共、髪を剃り和順被致候は、其望可相違様子に罷成申候、依夫互に人質なことを取かわし申候の評議も御座候、東寧よりは執權に總制の官陳氏の弟參將之官陳夢偉と申者一人、劉國賢弟に工部之官劉國昌と申者一人、侍衛馮氏の弟に戸部之官馮錫翰と申者一人、此三人を人質に、ビヤウへ遣し、大清水軍の大將施琅に對面致し候て後、陸軍の大將姚啓勝只今漳州の厦門に罷在候、右三人の人質參等に御座候、啓勝并施琅方よりは、是も懺成人質を東寧へ越申筈に御座候、此人質には誰參り申候との儀未知れ不申候、右之通互に人質を取かわし、其上にて東寧望のこごとく、縱秦舍内地へは入不申候共、髪を剃り和順致との奏聞狀啓勝施琅方より北京へ達し申筈に御座候、若北京康熙帝より秦舍内地へ入、朝參之儀も有之候は、和順ゆるし申間敷由勅命下るにおいて、生死の一戦其時を期し罷在候、乍去大形は秦舍髪を剃申計にても、和順罷

成可申と諸人申事に御座候、

右之通、唐人共申候に付、書付指上申候、以上、

亥七月廿六日

唐通事共

同年八月、二十五番東寧船之唐人共申口  
一東寧の様子、大形は段々御當地へ入津仕申候先船申候通に、指て相違の儀も無御座候、去閏五月十六日の一戦、同廿二日の再戦之後、總大將劉國賢東寧へ退陣仕申候てより以來、終に合戦の儀も無御座候、其段は東寧方大清へ和順の沙汰に候、先互に相支罷在迄に御座候、東寧よりは爲人質何れも秦舍近習之官共三人敵陣へ差越申候、ビヤウへ先に人質船を寄せ、福州水軍の大將施琅へ致對面候て後、漳州へ罷渡り、陸軍の大將姚啓勝へ委細之儀共申入筈に御座候、東寧よりの望には、最早累年互に致敵戦申候得共、天運大清に歸し申上は、強て敵戦に及不申候間、即髪を剃貴方へ和順可仕候、左候は東寧を可被充行、此上は一統可爲御本意との事に御座候、尤東寧の望は右之通に御座候得共、大清には其儀合點參申間敷と諸人取沙汰仕候、こかくは髪を剃り秦舍諸官共、大清内地へ入不申候は、



同心有之間敷様に存申候、并髪を剃申分は不苦儀に御座候得共、秦舎内地へ入申候ては、最早生捕同前に罷成、行末難保儀に御座候風聞にて御座候、何れの道にも人質共姚啓勝方へ令抑留候て後、北京康熙帝へ奏聞可有之候、其上にて北京よりの勅命次第に罷成可申候、秦舎覺悟の儀も、髪を剃り内地へ入可申哉と相知不申候、又は内地へ入申沙汰に及申候は、行末を考、秦舎同心不仕、幸手下の武將禮武之官楊止と申者、東埔寨に罷在候、此者の様子は定て先船にも可申上候、此者東埔寨へ在陣仕罷在候て、東埔寨へ志し、東寧を立退可申儀も可有之候、總て此頃に罷成、東寧も上下萬民共に氣も臆し、勢も失ひ申候、兵船等も大小百艘には過不申候、軍士も數船の着到にて御座候得は、大敵を受け可勝事にて無御座候、依夫人民の心も致散亂、只髪を剃申覺悟のみの様子に相見申候、

右之通、唐人共申候に付、書付指上申候、以上、

亥八月十一日 唐通事 共

貞享元年七月、一番廣南船之唐人共申口

一東寧之様子は、去年ビヤウにて大清方と一戰の

後、終に合戦も無御座候、東寧方大清へ降參被仕候、其段は則東寧より船二艘廣南へ差越被申候、此船に使官三人乗り參申候、諸方へ差越遣し申候、東寧方の船共を福州へ呼取申、朱印を持參申候、則御當地より去年方々へ參候東寧船共も、皆々呼取申筈に御座候、則廣南出し跡船に、右之使官乗り參候筈に御座候、此使官廣南へ着候て様子承申候處、東寧秦舎も大清へ敵對の勢も無御座候に付、時節を考、降參の評議相濟、則去年八月三日、ビヤウへ在陣仕罷在候大清方の大將、提督之官施琅と申を東寧へ招入降參様子申合、秦舎は不及申、諸官共不殘大清の風俗に髪を剃、則施琅道引にて、十月廿日秦舎諸官を致引卒、東寧を出船仕福州へ參候、其後秦舎も北京へ被登、被及朝參候處、別て首尾能、則順昌王と申王號を給候、又東寧總大將劉國賢と申者、此者も十三省總兵之官位を授り、殊外の高官にて御座候、扱又東寧住民の儀も髪を剃、福州へ參度者は參申候、東寧住宅の者は、勝手次第に仕置、毛頭も萬民之害無御座候、安堵仕罷在候、鎮守之官は大清より備置申候、ビヤウ之儀も、右之通に御座候由、右

使官具に物語にて御座候、

右之通、唐人共申候に付、書付指上申候、以上、

子七月十七日 唐通事 共

貞享四丁卯年、八十六番福州船之唐人共申口

一船頭吳乞娘儀、厦門之者にて御座候、東寧秦舎北京へ朝觀之後、秦舎手之供奉之官乞娘主人にて御座候に、近年終に見廻不申候により、去年は北京へ主人見廻として罷上り申候、秦舎安堵之様子とくと見届申候、兼て存申候よりは康熙帝之御哀憐つよく、御扶持重く被下、北京住居にて御座候、つきつきの者共迄安堵仕罷在候、王號をも御授け之筈には御座候得共、近年外姓之臣に王號を被下候事、吳三桂平南王靖南王此三人にて御座候處に、三人共に叛逆之臣故、此後は外姓之臣に王號御制禁被成候、親王計王號御座候、依夫秦舎へも王號は不被下、公之位を御授け、漢軍公と申候、秦舎東寧にての侍大將侍衛之官馮氏、是も北京に罷在候、是には伯之位を被下、漢軍伯と申候、秦舎手の海手の總大將劉國賢と申人は、北京天津衛の總兵伯之位を被下候、天下之總兵官之長にて御座候、箇様

の段々にて、秦舎元よりの朝敵にては御座候得共、何之氣遣も無之安堵仕罷居候、

右之通、唐人共申候に付、書付指上申候、以上、

卯六月三日 唐通事 共以上、華夷

森官有子曰錦舍、自注、名經、俗呼曰錦舍不失其有、與賊屢戰矣、吳三桂事、寧乎不聞三十年、想夫既死矣、延寶甲寅之夏、長崎司吳三桂鄭錦舍檄文、是福州商船傳寫而載來也、三桂檄謂、起義兵於雲南、奉崇偵太子、既至陝西、傳檄於天下、其文詳悉、鄭檄亦同其趣、由是初知三桂猶存、以待時運之至也、若事遂功成、則雖夏歷之舉不爲過乎、縱事不成、亦翟義之髣髴乎、推算其齡、則可超古稀、此人長生、天其於朱氏祐之乎、爾來商船至長崎、傳說錦舍事多多、三桂事偶聞之、粗而不精、乃知錦舍所在者、去長崎不甚遠、故商賈亦有所聞見、鄭經文集載吳鄭論鄭經位を嗣て後、先に韃靼へ降參したる一族共も皆殺れぬと聞えしかは、鄭經大きに歎き、其契約の違へるを深く憤り、國の仇祖父母の仇を報んとて、軍旅の役と民を撫安んし、士卒を憐み、所の名を改めて東寧とそいひける、かくて十三年を経て



父祖の弔ひ合戦せんごと軍兵を押す、先に韃靼へ降りし吳三桂も、雲南貴州の地に據りて旗を擧、諸共に軍を北に進めければ、向ふ所切靡け、福州、泉州、漳州、潮州などいふ所より始て、一萬里餘り地を攻、故威名父に劣らざりけれども、思はざるに病に深く犯され、是非なく引退きぬ、世を繼事十九年にして、臺灣において死せる、鄭經子克塽といへるを世繼としたれども、これは實の種にあらず、李氏兄鄭經か妾に通して生る子なりければ、一族共これを殺し、十五歳なりける鄭克塽といへるをもり立んとす、韃靼より此由を聞、急に大軍を催し攻來りける程に、大將已に世を去たれば、力なく皆々降參しける、清の康熙二十二年なり、此年迄猶明朝の年號を用ひて永曆三十七年と稱しぬ、國姓爺始て起りしより、其年迄父子孫合せて三代三十八年也、韃靼の帝も鄭氏の忠義を憐み、昔の田横か故事に準て、延平五父子を舊郷に歸し葬り、鄭克塽を北京に迎へて漢軍公に封しける、これ我朝靈元院の御宇、天和三年の事なりとぞ、諸家隨筆載落葉物語、

通航一覽卷之二百十四終

通航一覽卷之二百十五

唐國福建省臺灣府部十一

漂着

寛文元辛丑年九月、日本渡來の臺灣船洋中にて蘭人本船に押かゝり、水主等數人を蘭船に移せしか、逆風に遭ひ、その船薩摩國既島即ち郡名にして、全島一郡なりに漂着す、よて長崎港に送り糺問ありて、蘭人不義に決し、罰銀を出さしめ、漂民に賜はりて歸唐せしめらる、證は、阿蘭陀國之部御告の條にあり

寛文十一辛亥年二月九日、臺灣船五島の内荒川に漂着す、よて番船附置、三月二日長崎港に送り、警固の士ならびに漂民より各證書を出す、此事異船漂着毎にあり、今機に見る所のみなあく

寛文十一辛亥年三月二日、漂着之唐船送來候警固之者上候手形、

覺

一東寧出船一艘二月九日に、五島之内荒川と申所へ參り、碇をおろし申候に付、我等警固被申付候、船

中にて唐人方より何にてももらひ不申候、一紙半錢之物にても買取不申候、又我等方より唐人飯米水薪鹽之外、一紙半錢之物も賣不申候、若相違之儀於有之は、我等儀は不及申、宿森永長左衛門共に如何様之曲事にも可被仰付候、爲後日如此御座候、以上、

寛文十一年亥三月二日 奈留利右衛門印判

五島淡路守内警固宿町之町

森永長左衛門印

進上 御奉行所様

同年同月七日、漂着之船頭 請人唐人より書上、

請狀事

一三番東寧船頭曾安官船中都合八十一人乗せ候て、戊十月十五日に東寧を出し、同年十二月十七日に普陀山に着津仕、當二月二日普陀山を出船仕候處、同月七日に東南之大風に逢、帆柱をおられ、同九日五島之内荒川と申處にかゝり申候、則五島より番船御附被成候、三月二日に長崎へ入津仕候、就夫御不審に被思召上、御穿鑿被成候事御尤に奉存候、於此船御法度之伴天連入滿同宿之儀は不及申、



切支丹宗門之者、一人も乗せ來不申候、其上南蠻人之荷物何にても少しも積來不申候、并日本人一人も乗せ來不申候、附りばはんなご致たる者にてても無御座候、若何にても御法度相背候船、後日に申上者御座候は、我等請人曲事に可被仰付候、右之通我等堅存候故、請人に罷立申候、爲其一筆如件、

寛文十一年亥三月七日

船頭 曾安 宜判

請人濱之町 江七 官印

進上 御奉行 様西鎮要覽

延寶九乙酉年五月、さきに長崎港より歸帆せし臺灣船、風波の難に遭ひ、肥後國天草即郡名に漂着して、其始末を書出す、例のこく長崎に送りしなるへし、元祿元戊辰年八月二日、薩摩國よりさきに漂着せし淡水の臺灣の小地名なり者二人、長崎に送り來る、幾程もなく死す、寛保三癸亥年九月八日、當五月薩摩國寶島にて河邊郡に破船せし臺灣人を薩摩より送り來る、

延寶九乙酉年五月、一番東寧船頭陳檀官申口之和解  
東寧船頭檀陳官、去年十月廿八日に長崎湊を出船

仕候處に、度々西北之風に逢、其節天草の致漂着、長崎の乘戻り、十二月廿日之朝出船仕候處、廿七日に福州之東湧と申所之外之島の參居申候、同廿九日に碇たまり不申、風波甚く御座候而、東寧の若船罷成不申、浪に引れ、十二月二日に廣東之内大禺山と申所の致漂着、同六日に十字門と申所の船をなをし申候、元船唐人百十人乗り組候内、廣東の上り福建の歸郷仕候者十人、東寧よりの小船に便乞、東寧の歸帆仕候者合三十三人、當春新規に雇乘せ申候こくしや七人小者四人、合七十八人にて御座候、私船之儀、於廣東あら物糸物調、四月十九日に東寧の歸帆之覺悟仕、東寧にて砂糖皮之類之貨物を積、長崎の渡海之筈にて御座候處に、存寄も無之、東寧前之ビヤウと申島下にて、廿四日之夜同廿五日六日大北風にて御座候に付、無是非南の乘さがり申候、左候て廿七日之朝、南風に罷成申候により、船を乗のほせ申候、午之刻時分に又大東風に逢申、梶柄を折申候得は、東寧の若船罷成不申、南風之浪つよく御座候に付、東寧之上鶴籠と申所之近く迄乗り申候處、五月四日に西南之風俄にはけしく御座

候而、其節碇を入かゝり可申様も無之、是非に及不申、又長崎の乗り參申覺悟に御座候得は、十三日之晚、薩摩の地にて空曇り霧かけ申候により、十五日に天草の乗り入申候、去年之東寧船合六艘にて御座候、内三艘合着津、會清官と申者船并乘添官と申者之船并私船共に、皆風波に致飄泊候、二艘之船は于今便り無御座候、何國の參申候も知れ不申候、私船一艘計風に逢申たるにても無御座候、船中に積申所之貨物は、大方東寧にて入用之物にて御座候、糸物之類すくなく御座候、私船之儀、去年より東寧の歸帆仕不申、面々父母妻子共門に立候而相待申候所、不慮に毎度風波之不順に逢申候得は、無是非先々迄及漂泊申候、誠に不仕合之儀に御座候得は、別に他意有之事にて無御座候、殊に私船之儀は、錦合仕出し之船にて御座候段は、所々之船共存罷在候、未歸郷も仕不申、錦合の返答も無之事、此谷甚く御座候に、何とて公命に背き妻子を捨、海上險難をうけ、命を波濤にかけ申事、本意にて可有御座候哉、錦合仕出し之船にて御座候得は、元より惡事非法仕儀無御座候段、諸國之船共存罷在儀に御

座候、近日に入津之船も多有御座候間、若私共態海上に致漂流、御法を背き公儀をかすめ候か、或は島々に人を上げ申候か、并邪宗之者及邪宗之貨物等を積申候と申者御座候は、如何様共王上より、如御法可被行罪科に候、一船之者違背之儀御座有間敷候、爲其口書指上げ申候、

延寶九年五月日

一番東寧船頭 陳檀官 官判

財副 莊臨官 官判

右者、唐人共書上申候口書之通、指上申候、以上、

酉五月廿二日

唐通事 共

右二通按するに、二通の内一通は漂民口書の本文なるへし、今所見なし、酉六月十一日、於殿中板倉内膳正被相渡候、薩夷變態、元祿元戊辰年八月二日、薩摩より異形之者二人送來、諸通詞并唐人に御見せ被成候得は、詞通し不申候、唐人之内臺灣出生之者申候は、臺灣地續廿日路程末之海邊淡水と申所に、簡様成者漁獵仕居申候、儘に此所之者にて可有御座よし申上候、揚屋に被召候所、二人共致病死候、長崎志、寛保三癸亥年九月八日、薩摩より唐人四人送來、船



主蘇雅、當五月臺灣より厦門に渡海せし所、薩摩領大島の内寶島にて破船の由送來、長崎紀事、

○漂流

延寶二甲寅年六月、さきに臺灣このころ東、漂到の陸奥國相馬の者を送り來たせしにより、賞銀を賜はりしか、鄭經の家臣楊英より、長崎奉行に書簡を贈りて、かの銀を返上す、こは寛文十年、臺灣人琉球船を奪掠せしにより、其後入津の商船より罰銀を収められて、琉球に賜はりしが、鄭經これ憤り、今楊英をして其事を辨せしめ、銀子を返納せしなり、此事琉球國之部、唐國往來の條にのす、併せ見るべし、

延寶二甲寅年、先年按ずるに、寛、琉球より大清國へ遣す貢船、海上にて錦舎に奪ひとられ、貢物残らず押領す、船中の琉球人大形打殺され候て、其内七八人ごらへ置候、琉球國より此旨を薩摩守に訴ふ、薩摩守より江戸へ言上す、其明年東寧の商船長崎へ來る、長崎の奉行東寧人を押へ、琉球の船を奪ひとり候過料として、銀子三百貫目を以て罪を贖しめ、琉球へ右の銀子を遣はさる、錦舎是を憤りて、其明年長崎へ着船を渡さず、去年奥州相馬の者、惡風に逢て東寧へ漂泊す、東寧の田舎人は是をこらへて奴として召仕、錦舎是を聞て、彼田舎人には銀子をこ

らせ、相馬の人は船をしたて衣糧をあたへて、長崎へ送り歸す、長崎の奉行江戸へ言上し、錦舎か日本を懇にいたす志を御感の由にて、右の送船に銀子二十貫目遣し褒美す、ごらへ置候琉球人歸國せしむへき由申遣す、當年東寧の商船右の銀を返進す、錦舎か家臣楊英より長崎奉行へ書簡來る、

右延寶二年七月九日、於殿中岡野孫九郎物語也、右の書簡如左、  
藩前居守協理戸官兼協理禮官戸部主事楊英、爲遵旨移檄事、去歲官商吳明船回啓檄、上將軍餽銀二千兩、及傳取琉球船梢事、奉本藩主令旨、日本與本國通好、彼此如同一家、與琉球不同、日國之民即如吾民、飄風到此、自應送回、豈有受謝之理、可將原銀送還、其琉球貢虜船在虜地、吾師自攻虜船、孰辨爲琉球之船、琉球並無一船來通一書來說、而輿詞投告、以致日國兜留我銀有傷鄰誼、過自在彼、倘琉球有書來說、本藩亦不靳、發還敬此、本擬遣吳明再來檄覆、緣吳明染病、未能登舟、業將原銀二千兩、交官商蔡朱釋、資檄并回琉球的事、現在本藩主親征在外、理合咨移貴王、煩爲轉啓上將軍、并將原銀檄上、

須至咨者、右咨日本國長崎王、

永曆貳拾捌年陸月初壹日咨

東寧藩の留守官楊英、東寧王の旨を受けて、長崎王へ申送る趣は、去年東寧の商人吳明か船歸る時、上將軍より銀二千兩を送り賜はり、又先年より留置く所の琉球人をかへし遣すへきむねを仰下さる、即東寧主へ申達し、答へ申さる、趣に云、日本と東寧とは、年々好を通ずる國なれば、此も彼も一家に同じ、琉球國の如きは各別なり、日本國の民は東寧の民と同じ、日本の民風に放たれ、東寧にひるかへり來る、是送り歸す事勿論なり、何故に其謝禮を受るの理あらんや、しかる故元銀其儘返進するもの也、先年琉球人韃靼へ貢き物を遣す船、韃靼の領内の海上を過る折節、東寧の軍韃靼と船軍の最中故、韃靼の船と心得て、うはひ取る者なり、船軍の折節なれば、琉球の船たる事を辨へず、其上琉球つゝに東寧へ船の往來なく、書簡の取やりもなし、此度韃靼へ遣す船を東寧へ取られて、其憤りを日本へ訴へ、我遣す所の銀子を日本におさへ置る、事は、隣國の交りを破る者也、しかれば其過はおの

つから琉球にあり、若琉球より書簡を東寧へさし越して、其理り委く述るならば、東寧もまた右の琉球人を歸し遣す事を惜むへからず、此趣を委細に申ひらかんために、再び吳明を遣さんと欲すれ共、吳明病に臥して出船する事能はず、故に右の元銀二千兩を、東寧の商人蔡朱釋といふ者に持せ返上する所なり、其節に琉球船をとりし謂れをも申進する所なり、今程東寧の主みつから軍をひきゐて外國に在陣す、楊英留守官たるによつて、右の子細を長崎王へ申入る也、むつかしなから此旨を上將軍へ言上せられ、銀子をも元の數のこどく返上せらるへきもの也、

日本國長崎王

永曆二十捌年陸月初一日

此書簡、六月九日、殿中諸老列座にて、弘文院讀

寶曆九己卯年三月廿五日、去々年九月、稻垣攝津守長以領分志摩國布施田浦の英虞郡に、船頭小平次外五人、伊勢國太尾崎郡村名寄嶺郡全圖等に、太尾崎の地名所見より、難風に漂流して、臺灣に着岸す、後南京にいたり、嘉興







候、

一海上二百日計流され候間、さして不思議かましき儀も無御座候、北へ吹れ参り候内、一日大きき二間程の魚何千枚限りなく船にしたひ、氣味惡敷存候得共、別條無御座候、又南海の方へ吹れ参り候節は、海中に差渡し四五間程つゝも御座候蓮の葉の様なるもの夥敷御座候、南海の内一夜、海上にて火のもえ候所を通り申候、又いつくともなく螺貝を吹候やうなる音いたし候所御座候、夜四五度承り候、又大き三升も入候袋のやうなる光り物飛行候事度々御座候、随分深き海にて御座候に、松の木の茂り候如く、水より上へ十間も高く生て御座候、尤海松房の色の様なるものにて御座候、此外何も相替儀は見不申候、

一昨日申上候通り、此所に一宿馳走を請居候所、翌朝また庄屋年寄百姓とおぼしきもの共、二十人計参り、私共を板に一人つゝ乗せ、人大勢にて何方へか連行申候、尤四ヶ村在所を通り申候、一村毎に團子を出し給させ申候、道の兩方に見物人夥しく、脇は一向見え不申候、田畑も多く茶の木なども見え

申候、松の木は此方のよりは殊之外色黒く御座候、扱五ヶ村めは餘程家作も宜く、大方茅ふきにて板敷は無御座候、土間に居候所にて御座候、此所にて七ツ過に相成候故、此村に泊り申候、大き成家にて縁臺を置、其上に皮を敷、私共を差置申候、四方に布の幕を張り候、赤き色の模様御座候、爰にても團子を食事に出し申候、澁のやうなる酒出し申候、風味酔く甘く惡敷匂ひ御座候間、少つゝ給へ申候、着出し申候、大き五分計に切候鯨の身の様なるわらくさき物にて、給へ不申候、翌朝五時頃、箱根山にて用申候ざる駕の念入たるやうなる駕に乗たる人、供廻り二十人計にて來り、私共へ何やら相尋候やうなる様子にて御座候へ共、言葉分り不申候、彼人萬國の繪圖の如く成ものをひろげ見せられ候間、日本と有所へ指をさし候得は、其人うなつき、供人に何やら差圖いたし候へは、彼挾箱よりまんぢう三つ出し呉られ申候、是も甘く酔く油くさく、心地惡敷御座候ゆゑ、一つ給残りは差置候得は、其人大きに笑ひ申候、其人何やら庄屋年寄へ申付、歸り候得は、庄屋年寄彼まんぢうをばい合、つかみ取食申

候、夫より宿次にて、毎日送りの人替り申候、三泊りめに其國の城下とおぼしき所に着申候、在所は大きな川有之、船渡しにて、夫より町家十四五町計参り候得は、又川有之、是は土橋にて御座候、尤切石にては無御座候、七ヶ所に水通しを附、其上へ大石掛渡し、橋の長さ二町餘、夫を通又川御座候、是は小川にて土橋にて御座候、夫より城の入口にて、尤山城にて殊の外高き城郭にて御座候、石垣計見え候て、櫓などは見え不申候、右四人とも彼板に乗りながら一段々かき上られ、二三町上り候へは、茅葺の大きな役所御座候、石火矢を打出し候故、四人共に大に驚き候得は、唐人共は常に聞なれて何とも不存、私共の驚き候を見笑ひ申候、其所にて四人唐人、二人つゝにて私共の手を引上申候、後に承り候得は、タイワン國の城下と申事に御座候、夫より石と土とにてつくり候丸き大門御座候、夫を通又同しやうなる門二所、以上大なる門三つ、何も兩方番所多く御座候、夫より大なる石のかはらにてふき候やかた、寺のやう成夥敷立並ひて御座候、四人ともに大庭に白き物を敷たる所へ出し待

せ置候へは、向の殿中の幕を上げ候時、きよくろく三所に直し有之、結構成金襴の直垂召されたる人三人御出、銘々きよくろくに腰をかけられ候、何も前には鎧着たるもの二人つゝ、寄添立居申、幕の外にぬき身の鎧を持候者大勢立候得共、都て金物の色あし、白き光り無御座候、此所にて又日本と書三枚出し申候、暫く有之候て、笛太鼓の音仕候得は、幕をおろし申候、夫より城を出町へ出申候、又縁臺を置上に皮と毛せんを敷、南方へ幕をおろし置馳走有之候、爰許にては膳部皆日本のやうにて、一汁三菜随分鹽梅宜敷御座候、酒も一日に度々出申候、日本の酒に替事無御座候、城主より米一石六斗、錢五貫文、酒五升出候由、錢の内寛永通寶大分交り御座候、毎晩大き成桶に湯を入れ、私共を入申候、此所にて廿日罷在候、其内毎日殿方も見え、また奥様と見え候女中方、見物と見え候て、私共を見ると笑ひ出し迷惑仕候、尤女中方は皆々私共へ銘銘、菓子御持参被下候、然共馳走役人共皆分取に仕候、日本と違ひ下々の心行甚むき所御座候、右逗留の内、水主一人相煩候得は、醫師三人晝夜御附



置、看病十人附置、大切にいたし呉られ候、乍去大病にて不叶相果申候、葬禮も殊之外念入候儀にして、私共望之通に取置貫申候、城下一番の大寺にて、僧二十人和尙御弔被下候、

一廿一日めに大灣國の城下をはなれ、夫より二十里海船に乗り、又至極難所なる山道にかゝり、五十日程は山の中計り通り申候、夫より漸々里道に出、城下六ヶ所能通過候と、此所に泊り候、翌日はトシリニウンと申幅三里程の大川御座候、兩方の河原六里程に御座候よし、此川渡候日は、夜八ッ時出立船に乘出し申候、向へ其日の夜五時漸着仕候、川にて高さ二三間計つゝの波は、川上より押來り、夫を逃れのき候とて、左様船に手間取申事に御座候、廣東へ出候て七八十日過、夫より船にて福州の湊へ着仕候、寅正月にて、日は覺不申候、

一寅の正月月上旬着仕候、所々にて世話に預申候、此所より格別前々の國々とは違ひ、日本同様に覺申候、宿々にても馳走、至而大切にいたし吳申候、福州を罷立、十一月の末に南京へ參申候、二里三里つゝ、參り候故、道中殊の外隙取申候、八九十日相掛り申候、

一南京の都は大なる所にて、中々萬ヶ一も見え不申候、福州より南京へ參候、都の入口町、大概日本の道法二里計、夫より先は見え不申候、兎角賑々敷所にて御座候、寺方大分多く見え申候、御奉行所のやうなる所へ、以後呼出され、早朝より町人同道にて出申候、役所は城の外にて、城中は一向見え不申候、右役所も結構成事、御殿のやうに御座候、宇治橋程の大橋の欄干皆黒ぬりにて御座候を渡り、役所へ出申候、役所の廻りは、皆切石にて御座候、町役掛りの通辭と相見え候て、私共へ相向、日本はいつれの國と申候間、志摩國鳥羽の船頭共にて御座候段、難船之物語仕候得は、一々書役人書留、其上頭役人乗へ何やら申上候、扱町宿へ歸り休足いたし候へこの事に候間、罷立歸り申候、其後通辭の役人旅宿へ參り、私共乘來候船を如何いたし候やと尋申候間、タイワン國と申國の者共、かすがひ釘を抜取候よし承候得は、大方崩れ海中へすたり可申と

候、其間の道中にては、城下を通候事二百城の餘も見え申候、其内はつきりと城の見えしは四五十計に御座候、何様結構なる城ともにて御座候、天守の様なる物二つも三つも有之城も御座候、櫓なども大分多く見え申候、道中にて大名衆の如く成に、度度行違ひ申候、日本の大名とは違ひ、鎗長刀の類は一向にもたせず、只色々成幟を立て、笛太鼓等其外さま／＼鳴物にて、おかしき拍子にて通申候、通違候節は、暫くひかへ申候、殿様と覺しき人は、大方あげ輿にて通り申候、總して車にては無御座候、人大勢にて持通申候、供人は皆馬にて御座候、往來の人らしきものは脇指は一切差不申、しかしながら馬には乘申候、私共は絹に字を書たる幟一本つゝ、其跡より通り申候、一と泊りに二三日つゝ、逗留いたし候内、見物人多く參り候故迷惑仕候、供女中はおかしき形りにて候へとも、奥様と見え候は乗物にて參候、殊の外しほらしき事に御座候、何方にても只笑申候、道すから毎日見物人多く、通り兼候事も御座候、奥様らしきは皆着類金襴にて御座候、乗物も日本と違ひ、大さ日本の二つかけにて、眞四角

返答仕候、其趣を書付歸り申候、私共段々少々つゝ、南京の言葉をも聞覺申候所に、私共へ相掛り候人足共申候は、此度右の船の儀に付、役人衆數多臺灣へ出立いたし候而、今度船の鐵物抜取候ものは、何やうの咎に申付らるゝもしらすと咄申候、其後役人中より被下候とて、幅五分に長さ三寸計の板金、三人へ三枚被下候、宿にて錢に仕候て、六百文つゝ、に相成候、此所にては賄ひ朝白糝、晝は一汁三菜、日本様の料理、夕飯も同前に、兎角鯉鮒澤山と相見え、日に一度つゝ、は鯉のさし身か鮒のさし身を出し申候、鯉の田樂など折々出申候、食前後とも酒を出し、肴三種五種つゝ出し申候、跡にて干菓子饅頭類出し申候、豆腐杯も此方のご同前にて、二つかけも大きく、こんにやくも大形にて御座候、山のいもなど殊の外下直なる儀に御座候、都て諸色々の青物、日本十分一の直段と見請申候、

一此逗留中、日本長崎へ商賣に通候唐人共のよしにて、二三人つゝ、役儀のやうに私共旅宿へ相詰候、酒肴持參仕、又は公儀よりも被下候故、殊の外ふんだんに御座候、此人達參候故、日本の言葉をあらま



し開覺居申候間、少々つゝ物事わけあひ知れ、面白く御座候、常に毛氈二枚つゝ重ね其上に居申候、十二月廿七日と覺申候、唐人四人参り候而、當廿五日日本より罷歸候よし、殊の外ねんごろに致吳申候、尤時節の長崎表のはなしも所まだらに承り、なつかしく奉存候、右之唐人は四人共に、私共へ馳走のため、日本より歸り候と直に、廿七日より今朝にて詰切に旅宿へ逗留いたし申候、慈悲深被仰付にて御座候、乍去毎日々々殊の外の振舞にて、私立つかれ困り入申候、餘り馳走過候故、麥飯給へ申度よし申候得は、麥は無之候間、日本風のそば切こしらへ可申やと申候間、宜敷御座候半と申候得は、早速出來申候、然れどもふとく不鹽梅、汗も殊の外惡敷御座候間、少々つゝ給申候、

一十二月廿八日、私共へ、黒綾に裏には白飛紗綾にて、綿入羽織一つ帯一筋つゝ、被下候、是は正月物の心にて御座候よし、羽織は三度貫ひ申候、何れも仕立地合少も違ひ御座なく候、其外常の小袖貫ひ候も、皆初のに少も違ひ不申候、

一日本の風に格別に違ひ候は、大晦日より正月三

日迄にて御座候、先大晦日夜は、都中不殘日待のやうに賑々敷、何れの家も鳴もの、音、歌の聲、踊さわく音仕候、自ら心いそぐといたし候、餘り面白そうに開候間、ちとく町の氣色見申度よしに申候得は、掛りの者とも五六町の間を連歩行見せ申候、のそき申所に、家々ことに上下入交り、酒肴をならへ、日本の御經のやう成事を申者も有之、また三味線の如くなるものを鳴らし、歌か何かうたひ、さまざま樂みらしく相見え申候、此方のやうに町方をかけなど集めに歩行人一人も見え不申候、此夜困り申候は、日本へ毎々商賣にて渡り候唐人五人三人つゝ、歳暮に祝儀の心か、入替り立替幾人ともなく参逢候て、酒を給へ歸り候、元朝六ツ過迄参候、日本へ参る唐人も餘程大勢御座候、尤一人毎に蓬萊のやうなる作物、鶴龜松竹の島臺持参仕候、夫を旅宿の毛氈の上に七間四方程並へ置申候、何れも皆菓子肴のよしに御座候、私共はつかれ見計にて御座候、何様八十人餘り参り候、皆銘々一つ、持参仕候、何れも奇麗なる事に御座候、舞も踊も夜有之候得共、何事か合點まいらず候、面白もなく候、

夜明迄吸物のやうなる物凡四十度も出候やう覺え申候得共、後にはふたも取不申、草臥はて甚困窮に存候、皆々元日の日の出前、漸に歸り申候、

一元日は昨日に引かへ、鳴物法度、戸を明候事は勿論法度にて、其靜成事せきばらひの音も不仕候、四日迄は窓の戸張ふさき、三日の夜より禮者こそこそと歩行申候得共、戸のすき間よりそつこのそき、いかにも小聲にて何やら申歸り候、三ヶ日の間は禁酒と申事に御座候、晝夕食ともに白糝に鹽を入給へ申候、三ヶ日の間は、正月とも不存暮申候、總して盆のやうに寺参りの者多く見え申候、四日晝時より町中戸開き、夫より又ゆたか成事、扱々優美にて、一生かやうの儀は、日本などにては成申さぬ事と、三人にて申合ひ候、私共へ馳走のいたし方、誠に忝次第ともにて御座候、是と申も日本の御影と難有御儀奉存候、

一二月末三月に至り、殊の外賑ひ物参り多く相見え申候、殊の外暖氣にて、男女打交り花見のやうす毎日見請候、

一三月十日、私共三人共に俄に御役所へ被召出候

よしにて相さわき申候、十日の朝、役人方大勢相並ひ、中段に居られ候人、通辭役へ何やら被仰付候得は、則通辭私共へ向ひ、噓二三年以來國はなれ、さまざまの難儀いたし候間、國元ゆかしく可存間、船のよそほひ出來に付、日本國を送り届候間、當月廿三日出船の心かけいたし候やう、この御事に申に付、三人ともに平伏、通辭へ是迄不存寄御厚恩の程申盡しかたく、ありかたき仕合と御禮申上候得は、また通辭其旨申上候得は、上役人衆何やら御申、しきりに落涙にて御座候、其時通辭始め一同に皆落涙にて御座候故、何事か相分り不申所に、暫く過て通辭申候は、其方ともは運つよく、二度國へ歸候所、相果候三人の水主共は、國元に妻子も可有之に不便なる次第也との仰のよし承り候と、三人共に大聲を立泣申候、不忠不知大聲出し、面目も無御座候、是を存候得は、慈悲深き國かと存候、其時上段より六寸四方程の銀の板金に文字を彫附候に、赤きふさを附、一人に一枚つゝ、御渡し、そは海上山中里ともに、此札持候人は、いかやうなる所へ踏迷ひ参候ても、人見附候と大切に介抱いたし、本道へ



案内いたし候よし、唐中の切手のやうなるものに御座候、随分日本の地へ着候までは、大切に首にかけ参候やうにと申付られ候、此板金は長崎着の節、直に御取上、御役所へ納め、代金として丁銀二枚つ被下候、

一南京出船の日、唐人しる人の分は、不殘酒肴持参にて、四百人餘送りに相見え申候、餘り大勢ゆる、ざれと申差別もなく、めつたに暇乞のみに別申候、銘々せん別品々くれられ候、毛せん小間物織物業子等、船に置所御座なく候、南京に逗留の間、旅宿の亭主并召仕女六人男七人、以上十四人は、船に乗候所迄二路送り、船を見届別れ申候、此時何よりかなしく御座候、宿の亭主初め男女十四人にて泣立申候、外に貫泣仕候者も多く、四五日の間は存出し、胸つかへ涙出候、朝鮮國へ参り、そろ／＼南京の事を忘れ、只日本へ早く急候心故、左程に存不申候、五月廿日長崎に着仕候、以上、按ずるに、次に出す長崎奉行よりの、同咨に若せしは誤なり、

寶曆九年卯五月

三ヶ取浦 水主 吉右衛門

權 八 船頭小 平 次

右三人の者共、卯五月三年越にて長崎に歸國、即御役所へ被召出候、御吟味の上、船中餓別等不殘御改御取上被成、志州迄長道中之儀に有之候間、相拂可申旨被仰付候、則鳥羽の御役人向井金左衛門殿承りにて、不殘相拂、代金にて御渡被成、五月廿五日早巡にて鳥羽に、請取に参候やうに被仰付候に付、鳥羽御役人向井金左衛門殿御歩同行二人、吹流候者の親類二人つ、被召連、五月廿九日發足、按ずるに、長崎志には、船頭對馬守使者、七月廿三日長崎着、同廿八日出立あり、是なるへし、

一小平次船六人乗の内水主二人は海中にて相果、一人は臺灣國にて相果、船頭小平次水主二人、以上三人無相違歸國仕り、此者共一生船乗候事難成旨、御役所より急度被仰付候、臺灣漂流記、

寶曆九年三月廿五日、三番船乍浦出夏時霖船より、志摩之者三人送來、此者共去々丑七月、若市丸船十二端帆六人乗組伊勢に赴し所、同九月難風に逢ひ、大洋に漂ひ出、船中の者二人渴死し、凡百三十日程漂流し、翌寅正月、臺灣後山に流着、此所奥深き大山なり、濱邊に禿髮の者大勢集り、弓鐵砲を持獵人

の躰に相見えたり、腰切の着物にて、腰に木綿切れを巻き、袈裟の如く木綿切をかけ、耳のたぶに輪を入、跣足にて男女打交り、女人は絹切にて髪を結び留め、首に珠數の如き輪を入、着物は同様也、女人専ら耕作を成す、此地にて三月廿二日、船中の者又一入病死す、彼者共漂流の者に附添、臺灣城下に連れ越、六月役所の様なる所にて、官人吟味の躰に相見といへども、一向詞通し不申、七月二日小船より廈門に相送、九月廿二日寧波に相送、同廿七日乍浦に着、船頭其所にて商人頭楊裕和取計にて、日々食物薪水等を相與、十月朔日平湖縣に連行、此所に滞留す、右漂着の旨帝都に奏聞有之、數月の後勅許有之由にて、當卯二月、嘉興府官人會氏より咨文一通并龍牌一枚宛被相渡、夏時霖と云船頭に被申付、當三月四日、乍浦より出船、同廿五日長崎湊に着船す、委細江府言上有之處、御下知有之、坪内氏より回咨一通被相渡、楊裕和に米七十俵、夏時霖に三十俵、吳映衛に三十俵、鄭崧家に二十俵相與へられ本船八月十四日出帆す、同七月廿三日、稻垣對馬守使者向井金左衛門上下十二人當表に被差越、右三人

之者請取、同廿八日出達連歸之、長崎志、寶曆九己卯三月、臺灣國に漂流之者、護送之咨文并長崎奉行よりの回咨、

大清國浙江嘉興府正堂加三級紀錄十二咨會爲咨明事、乾隆二十二年九月二十六日、遵內閣抄奉上諭、朕思沿海地方、常有外國船隻、遭風飄至境內者、朕胞與爲懷、內外並無岐、外邦人民既到中華、豈可令一夫所前經、宜諭沿海地方官、誠恐日久或怠、合再宣諭、如有被風飄泊之人着、該督撫督、率有司加意撫恤、遣歸本國、以示朕懷柔遠人之至意、欽此欽遵、通行在案、茲有貴國之幸、平德哥衙門等參名、沿海貿易、偶遭颶風、船貨漂波、參人等流至閩省、准廈防分府送咨來、乍隨傳來、譯詢供情、保貴國人民、一而設館安置、給薪水備辦寒具、加意撫卹、以皇仁胞與懷柔之至意、時着額商楊裕和、備辦船隻、其後今據該商稟稱備有泰來船、情行商夏時霖護送回國等、因前來除將開棹日期通報、各憲請題外擬合明爲此咨、呈貴國王煩、請香來咨、希將幸平德衙門等參名、送到日期祈、即備文賜覆交、給該行商夏時霖迅令回棹、以憑轉請咨呈題、須至咨呈者、右咨日本國



王、

乾隆貳拾肆年貳月廿四日咨呈

大日本西海道肥前州長崎鎮府、駿河守藤原定英爲  
咨復事、茲因去年九月有本邦志摩州人民幸平次莊  
兵衛德次郎參名、原係販粥隔航海、不料在洋遭颶、  
閱經多日、漂至貴國臺灣地方、由厦防令府咨送貴  
府、即蒙譯詢漂流情由、將設難商等設館安置、日給  
薪水暨與寒具等、頂多方優恤、靡不周備、特蒙賜龍  
牌、更令額商楊裕和備辦船隻以情行、商夏時霖護  
送回國等、因咨本鎮悉此、即於本年參月貳拾伍日、  
人船俱穩順帆抵港、寔出貴國懷柔遠人、薄仁湛恩之  
至、爲此除飭、令夏時霖仍前准行貿易越例、迅速返  
棹外擬合咨明、以副示意至咨復者、右復浙江嘉興府  
正堂、

寶曆玖年捌月拾肆日咨復 續談海○按するに、此咨文往  
復とも誤字多くして解した  
き事件々、されども漫に私意を加へず、原書の儘  
を抄出す、猶正本を得て誤脱を改訂すへし、

通航一覽卷之二百十五終

通航一覽卷之二百十六

唐國 福建會部 十一

按するに、この府、清一統志によるに、東西二百七十  
里、本邦の里法にして 南北二百九十里に距る、同四十八  
里、四十五里なり、里十二丁  
り、東は泉州府に接し、西は汀州府に連り、南は大  
海にして、北は泉州府の安溪縣を界とす、京師を去  
る事七千五百二十五里、同千二百九  
十里なり、漢には會稽南海  
二郡とし、三國の時吳に屬し、建安郡とす、晉に晉  
安義安の二郡とす、梁に龍溪縣を置、南安郡に屬  
し、隋に建安郡に屬し、唐には泉州に屬し、垂拱二  
年始て漳州を置、天寶元年漳浦郡と改む、乾元元年  
また漳州といひて、江南道に屬す、五代の初閩に屬  
し、後南唐に屬し、改て南州といふ、宋に漳州に復し  
て福建路に屬す、元に漳州路となし、福建道宣慰司  
に屬す、明の初、改て漳州府とし、福建布政使司に  
屬し、清朝にいたりて、猶福建省治たりとす、華夷  
通商考に、本邦より海上六百三十里にて 本邦里法  
なり、人物風俗南京より賤しく、言語も異なるよ

し、た、土地豊饒にして、居民耕織を勤るにより、  
衣食に迫らず、また海舶を恆産とし、天竺諸國渡海  
して貿易す、よて長崎に來る天竺等の商船も、船主  
水主皆漳州府の人なり、産物は新古書畫砂糖漬蜜  
漬乾漬甘蔗龍眼肉荔枝平筋天竺絲魚膠等なりと見  
えたり、

○入津通商

慶長十八癸丑年六月五日、肥前國長崎より漳州船入  
津の注進あり、後藤庄三郎言上す、この時、暹羅諸厄利亞等  
の船も渡來せり、各國入  
津の條併せ、元和元乙卯年閏六月三日、かの地の商船紀  
伊浦に着岸す、國主淺野但馬守長晟より言上せしに、  
其地において商賣をゆるさる、

慶長十八癸丑年六月五日、從長崎長谷川左兵衛、漳  
州船六艘着岸之由申之云々、從長崎飛脚到來、唐船  
數艘來之由、後藤少三郎申之云々、  
元和元乙卯年閏六月三日、漳州船寄來紀伊國浦、淺  
野但馬守遣人見之處、載來砂糖、可被下檢使歎之由  
以後藤少三郎言上之處、恣可致商賣之由被仰出云  
云、以上、駿府記、

延享四丁卯年七月廿日、館内の者に意趣ありて、數人

徒黨せるに由て牢合せしめらる、

延享四丁卯年七月廿日、卯八番潘元觀船丸荷役之  
節、按するに、唐船入津の時、丸荷役精荷役  
等の改あり、丸荷役は最初の改なり、船中之漳州人十  
九人、館内之者に仇を報せんと、新地南水門より唐  
人屋鋪大門前迄驅來りしを、兩組役人を被差出、  
悉く打伏せ搦捕、入牢被仰付之、長崎紀事、

○僧渡來住職

寬永五戊辰年、僧覺海渡來す、了然、覺意の兩僧従ひ來  
る、覺海等漳州の人といへる證は見えされども、彼船主等これ  
を住持とせん事を願ふによれば、同州の人たるへし、漳州  
府の船主等、南京寺の例に准し、覺海を住持とし、一  
寺開創の事を願ふ、御免ありて分紫山福濟寺を開創  
し、これを漳州寺と唱ふ、每船持渡る神佛の像、邪正  
を檢察すへき旨命せらる、

寬永五戊辰年、覺海來朝、分紫山福濟寺 自注、無本  
寺漳州、建  
立、同十四丑年寂、在住十箇年、長崎覺書、

唐僧開場 禪宗臨濟派

分紫山福濟寺 寬永五年建

境內三千十坪 岩原郷之内

一當寺開創の事、寬永五年唐僧覺海當表に渡來な  
り、其頃漳州方の船主共相議し、唐船入津の最初



に、天主教を尊信せざるや否の事を緊しく穿鑿を遂げ、且海上往來平安の祈願、又は先亡菩提供養の爲、其頃薩州に居住せし唐人陳冲一、同子藤左衛門を按ずるに、薩左衛門は寛永十七年通事仰付らる。檀越の頭取にて、右の覺海を住持として、禪院を創建成したる旨、去る元和六年、南京方輿福壽寺建始有し例に準し、御奉行所に相願ふのところ、免許ありて、分紫山福壽寺を開創し、諸船主共布施寄進銀及び香花料に進呈し、佛殿并に船神媽祖堂を造立し、每船持渡るところの佛神の像を殘らず寺内に持ち來らしめ、住持覺海を始め、寺中に役僧を立置、委細可遂吟味旨、第一肝要の寺役に被仰付之、市中にて漳州寺と稱す、

一同年唐僧了然覺意兩人、覺海に隨侍して渡海せし處、覺海退去以後、覺意監寺たる事十三年、

一毎年三月廿二日、船神天后の祭祀なる故、唐三ヶ寺輪番に三月七月九月廿三日毎に、在津の唐人共、出館して參詣拜禮する事を免さる、長崎志、

承應三甲午年、僧喝禪渡來崇福寺に住す、後黃栗山の法林院を開基し、後また伏見の禪福寺に移り住す、明曆元乙未年七月九日、慈岳木庵に隨

ひ渡來し、寛文十二壬子年、福壽寺の住職となる、軸賢、東瀾、西意等も渡來して永住せり、

承應三甲午年渡來喝禪漳州之人、天和三亥年迄三十年住す、按ずるに、此書渡來の年代を記さ、黃栗山に在、長崎覺書、

法林院は、自注、うら門の道の左慈福院のみに、木庵和尚の法子唐僧喝禪和尚是を開基ありて、久しく安居し給ひ、近年伏見のみすに藥師の靈地あり、禪福寺と號す、錫をこれに移して住し給ふ、黃栗山國師傳、

明曆元乙未年七月九日、慈岳木庵和尚に隨從し來朝、萬治三年和尚之伴僧に而上京し、寛文三年福壽寺へ歸り、蓋謙に按ずるに、蓋謙は慶安二年隨侍し、同十二年入院、在任十八年、元祿二年寂、漳州之人、

寛文元辛丑年、軸賢來朝、按ずるに、この僧はしめ次の東瀾れども、漳州寺居住せしを、同八年寂す、

寛文十三癸丑年、慈岳弟子東瀾來朝、元祿二己巳年入院、按ずるに、福壽寺に入院なり、同七年甲戌年迄在位六年、其後靈鷲庵に隱居、

寛文十三年、東瀾と共に西意來朝、延寶三乙卯年寂、以上、長崎覺書、

○漂着

延享二乙丑年閏十二月十五日、同三丙寅年五月十一日兩度に、薩摩國より領内漂着の漳州人を送り來る、寶曆七丁丑年六月、漳州府の空船肥前國五島に漂着せしか、命によて同八月燒捨たり、寛政元己酉年三月廿七日、去冬大隅國屋久島に取謨郡にして、漂着せし漳州府の漂民送り來る、歸帆の唐船に乘組せ、歸唐仰付られ、船主には糧米を賜はる、

延享二乙丑年閏十二月十五日、薩摩より漂流の唐人十一人送來、但此本船漳州府龍溪縣より山東に赴し處、十二月大風に逢破船、其節船頭黃裕告を始十五人は端船に乗り、何所ともなく漂出たり、此唐人共十四人水筒の中に入、數日海中に漂し中、三人は凍死し、殘十一人薩摩領加世田村の内宇島に流着しを助け送來、

同三丙寅年正月十一日、去冬破船龍溪縣船唐人の内、十五人端船にて數十日漂ひ出、薩摩領七島の内平島に流着しを助け送來、長崎志、

寶曆七丁丑年六月、五島領に唐造空船一艘漂着、但長さ九尋三尺程横一丈一尺程、船傍に漳州府漳浦

縣杜尋灣商船戶林秀艇字壹百伍拾玖號之文字彫付有之由、當御役所御届有之に付、江戸言上存之處、同八月御下知有之、右之空船并船具共に、五島に而燒捨可有之旨被仰付之、長崎紀事、

寛政元己酉年三月廿七日、薩摩より漂流唐人廿七人送來る、此本船福建省漳州府龍溪縣船主陳發成船にて、去年夏天津太沽湊へ赴き、東買調へ、同十月十一日彼地出帆致す處、同廿五日山東沖にて逆風強く、廿七日之夜に至り、西北の風烈敷、檣を折り楫を取られ、同十一月十九日、船底損し水込入故、本船は乗捨、無是非橋船に乘移り、風に任せ漂ひ居たりしに、同廿一日大隅國屋久島の内尾野間村と云所へ漂着、同廿三日同國安房村へ連越され、此所に逗留致し、正月日本船二艘にて乗出し、同十六日薩摩國山川湊へ着船、二月十五日山川より出船、今日當湊へ送届らる、依之翌廿八日館内へ被入置申、一番同三番船出帆之節、便乞歸唐被仰付、尙又船中糧米として、米二十五俵被下之、長崎志續編、



同汀州府部

按するに、この府、清一統志に、東西三百里、本邦の里法にして、五里なり、南北三百八十里に距る、四町なり、東は延平府、西は江西の贛州府に界ふ、南は廣東の潮州府、北は江西の建昌府に接す、京師まで五千二百二十六里ありとて、同八百七十里、漢には會稽郡、後漢には會稽南郡都府の地、三國の時は漳州府と同じく建安郡たり、晉には晉安郡新羅縣の地とし、宋已後又晉安郡の地とし、隋に復建安郡の地とす、唐の開元二十四年、始て山洞を開きて汀州を置、天寶元年臨汀郡と改む、乾元元年復汀州とし、江南道に屬し、五代には王閩に屬し、尋て南唐に屬す、宋に福建路に屬し、元に汀州路として、福建道宣慰司に屬し、明に汀州府と改、福建布政使司に屬す、清に至り猶福建省治たり、風俗頗る上京に類し、質直にして義氣あり、感慙にして勤勞す、島居の者は魚鹽に利を得、山居の者は耕織の勞をなすと見ゆ、華夷通商考に、此地より近年船來る事稀なり、産物は蠟降真香其外あれども、皆南京福州等の船より持渡ると記す、

○儒醫渡來獻上并臨時信牌願

享保六年七月、汀州府の醫朱來章渡來し、通事の宅に寄宿す、望の者は療養を請へき旨市中に觸らる、其後歸唐の年、同十乙巳年二月五日、儒士朱佩章、醫朱來章、同子章同雙玉周致來孫輔齋等渡來し、朱章は書籍を獻す、是等召により渡來、後佩章は騎射連渡の御請して信牌を願ふ、同十月西國筋諸家の醫師、望の者は長崎奉行に達し、かの醫に觸られ、同十一丙午年正月、官醫今大路道三、栗本瑞見仰を奉はりて、採用の書、瑞見命を蒙りしなるへし、子章に書を贈りて療養數件を訊問す、享保六年辛丑年、唐人醫師朱來章渡來る、宿彭城藤治右衛門所、尤總町病家上下之無差別、藥望候者は相願候様御觸被成、稽古通詞一人宛付添、諸方病家廻る、享保十一年、按するに、十年、廣南船より唐人醫師朱佩章按するに、佩章の誤りなり、朱子章朱來章朱雙玉周致來孫輔齋來朝、以上、長崎覺書、  
享保六年七月渡海 醫師福建汀州府人朱來章  
享保十乙巳年二月渡海 儒士福建汀州府人朱佩章  
醫師同所朱子章大清南京十四番、

享保十年二月五日、六番船より福建汀州府人儒士朱佩章、同醫師朱子章、同醫師朱來章渡來、官梅三十三郎宅に在留せしめらる、内朱佩章は唐國射騎之者可連渡旨、御請合申上、信牌被下置、同十一年二月十八日歸唐、朱子章は同年三月二日病死、朱來章は同年五月十三日歸唐、長崎志、  
享保十年八月四日 律呂精義五帙 朱來章述作長崎より來る、柳營年表、  
享保十年十月、長崎に入津之唐人、  
朱來章 朱子章 朱佩章

右三人入津醫師なり、西國諸家之醫師、右唐人の出會度由之者、勝手次第長崎奉行所に申達、會可申者也、朱來章公儀の律呂精義と申五冊物書物獻上仕候、承寬雜錄、  
享保十一年、在留之朱佩章唐國射騎之者可連渡旨、前年より御請合申上、信牌被下置之處、當年三十三番船右之牌に而入津し、射騎之者は跡船より渡來等之よし、當年中より翌末六月迄不渡來故、一船積戻被仰付之、  
同十二丁未年六月廿一日、唐國射騎陳采若、沉大成、

馬醫劉經先渡來、以上、長崎紀事、

享保十年六月朔日、今大路道三按するに、はしめ式部大御文庫の醫書校合を命せられ、七月廿日長崎に來りし中華の醫朱子章へ書翰を遣へしと命せられ、贈答し、八月三日御前に召し、その贈文を讀しめらる、諸家略譜、  
一六日 兵部大輔親俊三男 今大路式部少輔親顯

享保十年七月廿日、中華之醫朱子章長崎に來候に付、醫書之内不審成儀、書翰を以相尋可申旨、加納遠江守殿按するに、御側、被仰渡候而贈答仕候、今大路家譜、  
享保十一年、問答書之寫

恭呈大醫官橋老先生老人臺下、愚於岐黃聖術未窺全豹、懷慚有日、何堪對答於仁人耶、承老先生不恥下問、可稱謙謙君子、而愚吐其一得、亦可謂無知妄談矣、但言旋在邇、未獲常領尊教、殊爲歎、然敬復數言、無任神馳瞻仰、承問、脹滿之症云云、愚致內經之論、脹滿五歲六府靡不有之、雖各經皆有總、無不緣於脾肺腎三經、故經文提其綱曰、諸濕腫滿皆屬於脾、又曰、其本在腎、其末在肺、皆衆水也、東垣拘執經言藏寒生滿脹之說、又拘執脈經言胃中寒



則脹滿之說、故立論多主於寒也、而寒極反生熱之與義、彼未明言也、丹溪乃拘執經言諸腹脹大皆屬於熱之說、又拘執經言諸滋腫滿皆屬脾土之說、故立論多主濕熱相乘為病也、而熱極反生寒之與義彼又未明言也、惟有季中梓能於經言而貫通之、乃曰脹滿之症、陰陽虛實不可不辨、大抵陽證必熱、熱者多實、陰證必寒、寒者多虛、先脹於內而後腫於外者為實、先腫於外而後脹於內者為虛、小便黃赤、大便祕結為實、小便清白、大便溏瀉為虛、脈之滑數有力為實、弦浮微細為虛、色紅氣粗為實、色悴聲短為虛、凡諸實症、或六淫外容、或飲食內傷、陽邪極達、其至必暴成於數日之間、若是虛證、或因情志多勞、或因酒色過度日積月累、其來有漸、每成於經月之後、此中梓之論、為平正至當、若以寒多熱少熱多寒少、拘執言之、又何貴乎望聞問切也哉、愚謂諸般雜症、皆有寒有熱、惟臨症精細、用藥不必預存一寒熱之見膠滯於胸中可也、承問 反關脈云云、愚謂反關脈、乃自母胎成形、即具此脈、非病脈也、亦非無病脈也、諸家皆云、脈由列缺絡、走入臂後手陽大腸之經也、愚在貴國、亦診數人有此反關脈者、或有患積聚證、

亦有患痲氣證、其病與常脈之人皆同、何謂無病人、若無病必常生不死矣、愚數十年內在家鄉、所診反關脈之人、無一人能生、六十外則無病之說乃妄談也、  
老先生見聞廣博、優入岐黃之室、疑問二端學術、皆有根底、愚妄對之、其言之當否、亦不自知也、伏祈上裁、  
丙午正月穀旦 閩醫生朱子章頓首拜復

右和解

御殿藥橋老先生大人に謹而申上る、私儀岐伯黃帝之術において、未委數悟り不申こと、日比恥存候處、何を以歟仁人に對し、答をなすにたゆへけんや、老先生の下問に恥ざるを、更誠に謙々たる君子と云つへし、然るに私儀わつかに學ひ得たる事を相演候は、是無智にして猥に談論をなせる也、されは私事歸唐之期も程近く成、いまた常に尊き教を得不申事、殊更殘念之事に御座候、謹而數言を以て答を仕候、た、魂のみ馳かよひ、慕ひ仰くにたへ申さる御事共御座候、  
一御尋を請候脹滿の症の云々、私儀內經の論を考

るに、脹滿は五臟六腑に無之と申事無御座、尤おのおの經絡に有之といへども、都而脾肺腎の三經にあらずといふ事なし、故に內經には其要文を掲て曰、諸濕の脹滿はみな脾に屬す、又曰、其根元は腎に有て、其末節は肺に有り、みな聚水也、李東垣經言に、臟寒すれば滿脹をなすといふ説になつみ、脈經言に、胃寒にあれば則脈脹滿すといふ説になつみ故に、論を立る事多く寒を主とす、然ども寒極て却て熱を生るの奧儀、彼未明らかにいはず、朱丹溪則經言に、諸腹の脹大は熱に屬すといふ説になつみ、又經言に、諸濕の腫滿はみな脾に屬すといふ説になつみ、故に、論を立る事多くは濕熱相乘して病をなす事を主とす、然れども熱極て却て寒を生するの奧儀、彼も又いまた明らかに言はず、唯李中梓のみ經意を能貫通して曰、脹滿の症は陰陽虛實を辨せずんは有へからずと、總て陽症は必ず熱す、熱するものは多くは實也、陰症は必ず寒す、寒するものは多くは虚也、内より先に脹、後に外へ腫るを實とす、先に外へ腫れ、後に内に腫るを虚とす、小便の色黄赤にして、大便祕結するを實とす、小便の色

青白にして、大便溏瀉するを虚とす、脈滑數にして力あるを實とす、弦浮にして微細にあるを虚とす、色紅にして氣粗きを實とし、色衰へて聲短きを虚とす、凡諸實症或は六淫外より來り、或は飲食の内傷は陽邪速にして、其至る事必ずはけしくして、數日の内になす也、若虚症は或は心精勞役するにより、或は酒色度に過、日を積月をかさねて、其來る事漸々として、月を経て後になる、是李中梓か論也、平正にして至て其理に當れり、若寒多くして熱少く、熱多くして寒少きを以て、なづんて是をいはは、又何を望聞問切も貴へけんや、愚按するに、もろ／＼の雜症皆此寒あり熱あり、た、病症に臨み悉く子細に藥を用候は、必豫寒熱の見を存し、胸中になづみ滯ずして可然也、  
一御尋を請候反關脈の云云、愚按に、反關脈は母の胎内より形をなし、則此脈を備ふる也、病脈にあらず、又無病の脈にもあらず、諸家皆列缺絡より臂後の手、陽明大腸の經に入るといふ、私儀御當地にて、數人此反關脈あるものを見たり、或は積聚の病を煩ふもあり、又症氣の病を煩ふもあり、其病む



事常脈の人と同じ、なんぞ病ひなきといはん、若病ひなき時は、必ず長生にして不死ならん、私儀故郷にても、數十年の内見候處の反關脈の人、一人として、能く六十歳以上にいたるものなし、無病の説は則妄談にて御座候、

老先生識廣明にて、盡に岐伯黃帝の道に入給ひ、兩様の疑問、是に學術みな根元ある御事に御座候、私儀猥に答をなす、其言の理に當る事も知らざる也、伏て御賢察を祈る、

丙午正月穀旦

福建醫士朱子章頓首拜復

大通事官梅三十郎譯

恭呈大醫官栗老先生大人按するに、多紀氏撰朱來章治臺下、愚自願庸才、屢承下問、是以能問於不能、以多問於寡也、況老先生位極尊、名極隆、壽極高、學極博、尚如此乾乾不息、後生輩寡聞淺見輒爾、災木豈不顧影懷慚耶、愚不揣荒陋、謹對數言於左、來知有當於採擇否、惟祈上裁、

敬和原韻一絶、以誌渴慕之思、

望雲就日渡扶桑、聞說先生道術良、未炙光儀增寤歎、瑤章惠我豈能忘、

承問 難經五十三曰、七傳者死、問藏者生云云、愚謂七傳者傳其所勝賊邪也、問藏者傳其所生虛邪也、如心病為一傳、周而復始於心為六傳、歸於本位、猶有生機、心復傳肺、則為七傳、七傳則一藏再傷、豈得不死、故經言、七傳者死也、紀氏之說甚合經旨、先生平易解之、於理尤合經旨、更極昭明、他說紛更、俱不可從也、

承問 正傳或問七、左屬陽、右屬陰、左屬血、右屬氣、左屬水、右屬火云云、此據左右寸關尺部位合言之也、是理也、又十四或問、以左為陰、右為陽、陰為水、陽為火、水為血、火為氣、此就左右手之尺部專言之也、是理也、亦是理也、夫人左手為陽、右手為陰、手部為陽、尺部為陰、浮取為陽、沉取為陰、氣為陽、血為陰、火為陽、水為陰、此一定之通論、然陽中即有陰、陰中即有陽、陰陽交則水能升火能降、水火既濟、人乃少病、

承問 左手關前一分人迎是也、右手關前一分氣口是也云云、愚觀李中梓之四言脈訣曰、關前一分者寸關尺各有三分、今日關前一分、仍在關上之前一分耳、故曰、左為人迎、辨外因之風以左關、乃肝膽脈

為風藏、故曰、人迎緊盛傷於風、右為氣口、辨內因

之食、以右關乃脾胃脈、胃為水穀之海、脾為倉廩之官、故曰氣口緊盛傷於食、或以前一分為寸上、豈有左寸之心可以辨風、右寸之肺可以辨食乎、又曰、人多誤認關前二字、竟以左寸為人迎、右寸為氣口、大誤矣、須知左關前一分正當肝部、右關前一分正當脾部、此論明白有理、蓋人迎之位、屬手大陰肺之經、人迎之穴、屬足陽明胃之經、故素問云、人迎亦胃脈也、夫診人迎氣口脈、而決死生者、以人迎穴屬胃氣口兼屬脾胃、人無胃氣、不死何待哉、內經通寸尺、而曰脈口曰氣口者、以左右手六部皆肺之經脈也、肺為華蓋居於至高、各經之氣、無不上薰於肺、故寸口為脈之大會也、寸關尺一脈相連貫、通關脈稍過於上、即為寸部稍過於下、即為尺部、而診人迎氣口脈、若不從中指關之前一分決之、而乃決於中指食指兩岐之間、此乃節外生枝、弄巧成拙、真可謂之妄談也、

承問 神門各在病人兩手關後尺前之位云云、夫神門即左右手之尺脈也、尺脈屬腎、人之元神在焉、乃為根本之脈、故稱神門、天民乃云申指無名指兩岐之

間、固妄談也、而王水註神門、左右之掌後銳骨之端動脈應之、更為穿鑿無根、不可信其說也、

承問 嘗婆萬病圖、療十種十二種之名目、愚見開疎淺、亦未博覽群書、不知其詳、但據醫通云、南粵蠱毒有數種名目、蛇毒、蜥蜴毒、蝦蟆毒、蜈蚣草毒、金蠶毒、均謂之蠱毒、而瘡名亦有數種、李中梓謂、有風瘡、溫瘡、寒瘡、痺瘡、濕瘡、化瘡、食瘡、瘰癧、勞瘡、鬼瘡、瘧母、皆謂之瘡疾也、而瘡痺亦有數種、李亦云、有行痺、痛痺、着痺、骨痺、筋痺、脈痺、肌痺、皮痺、胞痺、五臟痺之名目、至於症忤水病大風等、皆未諳其有幾種也、

承問 諸家脈位各有異同、而竟無歸宿云云、愚亦索疑其諸家脈位之背於經旨者多也、惟李中梓醫宗必讀、脈位本於內經、可法可傳、愚依此部位診脈、屢試屢驗、而深知諸家所列脈位皆不及也、老先生博學、多聞多見、疑問數端、俱極精明、愚之跡陋妄對、不知有合於內經否、伏祈上裁、

丙午正月穀旦

閩醫士朱子章頓首拜復

右和解

御殿藥栗老先生大人謹而申上候、私儀庸才之



者に而御座候處、御間に預り候儀、能を以不能に問ひ、多を以て寡に問ふ也、況老先生位極て尊く、名極て盛也、壽極て高く、學極て廣し、然るに猶如斯解りなく絶す御勤候に、後生の輩少しき學才を頼み恥をいだき申さざらんや、私儀賤き才をはからず、謹而數言を左に答候、御取立に成候儀無心元御事に御座候、唯御賢察を祈る也、

一御尋を請候難經の五十三に曰、七傳は死す、間臟は生と云々、愚按に、七傳は其勝處に傳へる賊邪也、間臟は其生る處に傳る虛邪也、たとへば心病を以て一傳とす、あまねくして又心に初るを六傳とす、本位にかへる時は猶生する機あり、心又肺に傳るを則七傳とす、七傳する時は一臟再び傷む、然る時はあに死せざる事を得んや、故に經にいふ七傳は死する也、紀氏か説甚た經意に叶ふ、先生平易に是を解す、事理に於て尤叶ひ、經意さらに明白なる事を極たり、他の説様々にして一定ならず、従ふべからざる也、

一御尋を請候正傳或問の七に、左は陽に屬し右は

陰に屬す、左血に屬し右氣に屬す、左水に屬し右火に屬すと云々、是左右寸關尺の部位に依て合していふ也、是理也、又十四の或問に、左を以て陰とし右を陽とす、陰を水とし陽を火とす、水を血とし火を氣とす、是左右の手の尺部に依て専ら是をいふ也、又此理也、それ人の左の手を陽とし右の手を陰とす、寸部を陽とし尺部を陰とす、浮所を陽とし沈取を後とす、氣を陽とし血を陰とす、火を陽とし水を陰とす、是一定の通論也、然れども陽中には則陰あり、陰中には則陽あり、陰陽受る時は水能升り火能下る、水火既に救ひ助けて人病少し、

一御尋を請候左右の關前一分は人迎是也、右手の關前一分は氣口是也と云々、私李中梓の四言脈訣を見るに曰く、關前一分は寸關尺おの／＼三分あり、今日く、關前一分は關上の前の一分に其儘ある也、故に曰く、左を人迎として外因の風を辨し、左關を以て則肝膽の脈とす、肝を風臟とす、故に曰く、人迎稠敷さかなれば風に破る、右を氣口とす、内同の食を辨す、右關を以て則脾胃の脈とす、胃は水穀の海とし、脾は倉廩の官とす、故に曰く、

をなす、誠に妄語といふへし、

一御尋を請候神門は、各病人の兩手關後尺前の位にあると云々、それ神門は左右の手の人脈也、尺脈は腎に屬す、人の元氣のある所也、則根本の脈とす、故に神門といふ、天民いましめ言て、中指無名指兩岐の間とするは寔に妄語也、王永註して左右の掌の後鏡骨のはしに動脈應すといふ、更にいれほかにして由來なく候得は、其説信すべからざる也、

一普婆萬病圓十種十二種を療治する名目を御尋を請候に、私儀疎學淺才の者にて、未廣く諸書籍も見不申候故、其詳なる事を知らず、唯醫通によつていふに、南粵に蠱毒數種の名目あり、蛇毒、蜥蜴毒、蝦蟆毒、蟻螂草毒、金蠶毒、都て是を蠱儀といふ、瘡名にも數種あり、李中梓かいつ風癩、温癩、寒癩、痺癩、濕癩、牝癩、食癩、瘡癩、勞癩、鬼癩、瘟母あり、皆是を瘡疾といふ也、癩痺にも又數種あり、李中梓又いふ、行痺、痛痺、着痺、骨痺、筋痺、脈痺、肌痺、皮痺、胞痺、五臟痺の名目あり、其症忤水病大風等の儀者、

氣口稠敷さかなれば食に傷ると、或は前一分を以て寸上となさは、豈左寸の心風を辨し、右寸の肺食を辨すへけんや、又多く誤て關所の二字を見て、終に左寸を人迎とし、右寸を氣口とする、大に誤れり、左の關の前一分はまさに肝の部に當り、右の關の前一分はまさに脾の部にあたる事を知るへし、此論明白にして理あり、抑人迎くらゐは、手左陰に屬し肺の經也、人迎の穴は、足陽明に屬して脾の經也、故に素問に曰く、人迎も又胃脈也、夫人迎氣口の脈を伺て死生決するは、人迎の穴は胃に屬し、氣口はかねて脾胃に屬するを以て也、人胃の氣なくして死せずして何を待ん、内經に寸尺を通稱して寸口と云脈口といひ氣口といふ、左右の手の六部みな肺の經脈也、肺は華蓋として至て高きに居、諸經の氣とて薰せすといふ事なし、故に寸口は脈の大會とす、寸關尺の一脈相連りて貫通す、關脈少し上に過れば則寸部とし、少しく下に過れば尺部とす、人迎氣口の脈を伺ふに、若中指より關の前一部を決せずして、中指食指の兩指の地またより決するは、是則節の外に枝を生し、上をもてあそんで拙



一御尋を請候諸家の脉位各不同有之、終に落着する事なしとの云々、私にも日比諸家の脉位多く經意に違ふ事をうたかふ也、唯李中梓か醫家必讀のみ内經を元とし、法とすへく傳ふへし、私儀此脉の部經に依て、脉を伺ふに、毎度試み毎度其驗あり、依之諸家の列る所の脉位は皆不及也、老先生博學多聞也、疑問の數様みな委敷して明白なる事を極めり、私儀疎學を以てみたりには是に答へ、内經の意にかなふ事をしらす、伏て御賢察を祈る也、

丙午正月穀旦

福建醫士朱子章頓首拜復

譯者同前以上、和漢寄文、

享保十一丙午年二月、朱佩章さきに病馬療養等の事御尋あるにより、重ねて馬醫并に乘方熟練の者連渡るべく、よて去年十一月臨時の信牌を願ひ、こたび廣東港門の牌を請ふ、是年十一月渡來せし、故際ありて馬醫は後船より渡來の旨書を出す、

享保十乙巳年十一月、請開恩賜信牌文

具呈人朱佩章爲懇恩給賜信牌事切、佩今春航海前來、不期即承欽用、又蒙賞賜白銀屢感洪恩、使佩闔家增光莫過如此、前蒙欽問、款內現有不能詳知者、間或有之、更有養馬療馬等事、甚不知詳、深爲慙愧、

回唐之日、所承欽問之事、逐一查考、詳細具能、有騎馬養馬療馬之人、擇其善者、帶同前來、以備欽問、然而搭他人之船、甚爲不便、不能如意、今懇洪恩、給賜小兒朱允傳臨時信牌一紙、就於本船同來、報達欽問、即均感洪恩於靡涯矣、爲此上呈、

享保十年十一月日

朱佩章

右和解

以書付申上候者は、朱佩章にて御座候、御恩之上信牌を御與へ被下候儀を奉願御事、然者私儀當春渡海仕候處、不存寄早速御用被仰付、殊爲御褒美御銀拜領仕、重疊之御洪恩難有仕合、一家之面目不過之奉存候、乍然先頃より被仰出候御用之内、委細覺不申候儀間々御座候、別而馬之飼方療治等之儀、委敷覺不申、慙愧之至に奉存候、歸唐仕候は、御尋之趣逐一吟味仕、且又馬之乘方飼方療治等能心得候者共召連渡海仕、御用承度奉存候、然共便船仕罷越候而者、殊之外不自由にて、不任心底候儀御座候間、何卒今度御洪恩之上、俾朱允傳に臨時之信牌一枚被下置候様に奉願候、左候は、右之船より渡海仕、御用等承度奉存候、於然者均く御洪恩を奉感儀

限有御座間敷候、依之以書付申上候、

彭城藤次右衛門譯

享保十一丙午年二月、朱佩章廣東港門信牌願之書付

具呈人朱佩章爲懇恩給賜廣東港門信牌事切、佩此番所求臨時信牌一紙、蒙准賜少兒朱允傳、頂恩戴德實無疆矣、但佩原在廣東左近地方居止、即向取票、能騎馬養馬療馬等人、擬在廣東、故此佩今意欲前往廣東、計辨諸事、就於彼處、發船前來貴國、茲因不願惶恐、懇求廣東港門信牌、准賜給朱允傳、則重蒙鴻恩於靡涯矣、爲此上呈、

享保十一年二月日

具呈人朱佩章

右和解

以書付申上候者、朱佩章にて御座候、御恩之上廣東港門之信牌を御與へ被下候儀を奉願御事、今般私願之通、臨時信牌一枚俾朱允傳へ被下置、難有仕合奉存候、然者私儀者元廣東最寄之者に而御座候に付、先達而申上候、馬之乘方飼方療治等能心得候者も、廣東に居候者共之内に、心當御座候故、私儀今度廣東へ罷越、諸事作略仕、彼地より直に船を仕

出し、御當地へ渡海可仕覺悟に御座候間、何卒廣東港門之信牌、朱允傳へ被下置候様、不奉願恐奉願候、御許容被成下候は、御重恩を奉感儀限り御座有間敷候、依之以書付申上候、

書付差上候者朱佩章

譯者同前

享保十一年十一月、朱佩章御請之馬醫召連不申御斷之書付

具口詞人三十三番船來朱佩章、爲因去年十一月間、能騎馬養馬療馬之人、再來之日帶來、其詞在案、佩今年二月間、附搭巳年十九番船、回唐尋覓、如此暗練之人誠驗、有沈大成者、前曾受把總武職之官、今間住在家、此人能騎馬養馬、暗練其事、此番原要同船來崎、因有武藝之人同船帶出、而光棍等動疑、聲言不一、所以沈大成躊躇、不敢與佩同船來崎、潛搭吳子明船後來、所以此番佩等之船不得同乘、爲此具詞是實、

享保十一年十一月日

朱佩章具

右和解

以書付申上候者は、三十三番船より罷渡り候朱佩



章にて御座候、然者馬之乘方飼方療治等能心得候者、再渡之節連渡可申由、去年十一月以書付申上置、當年二月巳十九番船の便乞、歸唐之上、右之通心得候者を相尋、吟味仕候處、沈大成と申者、以前把總と申武官にて、只浪人いたし罷在候、此者馬之乘方飼方能心得居申候に付、此度致同船罷渡申筈に御座候處、武藝有之者を同船いたし連渡候儀不審を立、奸曲之者とも色々取沙汰仕候故、私と同船にて罷渡候儀は、沈大成遠慮に存候由にて、則吳子明と申者船の竊に便乞、跡より罷渡り申筈に御座候、依之此度私とも乗組之船へは連渡不申候、爲其以書付申上候處、相違無御座候、

譯者彭城藤次右衛門  
以上、和漢寄文、

通航一覽卷之二百十六終

通航一覽卷之二百十七

唐國福建省福寧府 秦嶼港 部十三

按するに、清一統志に、この府福建省治にして、東西三百六十里、南北二百七十里、東は海濱、西は德州府の古田縣に接す、南方も海にして、北は浙江省の温州府に界ふ、禹貢揚州の城なり、周には七閩の地、秦に閩中郡の地とし、漢に會稽郡の縣とす、晉に晉安郡に屬し、宋これに因しか、後閩の縣地とす、唐に福州に屬し、後改て長溪縣とし、五代にいたり宋これに因る、元に福寧州とし、福州路に屬し、明の洪武二年、州を廢して縣とす、成化九年にいたり、また州に復し、清の雍正十二年、福寧府と改め福建省に屬す、秦嶼港は、この府の福鼎縣の東南海の中にある小島なれとも、戍防の要地たるかゆゑにより、賞當巡司を置とあり、

○漂流

寶曆元年辛未年十二月廿六日、この年三月、福寧府の所屬たりし秦嶼港に漂到せし、陸奧國盛岡城主南部大

膳大夫某の領分、釜石浦のもの即ち盛岡郡六人、浙江省寧波府の商船に乗組せ、かの咨文を添て送り來りしか、海上風順あしく、是月三日、肥後國天草即ち郡名に漂着ありしを、此所より長崎に挽送る、長崎奉行所に御下知ありて、彼此處置ありし事次卷にあり、

寶曆元年辛未年十二月廿日、十一番寧波出し鄭青雲船より、奥州南部の者六人送來、此者共去年十一月十七日、十六端帆船八人乗組、江戸に赴し處、同廿六日逆風に吹放され、當二月末迄大洋に漂ひ、三月四日福建省の内嶼嶼港といふ所に流寄る、即刻役人來り船中相改、晝夜番人を付置、四月四日其所より厦門に送られ、於官所吟味有之、町外の寺内に在留致させ、米薪菜錢等を給り、懇に介抱あり、内一人病死す、六月朔日此所より寧波に送られ、同十日着船す、猶又於官所吟味有之處、今年乾隆帝巡幸あり、浙江に駐駕の砌にて、浙閩の總督杭州府に到て、日本人漂着の事を、直に奏聞有之由、數日の後帝歸駕の上、右漂流のものとも本國に可送遣旨、勅許ありし由、五爪龍の銀牌一枚つ、七人のものに下し賜る、仍て寧波府鄞縣の信公興といふ商人に被申

付、船頭鄭青雲、財副林榮山、外に童天榮、黃福この二人は日本に渡海馴れたるものにて、少々日本詞を覺たるよしにて、通辯介抱の爲さし添、十一月六日寧波より出船、十二月三日天草に漂着す、その所にて一人病死す、同廿日當湊に着船せり、右の厦門海防廳許氏より咨文一通、并寧波府鄞縣黃氏より咨文一通差送り、漂流人とも無滞送り届け、返書請取可來、則帝都に可奏聞のよし申來る、委細江府へ言上有之處、御下知有て、厦門寧波兩所の官府に返書可被相渡の旨、管沼氏より按するに、管沼、回咨二通、兩所に被相渡、且又荷主信公興に米七十俵、鄭青雲に三十俵、童天榮に二十俵、黃福に三十俵被相與、本船申三月七日出船す、同四月十四日南部大膳大夫方より、使者美濃部作左衛門上下十六人、當表へ被差越、右六人の者請取連歸之、長崎志、寶曆元年十二月廿三日、未十一番船客唐人童天榮、黃福兩人、御役所へ被召出、日本人又五郎、伊七郎一座にて、唐國滯留之間始末之趣、於御用場山崎仁左衛門、松本彌右衛門按するに、山崎仁左衛門、松本彌右衛門は、長崎奉行の家來なるべし、御立合にて、御尋之次第承之、致通辯候覺書、



一日本人奥州南部盛岡郡釜石浦之者又五郎、伊七郎、利兵衛、利右衛門、長助、傳六、文治、五兵衛、この八人のもの、當末三月六日、ほげんと申所の流着、その時小船一艘はせ付船を改め、米穀等を少くあ

たへ、早速逃歸申候由、又五郎、伊七郎申し候、右流着仕候所は、福建省の内福鼎縣之湊嶼嶼湊と申湊口にて候、小船と申候は嶼嶼湊之役船にて、海賊等を致吟味廻り候船にて御座候、是を哨船と申候、逃候にては無之、福鼎縣へ漂流のやうす届に參候由御座候、

一同日早速役人と相見え候唐人參、六人上陸爲致、役所のやうなる所へ落着、四人の唐人附添申候、又五郎、伊七郎船守のため、日本船に残居申候、

右六人落着候所は、福鼎縣の館驛にて御座候、此所へ居申候役名を千總と申候、且は番人且は諸用事相辨候ため、晝夜附添罷在候、

一六人のもの役所に被召出、振廻御座候、主君と申人より御盃を被下候、

右役所と申は、福寧府の知府の役所にて御座候、主君と申候は、福寧府之知府にて御座候、常々私

ごもごとき唐人は、知縣の盃を戴候事さへ難成候、増て知府よりの盃を請候事、得かたき事に候、振廻は十二椀菜の卓子を出し、饗應御座候、一其後相殘居候又五郎、伊七郎を被呼候節は、酒饈頭はかりを振舞候、

右兩人のもの船守致し居候得は、六人のものより下輩のものご相心得、右の饗應とは違ひ申候よし、

一又五郎、伊七郎船中より陸地を見渡候に、馬上の人或は輿に乗候て、旗を持繩を鳴し通り申され候を見申候、

此儀、日本人嶼嶼湊に漂流の譯、福寧府の知府より福建省の總督へ訴有之候上、福建省の總督より參將副將と申武官吟味に被差越候、輿に乗り候は福建省の知府なり、馬上は參將副將なり、繩を鳴し候は、參將副將の參着に付祝し申儀に候、一四月四日、厦門へ被差送候節、四十人の官人と相見え、船二艘に乗、日本人乗候船、湊を出離候まで見届引取候、日本人乗候船付警固と相見え、唐人三人附添申候、尤夜は泊り晝計り船出申候、

日本人乗候船は官船にて、附添候三人は千總にて御座候、見送りに參られ候官人は、參將副將にて御座候、日本人乗捨候船は厦門へ被引廻候故、厦門の提督より海防廳へ被申渡、賣拂申候、

一四月廿三日、厦門に着仕候處、荷物等は藏に入置申され候、又五郎、伊七郎兩人上陸仕、即日役所へ被呼詮議御座候、門に儀門と申額御座候、それを入候得は敷石御座候、弓鐵炮首械等を飭り有之候、最初役人と相見え候唐人被出候て、一通り詮議有之、その後又主君と申て御出、御吟味なされ候、

右役所と申は、厦門の湊海防廳官所にて御座候、この官所は、専ら軍民盜賊等之吟味方にて御座候、姓は許氏なり、荷物入候藏は官庫と申候て、官所の藏なり、儀門と申候は所々の官府に有之、門の上に此文字の額有之候、官府出入の節計ひらき、平日は兩方の小門より致出入候、敷石有之候所は公事訴訟の決斷所なり、最初の役人は海防廳之差官にて御座候、主君と申候は海防廳の許氏にて御座候、一居所は町はづれの寺に居申候、和尙の名はへい

シヨんと申候、召仕六人御座候、佛壇には釋迦のやうなる石佛致安置有之候、

この寺の名は報國寺と申候、石佛は釋迦にて御座候、但石佛に箔を置申候、尤厦門にては館驛これなく、此寺に官府往來の節被立寄候所に御座候、これに依て右日本人この所に差置れ、へいシヨんと申は和尙の名にて無之、和尙といふ文字、漳州言葉にてへいシヨんと申候、此滯留中、又々六人の千總附、諸用相辨候、尤海防廳より、毎日一人前米一升、野菜料とて十錢つゝ、相渡され候、

一五月五日、和尙被召連船軍を致見物候、此軍と申候は龍舟にて御座候、船の形は龍頭龍尾の拵、一艘に二十人つゝ、乗組て、金襴を着し、あるひは具足を着し、五色のはたを立、都合船五十艘競渡と申候て、長崎に有之はいろんせり候事を競渡と申候、按ずるに、承應の頃、長崎にて唐人船乗後市中之者見習ひ、年々パイロン船と唱へ、小船多數進めて、先後運速に競ひて、船乗の式をなすよし、長崎志に見えたり、パイロンは競渡の見物船より生きあひるをこらへ、頭を二寸程裁割、海中に放之候、割目に汐水入、苦痛



難堪、行事矢のこころ、これを我先にとあらそひ  
取候を勝と定申候、尤その所の郷風にて、この事  
不致候へは、瘟疫の病時行申候と申傳候故、古來  
より仕來申候、

一同日には家々の門に菖蒲、艾草を赤紙につゝみ  
打付有之候、又は軒にはさみ候所も有之、餅を笹の  
葉につゝみ候を、主君より被下候、

右餅は粽子と申候、又角黍とも申候、

一利兵衛鼓脹の症相煩候に付、醫師相見え薬を用  
候、五月十三日病死の節、外に四人の役人被出、死  
骸を相改申され候、葬の儀は手前にて取置度よし  
願候處、許容被致候ゆゑ、日本錢三貫文差出、和尚  
を頼葬具等買調へ、唐人の墓所多所に葬申候、その  
後寺へ歸り候て菓子相備祭申候、その時鼠衣を  
着候出家六人被參、木魚太鼓鑼を打供養被致候、尤  
布施の心にて、日本錢五百文遣申候、

四人の役人は内使と申役にて、死骸相改候もの  
なり、鼠衣を着候出家は、別寺の出家なり、

一閏正月、自注、但唐國は、當年閏五月、和尚召連られ一町程行候所、  
廣野有之、合戦の稽古と相見え、三千人程寄合組を

わけ、喇叭を吹、鑼太鼓をならし、外に一人石を高  
く疊上候所に登り、采をふり候所、左右に掛引有之  
候、五十人つゝを一組といたし、旗を持候もの六十  
人有之、左の手に笠を持、右の手には劔を持候、その  
時笠計相見え、人形相見え申さす候、その脇に木綿  
の幕を張廻し候て、三面に口を明け、其内に主君と  
見え候人御座なされ候、弓を持候もの計具足を着  
し、その外は具足着し不申候、馬に乗候ものとは  
無之候、歸りには騎馬にてみな歸り候を致見  
物候、

廣野は合戦の稽古場にて、此名を教場と申候、石  
にて高きたゝみあけたる所は鼓亭と申候、毎月  
三六九の日にて、九度の稽古日有之候、廈門の提  
督組下のもの三千六百餘人御座候、たゞへは三  
日は馬戰、六日は步戰、九日は弓戰とつけ候て、致  
稽古候、日本人見物に參候日は、步戰の稽古日に  
て御座候、鼓亭のうへに喇叭を吹、太鼓鑼を打候  
ものを、吹鼓手と申候、最初三度喇叭を吹、三度太  
鼓を打候得は、陣を布申候、左に持候笠と申候は、  
藤にてあみ候請笠にて、此名を藤牌と申候、右藤

牌を持候もの三千人、一同に三人充肩に上り候

ゆゑ、笠計のやうにて、人の形見え申さす候、こ  
れは梅花陣と申候、幕を張廻し候所は提督の機  
敷にて御座候、その石を帷帳と申候、弓を持候も  
の、着候は着込にて御座候、鐵を内にはり、外に  
木綿を以ておほひ拵たる具足にて、是を暗甲と  
申候、尤明甲を着候ものと、暗甲を着候ものとは、  
次第有之儀に御座候、旗を持候者名を教師と申  
候、鑼三度打候得は、みな退散いたし申候、  
右稽古仕廻には、各騎馬にて歸申候、

一廈門の湊にては、日本渡海の商船のとき大船  
千艘餘往來不絶、陸上には船を造候所も有之候、  
此所商船出入多く、砂糖、多葉粉、米等を積載候  
て、江西省の内太倉州へ綿と致交易候、諸國の商  
人出入多く、賣買賑しく候、如斯場所を太馬頭と  
申候、

一廈門の入口に石をたゝみ揚、切口にて三尺程に  
築あげいたし候所有之候、

是は石火矢臺にて御座候、此石を砲架と申候、  
一廈門にて二月に稻を植付、五月蒔、又五月に植

付、八月に蒔、一ケ年に兩度つゝ、收納有之候、

福建寧波ともに兩度の收納有之候、江南の地に  
は一度の耕作有之候へ共、二月に麥と種子とを  
取候ゆゑ、同様の事にて、二度に相當り候こゝろ  
なり、

一六月朔日、廈門より出船いたし寧波へ被送候、そ  
の節日本渡海のやうなる大船に乗申候、警固の役  
人と相見え、船中三人付添申され候、

右大船は、廈門より砂糖を積のせ、南京へ參候商  
船にて御座候、船頭は邱氏のものにて、七人のも  
のはこの船に便を乞、寧波の鄞縣へ被相渡候、付  
添のものは廈門提督の使者にて、咨を持送届候  
ものなり、廈門より寧波迄の道法、凡六十更程有  
之候、但更と申候は、唐國の六十里を申候、日本  
の里數にては六里なり、六十里の時は、日本の道  
法にて三百六十町程の積に候、

一六月十日、寧波の湊着船仕候處、即日役人被出、  
日本人相收罷歸り申候、

右の役人と申は、寧波府鎮海縣の差官にて御座  
候、翌日鄞縣の知縣より荷主信公興へ、日本人請



取のやう被申渡、十三日日本人を上陸致させ候節、附添の官人知縣方へ届に參候、七人のものは船主邱氏同道にて、信公興宅へ上り申候、然る處寧波の地、近年日本へ仕立候商船無之候付、日本言葉存知候もの無之、幸ひ黃福儀、日本言葉少々通申候、此もの兼て信公興と心易いたし候ものゆゑ、通辯相頼申候、黃福儀は已十三番船より御當地へ罷渡り、其以前丑五番船よりも罷渡り候て、一ヶ年餘も日本に在留仕候ものにて御座候、童天榮儀は荷主信公興より被申付、逗留中諸事介抱いたしくれ候ものにて、日本言葉も少々通し申候、此もの以前三番船より罷渡申候、一六月十四日、役所へ罷出候節、黃福召連罷出候、役所のやうすは、厦門の役所に大かた同様に有之候、

右役所と申候は、參將之役所にて御座候、一即日又々寺へ落着申候、蓮華の上に釋迦のやうなる木像御座候、此寺に和尚一人召仕一人居申候、此所桃花渡と申入江にて御座候、其寺は關帝の廟にて御座候、釋迦三尊菩薩等の木像安置有之候、

て御座候、

一銀牌は寧波にて頂戴仕候、此牌を首にかけ候節は大切にいたし、貴き人に逢候ても、拜禮など不致やうに、黃福被申候、

乾隆帝杭州へ御幸の節、福建の總督自身杭州へ參られ、日本の難船のわけ被致奏聞候、其の後帝王北京へ歸朝のうへ、銀牌七枚總督へ被渡、それより知府に渡され、知府より知縣に渡され、知縣より荷主信公興へ被相渡、それより七人のものとも頂戴いたし候、此銀牌に五爪の龍紋有之候、龍牌と申候、御面に皇賞と申文字有之候、この龍牌本船より相渡候節、龍王のおそれ有之、洋中數度風波つよく、一船のもの心遣ひ仕候、且又皇帝南巡の節、七十以上のもに被給申候銀牌は、五爪の龍紋は無之、養老と申文字計り有之候、

一荷主の隣に宮のやうなる所有之候、種々の供物をそなへ、鑼太鼓等を打芝居有之候、黃福召連致見物候處、少も合點不參候、一兩度も參候得とも、見物人都て銘々計見笑申候ゆゑ、恥かしく存、後には參不申候、

候、廟主は普陀山の和尚にて、一ヶ月一兩度も見舞に罷越、法事を被致候、尤普陀山の支配にて、弟子を差置申候、

一荷主信公興宅は、右の關帝廟より二三町計へたり申候、毎日三四十人の出入たえす、殊の外賑敷有之候、身上よろしき人と相見え申候、手附のもの内外五六十人のくらし致申候ものにて御座候、その後荷主方へ振廻に被呼、卓子等出申候へとも、ぶたは無之、豆腐はたべ申候、

信公興方のふるまひの節、黃福相伴致し、十二椀菜にてぶたは出し不申候、いりこ鮑めんす鶏あひる菓子蜜漬等出し申候、ぶた類出し不申候、つけは黃福日本馴たるものにて、日本人はぶたは用ひ不申候よし聞及び候付、出不申候、十二椀菜の卓子には、豆腐は用ひ不申儀に御座候、これは鶏卵を以豆腐のここく仕立候料理にて御座候、然るを豆腐とたべ覺推量致し候、

一出船前、又々信公興宅へ振廻に參申候、其節卓子三脚にて、鄭青雲、財副林榮山、童天榮、黃福、日本人の致相伴候、信公興より錢別の振舞に

右宮と申は、媽祖宮にて御座候、此所にて日々願成就のため、藝者を雇ひおとり致興行候、一寧波厦門の湊口に、船改いたし候番所のやうなる所有之候、往來の人数并船切手等相改申候體にて、その所に白旗立有之候、

右番所は、營訊と申候、往來の人を改候番所に、白旗のうへに緝盜安民と申文字有之候、

一七月七夕には、何事も見及び不申候、七月七夕を牛郎織女會と申候、朋友など相招、詩酒を樂み申候、又穿針乞巧と申て、月下に於て針に糸を貫巧を乞候、巧は聰明の意思なり、

一七月盆のやうす、寺の法事施餓鬼有之、關帝の廟には何事も無之候、町の門前に燈籠を明し、線香を地に建有之候を見申候、

盆の儀、民間は何事も無之、墓所へ箔紙を燒祭申候、これを祭掃と申候、人家の門前に燈籠を明し候事は、七月晦日地藏菩薩祭禮にて候に付、門前に燈籠をかけならへ、地に線香をたて、致◎下文缺一九月九日には、何事も見及不申候、此日を重陽の節と申て、茱萸の酒を呑候て、高き



に登ると申故事有之候、  
一田の肥に、牛骨を焼灰にいたし候、その外の肥に  
大小便大切に致、賣買を見申候、

牛骨の灰田地に入候得は、能肥申儀御座候、其湖  
廣の地にて、大豆の油を取申候粕を肥に用ひ申  
候、これを豆餅と申候、大使は野菜にかけ、小便  
は葱と蒜にかけ申候、大使は賣買には不致候、種  
子油一椀を大使一荷に換申候、大使の間屋有之  
候、是を糞頭と申候、此所へ請込申候、これは南  
京寧波浙江等の地方に計有之候、

一唐枘口四寸五歩、高さ三寸五歩有之を見申候、  
此外唐米掛目一斤四十目入申候、則一升なり、寧  
波の地當年飢饉にて、一升代錢二十四文に賣申  
候、平日は一升九文十文程いたし候、當年三月よ  
り九月迄早魃いたし候ゆゑ、高直になり申候、七  
八月頃、寧波府の提督、褰衣跣足にて雨乞に罷出  
候、その跡に寺々の和尚とも、鐵鉢に水を盛、柳枝  
をもつて途中にふり歩行候、則龍王廟に位牌を  
建、雨を祈申候、位牌の文字五湖四海行雨龍王の  
位と書付有之候、尤位牌は格式黒地に致し、文字

は白文字にいたす、但黒は水に屬し、白は金に屬  
し、金性水性の意を用ひ申候、

一乞食は多く居申候、男女とも見およひ申候、  
當年飢年ゆゑ、猶さら多く有之、  
一救ひ米と相見え、大船四艘に米を積來候、  
當年飢年の儀、總督より奏聞被致候處、湖廣より  
二十萬石積廻し、寧波臺州温州杭州等の地へ給  
申され候、

一南京の主君と申候て、寧波へ罷越、その節七人の  
ものとも見分申候、荷主の手代申付、銘々名を逸々  
赤紙に書付手に持せ、その前にならへ置候、主君は  
馬に乗、又は跡より馬に乗候もの弓を持、先には旗  
を持候ものも有之候、鐵砲を持候ものも有之、朱塗の輿  
に白鬚の人乗居申され候、その節石火矢打申候、  
主君とは杭州の撫院、寧波府荒年のやうすを巡  
見のため被罷越候、桃花渡より被致上陸、その節  
寧波の提督迎ひ被出、撫院は馬上にて候、跡より  
馬上に弓を持候ものは、參將副將の武官なり、は  
たを持候ものは撫院の行列なり、旗に四爪の龍  
紋有之候、鐵砲を打候ものは提督の下官にて、撫

院着岸の祝儀に放申候、輿に乗候白鬚の人は、寧  
波の提督なり、

一寧波の入口に船橋有之候を見申候、  
寧波の城外に陵橋門と申有之候、口鐵板を以て  
つゝみたる門なり、此門を出候へは船橋有之候、  
是を江橋と申、大船二十艘を置、上に板を横た  
へ、鐵のくさを以つなきたる橋也、此所水流急  
なるゆゑ、橋柱建申さす、右の船橋を以て往來  
候、尤汐の満干によりて高下いたし候、むかしは  
一人一銅つゝにて舟渡有之候、中古より船橋を  
かけ往來いたし候、

一寧波の湊に鹽竈有之候を見申候、  
鹽燒候所を鹽場と申候、鹽商賣一ヶ年に何千貫  
目と申事に御座候、鹽は江南へ遣し申候、鹽一斤  
に付二銅つゝ致し、下直の時は百斤に付百八十  
銅程もいたし候、浙江に鹽驛道と申役所有之、そ  
の所の支配にて、鹽場には下官を遣し置、拔賣い  
たし候儀を禁制仕候、鹽の賦税を取差上候、鹽驛  
道の官は、參將程のものにて御座候、鹽燒は農人  
にて、鹽汲は女にて御座候、此所計にて、餘國は

男はかりにて拵申候、

一寧波の町内西の方に高さ塔有之候、黃福同道に  
て見物に參り、その塔に登り見申候、

此塔その名を天峯塔と申候、内は木を以て組立、  
外は石にてこしらへ、手入候細工にて御座候、七  
層の塔なり、その高さ四十餘丈、經り十間餘、下  
は丸く上は八角に有之、但一層毎に四面に門有  
之、内には釋迦羅漢等の像安置有之、それより一  
町程通候て、天峯寺と申寺有之候、此寺の支配に  
て御座候、此塔の上に登り候節は、下よりくるく  
る廻り登り申事に御座候、明朝の時分より建立  
致し、其土地風水惡敷所に建之、風調雨順五穀豐  
登の意を用ひ候儀に御座候、  
一九月廿七日、荷主より乗船いたし候やう申わた  
され候處、廿八日七人のもとも船にのり、翌日荷  
物積込申候、

當日、日本人乗船の時分晩景に及び候故、荷物は  
翌日積申候、  
一十一月七日、寧波出口デカイ關と申所より、三日  
路程通候て、人家凡六七百軒も有之候、この所にて



役人罷出、人別相改被申候、  
 ukai關は、寧波の津口鎮海關なり、則營訊にて  
 御座候、役人申は參將の官罷出、人名年數等逸  
 逸相改、帳面に記し申候、  
 一洋中にて幽に雲のやうなる物を見出し候節、帆  
 柱上に登り、櫓に山と申事を見出候者へ、銀三十匁  
 とらせ候、船神の前にして、鶏ふたをころし備申  
 候、

右山を見出し候ものへ、銀三十目を褒美に遣し  
 候、これを花江と申候、先第一に目當に見候も  
 の、女島鷄島にて御座候、

一天草の地に着候節、順風にて候處、餘り風つよ  
 く、甲崎見かけ俄に逆風に相成、帆手をつなき申候  
 腕木を吹はなし、唐人一人即時にうたれ、目口より  
 血を吐死申候、

則陳佐官と申候水手にて、天草の地に葬申候、  
 一傳六儀、六月中旬頃より痲病相煩候に付、荷主よ  
 り醫師を呼ひて服藥致させ候、

右醫師は官醫にて、張氏王氏周氏趙子々四人ま  
 て替申候、人參相應いたし候に付、一日に一匁つ

つ用ひ申候、病中天草迄之間、童天榮、黃福兩人介  
 抱いたし候處、天草にて病死仕候、その節天草に  
 て差出し候眞の物并和解左之通、

右、咬啗吧船頭鄭青雲、按ずるに、咬啗吧は南海瓜哇國の内に、  
 公與澳港商船を出すゆゑ、此まきは咬啗吧信牌にて渡來せり、よて  
 鄭青雲はしめ唐國の者なれとも、咬啗吧船頭と唱ふるなり、此外奥  
 港船みな、指出す、漢文除之、

右和解

咬啗吧船頭鄭青雲、被仰上被下度儀奉願候御事、然  
 は本國より貴國南部之商人、都合七人を相守候て、  
 長崎表へ連渡送り届申候、内傳六と申もの、唐國に  
 於て六月三日より病氣差重り、官府より醫師を附  
 られ致服藥、日夜介抱いたし候故、寧波より致出帆  
 候以後、船中延滞之間、一ヶ月餘程之心を加へ保養  
 仕候處、不存寄風不順に付、先日本船御當地へ碇を  
 卸し候所、不計傳六儀病症相重り、昨夜病死候に  
 付、棺具相調、山地に葬申度奉存候、此段通事衆類  
 入候條、王上へ被仰上、取置之儀御役人衆へ御申  
 付、猶又長崎表へ被仰越被下候は、難有可奉存候、

覺

一難商傳六 一人當十二月七日夜病死

寶曆元未未十二月八日 咬啗吧船頭鄭青雲印

傳六病中藥法

人參六分 白當歸五匁酒炮 黑姜壹匁白朮貳匁炒 白芍  
 藥壹匁炒 柏子仁三匁 白茯苓壹匁 大熟地六匁 小  
 甘草貳匁 炙甘草貳匁 梔子貳匁 三貼加黑薑三枚○  
 白當歸六匁 青皮壹匁 麻子仁貳匁炒 生白芍藥貳匁  
 半夏二匁 藿香壹匁 建石解二匁生 川原朴貳匁炒 紅  
 穀芽貳匁炒 生木香五分 枳殼壹匁 三貼加青竹茹○  
 大白朮四匁炒 白芍藥貳匁酒炒 補骨脂二匁煎 白茯苓  
 貳匁 山藥貳匁炒 肉蓯五匁五分 乾姜壹匁 煨木香八  
 分 吳茱萸八分酒炮 製川附子貳匁 車前子三匁炒  
 二貼加煨姜二片鍋焦湯煎藥  
 十一番咬啗吧船未十二月四日、天草の地に漂着、船  
 頭鄭青雲、唐人數五十一人乗組候て、日本人六人連  
 渡、同月廿日入津、翌廿一日御請取、又五郎等持戻  
 り候品左之通、  
 一鮑小十六包 一雜物干魚二十八包 一厦門錢  
 十錢百五十六貫文 但此錢は厦門海防廳にて  
諸色寶拂候代錢なり 一唐銀  
 二百二十六匁五分二厘一封 但厦門にて日本船  
寶拂候代物なり 一鐵  
 碇五房、外に木綿帆綱蒲團表服等 一皇賞之銀

牌七面、○圖省略

又五郎持渡之龍牌始納官庫、後年有贈進日光法親  
 王、

一日本仕立木綿布子七 一黒無量帶三筋 但、又五  
郎右衛門  
三人に 右は荷主信公與鄭縣之命を請差送候由、  
 同人より錢別として差送候品々左之通、  
 又五郎に 一緞子羽織一着 一黒木綿四端  
 一綸子一切 一紺木綿二端 一葛布二端 一形  
 付布團表一ツ 一錫酒瓶一 一書物十冊○伊七  
 郎に 一紺木綿三端 一白木綿二端○利右  
 衛門に 一白木綿五切 一唐古着物四○長助  
 に 一紺木綿四端○文治に 一白木綿一切  
 一紺木綿二端○六兵衛に 一けんちう一端  
 一白畫綿一切○傳六 一紺木綿四端  
 當日、右の荷物等は御役所藏に御入被遊、童天榮、黃  
 福兩人晝頃より夜分迄、日本人對座にて御詮議相  
 濟、右唐人兩人其外出番の役人不殘、晝夜共に御料  
 理御酒被仰付、日本人は揚り屋に御入被遊候、  
 唐人共差出候口書和解左之通  
 未十一番咬啗吧船頭鄭青雲、財副林榮山、客童天榮、



黃福等にて御座候、難船又五郎等の始末を具に相述、王上に申上御鑑察被成下度儀を、御願申上候御事、然は私共荷主信公興儀は、元來泉州のものにて御座候處、幼年の時分寧波に引越住宅仕候、平日慷慨之風儀有之、寧波の中にその名をしられ候ものにて候、前々より奥湊に商賣に船を仕立候故、文武之諸官も能存知居申候、當年三月歸國の難船又五郎等八人のもの、福建省の内嶼嶼湊に漂流仕候、福鼎縣之知縣より福寧之知府方への旨相達、夫より福建省之總督へ申越候所、早速參將副將等の官人を嶼嶼湊に被差越、吟味被遂候、尤嶼嶼湊へ日本渡海の商船無之候に付、評議之上、厦門之海防廳に被差送候、其頃八人之内利兵衛事、鼓脹之症相煩候之故、即時に官醫を請し、療養致し候得共、快氣無之病死仕候に付、其地に埋葬致候由に候、夫より七人之者寧波に被差送、其間往來の辛苦并所々住所館驛等迄、兩省文武官の差圖によつて、役人等を被附置、難船の艱苦を憐み、凡日用の品まで少も不自由無之様に致候、しかる處幸今年皇帝被遊南巡候、又五郎難風に逢ひ、嶼嶼湊へ漂流被致候節は、皇

帝浙江之地御幸之間故、福建之總督直に異國難船之様子を被致奏聞候處、上意として日本難船等に、銘々五爪龍之銀牌一枚つゝ、被賜候、浙江省中水陸提臺等之官人、日本渡海之商人に申渡、本國へ返遣候様被仰付候、其節信公興上意を承り、差急公用相務度出精仕商人鄭青雲、財副林榮山を請し相談仕、荷主信公興方より童天榮、黃福等を差添、七人の衆を相守、長崎表に連渡候様頼候、第一には荷物元手信牌の銀高に合せ用意仕、次には官府の役人等心を添られ、書狀をもつて本船の護照を頼、請往來三ヶ月を限り、往還無遲滯、難商之苦無之候様被申付候、猶又諸役人衆も仰を請、荷物を言傳、この船へ積乘持渡り申候、貴國之御恩をもつて不殘買上被下候様奉願候、依之十一月六日、寧波内湊より鎮海關へ乗出し、洋中にて度々難儀に逢ひ申候、山を見出し候節、漕者一人帆に打れ即死仕候、可仕様も無之、船中相談之上、天草の地方に乗り入、順風を相待候處、傳六儀久々痾病を相煩、色々の手を盡し、人參等まで相用ひ、養生仕候へとも元氣無之、この所にて病死仕、痛敷奉存候、その後御挽船を以御當

津へ御挽入下さり候、實に稠敷難儀を請申候、勿論私とも護照を被相渡、急御用を承り候儀のみを存候、後來歸唐の砌、各所に官府等貴國王上之御返書を相待申候、その上にて北京へ罷越、御返答申上相仕舞度奉存候、此度洋中にて不順に付、凡一月餘も滯留仕致延引候、このやうすにては御定の期違可申哉と、私とも寐食不安候然る處王上委細に、難商唐國在留之始末を御尋被遊候に付、實情の趣申上候、今度六人ともに平安にて長崎に到着被致、既に王上御直に御詮議被遂、御請取被遊、私とも満悦奉存候、然る上は早々歸唐被仰付被下候は、一船之者とも、難有のみならず、荷主承申候て、猶御厚恩感激可仕候、

寶曆元年十二月  
未拾壹番咬吧囉船頭  
鄭青雲 財副 林榮山  
客 童天榮 同 黃福  
右、船頭鄭青雲、財副林榮山、客童天榮、黃福等差上候書付之通和解差上申候、

林仁兵衛印

右江府に一通 河内守様 一通 下野守様  
御扣 一通 按ずるに、長崎奉行松浦河内守、曾沼下野守なり  
右、何も真物和解共に二通充、十二月廿七日差上申候、按ずるに、今本文を脱す、

本船より持渡候護照漢文和解左之通、○圖省略  
右和解

署、浙江寧波府鄭縣正堂加三級紀錄三次黃申渡為相知候事、厦門之役所より役人差添被引渡候、日本の難商又五郎等七人のもの、浙江の地に參着いたし候に付、即刻住所を申付、諸事氣を付介抱いたし召置申候、然る處今度商人信公興へ申付、船頭鄭青雲を雇ひ、本縣船頭彭世彩の船を借受、荷物を積乗せ、日本へ罷越商賣致させ、その幸便を以、右難商を召連本國へ返し遣し申候、各所の憲臺へ右の旨御届申上、咨文相與候條、商人ども直に日本王府に罷越、此段訴可申上候、鄭青雲に申渡候趣相心得堅相守、途中之間も念を入、又五郎等を致介抱、随分いたわり可申候、依之書付を相渡、三ヶ月限りに日本王の御返書を申請、歸唐可致候、其證據を以奏聞申上候様可仕候、此儀聖朝遠人を憐み給ふ深仁



にかゝり申儀候間、途中致滞留候て、定期を誤り御  
咎を請候様致間敷候、本文之通慎て可相守ものな  
り、

咨文一角相與へ候、

乾隆十六年十一月初六日給

歸唐之上返上可致候外國通覽  
迷復記

咨文封袋式長一尺三寸濶七寸五分○咨文缺

福建泉州府廈門海防廳加三級紀錄四次許 咨文遞玉

面

廈門分府之印章 凡副印之官  
俱用此長印

文滿洲字文 謂之偏印

日本國王

上同

當殿開折

裏

大清乾隆拾陸年陸月

初一日咨

右和解

福建泉州府廈門海防廳加三級紀錄四次許氏申達候  
事、恭くおもんみれば、本朝聖天子文教遍く敷四海、  
一統之儀を深くおもわれ、恩澤廣く蒙り、萬方い

たらずといふ處なし、此ゆゑに外國心を傾け之に  
向ひ、謹て誠實之心を盡し候、風難漂流の者共に及  
ては、懇に撫育せしめ候、種々心を附安全を得せし  
めすといふ事なし、貴國又五郎等八人、三月六日乘  
組之船難風に逢、嶮嶮湊と申港へ漂流いたし候に  
付、福鼎縣と申處に於て吟味を遂候所、船中に薦包  
の鹽魚凡二千斤餘も積載有之候處、文字を書せ見  
候處、日本南部釜石浦之者と書出し候、依之米薪等  
を相與へ、廈門驛舎に差送、其所之役所へ差置、早  
速委細吟味之上、各官所下知を請、一人前一日に米  
一升、野菜代として錢十文相與へ候、又福鼎縣へ申  
越、舟を吟味致させ候處、修履難相成候由に付、舟  
并鹽物等賣拂せ、右代銀は又五郎に相渡請取せ候、  
尤乘組之内利兵衛と申もの一人、五月十三日致病  
死候に付、是又一々撫恤を加へ、口米關稅を指免候、  
猶亦廈門に久敷滞留いたし罷在候に付、外に口米  
錢相與へ、船を以歸國せしめ候、是誠に天朝遠方を  
懷せられ候仁心至て周く候ゆゑ、貴國之風難に逢  
候ものへ憐愍を加へられ候趣、申達度候に付、委細  
咨文を以貴國へ申達候、猶咨文之趣を以御吟味可

被下候

右 日本國王の申達候、

大清乾隆十六年五月朔咨文

咨文封袋式長一尺四寸四分濶八寸四分○咨文缺

署浙江寧波府鄞縣正堂加三級紀錄七次黃 咨文遞至

鄞縣 凡知縣但係正印

正堂 官用此方印

同上

當殿開折

大清乾隆拾陸年拾壹月

初一日

右和解

署、浙江寧波府鄞縣正堂加三級紀錄七次黃申達候  
事、恭くおもんみれば、本朝覆載を大にして以て私  
なく、萬國車書の盛なるを仰せ、胞照を統る事爰に  
看にあり、九天日月の光りに沐す、特に恩綸をひろ  
ふして中外爰に何ぞ異視せんや、重て宸眷をふか  
うして顛運更に深仁を荷ふ、爰に貴國又五郎等の

舟難風に逢、閩省に漂着いたし候に付、既に心を加  
撫育いたし候處、使船乏く滞留久しかるへきに付、  
寧波の本縣へさし送り、隨て館舎を求め召置れ、米  
薪相與へ、病人へは醫師を遣し療治せしめ、外に路  
費衣裳等相與へ、商人信公興渡海之商人鄭青雲へ申  
付、さし送り歸國爲致候、尤出船の日限、各官所へ申  
觸、猶亦可申進候間、貴國王の申達候趣、咨文を以  
御吟味可被下候、且又五郎等七人歸國之上、御書  
付を渡海之商人鄭青雲の御渡被下、急歸國被仰付  
被下候は、取次を以奏聞仕度候ゆゑ、聖朝遠方を  
懷られ候外意に預る事に候條、遲滞無之様、被仰  
付可被下候、仍て咨文を以申達候、

右 日本國王の申達、

大清乾隆十六年十一月初日

右咨文二封、廈門海防廳寧波府の鄞縣兩官所より  
日本國王へ被届候を持渡候、咨文上右の通り有之  
候を寫し留置候、即日御檢使御受取御役所へ御持  
參被成候、其後河間幸太郎、神代文藏、中山太右衛  
門三人へ、御内々にて和解仰付候ゆゑ、本文の儀



相知不申候、外國通覽、

通航一覽卷之二百十八

唐國福建省福寧府部十四

○漂流

寶曆元辛未年十二月二十日、寧波府の商船護送せし陸奥國漂民の事、長崎奉行菅沼下野守公裁を経て、明年二月下野守より廻咨をあたへ、船主等に俵米を賜ふ、後漂民は本所に歸さる、

寶曆元辛未年十二月廿八日、長崎御役所において、唐國福建省に漂着の六人のものとも口書、

南部大膳大夫領分

- 禪宗、盛岡郡白濱村船頭 又 五 郎 五十六歳
- 同、同水主 伊 七 郎 二十五歳
- 同、同同 五 兵 衛 三十七歳
- 同、釜石浦楫取 利右衛門 四十二歳
- 同、水主 長 助 四十八歳
- 淨土宗、大畑村 文 助 二十七歳
- 寶曆元年五月十三日 利 兵 衛 五十餘歳
- 福建にて死、 傳 六
- 寶曆元年十二月七日 夜天草にて死

通航一覽卷之二百十七終

一私共儀、去年寛延三庚午年十一月、國元より出船仕難風に逢、唐國福建省へ漂流仕候處、當寶曆元年未十一番船より被差送、十二月廿七日御當津へ着船仕候、按ずるに、廿七日長崎翌廿八日御役所へ被召出、踏書被仰付、漂流次第一通り御吟味の上、揚り屋へ被遣、猶又段々御吟味の節、委細申上候趣左之通に御座候、

一私共儀、在所白濱村久保屋善之丞船神力九十三端帆、乗組八人、積物は鹽引鮭申貝鹽鯉節等積込、江戸表へ爲商賣、午の十一月十七日の朝出船、順風にて、同二十五日、仙臺沖まで走出候處、翌廿六日曉頃より、ならい風強く吹出し、沖之方へ吹離され申候、風次第に強く相成、船危ゆる、翌日帆柱を伐り、折々霰ふりかけ、風彌募り掛け波高く、船の上を越申候ゆる、垢水をくみ、様々相勸申候へども、兎角難凌候に付、俵物千計追々投荷仕候、かやうに御座候事、晝夜十八夜の間、風すこしも弱不申候、何國ともなく吹流され申候、少風止候節、船中不殘髪を拂ひ、脇指一腰鏡四面鏡一挺、その外にも身に付候物少つ、海中へ投入、何卒助命仕候て、何方にても

日本の地へ流より候やう、潮垢離を取立願仕候、日數晝夜手ひどく相勸、其上食事等十分に給不申候ゆる、皆々つかれ果、殊更山も見えざる大灘の事に候へは、致方も無之、風次第に流れ次第に仕罷在候、しかれども萬一の事を存、大抵申酉の方と心得書針を考、桁を抜柱を伐り押立、十六反の帆を半分に致し、風に任せて指置申候、皆々楫兩度まで損し候に付、修覆仕、漸々そこたへ申候、糧米は遙に給切候ゆる、鯉節申貝等を削り候て食事仕居申候、水は元より無之候へは、餘り堪兼候、度には潮水を給申候、その間雨降候節は、着物を解放し、天水を受絃り取申候て咽を濕し申候、如此艱難仕候事、當二月迄凡百日餘りにて御座候、

一三月四日の朝、遙に舟様なるものを見かけ候に付、是を志し近付候て、手を上げ招き候へども、初の程は近付不申候、ひたすら相招候へは、件の船より小舟を卸し、不見馴形人四人乗來候に付、私共も殊に驚き申候、私共の形、數日疲れ候上に御座候へは、人間の様子にて無之程に相成候ゆる、彼もの共驚き候體にて近付不申候、詞を申掛候へは、一圓通



事不仕候に付、椀を出し水を呑候形、箸を持飯を給候仕形、飢餓に及び候體をいたし見せ候處、相心得候や、皆々合點本舟へ乗歸り申候、米五六升袋に入、甕と小桶に水を入、重ねて持來り相與へ候て、湊の方へ指し、彼方には米も水も澤山有之間、急ぎ乗入候やうに、と申す趣に相見え候眞似を致し教へ候て、其舟は直に罷歸り申候、右の小舟に魚網有之候ゆゑ、獵船と存し申候へとも、日本の獵船と違ひ、長崎渡海の商船のことき大船にて、人数も大勢乗居申候、扱右の米早速飯に焚、皆々飯を助り、彼もの共の教候地方志し、様々いたし候て流れ寄申候、その地方何と申處に候や、家數二百計も有之、湊口へ晝時過流れ着、磯際淺みに碇を入申候て、船中片付候處、役人と相見え候もの五六人、私とも舟へ乗り、船中相改候に付、船切手取出し見せ申候、その役人罷歸り候後、番船三艘相繋り、此方の舟へも唐人兩人番に付乗居申候、初の程は唐國とも存し不申、後追々合點仕候、尤詞は一向に通し不申候へとも、唐人ともフケン建の事、ゆゑ、夫を此所の名と存し居申候、と申候自注、、ゆゑ、夫

一翌五日唐人參り、陸へ上り候やうに手を引立候に付、不殘上陸仕候、直に役所の様なる所へ被呼出、重き役人の體に相見候もの罷出、何事に候や吟味の様子にて、錢二貫四百文米二袋薪相添、唐人足にて本船へ積せ申候、その節一所に私とも罷歸り居申候、  
一同九日又役人參り、船中の荷物相改、唐人人足にて俵物不殘小船六艘に積、此所より二十町、役所のやうなる所の藏に入申候、この節伊七郎右の藏へ召連、藏入の様子見届させられ申候、その後右荷物の内鹽鯉、鹽引に皆々腐れ、中々用立體無之候に付、唐人方にて指心得賣拂候て、其後度々書付致し、又五郎、伊七郎に見せ申候、委細の譯は存不申候故、何事も唐人次第に相成、一向に打任差置申候、その後代錢は相渡し不申候、寧波の信公興と申ものへ、役所より相渡り、唐國出帆の砌、右之錢請取申候、一同十六日、私とも八人不殘陸へ上候様破申付候へとも、船も有之候事ゆゑ、船頭又五郎、炊文助兩人は達て相願候て、舟に残り罷在候外、六人のものは上陸仕候、町はつれの明き家の、瓦ふきにて疊は無

之、石を敷ならへたる家に入置、手道具類は不殘持上申候、一枚敷程の床有之上に筵を敷、皆々この上に罷在候、番人晝夜四人附添、調物等の用達し致呉れ、尤朝夕は私とも手煮に致し、大根豆腐など、貰候錢にて調給申候、夫より十日計も過候て、又五郎、文助とも上陸仕、一所に罷在候、此方明船の儀は、唐人番を付、初の所に繋き置申候、この所に四月四日迄逗留仕候、  
一三月廿九日より残り俵物、并手道具類は唐船へ船積仕、四月四日八人不殘唐の船へ乗り申候、警固の役人唐人附添、外に重き役人と見候船二艘付、フケンの港出船仕候、此所離れて、役人船二艘は島陰まで送り、その所に船繋りいたし、見送り居候様子にて御座候、私とも船は帆を引、南方へと走り申候、但この舟は商船より小く、造り様は同前に御座候、晝の内計乗候て、夜走は不仕候所にて、一兩日日和待仕候、人家有之湊も有之、又人家のなき所へも相繋り申候、但し私共乗候所日本船は、船道具炊道具膳碇ごもにそのまゝにて、右居申候フケン湊に指置申候、跡にて賣捌候よし、代銀の書付を見

せ、銀はシンホ乗船の砌、荷主方より相渡申候、一四月廿三日、エモンと申所へ着岸仕候、右居り申候フケンより此所まで、里數何程と申儀相知不申候、この所は長崎よりも餘程廣き様に相見え、山附の湊にて唐船何十艘と申程夥敷有之、毎日入船出船とも無絶間、殊の外繁昌なる所にて、陸には舟を造る場所も有之候、家居その外は、萬端フケンの様子にて相違無之候、即日又五郎、伊七郎兩人に、警固の役人附添上陸仕候、役所之様なる所へ參り申候、この所はフケンよりは大きく、大門に儀門と申額有之、常は鎖し、脇に日本の門の如く濶り有之候口より出入仕候、門より内は皆鋪石にて、白洲のやうなる所に、首械鎖なるこのやうなもの、數々有之、鐵炮なども相見え申候、最初餘り重き人とは見え不申候役人罷出、何様吟味の様成事申候て、その後大勢の役人又々罷出、事相濟候上、私とも本船へ被指歸申候、同廿五日荷揚致し、私とも不殘上陸仕候、町はつれの所に坂一つ越候て、寺に落着申候、出家一人召仕六人有之候、尤出家は此方黄葉僧に違無之候、住持の名をはいシヨシと申候、召



仕は常の唐人にて御座候、石像に箔を置候釋迦様なる佛、蓮華座の香燭等備へ有之候、逗留中之者住持の教候に隨ひ、毎日線香を立禮拜致し申候、朝夕の物迄手煎にいたし、魚物菜類計給申候、此類は日本の如く、荷ひ候て賣歩行申候ゆゑ、居ながら調申候、此所にては、私ども一人前に菜代一日に十錢充の積り、米給切候度々、不殘役所より相渡申候、尤フケンにての通り、始終所之役人、晝夜六人充番に附添、内一人は夫々用事を辨し吳申候、

一乗組八人の内、國元大坂屋利右衛門と申者の荷宰領に參り候利兵衛と申もの、年頃五十餘に相成候者、五月三日より腹の脹り候病氣煩申候、又五郎附添の役人へ申達、療治の儀を相願候處、その夜醫師兩人見舞候て、脈を見罷歸り申候、その跡より藥一貼もたせ遣し、用試み申候、此醫師は上手にて候や、藥吞候ても快氣有之間敷旨を申候に付、達て相歎候へ共、合點不致、その後は決て藥を吳不申候、依之食事を給兼、腹の脹り彌増、同十三日の早朝に病死仕候、此段附添の番人へ相届候處、役所へ申上候や、役人四人參死骸を改め、取置の儀あの方より

可被申付様子に相見え候に付、又五郎願候て、宰領の儀候へは、此方にて取置申度段、書付又は仕形にいたし候、番四人の役人推量ながら吞込候様子にて、尤の様に開届候趣にて罷歸申候、夫より私共皆々打寄り、即座に仕廻し、又五郎所持の灘替せの日本錢三貫文指出し、住持を相頼み、棺一つ、備物等入用の品相調、唐人を雇ひ、寺より餘程へたゝり候て墓所多有之候所に、埋葬仕候、その節住持に付添罷越候へとも、埋葬の時分經を不讀、何事も致不申候、寺へ歸り候て、佛前へ香燭菓子等備へ、外より同様なる鼠衣の出家三人參り、木魚太鼓鉦をならし誦經致し申候、依之住持へ布施として、日本錢五百文差遣し申候、

一、閏五月廿五日、附添候役人、私共を明日船に乗せ、ミンボへ遣し候段書付候て申渡候、翌廿六日商船に私ども不殘乘船仕、荷物等まで積乗せ、當所の役人三人附添、即日船は出し不申、湊内に繋り居申候、六月朔日此所出船致し、南風にて走り出候、此節は見送りの船ども無之、地方も不見遠沖を乗、ミンボへ着船迄は、吹詰の順風にて、晝夜ここに走り

申候、此間の里數如何程と申儀、是また存し不申候、乗組の内水主傳六と申もの、六月三日此船中より痢病煩付申候、然とも船中は左迄にも無之、藥も相用不申罷在候、

一同十日晝時、ミンボ湊へ着仕候、この所はエモンよりすこし劣り候所にて、大方長崎程に相見え申候併賑やかなる所にて御座候、唐船數多無之、出船入船ともに大方二百程つゝ、有之、山も多く相見え、船入候、餘程大なる川下にて御座候、着之節は役人本船へ參り、私どもを呼出し相改候て罷歸り申候、其日又五郎、伊七郎兩人上陸いたし、附添の役人の内兩人案内にて、町並の内門構大きな家に同道致し、何様申付て指歸申候、同十三日七人一同上陸仕、直に寺へ落着、私ども二階へ住居致し候、住持は出家一人、飯焚の唐人一人、この外に何にも無之候、二階に日本の通りの釋迦の木像中位の像一體、香爐佛具等、その外名も不存木佛數多有之候、此所にて十一番船荷主の支配にて、トンスイと申唐人一人始終附添、長崎迄此もの世話に相成候、此外に役所より番人三四人つゝ、代り合、逗留中晝夜附添

申候、米薪錢等の儀、エモンにての通り、役所より相渡候、勿論手煎に致し候野菜類は振賣を調申候、

一同十四日ミンボ役所へ被呼出吟味の様子、その外役所の體、門の額飭り道具等迄、エモンの通りに御座候、此節トンスイ同道にて罷越申候、この所はフケン、エモンなどは違ひ、十に三つは日本の詞を聞覚え候者も有之、所々通し申候、トンスイも十に三つ程つゝは、通し相分り申候、一傳六儀、上陸の後病氣段々相重り候に付、トンスイ荷主方へ申達、醫師を掛療治仕候へとも、快く無御座候、四度迄醫師を替へ申候、總體藥はあの方より差越候處、一貼の嵩日本藥七八貼程有之、水加減は大方日本の程にて、藥は甚濃く煎申候、一九月廿七日、荷主の方へ被呼、明日乘船可致の旨、役所より被仰付候のよし申渡、フケンにて船并荷俵物賣拂候代物のよし、銀子錢等相渡、且又私ども衣服破れ損候ゆゑ、そのまゝにて日本歸國仕、御奉行所へ出候にも餘り見苦候間、此品着し候様に、日本仕立に仕候木綿着物一つ、七人の者へ銘



銘役所より被下候、餘り無冥加事存候ゆゑ、御當津迄は袖を通し不申候、外に木綿布圍三つ、是亦一所に被下候、翌廿八日七人一同に、當十一番船へ致乗船、その後追々荷物船積仕候て、十一月六日迄は風順あしく、其所へ繋り居申候、

一十一月六日、ミンボの湊出船致し、三日計走り、デカイ關まで申て家數五百計も有之湊へ、碇を入申候、此所の番所より役人大勢罷出、唐人并私とも迄改、人別姓名年月等一々帳面に書留、船中總體相改申候、番所の體はエモン、ミンボ等の船番所の通り相見え申候、但この所にて商賣致し候船無之、改を請候船計相繋り候様子に御座候、此邊は都而鹽場にて、鹽竈相並、數の何程有之候哉、夥敷事に御座候、鹽拵様は、日本の仕形とは少違ひ候様子に被存候、先小屋を掛け置、乾きたる砂を盛り、其上より潮を汲掛け申候、小屋の内には竈有之候哉、夫迄は得と相見え不申候、

一翌日デカイ關出船致し候處、風惡敷長走相成不申候や、人家無之島へ三四ヶ所も相繋り申候、扱地方乘離てよりは、一向に繋り塙無之、晝夜ともに走

り、西風戌亥風、通帆ひらき帆にて乗申候、

一十二月三日順風にて、天草の内甲島と申所を見掛乘入候節、急に向風強く吹出、崎之津方へ吹付られ候節、大帆の扣へ綱ゆるめ候事間に合かね、風強く候て、相綱結び付置候船端の腕木九尺計り吹折りて、廻り候時、脇に罷在候唐人の胸板へ打付、その儘血を吐打臥申候、船主以の外驚き、取寄寮所へ引入候へとも、無程相果申候、

一其夜の風益々強、崎々津々入口へ吹はなたれ候、唐人とも碇を入候へとも、其所石地にて碇はき、不申候、その儘山の方へ被押付候、唐人共殊の外騒き立、彼是仕候内、天草より御役人衆大勢御出、小船數十艘集、浦内へ引込被申候へとも、風強中々被引立不申候に付、無是非元の所へ相繋り申候、併唐人船の木碇はき、不申候ゆゑ、私とも所持の鐵碇三房、天草より鐵碇二房、大綱共に持參爲致、此方不殘打込候て、船を繋き留申候、此所逗留中、番船五艘つゝ、被指出、晝夜守り有之候、尤水薪四五度も積せ被申候、  
一、傳六病氣船中別て不相勝候に付、財副殊にトン

スイ五官の兩人、自身藥を煎し、深切に介抱致し吳申候、然とも次第に相衰へ、當月七日夜半頃病死仕候、依之私共書付を以、天草御役人中へ此旨御届申上候處、早速役人衆被參、死骸御改之上、桶に入小舟へ卸、始終番人附置被申候、

一當十九日夜九ツ時分、天草崎之津引出し、瀬戸内乗り離れ候より、帆引殊更の順風にて、翌廿日八ツ半時に御當津へ走り入申候、

一私共唐國在留中、邪宗門の勸めに逢候儀は勿論、怪敷佛像佛具等決して見當り不申候、其外段々御尋被遊候儀とも、心附不申候ゆゑ、見聞不仕儀も多く御座候、彼是少しつゝ、覺え罷在候事共、猶亦申上候、一家居の事、町は碁盤割にて、皆々軒並に立込居申候、屋根は瓦ふきにて二階作り、板舗は無之、皆々鋪石にて御座候、門之様子垣藪等は、大方は日本に違ひ無之候、藏坏も同前に御座候、商人の家には、賣物の看板書付所々に相見申候、併三ヶ所ともに猥に外へ出し不申候ゆゑ、賣物の品などは委しき儀は見不申候、寺かたの造りなどは、さして替り候様子にも無御座候、是また外出不仕候ゆゑ、大なる

寺院一向見不申候、城の様なる所は、何方にも見當り不申候、役所は所々に有之候へとも、大方日本の御屋敷方の様に御座候、併日本と替候事は、三ヶ所ともに、往還の間は端々迄も石を敷詰、雨天にも道の惡敷事無之、沓にて往來仕候、

一土地の事、湊々は大方芝山の高山にて、木の茂り候は無之、岩の多き山は所々相見え申候、海は私とも國元のと違ひ、甚やすらかに沖も淺く、碇綱八尋程下り申候、磯近くは水色替り、砂土などをほたて候様にて、水底は泥深く、船繋り塙所は皆遠淺にて御座候、唐内の海は何方も如斯御座候、川は大下にも多く見不申候、ミンボの船入は、餘程の川下にて御座候、町内は船橋有之所を、船中より見申候、

一草木の事、何とも珍敷物は見不申候、名を不存木なごもたまゝは有之候へとも、木の様子差替り無之候、人家に有之鉢の物は、梅海棠計見申候、一寒暑風雨の事、私とも在所よりは總體暖氣にて、暑氣甚強く御座候、雷は度々鳴り申候へ共、落候事は承り不申候、地震は終に無之、四五年に一度少



少ゆり候事も有之由に御座候、在留中大風雨火事の事は、何方にても無之候、雪はミンボにて少々降申候、フケンに罷在候内は、度々雨降申候、ミンボ等にては、當春より早致し、飢饉に及ふよし承及び申候、

一右三ヶ所ともに、湊口は船改の番所有之、白き印旗を立置、岸には小船數百艘繋ぎ置申候、入船出船ともに番所の前へ差懸り、切手様なる物を出し、改を請申候、改役人大勢罷出、荷物なごへは鐵の荷指を指、改め見せ申候、尤此番所一ヶ所計には無之、口え數ヶ所に有之候、

一エモンの海邊に切石三四尺疊上り、向左右三面を石塀を造り、間三四尺つゞきれと有之所、國崩し杯とも可申大石火矢六つ、沖の方へ向並置申候、エモン出口の島に有之番所にて、改に逢候節見申候處、此所の脇にも、右の如き大筒轉し置有之候、一ミンボ西の町外、寺にても無之平地に、甚だ高き塔有之候を見物仕候、塔の造りは丸く、高さは何丈有之候哉、唐船の帆柱を三繼計も致し候程に相見え申候、外には指て替候様子にも無之、内の體など

は委敷見え不申候、何の塔にて如何なる譯と申儀も承り不申候、只珍敷ものと計存居申候、

一ミンボ逗留中、この所の國主にて候や、重き御方他所より御歸り被成候、私とも旅宿は、船付の揚り場にて候ゆえ、是より上陸有之候、その節荷主の手代、私共に罷出御目見致候様にと申聞、赤き紙に私とも名前を書付手に持せ、旅宿の前に並置申候、國主御上りの時分、石火矢と申候哉夥鳴放致候、御供の同勢二百人計行列、矢旗を先に立、馬上にて弓を持候もの十四五人相並ひ、長刀の様なる物并鐵砲を持候もの多御座候、國主は朱塗網代の長柄の高き輿に乗、八人にてかつき申候、内の様子は得と相見不申候へ共、麗の間より見申候處、餘程老年にて、白き髭有之候人體に相見申候、その跡より下々の役人衆、駕籠も有之、馬上のもの有之、みな御迎に出候様にて、跡より連り罷歸り申候、御立など申知せ候哉、適々喇叭を吹申候、その外の儀は見聞不申候、

一當十一番船主信公與宅は、ミンボ町中にて、私とも旅宿の寺よりは二十町計隔之、門構にて大なる

住居にて、二三十人の人出入す、身上宜敷相見申候、私とも振舞罷越候節、二階へ通し、銘々腰掛を出し、食事など腰掛の儘にて給へ申候、夜中は燈籠に蠟とくを立申候、座敷の様々諸道具類都而潤澤なる様子に被存候、

一私とも國元出船の節、一切の武具類すこしも積ませ不申候、但利兵衛、又五郎兩人、脇差一腰つゝ所持仕候、この内利兵衛脇差は、漂海の節立願の爲海中へ打込申候、又五郎脇差は、始終手放不申候、此度指戻り申候、此外日本金銀持參不仕候ゆゑ、在留中常用の品は格別、利慾のため猥なる買物毛頭不仕候、持戻り候諸色、此度御改を請隠もの一切不仕候、右之條、少も相違不申上候、以上、

寶曆元年辛未十二月廿八日 六人名前

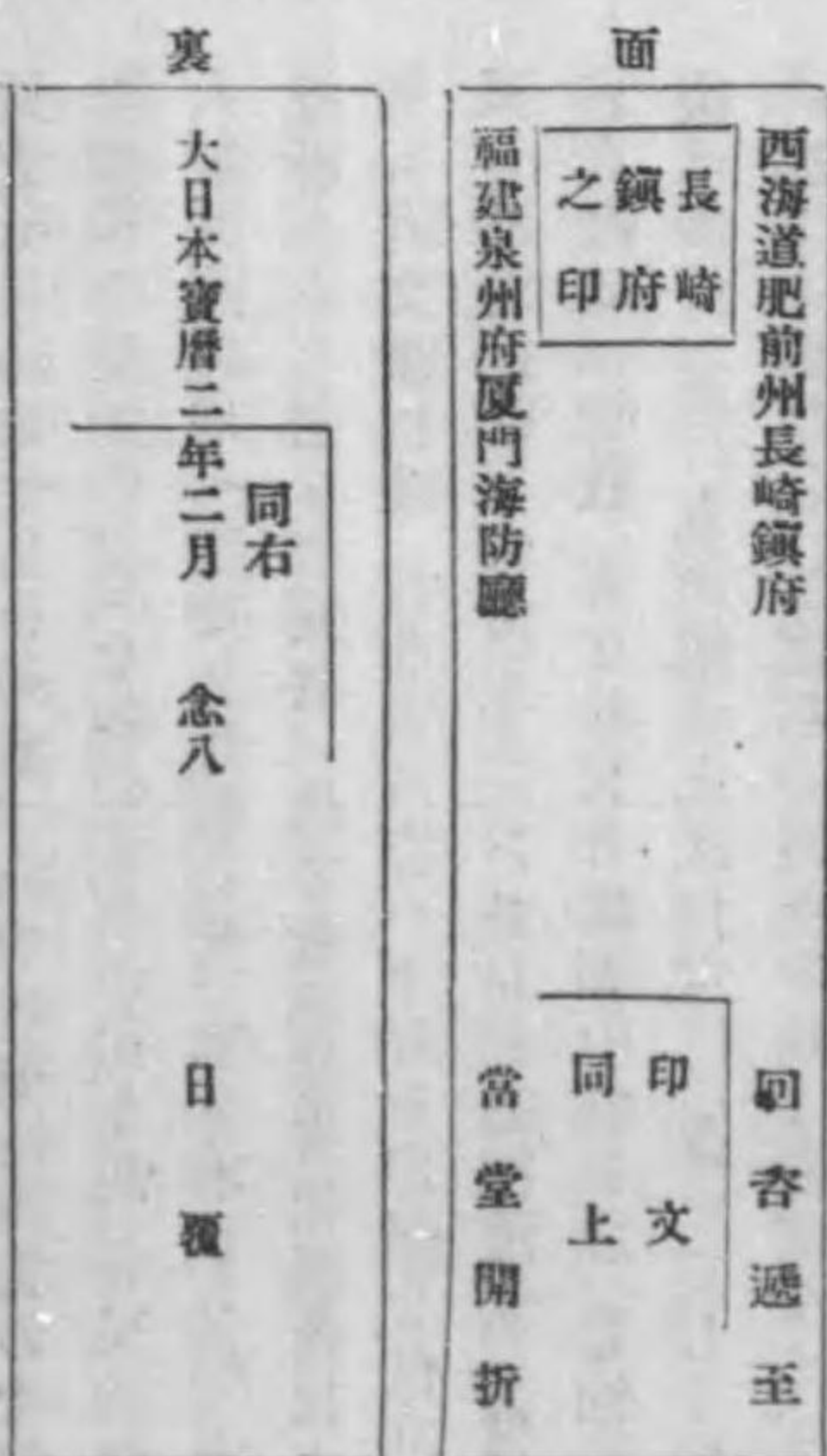
御奉行所

寶曆二壬申年

一、二月十日四ツ時、立山御役所自注、長崎奉行菅沼下野守御屋敷なり、被召出、於對面所年番向井元仲、田邊八右衛門、外に林仁兵衛年番には無之候へとも、右一件始終能吞込罷在候ゆゑ、掛り候様にと下野守直に申渡候、

一去年南部のもの唐逗留の次第、宿次を以申上候處、同役松浦河内守、按するに、在江戸長崎奉行なり、御老中御用番本多伯耆守殿へ按するに、本多申上候處、御老中方被仰聞候は、先年より日本人渡海の儀數度有之候へとも、此度の如く委細に書付差上候儀無之由にて、御滿悅被思召候、尤唐國兩官より送來候咨文に、下野守より直に返翰可遣様被仰付候間、明日より右の人數罷出評議致し、和文を仕立、其上にて漢文に直し、返翰仕立様被申渡、

長崎御奉行菅沼下野守より返翰の次第漢文略之、  
回咨封袋長一尺一寸六分幅八寸六分





本書寫後、白馬臺下於東福精舎、會崎僧龔麟老師、得此表本印、因附爰、

鎮府正印之寫略ス

右和解

大日本西海道肥前州長崎之鎮府下野守源氏、咨文書を復する爲の事、夫おもんみれば、貴國仁綱世を覆ひ、文教之化四表に至る、恭くおもんみれば、本邦徳澤天に均しく、生を恵むの心九關に溢る、凡編戸の民海洋を凌ぎ貨殖の計を致、このゆゑに民生のいとなみ皇化の廣被にかゝれり、依て厄難に逢しもの、其庇蔭に休せずといふ事なし、爰に本邦陸奥州南部の商民又五郎等、去年三月六日、貴國嶮嶼港へ漂流せしめ候處、福鼎縣にて御吟味被逐、船中薦包の鹽魚凡二千斤餘有之、尙又字を書せられ候へは、日本南部釜石浦の人と書出候に付、早速厦門の驛舎迄被送届、米薪等多く供給せらる、その福鼎縣へ被中越、乗捨候船具等吟味有之候處、用立難成候に付、船并鹽魚等一日に賣拂はせられ、代銀又五郎等へ爲受取、其上難商、難苦を勞せられ、關稅を被指免候由、且亦乘組の内利兵衛と申もの、五

月十三日病死せしめ候處、病中の撫恤調養の次第埋葬等に及まで、段々御心遣ひに預り候、尙又相殘人數厦門の地へ滞留久敷候に付、船を求められ、寧波府へさし送られ候由、然る處寧波府鄞縣黃氏よりも咨文被相添、行商鄭青雲へ下知を以船を仕立、又五郎等歸國を申付、十二月廿日無恙連渡候に付、右人數隨に受取、咨文并又五郎等申口を以、委細の儀承届候、誠以貴國懷遠之深仁、洋々盈々として是に加ふる事なし、依之右の段々の功に酬はんご、その爲積渡候荷物、早速商賣申付、格外 順番を越して、速に令歸帆候、依之預御世話過分至極の謝意、回咨を以申伸、

右復 大清福建泉州厦門海防廳許氏へ

大日本寶曆二年壬申二月二十八日

同書翰 漢文略之、

右和解

大日本西海道肥前州長崎鎮府下野守源氏、移知事を復するための事、夫れおもんみれば、國家載輿の基盤、兆庶ひとしく擊壤をうたふ、我朝同運の和氣、吻育として共に泰平の徳化を宣ふ、爰に本邦陸奥

大日本寶曆二年壬申二月廿八日

同年二月廿七日、立山御役所へ、船頭鄭青雲并黃福童天榮被召出、御米拜領被仰付候趣、書付を以下野守へ申渡候、

未十一番船荷主 信 公 興

去年日本南部之者、唐國へ漂流候處、官所より被相渡候由にて、在唐中并當地へ送届迄之内、世話萬端無殘所、丁寧を盡し候段令満足候、依之米七十俵爲取之候、

同船主 鄭 青 雲

同斷其方船にて送來、船中萬端引受致世話候段令満足候、依之米三十俵爲取之候、

同船客 黃 福

同斷寧波在留中、其方晝夜附添、湊并船中迄、萬事深切に致介抱遣候段令満足候、依之米三十俵爲取之候、

同船客 童 天 榮

同様此度送來候船中、其方深切に介抱之上、病人へは服藥等迄始終懇に致世話遣し、吟味之節も度を罷出、彼是心遣候段令満足、依之米二十俵爲取之

州南部の商民又五郎等難風に逢ひ、貴國閩省へ漂流せしめ候所、今度護送の旨趣を詳に披閱せしめ、貴國覆轡の仁薄からずして、厦門分府より貴縣へ咨文を備へ、則商人信公興、行商鄭青雲に仰せ舟を艤ひ、去十一月六日出帆致し候由、風不順にして本邦天草の地方へ漂着し、同十二月廿日、長崎へ令着船候、爰に於て漂泊の次第逐一審問候處、閩省へ編留の間、饗接懇篤にして諸事心を加へられ、猶貴縣は館舎を設けられ、米薪等與られ、病苦のものには數多の醫師を差添、懇に療養に預り、その外路費衣裳等賑振給有之、加之皇賞の銀牌銘々へ被爲恩賜、博く仁愛を本とせし事、貴國應照の徳惠何と止んや、鄭青雲儀も船中丁寧に介抱致し送來候段、誠に實意の至りに候、依之其効勞に酬んかため、積渡荷物不殘商賣を遂て、格外 儀々以順番を越し、速に歸國せしめ候畢、誠に貴國柔遠の徳光澤の施す所に於て、本邦天に象るの仁符を合す、深き懇誠の至意を謝せんかため、依之回咨を以申伸候、

右

大清浙江寧波府鄞縣正堂黃氏へ復



候、

申二月

四月十三日、南部大膳大夫家來使番美濃部佐右衛門、徒目付山邊喜太郎、添役早川佐次右衛門、足輕六人供廻り七人都合十六人到着、西川仁十郎宅へ旅宿有之、翌十四日、南部人六人御引渡被成候、同十八日長崎發足候、

長崎御奉行所より、南部人六人の者へ御渡し被成候御書付

一其方共儀吟味相濟、江戸表へ伺の上、國元へ相歸條、向後無構相應之渡世可致候、尤御領分の外、他領へ住居の儀致間敷候事、

一文銀三枚つゝ、爲取候事、

但、傳六龍牌代銀は、傳六妻子に爲取候條、其趣可申間候。

一唐銀三百二十六匁五分二厘、右爲代文銀四百五十三匁四厘爲取候事、

一唐錢百五十六貫文、爲代文銀二貫十二匁四分爲取候事、

一在所積出しの殘荷物并船具衣類、其外於唐國相與候衣服木綿切等之類は、不殘爲取候事、

但、唐鏡唐量は取上之候、

一其方共積荷物、於唐國賣拂候代銀、且又残り荷物、於在所荷主共萬一彼是申儀も難計候に付、右體之儀無之様に、役人中へ取計可然旨令挨拶置候條、其趣可存候事、

右被仰渡之趣、其方共相心得、爲認相渡候條、可得其意候、以上、

申四月十四日

山崎 仁左衛門  
松本 彌右衛門外國通寶

通航一覽卷之二百十八終

通航一覽卷之二百十九

唐國廣東省廣州府部十五

按するに、廣州府は東西四百二十里、本邦里法に約し七十里なり、下是に準、南北六百四十五里、東は惠州府、西は肇慶府に接し、南は香山縣、北は韶州府に界ふ、北京より八千八百八十五里を隔つ、禹貢に揚州の地、春秋戰國等には百粵の地にして、五羊城と稱す、秦の始皇三十二年南海郡とし、漢に南越國といひ、後漢に交州と改め、三國の時吳に屬し、廣州とす、其後しばしば沿革ありて、唐にまた廣州と改む、五代には南海國都とし、宋また廣州といひ、元に廣州路と改め、明洪武のはしめ廣州府とし、清猶これに因ると、清一統志、中夏古今州郡圖譜に記す、此地本邦より西南に當り、凡海上八百七十八里をへたて、本邦里法、福建省の西海岸積の地にて、津港多く十二門と號し、十二所の湊ありて、日本開駕の湊なるよし、華夷通商考、四夷八蠻船行記、官中要錄等に見ゆ、かの城下は大河にて、幅廣き所は二十餘町もあり、明の時兵

船數百艘を繋ぎ、大砲數挺を備へ、三四月の頃、東南の風汛に乗して倭寇來るの防禦をなす、清にいたりても猶嚴重なるよし、日本防考略、甲子夜話等にのす、また四夷八蠻船行記に、廣州府大河の入口に天河といふ島ありて、天河、宋覽異言に阿媽港、また亞細亞國にても、天河の文字を用ひし事知らる、唐南蠻人居住し、日本唐國等へ商船を出すよし記す、この地暖地にして、冬月も雪降事なく、四月より盛夏にて、夏至には日輪天頂にありて人影なく、人物甚賤しく、理に疎く、神子山伏等の類多きよし、産物は錦其外織物藥種類なりと、華夷通商考、官中要錄等に記す、但し、この府廣東省都會の地なれば、廣東府或は廣東とのみ記せしものあり、今概して此部に收む、

○渡來御朱印并給牌御用物持渡等

慶長十五庚戌年七月、廣州府の商民願によて、何れの浦にても商賣御免の御朱印を賜はる、享保二丁酉年二月、渡來の船額を増給ふによて、廣東の船主吳喜觀謝狀を呈す、同十乙巳年十月、積戻荷物冬にいたり、風不順あしきによて、再度の時迄預け置ん事を願ふ、此事御免ありしに、今詳ならず。



慶長十五庚戌年七月、商士望御朱印、長谷川左兵衛  
自長崎後藤庄三迄按するに、後藤被申越、庄三被得上  
庄三郎なり、被申越、庄三被得上  
意、則被遣之、傳按するに、崇傳書之、

廣東府之商船到着于日本、則雖何之國々島々浦々、  
任商主之心、可得市易買賣之利、若姦謀之輩、枉覃  
不義者、隨商主訴、急可處斬罪、日本之諸人等宜承  
知敢勿違失矣、

慶長十五庚戌孟秋日

御朱印

西洋唐人

廣東の外海阿蘭港の邊を西洋といふよし、六本長崎記に見ゆ  
れば、廣東の者をも、此ころ西洋唐人ともいひしなるへし、

右之書、大高一重上包大鷹二ツに折包、又其上を杉  
原を以一重にも包之、御朱印被遣西洋唐人、長谷川  
左兵衛申請如斯書也、異國日記、

論明廣東商主書

維時孟秋之初旬、廣東府商士來而就侍臣告曰、來  
歲春夏之間、可渡商船於吾邦、市易相博、無姦邪之  
慮、有公平之利者、願賜印紙、以故開予、遠者來近者  
悅、是仁之政也、依懇求特下印札、來歲彼商船到着  
吾邦、則國々島々浦々任商主心、可得買賣之利、若  
姦謀之輩、枉覃不義者、隨商主之訴、忽可處斬罪、吾

邦之諸人等宜承知敢勿違失矣、

時慶長十五庚戌孟秋日羅山文集○按するに、此書異國日  
記載る所と大に異同あり、これそ  
の草本なり

享保二丁酉年、新加十艘之唐人共謝狀寫

新加額廣東船主吳喜觀等恭承新諭、加額十艘以喜等  
充入承領、節年赴國貿易者、謹謝殊恩、伏惟景運初  
開、萬井欽休明之治、海波澄徹、越國頌師聖之風化、  
日藉煦于春温、雲章飛降自天、未讀舊典之甚明、遵  
依弗替、荷新恩之至厚、懸汗靡寧、喜等華邦連客、濱  
海庸夫、棄詩書於秦火、借航海以商遊、仰慕芳猷、頌  
年至此、復荷新命、敢後瓜期異歸帆之蚤桂、往返無  
虞留滯、庶祖鞭之、先著凱奏、共慶鴻麻矣、謹此陳謝、  
無任歡頌之至、

享保二年三月日 第三番船主吳喜觀等十人

右和解

新に船數を御増被遊候廣東船頭吳喜觀等、恭御新  
諭を以、御加増之船數十艘私共へ被宛行、領掌之  
上、當年貴國へ罷渡り、商賣可仕之旨奉承知候付、  
謹而殊なる御恩を奉謝御事、伏面おもみれば、景  
運初て開け、萬井盛なる御政に逢、海波靜にして、

異邦迄も聖代の風を奉願候御德儀に化し候段、春  
温にひとしく奉存候、然此度雲章天より降り、尤  
以前の條約の趣、甚以明らかなる儀を披閱いたし、  
奉畏候上は、聊相背申間敷候、殊に至而厚き御新恩  
を奉蒙、忝儀身に餘り難有奉存候、誠以私の儀は、  
唐國之連客海濱之庸夫にて御座候へは、學業を廢  
し海路を渡り商賣仕者ともにて、専ら御仁政を仰  
き慕ひ、累年罷越候處に、又々新成御意を奉蒙、い  
かてか來朝の期に後れ可申哉、此上は早々歸帆仕、  
往來共遲滞の碍なく、差急き罷渡り、何れも御厚德  
を可奉祝候、依之謹而奉謝感頌仕之段、其限り無御  
座候、

享保二年三月

譯者 穎川四郎左衛門

唐通事目付 彭城節右衛門

同 西村作平次

大小通事

享保十己巳年十月、廣東船主荷物預置願、

進上

具呈廣東船主郭亭統、爲恩上加恩懇乞恩准事切、統在

廣發船、前來貴國貿易、本船重載、因在六月、西南風  
順、駕船可駛、今此番回唐、但冬天西北風氣甚急、況  
其本船重載、難以駕回、欲將本船糖貨、裝回一千包、  
其餘所剩糖貨藥材廣級伙食等項、一盡寄貯收庫、俟  
統再來之日、以便賣出、伏乞當年老參轉啓王上、俯  
恤隆恩、格外施仁、賜准寄貯、付統之船、以便駕駛、  
回唐則統及通船人等、沾恩于無涯矣、

享保十年十月日

廣東船主郭亭統

右和解

以書附申上候者は、廣東船頭郭亭統にて御座候、御  
恩之上御赦免被成下度儀を奉願御事、私儀廣東よ  
り船を仕出し、貴國へ爲商賣罷渡候節は、六月西南  
の順風にて、荷足重く候ても乗渡申候、然處此度積  
戻り被仰付候に付、冬空西北の風烈敷、積物多く候  
ては、乗渡りかたく難儀仕候間、積渡の砂糖の内、千  
籠積歸り、相殘砂糖藥種穀子遣用等迄も、不殘藏本  
へ預け置、私再渡の砌、商賣の便に可仕候、此段年  
番通事衆迄頼入候條、王上へ被仰上、御憐愍の上、  
格別に御仁恩を被爲施、荷物預け置歸唐仕候儀、御  
赦免被成下候は、一船之者共迄感德無限可奉存



候、

小通事 彭城倫左衛門譯以上、和漢寄文、

同十一丙午年三月、去歲御請せし藥草の苗、途中にて

枯凋せしにて、延引の事を謝す、寶曆七丁丑年、廣

東人參持渡をよめられしか、これ天和の頃より、猶ひそ

かに持渡るにて、明和元年申年九月三日、燒捨仰

付らる、天明八戊申年正月廿二日、又持渡御免あり、

享保十一丙午年三月、御詔之物調進延引之書付、

前年遵依、傍注、御請委帶肉桂烏藥山豆根等件苗樹前

來、申上候舊唐之日、即差人前往四川廣西東京、尋覓採

辦、從陸路帶回、但此地方路途甚遠、在半路上、盡皆

枯稿、不敢帶來、此番回唐、自當用心再行採辦下次

帶來進上、傍注、心懸重く相調、再爲此具呈、

享保十一年二月日

第二十四番廣東船主郭裕觀和漢寄文、

寶曆七丁丑年、向後廣東人參持渡申間敷旨、唐船へ

被申渡有之、長崎實錄大成

明曆十三癸未年八月

廣東人參商賣之儀、向後堅停止に候間、此旨急度

可相守候、

右之通可被相觸候、

八月憲教類典、山田傳左衛門筆記

明和元年申年九月三日

一去寶曆七年、向後廣東人參持渡間敷旨被仰渡之

處、其後も密々に隠し持渡に付、燒捨に成る、依之去

未年一切賣買停止被仰付、今日唐人屋鋪門前にて、

廣東人參四百五十斤餘燒捨被仰付、長崎志

天明八戊申年正月廿二日、若年寄松平玄蕃頭忠福

渡、

廣東人參之儀、先年商賣停止被仰出候處、此度糺之

上、病症により功能も可有之候に付、下々迄容易に

相用候ため、向後前々之通賣買勝手次第可致旨、被

仰出候、柳營日記

嘗聞攝州恒川生有言曰、廣參之始來於長崎也、土人

安川上田兩生問其名、答曰、是安笠草根、用補治血

分之虛、有經驗、而兩生以其有參形而效亦相似、俱

多購得、以貨於四方、大得其利、竟名曰廣東人參、俗

醫用之有驗、爾來清買之帶至、陸續不歇、以爲貨物、

近有質之十善寺所寓程亦城等者、按するに、程亦城は答

曰、廣東人參之稱、似係貴地方言、在唐多有不通、至

形小之文、是所謂竹節三七者也、又有長直而縱文者、

所謂人參三七者也、又有圓根如珠參者、皆與廣參

同、是三七之形色味、並不異於廣參者也、而李東璧

唯言竹節三七與圓如白茨者、張路玉言三七廣產、

形如人參者是、有節者非、陳振先言、三七有數種、羊

腸三七、竹節三七謂之水三七、人參三七、自注、錦蓋

有此、自注、本草從新蘿藦三七、謂之廣三七、又云旱三七、自注、集驗

據張陳二氏之說、則似言人參三七是、廣產竹節三

七非、其產猶人參有竹節有直根而其種自別、然東

璧中立皆言有節者、爲廣西之產、而古渡中亦有本

根上連竹節者、則不當別爲二物矣、其陳氏言三七

有數種、亦唯以名之多爲言、非實有多品也、向有清

買進大孩兒參二枚於官者、鑒藥家皆言廣參也、其長

近尺濶遍寸、是所以人參三七有蘿藦三七之名也、古

渡三七中、有粗大如節參者、恐當爲此等葷頭耳、今

也綠遼參之價躍貴、寒素者無由可供藥用、故病家

皆喜廣參之廉、舉世尙之、醫人亦循俗用之、非無其

驗、故今以大行以爲補藥、然此品原治血分之聖藥

也、嘗聞門生某治肺癰日久、既吐血塊升許、七日幾

死者、及折傷流血如湧、三日不止、氣衰色變、諸藥無

于醫家藥鋪等、唯有西洋人參或洋參之名耳、此宗

原係西洋人年々帶至廣東之地、貿易分售各處云々、

或曰、向有清買及病篤乞參於官者、詰之曰、汝蓋用

所帶來之洋參、其人密言、洋參即我地之三七也、雖

非真參、貴邦以爲參用、故多帶爲貨物耳、其事發覺、

官有嚴禁、按するに、寶曆七年なり、其後蒙禁弛、復載來、按するに、天明八年

なり、至今其形似人參、肥短而重皮、有橫文如沙參、有

縱文者少、始渡者黃色、故肆人以其色彷彿舶芍藥、

稱芍藥樣、或略呼勻參、今來者黃白色、不類芍藥、間

有以他物造者、其根不重、又有形如節參細而不直

者、肆人呼爲葷頭、又有本根上連葷頭者、又有形圓

如珠參者、俱皆味甘而帶苦、全同人參味、其不苦者

不甘者、帶鹹帶酸者、皆係偽造矣、若夫三七則有古

渡、傳言天和壬戌所載來、今則不來、故世人少有識

之者言之、亦多疑不信、實所謂以所不慙而不信、若

蟬不知雪者也、按するに、醫師小野所藏古渡三七之

品、亦不一而足、其形似節參而不純苦、有細有粗、皆

黃黑色、正符東璧言如老乾地黃有節、味微甘而苦、

頗似人參之味、中立言類竹節參、味有而苦、亦似參

味、但色不同、參色黃白、而三七黃黑、自注、一本云竹節

參亦彷彿三七、但



效者、皆用之有速效、其餘赤白痢疾、吐紅鼻洪、產後血暈、一應失血、用之無不有效、而又兼有溫補之績、故今世醫權代用人參、亦奏其功、寒素輩多得賴焉、然非御種真韓人可比類也、而廣參治血兼補、即是三七之效驗也、故諸本云、三七性溫、陳士鐸云、三七止血而兼補矣、是皆廣參之效驗、不異於三七者也、乃知清賈所謂廣參、非真參而三七也者非虛言矣、而數十年來帶至之廣參、其員幾巨萬、不可勝計焉、愚嘗疑、是必其地所蕃殖之草根、而決非遠境深谷之物也、於是詳其所出、李東璧云、三七生廣西南丹諸州番峒深山中、又廣西及雲南通志並云、三七南丹田州出、田州尤妙、方氏謂金地羅三七、豬腰子山羊血、爲廣西四種妙藥、而張愛孔云、出自粵西准右江南等州蠻夷地、名爲最、則不止廣西三七、而准右江南亦產也、夫二廣與八閩、皆在南方爲炎壤、故凡草木之在廣州者、閩亦有之、故高濂云、三七根止血聖藥也、近日有活種閩廣帶回者、家中亦有此種、葉如野蒿、花黃而小、極易生、則其蕃殖固可知矣、清賈皆閩人也、故探其地蕃殖之草根、帶至我邦、庚其名曰西洋人參或洋參、故程亦城等云、至于醫家藥舖等、

唯有西洋人參或洋參之名耳、又寬政丁巳、蠻船將來廣參、僞稱亞墨利加之產、以本草從新西洋人參出大西洋佛蘭西爲證者、甚誤矣、按本草從新云、西洋人參苦寒微甘、煎之不香、文房肆攷云、西洋參煎之不香、嚼之甚多、是皆土參味、而不與廣參之味甘而微苦同、雲南通志、有土人參一名西參之文、可以徵矣、又本草從新云、西洋人參出大西洋佛蘭西、而今檢西洋北亞墨利加屬國加拿達參之圖、亦土參之形、而其根不與廣參之頭連竹節者同、又其結實亦非真參之狀矣、凡人參皆莖下有蘆、其經年最深者、一莖下分綴數根、其蘆各長而無節、若廣參則單根、亦皆有多節之蘆、是其制也、而因原有西洋之人年帶至其土參於廣東之地、托之爲遁辭、曰西洋人參或洋參、是好買爲欲貴其貨物故爾、其實非廣參、從西洋而來也、又本草從新云、珠兒參苦寒微甘出閩中、書隱叢說云、雲南姚安府亦產人參、其形圓而圓、謂之珠兒參、說疫云、洋參形似白芨、文房肆攷云、珠參苦而微甘、形如芡實、是皆我邦肆人呼科斗樣者也、余巡諸州探幽壑、常見生節參之地必多珠參、其味亦同、產直根之山亦生、而吳氏云、出閩中、

袁氏云、產雲南、閩廣既產珠參、則直根亦有之、可推知焉、然皆是土參、乃陸鴻漸所謂人參、生澤州易州幽州檀州之類、而非真參、故高濂亦云、人參味苦、而載蜜蒸之法、是以唐山之土參皆苦味多也、廣東新語云、粵無人參、蘇長公嘗種於羅浮有詩云々、惠州府志云、坡公羅浮五詠、人參地黃甘菊薏苡枸杞、葑子山房之小圃、各爲詩紀之、今羅浮所產、惟枸杞薏苡恆有、甘菊亦時有之、人參地黃、即老圃無能識者、乃知廣州有土產、而無真參矣、近享和辛酉、有將來三七及廣西人參三七各三斤積歸者、諦視之、其單稱三七者、即古渡竹節三七中之粗者也、其稱廣西人參三七者、即土三七之一種蠻產、俗呼水前草者也、水前草今好者、多栽之庭際、最易繁茂、然性畏寒、冬不掩則枯、苗類土三七、而葉稍狹細、有鋸齒、而無花歧、而綠光背深紫、至冬開花、形色亦相似、是即牛蒡三七之一種也、或駁之曰、水前草即人參三七、所謂廣西四種妙藥之一也、其竹節三七乃非真、故向將來稱廣西人參三七者非賈貨矣、商濂所謂家中亦有此種云々、極易生者是其確證也、答曰、竹節三七與人參三七、自是同一根、惟別蘆頭與本根爾、然

入藥本根爲優、故諸家有以人參三七爲廣三七之文、其高濂云、家中亦有此種者、言古杭亦有三七稱生者也、故愛孔亦云、出自准右江西、非獨廣西生三七可知矣、古人言、其葉左三右四、故名三七、其義不可解、愛孔解之曰、每莖上七葉下三根、故名三七、蓋言莖上方生七葉、則下便分生三根爲窠、是蕃殖速之謂也、正合高濂言閩廣帶回之活種極是生之文、則不可以極易生之一言、遽爲水前草也、余數年植此草、屢試之、其根如土三七、數枝爲塊、無多節之蘆頭、又參形之條根、而況於長大如蘿蔔形者乎、即稀者有岐生條根、亦不有連蘆者、則何以稱人參三七乎、故斷以水前草、爲牛蒡三七之一種耳、廣人說、

○漂流

元祿元戊辰年五月廿九日、入津の廣東船より、當三月日本人かの港に漂到せしよし言上せしか、同六月十五日薩摩國の者護送し來る、正徳三癸亥年八月八日、陸奥國の漂民送り來り、寛政十戊午年十二月、また陸奥出羽兩國の漂民護送し來る、糺問ありて漂民は本所に歸し、船主等に俵米を賜はる、

元祿元戊辰年五月廿五日、廣東船の唐人申口、



一當三月廿一日に、日本船一艘大形八九端帆程の船にて、日本人十人乗り、帆柱無之、船之艙過半波に被取及破損申候へ共、船底は別條無之様子にて、廣東へ致漂着候、則廣東の戸部之官觀音保と申者、海手船手之官役にて御座候所に、即刻日本船漂着の段承付け、早速制札を所々へ立、遠見番船を出し相守り、誰人によらず日本船へ寄せ申事堅く禁制被申付置候、尤難風に逢申候日本の船にて有之間、手指をも不仕候様にと大切に被存、早々飯米食物の様子相尋被申候所に、飯米無之由に御座候故、即時飯米野菜肴あたへ被申候、私共も何とぞ船へ申候て、委細を相尋、御當地にて御注進可申上覺悟に御座候へとも、中々船寄せ申事罷成不申候へは、委細可承様無御座候、乍去彼地にて取沙汰に承候は、難風に逢申候日本船漂着仕候と計承申候、其外委細の儀は、右の通に御座候へは、可承様無御座候、然は廣東にて戸部之官評議には、日本の儀、大清之地より商船大分往來仕候へは、別て大切に存之間、兎角唐船にて送り遣し可申段、評議相究申候趣は傳承申候、何れの道にも、跡より送り遣し申にて可有

御座候、殊に跡船共追々入津仕申候は、委細之儀存申たる者も可有御座と奉存候、  
右之通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、  
辰五月廿五日  
唐 通 事 共

同年六月十五日、廣東船之唐人共申口、  
一私共船の儀は、今度於廣東に漂着之日本人十人、廣東官役より被申付、日本人送り參申ために遣し被申候船にて御座候、船頭余通復儀は、去年四十五番船に客仕罷渡申候、船は初て致渡海候、船頭儀當年は御當地へ罷渡覺悟に無御座候所に、右の日本人送り越被申に付、御當地へ渡海仕候者をと被申、余通復則日本人請取、同船にて罷渡候、於廣東に唐人數は五十一人、外に日本人十人、都合六十一人乗組、當五月廿四日に類船も無御座、私共一艘計致出船渡海仕候、於洋中に相替儀無御座候、尤何船見かけ不申候、勿論日本の地何國へも船寄せ不申、無滯直に今日御當津へ入津仕候、廣東跡船の儀は、私共存申候分、今三艘御當地渡海の用意仕罷在候、追追來朝仕にて可有御座候、右日本人漂着の様子、別に書付按ずるに、この書付所見なし、差上申候に付、委細は不申上

候、

辰六月十五日

唐 通 事

共以上、華夷變遷、

元祿元年六月十五日、廣東船より薩摩者十人乗參候旨趣は、同三日大風に逢、廣東湊に漂着仕候を、帝都へ達し、送届候由被逐御詮議、薩摩へ被遣候、但、此船出帆之節、糧米三十俵、雞家鴨豕其外野菜肴等被下之、長崎覺書、

正徳三癸巳年七月八日、廣東出の唐船より奥州の者五人送來、

一此者共、奥州相馬船十三端帆八人乗組、去辰十一月三日銚子浦より出船し、難風に逢數十日漂流し、當正月十九日、廣東にて破船し、端船より揚る、其内二人彼地にて死し、船中にて一人死し、相殘五人送來れり、右の内四人仙臺の者、一人相馬のもの、御吟味の上揚り屋に被差置、江府御窺の上、御下知有之、仙臺并相馬より、使兩人宛當表に被差越、右之者共請取り本所に連歸、長崎志、

正徳二年の冬、奥州荒濱相馬二邑の船頭八人船に乗り、米を積み江戸へ運はせけり、風に遭て中國南海の地へ吹放され、甚難儀に及へり、其處の者遠國

の人なるを憐み、五寸程の木の牌を拵へ、人々の腰に付さす、其語曰、

番人因打破船不得回籍、伏乞列位大爺相公施舍米飯、以救殘生、公侯萬代、

此牌を帶て、轉回而廣東省の領内に至る、廣東よりは年々長崎へ賣買の便あるに依て、其船にて長崎へ歸る、其中に一人は唐にて死す、二人は船中にて死す、同三年七月に、五人の者大坂に着、奥州へ送り歸さるとなん、月堂見聞集、蓋書録、落穂雜談一書集、

寛政十戊午年、四番朱鑑池、八番沈敬瞻、船より、陸奥出羽の者四人送來る、

一此者共、去る卯年九月、奥州土佐郡船九端帆徳永丸直乗船頭儀、兵衛水主四人乗組、同十六日松前出船、十月朔日蝦夷シッコツと云所へ着、交易相濟、同廿六日夜同所出船致す處、同廿八日暮時より俄に戌亥の風吹出し、追々烈しくなり、何國ともなく大灘へ吹流され、船危く成しかは、無是非捨荷致し相凌ぎ、數月洋中に漂ふ内、水主已之助病死いたし、其末廣東省の内隴州といふ所へ按ずるに、此地名、中夏古今州郡圖譜等に所見なければ、漂着す、此所に已三月迄十五個月程小地名なるへし、



滯留致し、同月廿一日船に乗、四月十一日廣東城下  
に著、此所にて又數月を越、十月二日に至て川船に  
乗、役人體之唐人六人附添出帆、十二月三日浙江省  
台浦に着、日本商王氏十二家兩荷主方へ引請、撫育  
を可加旨海防官より命せられ、空家を補理差置、日  
日食物等相與へ、則帝都へ奏聞を經、詔制の下るを  
待得て、當十一月十三日、日本渡海の船二艘に乗組、  
一同出帆、程赤城船は十二月九日長崎港入津、沈敬  
膽船は風順悪く、肥前國田の浦へ漂着、翌十日入津  
す、依之右漂民共、如例牢中に被差置處、翌未年九  
月、水手一人牢中にて變死致し、殘る三人同月十七  
日、佐竹右京大夫家臣中西多門、津輕越中守家臣佐  
藤運右衛門へ引渡之、被令歸國、尙又在唐兩荷主并  
護送船主財副、介抱唐人共へは、先規之通現米被褒  
賜之、長崎志續編、

○漂着  
寛政八丙辰年六月八日、陸奥國大室濱沖に本吉郡に廣  
東省廣州府の漁船漂ひ來る、よて江府に言上す、のち  
に護送す、長崎  
寛政八丙辰年六月八日、奥州仙臺領本吉郡南方、十

五百六  
三濱の内大室濱の漁船六之助七八人乗にて、陸よ  
り百四五十里程引隔、日本船共不相見得船見當、六  
之助等近付船を寄候へは、陸へ手招助吳候様に申  
候様相見得候に付、磯邊へ爲引付候、于時辰六月八  
日、翌九日同所住居之醫師某、對漂着人問答、  
問 國者何國、答 大清乾隆中國人、廣東省廣  
州府新寧縣、問 何月何日出、答 四月初一  
日出港、妣風來、問 出港之時人數幾何、無答、  
問 天下今之代號者何、年號者何、答 今本國  
王乾隆八十有餘、今退與嘉慶元年矣、問 廣州  
拜何神、答 玄仙老爺、天后聖母、水仙老爺、  
大清乾隆中國人、廣州府新寧縣漁船、妣風流來矣、  
求到國王肯引回國、可悅家中父母妻子、  
姓陳名世德 陳元成 林光德 陳讓光 林招聲  
陳元合 以下同姓阿猪、阿娘、松、阿夏、阿意 姓朱  
名高 林隆 合十有四人按するに、十四人の  
產物 魚、砂、米、烟草、  
廣州新寧縣之漁人陳元成、陳世德、外は一文不通に  
て、不足記姓名は、都合十四人也、船は丈夫造り、米  
も積在之、當四月初出帆のよし、色々書候て爲見候

處、讀候様子ゆる、生離別之情を記爲見候處、二人  
落涙いたし、筆を與へ候へは、十二三の童子のこ  
く大惡筆にて、姓名歳地名計畫、其上色々爲書可申  
と致候へは、弟學小字體未曉と漸書申候、人物は宜  
敷見申候、廣東省の由頭は聞候通り中髪を立、縊り  
候て長く下げ申候、何れ珍敷事に御座候、  
廣州府漁船と答る、船長七丈餘、幅一丈八尺餘  
深九尺程、總人數十四人、◎船圖省略  
右人體、髪はけし坊主の如く、正中に立て、根より  
三ッ組にし下へさげ、髪は先にて結、衣服皆木綿に  
て、地太く厚し、下に着袴は踏込のせまめの物な  
り、尤上着の上にもはき申候、人品大からにてのろ  
く見得申候、寛政丙辰唐船漂着記、  
寛政八年六月九日、松平陸奥守御用番御老中へ被  
相届候書付之寫、  
松平陸奥守領分奥州本吉郡南方十三濱の内大室濱  
六之助漁船、沖合にて過る七日、按するに、寛政丙辰  
八ッ時漂着あり、御届而異國船の類乗合の内、助吳候  
七日させしは不審なり、様にとの趣に相見候間、船寄せ候へは、綱を打込候  
に付見届申候處、異國船に相違無之、十四人乘に

て、大室濱へ漂着之由、右濱より注進申聞、締りの  
人數等差遣、右十四人の者陸へ相揚、旅宿申付、締  
り爲仕置候、尤締りの者船中相改候處、兵具等の類  
は勿論無之、漁道具類計有之、外諸道具連も無御座  
候、右十四人の者の内にて書認差出候寫、船の横に  
文字彫附有之、右之者其人像書共、別紙三通之通國  
元より爲差登申候、委細の儀追て爲申登次第、御届  
可申上候へ共、先以別紙差添御届申上候様、陸奥守  
申付候、以上、  
六月 松平陸奥守内按する  
奥守來來の姓  
名を脱せり、  
大清乾隆中國廣東省廣州府新寧縣澳港漁船、  
妣風流來、此國不知上下、求到國王、肯引正得  
回國、可悅家中父母妻子、  
廣港大州漁字府船十寧戸七縣陳號大受澳 合  
◎以上十九字横書ナレト  
モ、便宜上一行ニ直セリ、  
右之通、船之横に彫附置申候文字に御座候、以上、  
按するに、船に彫附の文、廣州府新寧縣大港漁船  
戸陳受合大字十七號と繕返し讀へき體語にや、  
六月九日 人像書



一丸顔にて色黒し、一長さ五尺八寸程、一丸目の様にて、玉赤き様に相見得申候。一鼻眉毛常之通、一月代子供の様、中かみ計相立、右髪の長さ二尺七八寸より三尺餘迄に相見得申候、但、右かみ三ツ組にくみさけ申候、中髪の差渡三寸四五分より四寸程迄、一衣類は木綿はんでんにてぬひつめ、色は淺黄ちくさ白茶等の様に相見得申候、ぞう股引の様成物着し候由、右之通の由御座候、以上、  
寛政八年辰六月九日藤原草、

### 通航一覽卷之二百二十

#### 唐國廣東省雷州府部十六

按するに、清一統志に、この府東西百六十里、本邦の約し、二十六里二十四町南北二百九十里、東は高州府吳山縣、西は廉州府に界ひ、南は瓊州府、北は高州府石城縣に隣る、禹貢に揚州の南境、秦には象郡とし、漢に合浦郡を置、後漢晉宋是に因る、梁に合州とし、陳隋これにより、大業の初にいたる、州を廢して合浦郡とす、唐の武德四年南合州とし、貞觀元年、更て東合州と名く、同八年また改て雷州といひ、天寶元年海康郡とし、乾元元年また雷州に復し、五代には南漢に屬し、宋にいたり雷州海康郡といひ、元の至正十五年雷州路とし、明の洪武元年雷州府と改む、清猶これに因るごあり、本邦よりの海路、及び風俗産物季候等、大略廣州府に同じ、但し春夏の間雷鳴甚多しと、華夷通商考に記す、また肇慶府は清一統志に、東西四百九十里、本邦里法に約二十四町なり、南北八百九十里に距り、東は廣州府三

### 通航一覽卷之二百十九終

水縣、西は江西省梧州府に界ひ、南は陽江縣の海岸、北は廣州府清遠縣に隣る、北京を去る事七千四百二里、禹貢に揚州の南境、春秋より後漢にいたりて、沿革ありし事、廣州府と同じ、三國には吳に屬し、交廣の二州とす、晉これにより、宋の永初二年南海郡とし、齊またこれに因る、梁の天監中高要郡とし、隋に郡を廢して端州を置、大業のはしめ、州を改めてまた信安郡とし、唐の武德四年端州といひ、天寶元年また高要郡と改む、乾元元年端州に復し、五代には南漢といひ、宋にまた端州とし、のち肇慶府と改む、元に肇慶路とし、明の洪武にいたり肇慶府に復し、清にいたり猶これに因る、其域廣しといへども、土人情弱にして耕作をなさすごあり、華夷通商考に、此府の端溪より出るところの硯石上品とす、其他の産物は廣州府に同じ、且この地よりして本邦渡來の船なしと記せり、

#### ○漂流

元祿四辛未年七月三日、高州府の商船入津し、去年十二月、薩摩國山川の者、雷州府に漂到せしにより、後船より護送あるへき旨を告たりしか、明年三月五日に

いたり歸朝せり、よて漂流は本國に歸され、護送の船主には褒米を賜はる、同七月甲午年七月九日、暹羅國仕出しの唐船より、廣慶府に漂到せし長門國のものを送り來る、糺問の上本國に歸さる、船主には例のごとく、褒米を賜ひしなるへし、元祿四辛未年七月三日、高州船之唐人共申口、

一日本船一艘、日本人十二人乗り、去冬十二月中旬に、高州の致漂着候、按するに、後の船頭申口によれば、所において段々吟味有之候所に、言葉は通し不申、文字に書しらせ申候は、薩摩之國山川と申所之者に、有之段申に付、於役所少々日本口存申候唐人共、事之次第を尋申候へは、我々共儀、日本之上方に罷上り、薩摩に罷下り候とて、去冬十一月中旬に、天草之海上にて難風に逢、其節船をかけ留可申とて、船中に有之候碇之分不残おろし申候へ共、大風故かけとめ得不申、碇悉くされ申候へは、可仕様無之、運にまかせ致漂流、此所へ着船仕候と申候、積申候荷物は、私共承申候分、相替り申候物も無御座、鐵のかま百二十程、たばこ二百斤程、茶三四百斤程積申候と之儀承申候、たばこ并茶之儀は、彼地にて皆々致服用候との儀に御座候、其外には



何色も無之、剩數日之間船中に飯米水薪も無之様子にて、日本人殊之外草臥申候と傳承申候、尤同所は高州内之儀にて御座候得共、日本人漂着之所と、私共船罷在候所と、山川を隔遠所にて御座候に付、日本人を私共は見不申候、傳承申たる迄に御座候、然所に高州守護職より被加憐愍を、随分扶持被仕、右之趣則北京之帝都へ被及傳達候所に、外國之船人漂着無據事に候間、可然便船候者、本國へ歸し申様にと下知有之に付、則右申上候、跡より出船仕申游傳字と申者船、幸御當地へ商賣に罷渡り申候により、游傳字守護職へ申斷、少々彼地にて雜用旁游傳字入目を承、其身船に日本人十二人共に乘渡り申筈に御座候と申候、定而右之船數日之内には入津可仕申候間、其節委細相知可申候、先右之段承申候通、申上儀に御座候、此外餘に可申上儀者無御座候、

右之通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、

七月三日

同五壬申年二月十一日、福州船之唐人共申口、一去年廣東之内高州の日本船致漂着、人數十二人

有之候を、游傳字と申者、數年御當地の罷渡り候船頭にて、其節時分能御當地の渡海之船、仕出し申候節にて御座候に付、高州役所の致懇望、右之日本人乗せ渡り申候所に、同年七月四日に、福州之海山と申所迄乘渡り、船かゝり仕罷在候内に、俄に大風仕、碇二筋振り切申候て、則於海山に致破船、尤荷物等少も残り不申致漂失候、唐人之内六人者陸に上り得不申致溺死候、并日本人十二人者無恙海山之陸に上り申候所に、其内一人痲病相煩罷在候所に、七月末に海山を立のき、船之才覺仕候ため、福州本城下の參申候後、右之病人本城下にて相果申候、殘而十一人は別條無之、私共船出船之節者、游傳字漸一船艘借り請申候て、積申荷物之才覺仕居申候、

右之通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、

申二月十一日

唐 通 事 共

同年三月五日、高州船之唐人共申口、一私共船之儀者、廣東之内高州にて仕出し、唐人數六十四人、并漂着之日本人十二人、都合七十六人乗り組にて、去年七月十四日に高州出船仕致渡海候

所に、同年八月四日に、福州之内海山と申所にて大風に逢致破船、唐人共之内脇船頭一人、客水手六人、其節溺死仕候、日本人共は別條無御座、沈溺相通れ申候、相残り唐人日本人共に七十人之者共仕合能皆々助け船にて、海山之陸へ上り申候、其後福州之城下近き所へ罷越申候所に、日本人之内一人病死仕申に付、則彼地にて葬り申候、相残り日本人十一人にて御座候を致介抱召置、私共則今度乗り渡り申候船を福州にて借り請、右日本人十一人并元より乗り組之唐人五十八人、外に福州より雇者一人乗り添、都合七十人乗り組申候て、當正月二日に福州出船仕、同晦日に寧波湊口の致着船、翌二月朔日に湊口を乗り出、同十五日普陀山の船をよせ、積申荷物待請候て、同二十五日に普陀山出帆仕致渡海候、尤洋中相替儀少も無御座、何船も見かけ不申候、勿論日本之地何國にも船よせ不申、直に今日致入津候、

高州船頭游傳字船に漂着之日本人十一人載せ渡り申候に付船頭申口、

一私儀去々年十月之比より、廣東之内高州と申所

之領地にて船仕出し、御當地の來朝之用意仕罷在候所に、同年之十二月十日に、日本船一艘、同省之内雷州の漂着仕候、日本人十二人乗り有之候を、雷州にても官役衆中、段々上官方の付届仕、又は北京帝都にも認申候事に付、聊も日本人陸にも上不申、船中之住居致させ召置申候、餘に積申たる荷物も無御座、只鐵なべ百十八丸積罷在候、武器においては刀脇三腰所持仕居申候、然所に去年五月十日に、私儀高州より雷州の飯米調申候とて罷越申候得者、右漂着之日本船を見申候而驚申候、尤雷州にて口通し候者無御座、責而私少口通し申に付、略様子相尋申候へは、薩摩山川と申所之者にて、從上方薩摩の歸船仕候所に、去十一月六日に、於海上に悪風に逢、船道具悉致漂失、碇も無之、無是非運にまかせ申候得者、此所の漂着仕、何とぞ御助けに逢候而、歸國仕候様に偏に頼申候、私儀元より御當地の渡海之用意仕候得者、折能時分と申、尤不便存申候に付、則致領承、則五月十一日に、日本人共致同道、官役所の罷出、大抵を致通達候得者、諸官役別而不便に被存、同十五日六日兩日に、米千五百斤あ



たへ被申、私共も彌介抱仕、幸渡海仕候間、船に乗せ送り可然候、左候得者其方船高州に罷在候間、則高州海南と申所之役所に相送り可遣由被申候、役人を相添送り遣し候所に、六月朔日に、雷州之川添にて、日本船底やぶれ、水入申候而沈み申候、尤淺海にて御座候得者、船も半分者浮き居申候に付、人數は無別條助り、船にて海南之役所に送り被申候、然上にて海南之諸役所被致會同、廣東之本城海南よりは二十日路程御座候に、段々上官に付届有之、從上官北京帝都に被爲相達、則爲帝意日本漂流之者共に候間、隨分介抱仕、彌便船にて相送り候様に旨意被下候に依而、海南之諸官役、無殘所介抱被申付、六月四日には總兵之官屋形にて、日本人共の料理を給り、其上氣晴しとて能を被申付候而、叮嚀之挨拶に逢申候、尤私船頭も其座に列申候、其後一度料理に逢申候、日本人共元より不案内之儀に御座候得者、只恐をなし、何方にも合掌のみ仕、右料理にも參中間敷段、達而私の斷申候へとも、私申候りにも、箇様之挨拶もかろき事にも無之候、北京より之御下知にて候間、不及辭退に候と申、兩度共に

致同道申候、高州にて其後渡海之用意相詞申候付、日本人共も彌私船に乗り組、則廣東の上官并に高州海南之官役より、證文被出之、御當地にても無相違日本人相届申候との證文を受候て、歸唐仕候様に被申付、去年七月十四日に、高州出船仕致渡海候所に、同八月四日之暮に、福州之内海山と申所にて、不慮之大風に逢申破船仕、尤荷物毛頭も残り無御座、唐人日本人共に仕合能瀬に上り、一命助り申候、然共唐人之内脇船頭一人、客并に水手六人は溺死仕、殘而唐人五十八人、日本人十二人共に、瀬上にて相互に手を取あひ一夜をあかし、翌日之朝漸助け船にて陸の上り申候、其後海山の逗留不如意に御座候、尤借り船も無之に付、福州之城下近く罷越申候所に、福州之守護總督部院之官與永朝と申候、此官浙江福建二省之總督にて、權位共に諸官に被致拔擢たる官にて、次に布政司之官李氏、又其次海防廳之官王駿と申候、此諸官會議之上、即刻北京帝都に奏達有之候、其下知を相待、餘程福州に致滞留、尤借り船を調申候得共、帆柱無之難儀仕候を、右部院被申候にも、餘船にちがい、異國之漂

民を送り申船とて、從公儀人夫を被下、帆柱を調給り申候、然所に私并日本人共寺に住居仕罷在候、日本人之内爲兵衛と申者一人痲病相煩、九月二十三日に相果候に付、右官役衆中付届仕候得者、部院より被申にも、其儘尸骸を乗せ渡り可申候、又は灰に成し乗せ渡り候歟、異國之民にて候得者、其方も了簡可有之と被申候付、私存申候には、永々海上尸骸灰骨乗せ渡り候儀難儀と申迷惑仕候間、只此所の葬申度候、日本人共見る目證據にて御座候と致懇望候に依て、部院開届被申、取置料として銀百六十目給り、則近所に吉祥山と申山上に葬置、石塔をすゑ、其書付に日本國難人爲兵衛之墓とほり付立置申候、其後北京より之御下知、右之諸官へ到來にて、彌漂民共不便を加へ、便船より船に送り届候様にと給命有之、其上衣食取らせ申様にこの儀にて、衣料にはめんちう織一人に一端充、とろめん二端にて十四丈有之候、并色さやみまわし一筋充給之、并船中之食物として白米一石、ぶた一疋、鷄二羽、鷄四羽、あひる四羽、酒二斗あたへ被申候、右端物共日本人共中々請取不申、達而辭退申に付、今度

私船に其儘積戻り申候、以前日本船に所持仕候刀屬三腰并鏡なへ百十八丸は、海山にて破船之節、皆皆致没失候、尤廣東官職より給候證文も、其節沈失仕候、何にても取上げ申候物一色も無御座候、右之通段々北京よりの御下知、諸官職給命之證文を頂戴被申候ての挨拶にて御座候、依夫に右部院より私共へ證文一通、并海防廳之官より證文一通給之、則右段々の旨趣共にて御座候、兩官より稠敷申付、御當地より請取之證文取之、當四月中に急度致歸唐候様にと吳々被申付、其證文無之候ては、北京への返答可申様無之、諸官職及迷惑候旨、堅其段相心得、始終首尾能様に仕候様に、重々念を入被申候、左候而當正月二日に福州を乗出し、同晦日寧波の船を寄せ申候得共、滞留仕不申、翌月朔日に寧波出帆、同十五日に普陀山の船を寄せ、船かゝり仕罷在、少々荷物積乗せ申候、寧波にても普陀山にても、日本人共陸の上り不申候、普陀山にて今少滞船仕候者、積申荷物も少々出可申候へとも、去々年より漂流之日本人とも乗せ渡り、永々滞船仕候而は、乗渡り申申妻も無之、送りの次第疎略に罷成申



により、荷物をも待不申、僅の積高にて急き渡海仕候、右之段々少も偽無御座候、始終之様子日本人共委細に存罷在候間、定て始末可申上と奉存候、右之外には私可申上様子、別に無御座候、

申三月五日

高州船頭

游傳孚

同船之財副

劉以玖

同船財副

林一使

御詮議之上にて吟味仕候處に、唐人とも右之通申上候に少も相違無御座候、以上、

唐通事共

七十二番南京之唐人共申口

一私共船者、當春漂難之日本人乗せ渡り申候十番高州船にて御座候、從御當地歸帆仕、南京之上海の船を乗り入申候、御當地の送渡り申候日本人御請取、通事中より之證文、船頭游傳孚陸より福州に致持參、福州總督官之與永朝と申候守護官の、首尾能相達し、滯り無御座候、以上、華夷變態、

元祿五年三月五日

一高州船より薩摩山川之者十一人乗せ來候旨趣

流之日本人十二人、都合百十六人乗組候而、同月二十三日に普陀山乗り出し、渡船仕申候、

右之通、唐人共申候付、書付差上げ申候、以上、

戊七月九日

唐通事

共華夷變態、

元祿七年七月九日、六十九番宋居勝船より長門之者十二人乗參候旨趣者、申十一月、上納米積廻り候船難風に逢、西正月十五日、廣東肇慶府之内陽江縣と申所に致漂着、寧波に送來、夫より普陀山本寺に、戊三月十九日送參、同六月廿三日、右之唐船に乗、普陀山より致出帆送參候由、被遂御詮議、長門に被遣候、長崎覺書、長崎志、

同國同省部

同省部

按するに、この府東西五百里、本邦里法に約し三十五里なり、下にこれに倣ふ、南北三百三十里に距る、東は福建省漳州府、西は惠州府、南は澄海縣の海岸、北は福建省汀州府等に界ふ、禹貢に揚州の地、漢には南海郡揭陽縣とし、後漢これに因り、三國には吳に屬し、晉改て海陽郡と

者、午十二月逆風に逢候而、廣東雷州府に致漂着候處、帝都に達、未七月高州出帆仕候處、同八月福州之内海山と申所に而破船仕候に付、船修覆仕、申正月二日福州出船仕、同晦日寧波に船を寄せ、二月朔日同所出帆、同十五日普陀山の船を寄せ、同二十五日同所より出船仕候、尤十二人乗組候、内一人者福州に而船修覆仕候内、痾病にて相果申候に付、大祥山と申山の葬申候而、石塔立置申候、被遂御詮議、薩摩に被遣候、

但、此十番船に、其節料船御座候を、割落し候銀

三十貫目割付之上に、賣増被仰付、歸帆之節御米

百俵爲御褒美被下之、長崎覺書、

元祿七甲戌年七月九日、宋居勝船之唐人共申口、

一私共船は、暹羅國之内宋居勝と申所にて仕出し、當五月廿九日に彼地出帆渡海仕、兼而普陀山に用意仕置申候糸端物類御座候に付、六月朔日に普陀山の船を寄せ、右糸端物積添、水薪等支度仕罷在候所に、寧波官職より漂流之日本人有之、廣東より送り來候條、此者共乗せ御當地に罷渡り候様にと被申付、則官職より之證文を申請、唐人數百四人并漂

す、のち義安郡と改む、宋齊これに因る、梁に東陽州といひ、また瀛州と改む、陳にいたり州を廢し、隋また郡を廢し循州に屬す、開皇十一年、分ちて潮州を置、大業のはしめ義安郡とし、唐の武德四年、潮州と改む、五代には南漢に屬し、宋に潮州潮陽郡とし、元に潮州路とし、明の洪武二年潮州府と改む、

○御答筋

元文四己未年六月十八日、長崎在津の潮州人、館を騒擾せしにより、數人禁獄せしむ、

元文四己未年

一六月十八日酉刻、館内未六番襲格中部屋に、潮州人大勢押寄、船釘尖り竹等にて兵具のこく拵へ、甚及騒動、襲格中方石礫熱湯等種々方術を以防之、騒亂之内工社二人即死し、十一人手疵を負、依之同廿日、襲格中人數四十二人御役所に被召、被遂御詮議、其夜右之人數興福寺に被差遣、同廿三日新地之内を圍ひ差置る、

一七月廿日、館内之潮州人共、新地に可押寄之風聞專有之に付、同廿八日暮方、不意に唐人六十九人



御役所に被召出處、御玄關前にて一同に聲を立、甚  
狼藉に及ぶ故、悉く擄捕、十八人櫻町獄屋に被差  
遣、二十五人は明き船に被遣、其餘二十六人は、館  
内に被差歸之、八月朔日、十八人出牢被仰付、明き  
船に被遣之、長崎紀事、

○漂着并漂流

元祿八乙亥年正月廿一日、薩摩國甌島にて即郡名にし  
あり、破船せし、去歲歸帆の潮州船を長崎港に送り來  
る、船主等誓詞をもて、其始末を言上す、

元祿八乙亥年正月廿一日、去戊年五十八番船潮州  
船頭呂宙官、并に船中之者共謹而申上候者、

王上專御國法を御大切に被思召、私共今度不慮に  
破船仕候事共、別而御不審に可被思召と奉存候、態  
誓詞差上申候、此旨趣は、私共船秋船に被爲仰付、  
銀高に應し、御割付を罷蒙り、諸事共に無滞相仕廻  
其上荷物等も少々相調申候而、十月十四日におい  
て御港を致出帆、其節順風有之候に付、五島之外海  
迄乗參候處に、同十七日に不慮に甚敷大風に逢申、  
即刻帆柱を吹折り、并に梶迄も損し、既に沉溺之危  
き儀に罷成候に付、早速船上廻りに有之候荷物悉

く海に捨申候而、漸船も輕罷成、大難を遁れ申候、  
併右肝要之船道具帆柱梶無御座候故、無是非風に  
まかせ、薩摩之御領に漂流仕候處に、同廿日に又々  
大風に逢申、無仕合に而薩摩之外海甌島に乗りか  
け致破船、船中之荷物共凡銀高に積り申候得者、五  
百貫目程に及申候を、即時に海底に沈之、其上船中  
都合百五人乗組申候内、九人溺死仕候得者、此節之  
難儀言語にも難述儀共に御座候、然共幸其所之役  
人衆、并に所之者も追々破船所に馳付、相残り之者  
共相助け被申候故、露命無恙有之、大慶不過之と奉  
存候、勿論追付其所に構ひをいたし、私共を堅く警  
固被仕候、殊に水練之者共を被申付、海底に沈み居  
申候銅等を少々取上げ給候に付、先滞留中彼是之  
難用にも可罷成と奉存、彼地諸事相仕廻候而、十二  
月廿四日に、私共并に取上げ申候銅等、破船之船道  
具共一所に、日本船數艘に積乗せ被申、尤海上諸事  
念を入、昨日御當地按するに、長崎なり、御送届被成候故、則  
故郷に罷歸申候同前に奉存御事に御座候、然者私  
共儀累年御貴國に爲商賣罷渡申候得者、御法令嚴  
密之段兼而奉存候に付、毛頭も違犯仕申儀に而無

御座候、依之隨分相守、非道之財物共無故貪申所意  
に而無御座候故、態と事寄せ、薩摩之領地に乘參致  
破船、夥敷難儀に逢申、少々利潤にて、大分之損失  
仕儀者、會而不仕證據にて御座候、唯不慮に風難に  
逢申破船仕、剩九人之露命を失ひ申、殊に其以後右  
之風難之苦みを請申候故、今一人彼地にて病死仕  
候得者、此苦難之次第何共難堪儀共に御座候、若私  
共儀少に而も不届之心を挟み申候而、態と破船も  
仕候は、天地神明之重罰之段は不及申上に、其上  
種々之冥罰を罷蒙り可申候、自然胡亂之儀共、脇よ  
り漏開え申候は、其節者如何様之稠敷御罪科に  
も可被仰付候、左候得者今度取上げ申候銅、并に少  
残り申候荷物共、薩摩より送參候を、御當地にて例  
之通稠敷一々御改被成候得者、微細に相知れ、御不  
審も御晴可被成儀に御座候而、私共前以申上候趣、  
毛頭無偽儀相知れ可申候、此上よりは王上之御仁  
徳之御慈悲を罷蒙り、私共諸之苦難を御察、格外に  
御恩を御施候而、私共を則御國之民と被爲思召上、  
仕合にて生残り申候九十五人之共者及困窮、空故  
郷に罷歸り、父母妻子をも捨、流浪に及不申様に被

爲遊被下候は、王上之御仁徳之段、異國迄にも其  
ほまれ相聞え申候儀、不淺御事共に御座候、左候得  
者私共永々御厚恩を頂戴仕候而已に無御座、但故  
郷に罷在候父母妻子眷屬迄も、別而難有可奉存候、  
爲其捧誓詞謹而申上候、以上、

元祿八年正月廿一日

船頭 呂宙官

脇船頭 鄧三官

財副 曾益官

舵工 林連歌

副舵工 黃鵬歌

總官 白福歌

右之通、船頭并役者共差上申候書付、和解差上申  
候、以上、

唐通事

共華夷、

安永五丙申年五月、浙江省乍浦出の商船より、去歲四  
月潮州府に漂到せし陸奥國の者護送し來る、よて在  
唐の荷主及び船主等に現米を賜はり、漂民は本所に  
歸さる、寛政二庚戌年六月、また去年四月漂到の陸  
奥出羽越後のもの送り來る、よて褒米等の事前のこ  
とし、

安永五丙申年、四番楊曜文船、五番汪竹里船より、奥  
州之者十三人送來る、



一此輩去々年十一月、蔭山外記御代官所御廻米千七百十七俵、奥州折の濱十兵衛船廿三端帆最吉丸へ積受、上乘共都合十四人乗組、同二十八日奥州江の網濱出帆致し、同晦日常陸沖にて逆風に逢、大洋に漂ひ出、去未四月中旬迄、凡百三四十日之間漂流し、同月十六日、廣東省の内潮州府潮陽縣の外海に流れ着、海邊の漁人に助られ、同二十一日、警固唐人附添船に載、海上二里程行て潮陽縣の港に着、此所に暫滞留し、六月二十七日、乍浦へ可繼送趣にて船に乗り、所々に船繋して、八月十日、浙江省乍浦港へ着船、日本商范氏十二家兩荷主范天錫、王履階へ、撫育を加へ可差置様、海防官より命せられ、右荷主方引受、空屋を補理し差置、衣類其外米鹽魚野菜薪等日々相與へ、懇に介抱に預る、尤逗留の中、水手幸助病死致し、残り十三人、十二日朔日、官所へ呼出され、此度日本渡海の船より可送届旨申渡、錢一貫文宛相與へ、同十六日、大船二艘に乗組、楊耀文船は當正月十一日乍浦出帆、同二十七日、肥前國福田村漂着、即日挽船を以て長崎港に送届け、汪竹里船は、正月十六日乍浦出帆、同二十五日、壹

岐國瀬戸沖へ漂着、其所より被挽送、二月七日、長崎港入津す、依之九月十八日、在唐兩荷主并に船主財副介抱唐人共へ、先例之通夫々爲御褒美現米賜之、且漂民十三人は、翌西四月七日、支配勘定上野勘右衛門歸府の節召連れ、國許へ令歸住らる、寛政二庚戌年、二番程赤城、三番陳晴山船より、陸奥出羽越後之者十一人送來る、此者共去々申年七月、松前枝ヶ崎彦六船廿二端帆松榮丸に、人數十五人乗組、蝦夷に赴き交易して鹽鮭積入、同十月江戸へ赴く處、十一月八日、南部八戸沖に而大風に逢、橋吹折、外體打破り、何國共なく大灘へ吹出され、數月漂ひ居し處、去西四月廿六日、遙に山を見掛しゆる、山近く乗寄せ、本船は乗捨置陸へ上りしに、官人體之者來り、吟味して番人附置、關帝堂に止宿せしむ、五月二日朝に至り、出足して山道十里程を経て、同夕方廣東省潮州府惠來縣に着、此所に暫く滞留し、六月廿三日同所出發、同省城下南海縣へ赴き、七月廿八日川船に乗、十二月廿五日浙江省乍浦に着、空家を補理し、二階に差置、日々米鹽魚野菜薪等相渡し、且官府より衣

類香傘蓆等迄與へられ、撫育に預て逗留す、其間に水手四人追々病死致し、相殘る十一人、當四月廿一日、日本渡海之船二艘に乗組、程赤城船は、五月廿六日出帆、風順あしく肥前國樺島村へ漂着し、六月十四日長崎港へ被挽送、陳晴山船は五月十九日出帆、是も不順にて大村領松島へ漂着し、六月十九日長崎へ挽來る、依之翌亥年四月、酒井左衛門尉、六郷佐渡守、松前志摩守、南部慶次郎、佐竹右京大夫、榊原式部大輔各使者長崎表へ到着、右漂民十一人引渡之令歸國、尙又在唐荷主并船主財副介抱唐人共へは、先規之通現米被褒賜之、以上長崎志摩編、

寛政二年六月、記自廣東還人言事

天明八年戊申十一月、南部人善吉、松前人伊兵衛等一夥十五人乗船、裝載米麴棉布烟葉諸貨、赴蝦夷石加利地方、交易鮭魚乾千五百束、自注、鮭魚二十頭爲一束、將期到東武賣販、船過南部八戸洋、忽遇颶風、帆檣斷折、碇索又絶、洪濤激射、殆爲漏船、隨波飄蕩、不知所之、浮萍海中者百有五十餘日、至翌九年四月、著廣東省潮州府惠來縣、彼則乾隆五十四年也、自注、是歲彼則閏在五月、縣吏恤問、供給錢糧、差吏送致廣東省廣州府

南海縣、留止八十餘日、縣又差吏乘河舟、送達浙江省、舟路歷三日、五十五年庚戌正月、方到浙江省嘉興府平湖縣、送吏申狀浙江巡撫、巡撫奏聞訖、安置商人謝永和家、俟便船發回、附庚戌四番船而還、寛政二年夏六月也、翌三年五月、余邂逅夥内一人名吉太郎者、尋訪風物土產、與人素樸椎、況渠少小、操舟爲業、目不識一丁字、所言粗鹵關防、多無可採、僅掇記數條、以藏賢己之事焉爾、辛亥五月、軍墩野史書、四月廿五日、按するに、我寛政元年四月なり、著惠來縣界、于時村民方刈稻、於後亦插秧、其再壽者不知何時收穫、意當在九月十月之交、蓋再稔云、廣東浙江二省通行乾隆通寶錢、輪廓厚整、文字端明、大比本國折四寬永錢而稍小、比寬永文錢而加大、雜行順治康熙雍正三等錢、又有乾隆鐵錢、謂之新錢、省城内亦雜行、傍邊村落頗難行、凡幣二種、銀與錢已、銀二等有人面銀、有小錠銀、惠來知縣恩與每人、小錠銀各七塊、賣本國船價銀、百柒拾零錢、即人面銀也、自注、長崎頭、一枚重七錢餘云、二省城内民物富庶、百貨饒贍、人易爲生、酒則多燒酒、氣味辣烈、錢一文可得一椀、諸物價皆低、紅蠟燭一枝價一文、買薪二文、可供一



人一日之饗、他皆準此、廣東地方、饒松多桃李、又有櫻樹、行時四月之末、雖在花謝後、樹身及葉實、歷歷不爽、又有矮桃、著實肥美、嘗攜核數枚來、爲長崎人乞去、不知生也否、他藥卉異植、一無所記、蓋有而不識也、余深訝櫻樹中土之人未嘗言有此、屈大均著廣東新語、敘花木極詳、亦所不載、朱彝尊潘耒相次遊廣東、二氏集中、無一言之及、恐誤認他樹耳、然櫻至近之物、未足誤姑存疑、一省之地、人家屋壁、疊磚築土爲之、地皆鋪瓦、人各坐水撥、市中貨物、四脚牀上、排列平方、百貨置其內貿易、書冊絹棉之類、度諸棚架上、樓居亦多、屋後設中門、內有房室、婦女處焉、不出戶外、到人家絕不見婦人之影響、間有展省隴墓、禮詣佛寺者、於途次一再見而已、初著惠來時、喚召知縣應廷、知縣據胡林、吏人二十許輩左右對立、推訊事由、如此者三次、彼此言詞不通、授紙筆具狀、舟人等不能作字、總書日本二字、知縣首肯而罷、發廣州南海縣到嘉興平湖縣、水路舟行九十餘日、中間陸路三日、山川盤紆、行履極艱、餘皆乘舟沿流而下、時時陸行、過山嶺之間而後就舟、有半嶺之峽可發舟處、其間山水幽絕、不可言狀、遙望巉巖

洞中、堂構精麗、不知何地名、其宿止多舟中、或上陸宿驛舍、舍是官吏役人往來歇宿之處、此謂驛站、云九十日以本國里數一日十里準之、可九百里、況山濛駛疾、覺有過三十里處、雖水道迂迴或然、亦足知方幅之廣矣、乾隆五十五年正月、平湖縣衙下官割一通、赴乍浦發船、所過關津、亦執此爲證驗、劄文如左、

兩局會館

每接長崎前難民伊兵衛等拾壹人、呈稱遭風漂至天朝、得蒙矜恤、現在雖衣食豐盈水土服習、然故鄉之念切々、奉願早求歸國等、因今兩館公議、本因即送備們歸里、目下已局、春分節東南風、當今之時、不敢放膽送往、俟三月間兩局回棹船來至、四月內發辦、出口即便、兩局分送備們歸國、到長崎也、乾隆五十五年歲次庚戌正月三十日給、

兩局會館

共十二行百五十三字近聞寓筆、

通航一覽卷之二百二十終

通航一覽卷之二百二十一

唐國廣東省瓊州府部十七

按するに、清一統志によるに、瓊州府は廣東省治にして、西南の外地なり、東西九百七十里、本邦の里法に約し、百一十一里二十四町なり、南北九百九十五里に距る、禹貢に揚州の域、春秋戰國には揚越の地、秦に南越に屬し、漢元封元年珠崖儋耳の二郡を置、後漢、合浦郡に屬し、三國、吳に屬して、珠崖郡を置、隋これに因り、唐の貞觀五年分ちて瓊州を置、天寶五年瓊山郡と改む、乾元のはしめまた州に復し、明の洪武元年にいたり瓊州府とし、同二年降して州とし、三年また升せて府とす、清猶これに因る、この地霧露濕氣深く、毒草蟲蛇多く、且水災あり、其性弓矢を好み、婦女蠶桑の業をなさず、俗みな卉服、病者藥養せず、犬牛を烹て神を祀るとあり、華夷通商考に、本邦より海上九百里本邦里法ありて、溱を海南といひ、渡來の船多きよしをのす、其産物は沈香玳瑁波羅蜜攀枝花烏木等なるよし、また官中要録にも見えた

り、

○漂流

寶永四丁亥年六月三日、廣東の商船より、去歲二月廿五日、瓊州府の海南に漂到せし、陸奥國の者を護送し來る、よて江府に言上し、漂民は本所に歸され、船主等には褒米を賜ふ、正徳三癸巳年閏五月、また廣東船より、海南漂到の筑後國久留米の者を三浦郡に送り來る、こも又上裁ありて本所に歸さる、船主等には、例のこ、さく賜米有しなるへ

寶永四丁亥年六月三日、漂流人護送に付、江府言上書、

一四十七番廣東出唐船一艘、唐人數六十五人乗組、去三日令入津候間、遂吟味候處、右之唐船に日本人一人爲乗渡候に付、唐人召出、様子相尋候處、例之商船に而別條も無之候、則唐人共申口之書付一通、今般令進達之候事、

一右之唐船爲乗渡候日本人早速召出、遂詮議候處、窪田長五郎御代官所奥州窪田村百姓權七と申者に而之候、去る酉九月十五日、同國太田熊次郎領分棚倉之百姓船頭三之丞、同所水主直右衛門、同國



松平陸奥守方領分仙臺領之水主久太郎、同喜助、善五郎と申者以上六人、十二端帆之明き船に乗組、仙臺領荒濱と申所、江戸廻之御城米積可申與申合、窪田を致出船、同十八日荒濱の致着船、極月迄見合罷在候得共、積申御米無之に付、右六人共に、同四日明船に而、彼地致歸帆候處、翌日相馬之沖と申所にて遭難風、何國共なく被吹放、無是非帆柱等切捨、梶も流し候故、數日洋中に令漂流候、其内水主喜助、善五郎兩人者、於船中相果申候、漸去戊二月廿五日、海南之濱邊に漂着仕候旨申候事、

一彼漂流共、右流寄候濱に揚り見申候處、人家も不相見、唐人一人參掛り、右之漂流共を見候而驚申體に相見候得共、言語一圓通し不申候故、手つかいなと仕、所之名を承候得者、海南と申儀者相聞候間、國之名と存候由、其節水を乞候體を致候得者、右唐人罷歸、唐人共二十人計參、水をも持來與之候、船頭三之丞者無程相果申候間、其所に葬置申候、右之唐人、召連可申體に手つかい致候間、三人之漂流人、陸之方に參候處に、家居有之候所に召連、漂流共の粥など給させ、其所に八日程罷在、其以後又唐人共

召連、四箇所に參致吟味候體に相見候得共、口通し不申候故不相知、同三月上旬、海南之官人城内と相見候所に召連參、二日留置、夫より同城下に六月頃迄罷在候得共、是又言語通し不申、七月朔日唐人二人相添、海南を罷立、陸路を歩行にて參、同廿五日廣東之城下に致着、此所にて口通し不申、漸々廣東と申儀水候迄にて、外之儀者曾て相知不申、右之城下に數日爲致留置、同十一月、右之官人方より、三人之漂流共今度連渡候船頭吳嘉歡に相渡、吳嘉歡方の差置、食物等別而致馳走、鳥目少々帷子蒲團など與之、致介抱置候處に、當四月直右衛門、久太郎致病死候付、吳嘉歡方より其所の片付申候、權七一人今度召連、日本に可致出帆由にて、當五月十三日、唐人共一船に爲乘、致出船候由に御座候事、

一右漂流共脇差等致所持候哉と相尋候處、在所を罷出候節、六人共に無刀にて致出船候之由申候、勿論彼者共乘參候船之儀者、海南に捨置申候旨申候事、

一右漂流人爲乘來候船頭吳嘉歡并財副召出、様子相尋候處、權七申口之通相違無御座、船頭吳嘉歡

儀、毎度爲商賣日本に致渡海候者に付、右之船に爲乘送届候様に、官人方より漂流相渡候由、吳嘉歡儀も幸に存、爲乘渡候旨申候、右漂流人共海南に漂着之譯、且又廣京に送越候子細者、官人方より不申間候間不存候旨申候、則雙方申口之書付、并漂流人共名歳之書付、此度令進達之候事、

一右權七、今度吳嘉歡送届候に付、請取之證文取之、歸唐仕度之旨、若歸帆之節申出候は、證文之儀者如跡々、通詞共連判にて爲相認、船頭に相渡候様に可申付と存候事、

一右日本人致漂着候海南并廣東共に、邪宗門杯致徘徊地にて無之、其上於所々猥に唐人も出合不申候由に候得共、萬一異法をも承たる儀も無之哉と、權七儀致吟味、踏繪等も申付候處、別而相替儀無之相見候事、

一右權七疑敷儀無之、其上心ならず異國に致漂着候事に候得者、久々異國令逗留候者之儀に御座候故、早速町屋に指置候儀も如何敷存候間、當分籠之揚り屋に先入置申候、御下知次第、奥州に相渡差遣可申候、其内飯米等入目之儀者、高木作右衛門に御

預之御缺所銀之内を以相渡候様に申付候事、

一右四十七番船、例之爲商賣罷渡候序に、日本人爲乘渡候段、外に疑敷儀も無御座候間、前々之通商賣可申付候事、

一十四年以前戊年、按するに、元祿七年罷置府漂流人歸朝の刻をさす、廣東に漂着之日本人、商船に爲乘渡候刻も、尤船頭賄入目にては無之候得共、前々より爲取來候付、得御下知、船頭に米五十俵、拙者共心得を以爲取之申候、此度之漂流共三人にて候得共、去る年從九月異國罷在、食事衣類等與之、其上此度者送來候船頭、去十一月より三人共に請取、吳嘉歡自分に致扶持、衣類等與之致介抱置候趣に候得者、此度も八木三十俵歟、五十俵程爲取遣可然存候、御下知次第可申付候事、

一右權七廣東に罷在候内、吳嘉歡方より貴候唐着物唐袴唐錢少々致所持候、則取上置候、如跡々彼者本國に差返候節も、相渡申間敷候事、

右之趣、御老中に被申上、御下知之趣可被申越候、以上、

六月八日  
駒木根肥後守判



佐久間安藝守判

永井讚岐守殿

別所播磨守殿

按するに、此頃長崎奉行四人ありて、永井別所は在府なり、追而申入之候、別紙に申進候權七儀、如跡々本國の差返候様御下知相濟申候は、奥州より請取之もの、無運滯罷越候様致度候、勿論此度之儀、御勘定奉行衆の御物語可被成候、此許にては可相渡方無御座候、爲御心得權七致所持候御城米船印寫、并權七在所に有之候親類書付進之候、以上、

六月八日

駒木根 肥後守

佐久間 安藝守

永井讚岐守様

別所播磨守様

申口之覺

權

七亥四十八

一私儀、奥州窪田領窪田長五郎御代官所窪田村之百姓にて御座候、然處同國太田熊次郎様御領棚倉之百姓三之丞と申者之船の水主に被雇、同所直右衛門と申者、仙臺領荒濱之百姓喜助、善五郎、久太郎、右五人私共六人、荒濱より江戸の御城米運貨

積可仕と、去々西九月十五日、十二反帆之船に乗組、窪田村を致出船、同十八日荒濱の着船仕候處、御城米積仕廻申候付、見合十二月迄逗留仕候得共、積可申御米無御座候付、飯米五斗俵六俵相調、同日荒濱を乗出し、在所の可罷歸と仕候處、翌五日之朝、相馬之沖と申所にて、西戌之方になり風強吹出、何國共なく被吹放、難儀仕候付、無是非帆柱を切折申候、七日楫を流し、彌可仕様も無御座、十日迄風吹止不申罷罷在、其内者船之板子を楫に拵、所持候磁石にて在所西之方と存、西へくと乗掛候得共、浪高く候間不及力、食事等も水有之候内者、船中にて煮拵給候得共、水切候以後、米を少つ、給、汐水を給罷在候故、六人共に勢氣弱り、水主喜助、善五郎者、船中にて相果申候、右之通數日漂、去戌二月廿五日夜明候て、何國共不存浪邊之様成所へ着仕候間、四人共に陸の上り候得共、人家も相見え不申候處、晝時分、此度同船仕候様成唐人一人參候間、所之名を承候得共、一圓言葉通し不申、仕形仕見せ候得者、海南と申候間、所之名にて御座候と存候、水に渴申候間、手遣を仕、水を乞候得者、右之

者立戻り、瓶に水を入、唐人二十人計馬を爲牽、瓶をになひ來り給させ申候、日本之者之由申候得共、口通し不申、夫より右之唐人共致同道參候間、船者捨置、日之丸之御船印御被守袋一所に首に掛、四人共に家居有之所の召連參候、軒之高さ四尺程之家、廻之壁厚さ四尺程塗廻し候家に入申候而、粥杯煮候而、茶碗にて給させ申候、私共四人之内三之丞儀者、二日目に相果申候、此所に葬置、八日程致逗留、其内村々四所の私共を召連參、其以後三月に入、奉行所之様成所の召連參候得者、家居瓦屋根にて、内者土之間に拵、唐人共腰をかけ罷在候、右之所にて私事相尋申體に御座候間、日本之者にて、風に被吹放候由申候得共、通し申候哉相知れ不申候、城構之様成内に町屋御座候て、其所に私を差置、朝夕之食事も振廻申候、此所より七月朔日直右衛門、久太郎私共に三人、所之唐人二人附添、何れ參候も不存歩行にて罷出候、途中にも宿に泊り候處も御座候て、毎日山坂を參、同月廿五日廣東と申處之由、茶屋之様成所に着仕、此所にて食事給、其所之奉行所之様成所を召連罷出申候得共、是又口通し

不申候之故、何事も相尋不申、見申たる計にて私共罷歸、十月迄三ヶ月、右之町屋に罷在候處、十一月此度連渡候唐人の方の參罷在、朝夕三度宛食事を給させ、酒なども吞せ、唐人より日本帷子二、木綿唐着物一、唐袴一、帶、肌着、錢二百文、蒲團一くれ申候、三人共に外者一切出し不申養置申候處に、直右衛門、久太郎兩人共に腫氣を相煩候付、醫者をかけ、色々養生仕候得共不相叶、兩人共四月十五日、同廿八日病死仕候、右之唐人入念其所に葬申候、當五月に罷成、日本に召連可申由、手遣にて爲知候得共、誠日本に送可申共不存、無十方罷在候處、同十三日曉方、右之唐人と私小船に乗出候間、如何様此船に乗せ、何方に召連追放し申候歟、又は流し遣候歟と無心元存候處、大き成船の漕付、唐人一所に乘移り、直に乗出し申候、日本之地に參候共不存罷在候處、漕入、爰許之人を見申候而、安堵仕候事、一私致所持候御城米御船印之儀、御尋被成候、去々年窪田を出船仕候節、御代官所より船頭三之丞請取參候付、此度漂着之節も、大切に仕致持參候事、



御城米覺



奥州窪田領

窪田長五郎

一在所より乗參候船者致如何候哉、六人共脇指杯も所持候哉と御尋被成候、船之儀者、海南にて唐人共陸に召連參候節、湊に捨置申候間、如何成候哉不存候、脇差者六人共に所持不仕候、其外船中に相残り候物無御座候事、

一海南廣東に罷在候内、經文唱など教申候哉、又者爲替り佛にて見候儀御座候哉と、再三御尋被成候、右之所々にて經文など曾て習不申、唱事も不承候、佛も唐人方にて見申候得共、此度乘參候唐船之菩薩之通、相替儀無御座候、尤寺社も御座候様に相見え申候得共、總而何方へも唐人附添、不通に外へ出し不申候故、何事も見不申候、私儀宗旨禪宗にて、旦那寺者窪田村安養寺と申候、折々念佛唱申

候、此度連渡候唐人船頭家者町屋とて、私共在所問屋などの體にて、大勢出入仕候得共、外之唐人者出合せ不申、尤口何れも通し不申候故、何事も可承様無御座候間、右之外可申上儀無御座候、右之通、少も偽にて無御座候、以上、

奥州窪田領窪田長五郎御代官所之百姓

亥六月 水主 權 七

窪田長五郎御代官所奥州窪田村百姓 存命に而罷在候、宗旨禪宗 權 七 亥四十八

同國棚倉太田熊次郎領分百姓

海南に而病死仕候 船頭 三 之 承 亥四十八

右同國同斷

廣東にて病死仕候 水主 直 右衛門 歳不相知

奥州仙臺領松平陸奥守領分百姓

廣東に而病死仕候 水主 久 太 郎 歳不相知

右同國同斷

漂流之節於船中相果申候 水主 喜 助 歳不相知

右同國同斷

水主 善 五 郎 歳不相知

以上 亥六月 覺

奥州窪田村	同權七弟	傳三郎	水主 權 七 妻 離別仕
同國棚倉百姓	同妹	與三郎妻	
	同子	巴之助 亥十八歳	
	同娘	しよろ 亥十三歳	
	同娘	て	う 亥九歳

以上 亥六月

四十七番廣東船財副吳旭官口書  
私儀、四十七番廣東船より筆者役仕參申候吳旭官と申者に而御座候、然者此船之船頭吳嘉歡儀、御當地に長崎に、商賣に參候由に而、去冬より私儀筆者役に雇申候に付、此度來朝仕候、但漂流之日本人一人、此船に乗せ渡申候處に、王上より船頭并私儀迄被召出、日本人漂流之始末、御嚴密に御詮議被遊候上、私儀も右之様子存候哉と御尋被遊候に付奉答候、廣東關部之官より、漂流之日本人三人、去十

一月に船頭被相渡、當夏日本に送届候様にと被申付候、其内二人は病死仕、此度一人連渡申候段、委細船頭申上候趣、少も相違無御座候、依之爲證謹而口書差上申候、

寶永四年六月 四十七番廣東船財副吳旭官 右、財副吳旭官口書之趣、和解差上申候、以上、

風説定役 唐通事目付 唐通事

四十七番廣東船頭吳嘉歡船、漂流之日本人一人爲乗渡申候に付口書

私儀、去年御當地に罷渡申候五十一番廣東船頭吳嘉官と申者に而、只今は名を改吳嘉歡と申候、然者今度私共船に、唐人數六十五人、外に漂流之日本人一人、都合六十六人乗組候而、當五月十三日に廣東出帆仕、昨三日に入津仕候處に、早速御檢使被差出、日本人御請取被遊候、依之私儀王上被召出、日本人漂流之始末、一々御嚴密に御尋被遊、奉答候趣は、私儀、去年御當地に罷渡商賣相違、去九月廿九日に御當地出帆仕、直に十月十五日に廣東城下わ若船仕候、然處に廣東關部之官より、同十一月七日に、私儀官所に呼寄せ被申候に付、罷出候得者、



關部之官被申候は、何國之者共不知漂流人三人、廣東之内海南之官役より送來候、其方儀は方々商賣に致渡海者に而候間、何國之者共見知不申候哉と尋被申候に付、人物日本人に紛無之候故、日本人に而有之候由及返答候、然共互に言語通し不申候故、如何様成儀に而、日本より漂流仕候共、曾而存不申候、勿論官所よりも如何様成儀に而、海南に漂流仕候と分明に不被申候、私儀、來年も日本の商賣に罷渡候哉と相尋被申候に付、荷物を仕込申候は、來夏渡海可仕由申候得者、彼日本人三人共に、其方々可相渡候間、來夏日本の罷渡候は、儘に送届可申由に而、則其節より私方に被相渡、請取召置申候、然處に右三人之内二人は、腫氣相煩申候に付、其段官所申届候得者、醫師を被申付、色々保養仕候得共、當四月に至り、漸々氣力衰申候而、二人共に相果申候、其節病死之儀、官所訴申候得者、官所より役人差出被申、死骸見届、廣東城外北門と申所に葬申候而、墓を築石碑を立、日本人墓と彫付置申候、但私方に請取候以後者、私自分に賄申候、其上折々彼者不如意にも可有之と存、青銅など少々

遣し、或臥具衣服等を與へ介抱仕候、私預り居申候内、家内之外他所に一圓出し不申候、子細は口不通之者に付、自然如何様成儀も有之候而者、官所之申分け無御座候故、隨分念入申候、其段定而彼漂流人委細に演説可仕と奉存候、私儀御當地に赴爲可申、荷物相調申候に付、右之官所其旨申斷候得者、日本人爲乗送り候間、海上所々妨無之様にどの儀に而、則關部之官より證文一通被相渡、日本に到着仕候は、儘に相渡可申由、急度被申渡、此度乘渡申候、第一天主教宗門之儀御穿鑿被爲遊、御尤に奉存候、總而廣東省之儀、佛法繁昌之地に而、寺宇僧房數箇所御座候、其上神廟も多く御座候、信仰の佛陀者釋迦彌陀觀音、神明は媽祖、關帝等にて御座候、曾而邪宗門之者混亂不仕候、別而廣東總督之官より、邪宗門制禁之事共に御座候、私儀累年御貴國に罷渡、奉蒙御仁恩商賣仕來り候に付、責而箇様之節、御貴國之漂民を救ひ、御恩奉報度奉存、此度私船に無恙召連罷渡候儀大悦仕候、右申上候處少も僞無御座候、依之謹而口書差上申候、

寶永四年六月 四十七番廣東船頭吳嘉歡

右、船頭吳嘉歡口書之趣、和解差上申候、以上、

風説定役 唐通事目付以上、華夷變態、寶永中、常州平方の者七人舟に乗、米杯つみ海上へ出けるに、風に逢ひ南方へ十四日まで吹き行けるに、海南と言所へ吹き付らる、其外岸へ上らんとしければとも、殺さんとしけるにより、右の海南へ上ると其儘、粥を振廻ける、飯も粥も日本の通り也、豚などを食せしむ、飯過るとはだかに可成由を申す、扱ひたものかけ廻らせける、左様に無ければ毒なりとて、斯なしける、家居ビイドロにて作りたる町二町もあり、日本江戸の本町杯の様なる店下を二里計もあるく、男女身に皮を着ける、女は頭に笄を五程さし、男女髪をはやし長くして結けるに、右の者共にも髭をはやさせける、すまひを取りけるに、日本人強とてをる、互に字通不申也、夫故うかうかして居る處に、六人は食事不合して死、一人權七とやらん云者生のころ、ひたもの奉行所などへ呼證議して、日本人なる事を知りて、長崎まで送り居る也、それに六十人程付船にのせ送る、初舟風に吹れけるに、食物は米ありければつく、水は天水な

ため用の、扱右の者江戸へ來り、評定場にて委く問へるに、右の者文字知らぬ者故に、切支丹の國へ至りても、疑なく國許へ歸さる、公儀よりの申付には、此者歸りても、故郷にて海南の事話す事なかれ、尤海舟にのせ申間敷也、大事に仕置可申この事也、それ故他人物語不仕、密々原田松定と云人の語りけるを聞也、右國中に家根あり、其下をゆく、食器瀬戸物を用ゆ、右のもの六人死、長持にいれ、日本人と書付して濱邊に置由申也、中村氏筆記抄○按ずるに、此書漂民の生國を誤り、且其記載疑ひなきにあらざれども、漂民の直話とあるを以て、姑く存す。

正徳三癸巳年閏五月、日本人を載來候船主口書具口詞、第四番廣東船主吳文彩 李翰士因載來漂流日本人四名、彩等累年來販賣國、此番通船八十一人、外有漂流日本人四名、共結八十五人、于五月十八日自廣東開駕、至昨二十二日收入到港、業已頭目隨即領去日本人四名、因此彩等特吊王府、逐一嚴切、查考漂流日本人情由、敢不奉啓、彩等意欲刻緊來販賣國、于五月十五日關部特召彩等二人云、爾等前往日本貿易、茲有漂流日本人四名、應輕本船送回本土、故出照一張收執、俾得沿海塘汛無碍、以此遵令



旨諾、十六日到陳辰觀處、領此日本人四名、並不知漂流緣由、但聞陳辰觀口稱、此日本人、係吾弟陳永興往州府貿易歸棹、于四月間眼見漂難日本人六名、情實可憐、撈救上船、欲還廣城、不幸在海南電白地方、遭狂風破壞本船、溺死唐人三十三人、并日本人二名、尚存日本人四名、自電白送別廣城、辰觀具呈、告明關部、因此彩等微知其事、但言語不相通、如何聞得日本人漂流始末切、廣東乃佛法盛隆之地、見如此難民、甚為憐憫、切嚴禁邪教、曾無惡黨迷惑之情、此番彩等于關部處、領來日本人、且喜一路平安送來到此、所陳前情、毫無差誤、為此謹具口詞上呈、

正德三年閏五月日

第四番廣東船主

右和解

四番廣東船頭吳文彩船に漂流之日本人四人為乘渡に付、口書を以申上候趣者、私共儀、累年御當地に為商賣能渡申候者共に而御座候、今度私共船に唐人數八十一人、外に漂流之日本人四人、都合八十五人乗組に而、當五月廿五日廣東より致出帆、昨廿二日に入津仕候處、早速御檢使被差出、日本人四人共に御請取被遊候、依之私共儀、王上より被召出、

日本人漂流之儀、一々御嚴密に御穿鑿被遊、奉答候趣旨、私共近々御當地に商賣に而渡候用意仕處、五月廿五日に關部より、私共兩人呼寄被申付候者、其方共日本に為商賣令渡海由に候、然者漂流之日本人四人有之候間、其方共船に乗せ、日本國に送歸し可申候、依之往來手形一枚與之候、海邊所々妨無之様にこの儀も御座候に付、其旨に隨ひ請合申候而、翌十六日陳辰觀と申者之所に參、日本人四人共に請取申候得共、漂流仕候様子存不申候處、陳辰觀申候を承候得者、此日本人者我等弟陳永興と申者船、奧國に為商賣赴罷歸候節、當四月之頃、漂流之日本人六人を見かけ申候付、不便に存、本船に助乘せ、廣東に罷歸候刻、不仕合に而海南之内電白縣之地方に而大風に逢、船及破損、唐人三十三人、并日本人二人溺死仕候、相殘四人之日本人、電白縣より廣東城下へ送來候付、陳辰觀以書付、委細關部に訴候由申候、就夫私共有増其様子承申候、勿論言語通し不申候付、日本人に漂流之始末承可申様無御座候、且亦廣東之儀者、佛法繁昌之地にて、箇様之難民などは、別而憐愍有之事共に御座候、總邪宗門

之儀制禁嚴く御座候付、曾て人をまことわし候惡黨之族無御座候、此度私共關部より日本人請取、洋中無異儀送届申候段、別而大悅仕候、右申上候處、少しも相違無御座候、仍て謹口書差上申候、

唐通事會同譯之

正德三年閏五月廿二日、廣東出の唐船より、筑後久留米者四人送來、

一此者共、去々年城米を積廻す處、大風に逢破船し、海上に漂ひ居たるを、廣東商船陳永興と云船主、是を見付け、六人の者を其船に助け乗せ、廣東に赴しに、又大風に逢破損し、二人溺死す、殘四人廣東電白縣に着船す、官府より奏聞を経て、廣省督理官巴氏より部牌一通與へらる、金永發と云船主に被申付し由にて、右四人送來る、但部牌に康熙五十二年五月十六日とあり、則日本の正德三年に相當れり、御吟味之上、久留米開役に被預置、江府御窺之上、御下知に依て本國に令歸らる、長崎志、筑後國有馬玄蕃頭則維公之中船頭岡三左衛門、水主之者六人、長崎表にて大風に逢、廣東に吹流さる、今年正德三癸巳夏に及て歸國す、因之其様子記

言上之、

一正德元年卯十一月、風に逢數月海中に漂流仕、東西の辨もなく、十方に暮罷在候處、辰十一月廿日頃、海中にて唐船を見付、相招被助候、其船に乗移り、唐人共何角心附介抱仕候、當正月三日、電白縣と申所へ着仕候、其時節日本之三月頃程の暖氣にて、桃花など盛過申候、廣東人は常に檳榔子に荖葉と申物を加へ、間もなく給申候、暫く口の内に含、後は吐捨申候、右之様子中人以下の作法にて御座候、大清の風俗は古にかはり、頭上髪を少し殘置、廻を剃、殘たる髪を長く仕、三に分て其を組後へ下け申候、衣服は上に着仕候を衣衫と申候、衣衫の形は袴長仕、長は膝を限り、前黃銅のぼたんにて掛合、袖は漸手の入程に丸く細、肩のゆきは指の隱申候程に長く拵候、下に着仕候を袴と申候、足に襪と申物着、帯を結鞋をはき申候、足は股曳の様に脚半の所にて廣く仕、足の出入自由成様に仕候物御座候、帯は幅狭く糸にて組、襪は足袋之様に仕膝迄着、帯は單成を着、禮儀有時綿入着仕候、鞋は繻子之類にて拵、木履は齒低に仕、足の跣の上を草にて張候物に



御座候、甫田木履の緒と同、襪は日本の足袋のやうにて指股なく、依て真中の皮を足の踵に引掛歩行する事也、又禮服は羽織の様成物を上に仕、是また衣領長く仕候、袖は細仕候物に御座候、小兒之男女も、大人之風俗に相替不申候、夏之衣服は紗羅類着仕候、賤者布を着仕候、常出行之時は笠を着仕候、笠之形丸深、日本陣笠形似、籐にて作り、上に赤毛を付申候、佛神拜候節も着仕候か禮儀にて候、客に見え申候巫醫も、形常人に不替由申候、高官の人衣服、麟と鳳之文有由承候、官人は何も一刀を、左脇少し後の方帯候様に下申候、女風俗は古今同事之由申候、齒は不染、眉を立置、耳穿やう成物を下申候、髪を結縮枝差之、衣服も男着仕候衣衫袴を着し帯を結、其上にも衣衫のやうなる物を拵、長く候を着し、下にも裙と申物を着仕候、何も衣裳に花鳥の文を縫、美を盡し申候由承候、都而足を木綿にて包、鞋をはき申候、足の程三四寸にして先細く、步行體危見申候、高位の官人は、四人或八人に輿を昇せ申候、高官の人出行之時、供を多く召連、行列にて通申候、或時は途中にて行合見申候處に、共に歩立者

二十人程、無刀にて黒笠黒服を着し、其内に五六人縛繩大團扇などの様なる持、三四人又半弓を持矢を後に下け、其跡より輿を四人にて昇、輿の廻りに人多く附添申候、其内に刀を帶し候者も見え、其跡より十五人も馬に乗通候、寔能衣裳を着し、何も刀を指笠を着、都合六七十人程に見え申候、鎗の様成ものを持たせ不申候、總て日本の武士之如く、際能は見不申候、國主居城を間遠く見申候處に、大概日本の如く見申候得共、卑く御座候、其中に天守の様が高く見え申候に付、相尋候處、塔と申文字を書、言葉にどうと申候、外圍も石にて拵候、塀に所々石火矢を構へ、五六町程の間に櫓を拵へ、是を炮臺と申候、外圍の内には町屋も御座候、其内に又右之通圍塀も御座候、此内他國の人を入不申候、其故に城内の廣狭は難計候、城門切石を疊上て櫓を拵、戸も鐵にて張、堅固に仕たる様子にて御座候、正面に額を掛、其文字聖者或は恩施、箇様の文字書申候、町屋城下も都て瓦ふきにて、家作り二階を拵、下は土間に致し、其間毎に腰掛を並置、各座居申候、客來れば亭主立て手を拱禮を成、其後又

座に着申候、二階にも腰掛を置、珍客或は隔意の客を二階へ請申候、富家は屋敷に高樓御座候、町人の屋も外面は商賣店を構へ、各賣物を出し商仕候、長さ四五尺幅一尺程の板に、賣物の品を書付看板を出し、白地朱色の文字、又は赤地に金字などにて書付、又店毎に額を座上に掛申候、長さ一尺幅二尺程に仕、是に朱色の文字を書候、其文字は義興店、豐源店、箇様之意味の文字を書申候、戸外の柱に陽春之祝言の文字を紅紙に書、家々に押て相見申候、全體土地様子豊にして、町の路幅廣きは三間半も狹は一間半も有、皆石を敷、通路の人多相互に路を譲り通り申候、書物屋呉服屋、俵物屋、其外諸色小間物屋、八百屋、魚屋の類、店の様子は違候得とも、商賣仕候者日本と不替候、酒屋などの看板は、一尺四方程の板に酒坊と書付、茶屋は茶坊と書付候、茶屋は人多く集り飲食仕候、或時唐人同道仕候而、聖廟へ參仕候節、茶屋に立寄候て食事仕候、干菓子まんぢう、又は砂糖漬之類品々を盛臺に居掛、二座共座し食し、茶を給候而後、温飩に野菜を品々くわへ煮候ものを出し申候、倍聖廟のやうすは、巍々と

仕たる事にて候、外圍は塀仕候而、三間に六七間程の門を入る、道筋に石を敷、其内に又五六間十二三間の門御座候、正面に萬世師表と申額を掛、門内左右に三十間程廻廊御座候、其内七十二賢の神位有之、聖廟十四五間程相見、廟外の上に先師廟と額を掛、廟所透漆にてかため、天井に龍畫、下は敷瓦にて御座候、高望に神位を安置し申候、其文萬世師孔子神位と書、前に大成卓を置、香爐花瓶備へ、諸人甚尊敬仕候、又所々寺社も御座候、僧は鼠色袈裟を着し、比丘尼も同色の衣着し申候、長壽寺へ參詣仕候、大寺にて寺内も十町程も御座候様に見え申候、門も日本の如く拵候、右に神像有、自注、四天王殿、堂家根二重にいたし、瓦にて簷、下は石疊にして、本尊は觀音にて御座候、堂も數多、本尊釋迦も御座候、其寺に石濂和尚と申善智識御座候處、遷化之後其形不變、於今眞身小菴に在、萬人尊敬仕候、遷化後二十ヶ年程成申候由承候、總て寺内には墳墓も見申さす候、墳墓は山野御座候、其致様廣さ一間四方程に石を高仕、其内高さ一尺程に、幅も一尺程石を立、其銘彫付、或は獅子を石にて刻、四方に居置墓



も御座候、春秋二季には祭禮を仕由承申候、又或時觀音山と申山に觀音御座候、參詣仕候、景色宜、廣東の城下町屋共に不殘見申候、其山上に海鎮樓と申、五階に作り高樓有、上の階關帝像を安置致、町中にも所々關帝の廟所御座候、社は日本様に拵へ、上は瓦葺、柱は唐草彫物致、下は石疊にて、社内に繪馬額を掛申候、文字は一誠有感、又は文武聖神、箇様成意味の文字書申候、神前卓香爐花瓶備申候、唐人拜仕候様子、立て手拱、座して首を地に付三拜仕候、五月十三日、關帝生日之由にて、祭禮も神前に菓子品々飭膳備、猪一居、其夜社内夥敷燈籠を灯、其燈籠に色々文字花鳥のめやうを切透、巧を盡し申候、社外には小屋あり、十一日より十三日まで夜白三日程、鐘、大鼓、唢呐、鳴物調和、門前に舞臺高樓、其上にて狂言仕候、其品言語相通不申候得共、珍敷見物仕候、廣東も其一省にて御座候、尤廣東十府九州七十二縣と分申候、最前着岸仕候電白縣之内にて御座候、今度送られ候所は廣州府と申所にして、廣東の内にて繁昌の土地の由承候、十府之内一府にて御座候、韓退之配流に逢し潮州も、廣東の内

の一州にて御座候由申候、廣大の土地故、一縣と申も甚繁昌の所と見申候、廣東の大河引請、川口十二所の津口御座候て、諸方通船夥敷、家族船仕仕、渡世仕候も御座候、今度川筋一通り罷下り候、凡百二十三里御座候様に覺申候、川幅廣所五六里と見申候、夫故川の内に賊多、常に國主より賊船を捕へ申候船川を通り申候、是を哨船と申候、廣東は諸事自由宜渡世致し、能國の由承申候、福州、漳州此州の人多居住仕候由申候、縑子、純子、此國のを上好に仕候、皆織居申候、町内も川を掘、小船を用便申候、通筋所々に兩人輿居申候を、往來諸人價を出乗候體見申候、町筋門に法度の様成儀、紙に書張付、諸人看候様に致たる儀御座候、日本の高札之様に見え申候、或年頃十四五計童諷、年長候者附添、月琴と申鳴候を其歌に和し、人家を廻申候、諸人聞て相仕廻候得者、銀子を遣、又遊女なども廣東には禁制にて御座候由承申候、又黒坊と申者廣東にて見申候、全體人體人形にて、毛色栗色の如く髪縮、力は人に勝候由、此者の國烏鬼國と號す、男女ともに髪黒、餘國より其國の商賣參候得者、子を賣或は物にか

へ候由承候、廣東銀遣も秤にて輕重改、一分より一文目を一兩、百目を十兩と申候、銀形は丸く中窪く仕、大概七八文目重さ御座候、少用には銀切申候て、自由に遣申候、少も銅を交す銀にて御座候、錢は日本のことく、康熙通寶の文字御座候、廣東の錢少し大きく仕、裏に廣の字御座候、一分には十文つかひ、一文目には百文つかひ申候、金は終に見不申候、廣東諸色下直成所にて、常は米も百斤にて傍注、四斗目也七八文目も仕候、純子杯も一卷三四斗目程、紗綾一反十文目位仕候由承候、當年は廣東甚飢饉にて、米も百斤二十四五文目仕候、夫故餓死仕候者多御座候由承候、總而山川相替儀なく、田畑作候儀も日本の通りに見申候、牛は水牛にて、田畑候男女野に出活業申候、田も一年に兩度作候、三月に作六月に取納、其跡に又苗を植、十月相仕廻、其後麥を作、來春三月に刈取候、草木も不見馴物多御座候、檜杉竹、此類相替儀無御座候、砂糖は日本にて唐黎と申物のことく、葉長細御座候、其煎汁取砂糖に仕候由承り候、魚菜も日本に御座候物多御座候、電白より廣東に參り候道中、往來人數多興に乗候も在、

横に木を結付、夫を兩人にて昇申候、或は車輪一にして中に座居申候やうに仕、兩方へ長柄付、其に藤繩を張肩に掛、跡より押參候者も有之候、十町廿町目茶屋御座候、菓子其外食物有、村々に人家も見申候、瓦葺家又笹葉葺候家も有之候、客屋も家内は土間に致し、廣さ一疊高さ一尺程に床拵、夫に臥申候、道中山近所は、夜に入村里へ虎出人を喰候、夫故夜に出入出不仕候由に、唐人とも申聞候、野牛と水牛とを數多放し、十二三の童其を守り、朝に出暮に歸申候、是を牧童と申候、牛馬鶏犬は日本に替事なく候、水牛と申は、牛の形にて毛長、物を負候て水底行、自由に水を浮候ものに有之候、羊と申物、犬の大きさ程にて、白毛綿羊と云、是を衣服に拵候、黒を山羊と申候、又道中又は在所に市御座候を見物仕候、帝は北京に御座候由、是も十五省の内にて繁昌の土地に候由、甚寒國、極寒の時川も氷にてとち、其上を牛馬通り申候由承候、韃靼人大明と言し世號を大清國と改候事、數十年成申候由、唯今の年號は康熙と申候、今世政道も宜、天下太平の由申候、又春宮御誕生の節、御婚姻の時、天下萬民恩惠、



輕輩は出牢赦免御座候由承候、三箇年に一度書生  
 考試御座候、進士杯は、元官のやうに承候、門に進  
 士と申額掛申候由、山東と申所に孔子御廟有之由  
 申候、末孫於于今一縣恩賜有て領之、高官に被仕置  
 候由承候、唐人船神と申て安置し、香爐を備、或猪雞  
 酒を臺に居神前に備、船主拜をなし、海上にて天氣  
 静月明成時、唐人も諷、鳴物和し樂候、川口滯留仕候  
 内、白晝に賊船五六十人、此方船へ仕掛現騷動仕候  
 處、此方の船の上廻りに水牛皮張、所々に石火矢  
 鐵炮構、長刀鎗を提皆々覺悟し、船帆上艦の方より  
 押、少々鳥銃放、手每鎗長刀持、間近互に鐵炮を放、  
 其間五六間に成候節、此方より石火矢を三度放掛、  
 土鍋の火矢船中へ投入候得者、賊船烟隠れに沈申  
 候體に見申候、夫より逃去行衛相不知候、翌日據船  
 に相尋候處、賊人十一人果申候由承候、其後又賊船  
 三四艘見申候故、其所を夜中に出、順風にて夜白に  
 走り、閏五月二十二日肥前國長崎の津に到着仕候、  
 以上、廣東漂流記、

通航一覽卷之二百二十一終

通航一覽卷之二百二十一

唐國廣東省惠州府部十八

按するに、清一統志に、この府東西六百九十三里、  
本邦里法に約し、百十五里、南北六百七十里に距る、東は  
十八町なり、下是に准す、潮州府、西は廣州府に界ひ、南は海岸にして、江西  
 府、贛州府に接す、禹貢には揚州、春秋戰國等には百  
 越の地、秦に南海郡とし、漢には南海郡博羅縣と  
 す、梁に梁化郡と改め、隋にいたり郡を廢して循州  
 府を置、大業の初府を廢して龍州郡とす、唐武德五  
 年また循州府を置、天寶元年また海豐郡とす、五代  
 には南漢に屬し、禎州といひ、宋天禧四年改て惠州  
 といふ、元至元十六年惠州路とし、明洪武元年惠州  
 府と改む、清猶これによるとあり、華夷通商考、官  
 中要錄等に、此土の風俗産物を載せられたれども、廣州  
 府と同じければ略す、

○漂流

寶曆四甲戌年七月八月中、追々に廣東船入津し、去歲  
 二月晦日、惠州府に漂流せし陸奧國相馬の者、宇多郡に

各船に乘組歸朝す、其所置例のことし、文化十三丙子  
 年閏八月、入港の唐船より、去歲十月また廣東省に漂  
 到せし、松平島津少將齊興の家臣ならひに領國のも  
 の數人、護送し來る、よて尋問し、在唐中の始末を言上  
 せしむ、後、漂流人歸國及び褒美等の事、また  
 例のことくありしなるへし  
 寶曆四甲戌年七月十八日十四番、八月五日十八番、  
 同十三日二十番、三艘の唐船より、奥州相馬の者六  
 人送來、  
 一此者共、去々申十月九日、十九端帆船々頭嘉兵衛  
 等十三人乘組、下總國銚子米千六百俵積廻し、荷揚  
 け相仕廻、同廿九日令出帆處、十一月三日岩城領沖  
 にて、戌亥風烈しく大洋に漂ひ出、十二月廿七八  
 日、小島所々見掛れども人家無之、去酉正月申洋中  
 に漂流し、二月十三日、家作少々有之山を見掛しゆ  
 る、陸地に上りし處、最初其地の者三四人有之、其  
 後二三十人集れり、頭總髮にて、手の指五つ、足の  
 指三つ、色黒く腰に鉈をさし、半弓又は手鍵等を  
 持、狩人に見えたり、言語一向不通故、飢に及し間米  
 を賣吳申候様に、仕形を以て金子錢を見すれども、  
 望に無之様子なり、彼者ども手を出し、船頭嘉兵衛

か着物を引れ、米に可替道様子故、縮入一つ差遣  
 す處、米五六升相渡せり、其内彼者ども大勢集り百  
 人程に及しゆゑ、恐しく成り、急ぎ船に取乗り、碇  
 網を切捨船を走出せり、夫より西の方に漂流し、同  
 晦日山を見掛け船を寄し處、唐人來り上陸すへし  
 と仕形を致し、兩人番所のやうなる所に連れ行、吟  
 味の體に見ゆれども、詞は不相知、其所にて糧米等  
 被相與滯留す、但此所船繫不宜とて、唐人ども挽船  
 を以て、一里程西方の川湊に引入る、此所廣東惠州  
 府六豐縣と云所のよし、右漂着せし處の事を尋問  
 す、其所は臺灣の後に鶏脚番と云所にて、唐國より  
 は一向構ひ無之、平日山に出で獵を所業に致すも  
 のどものよし、若唐國のもの不意に鶏脚番の地に  
 到る時は、再び生て歸る者無之由、老人ども語傳へ  
 有之よし、同四月十一日東平と云所に船を乗行、其  
 間に追々六人病死す、七月唐人方より案内船を出  
 し、八月十三日廣東城下に着船す、十一月三日迄は  
 本船に住居せし處、同四日唐船に令乗移らる、先達  
 てより本船用達成かたきゆる、相頼み賣拂、代銀は  
 唐人方に預置、同五月廿八日唐人方より以書付、誰



誰は何某船に可乗旨、三艘の船に七人に乗せ、六月朔日、廣東より出船せし處、船中にて一人病死、洋中にて風烈しく、三艘互に見隠し、七月十八日十四番船着津、二人連れ渡、八月五日十八番船着津、二人連れ渡、同十三日二十番船着津、二人連れ渡、都合六人相揃、當表に按ずるに、長崎なり、送届來る、此者委細江府言上有之處、御下知有之、十四番唐桐文、十八番趙滄亭、二十番龔恪中、右三人の船主共に、各米五十俵宛、外に介抱の唐人兩人に二十俵宛被相與、三艘の船追々出帆す、同十二月廿八日、相馬彈正少弼方より、使者田中四郎左衛門上下十一人當表に被差越、右六人のものども請取連歸之、長崎志、

文化十二乙亥年八月廿六日、島本按ずるに、島本は大島をさしていふなり、歸帆の節、廣東省惠州府漁浦へ漂流、同府より被護送、浙江省乍浦鎮へ到着、同浦滯留中、同十三丙子年、渡海の商船より鹿兒島親元へ差贈候、薩州藩士税所長左衛門交通、自注、本書、唐紙巻紙、

一尚々附々都而息才にて候間、夫々早々宿元へ被仰遣可被下候、

一筆啓上仕候、御兩親様益御安全、奉恐悅候、次に

兩家内中無事に候半、珍重の事に候、扱私事去亥八月廿六日、島本出帆仕候處、翌廿七日晝過より、北東風に相成、室島近方より取戻候處、又東風に相成、大しけに成、帆柱吹折、矢帆にて島本を見掛走行候へとも、初の方へ吹流、大島を取過、其夜猶々風強、唯任せ居候處、又楫折何様可仕様も無之、夫故前日より積荷等悉相捨、甚難澁にて、洋中任風漂流仕、九月三日朝、十七八里東南の方へ小島を見掛候へとも、中々取付申次第に無之、琉球の内島々にて可有之哉と存申事にて、夫より船の頭に碇を下け、尻走にて任風走行候、其時には北風時分にて、北東小風のみにて候、九月五日六日頃迄は、ごぶぞ崎島の内にても、流付候は、仕合と申事にて流候へとも、最早賦考候處の崎島等も相過居候に付、船中一統申談、此上は唐土を心さし、何方成りと可走付と申談、一統神佛を祈、唐土の地を心さし、帆を立竿其外を以作り置走り申候、其内日々波高風強相成、難澁の儀度々に候、依之船中并隨人共、度々髪を下し祈念仕、我々三人は兩腰を龍神に獻、一命助候様願念仕候、九月中右の通にて、島山を毛頭見

不申、水無之、潮を以水をせんじ、誠に少々宛飯後皆々給居申候、八月廿六日より洋中四十一日、同十月四日唐土近く參候哉、獵船段々來り、たばかり共仕候事有之、何れも口不通罷任候處、翌五日四ツ時分、三里計に山を見掛、皆々人心地付申、併何方と申儀も不相分、大清國と申儀分り候へとも、何れと申儀不相分、獵舟等木の葉の如く多く候へとも、船を引入候儀も不仕、盜國の體にて甚難澁にて候、然とも其日波高、四十餘人端船より上岸無覺束候付、碇を卸し二里計の處へ船繫候、遠干瀉にて、二里計沖十四五尋有之候、其夜用心稠敷仕居候て、翌六日曉より食事等仕、六ツ時分皆々端舟に乗り付、我等の三人柳こり一つ宛、其外皆々小風呂敷包一つ宛にて飛乗り、致上岸候處、波高く盜舟付、船中大難澁とも有之、漸防き二里計島と見え候處へ、乍漸船を着候處、唐人共數十人罷居、此處獵浦と見え、網等段段有之候、言語不通、筆談も不通、十方に暮居候處、老人一人召列來り、此もの心掛當文字通、國名等問候處、大清國之内廣東惠州府陸豐縣之内碣石鎮と申所のよし諭候間、皆々先半安心仕候、是晝八ッ過

にて候、持合腰めし共皆々給、何事も運次第と覺悟を究居申處、右の者共、今晚此處に家無之に付、木之下へ止宿候て、明日鎮主へ送り可遣申候へとも、彼是心遣候事多、鎮城迄可差越と申合、野岡を參候趣差附候へは、唐人共も無是非案内、人多出送り行候、然る處半里計行候處、村役人走來、此もの文通よく通事、手々に少つ、荷物を持せ、下人助右衛門大病にて、小助中途をせをひ、誠にあわれと申もおろかにて、二里半計道法、長船中にて腰不立もの多候、乍漸暮時分碣石鎮に着、禪寺へ旅宿、是皆土地にて我々迄吳莖を敷坐居候、其外四十二人家之内土地なり、唐土都て疊無之、福禪寺按ずるに、薩摩國菩提寺をさせしなるへし、山門下の如くにて候、座と申は椅にて候へとも、此所いすも無之、此夜は燒米を皆々食申候、實に島崎にて甚不自由候處、米等多無之所と見え候、船頭宅右衛門其夜相果候、夫より此夜官人等段々來り、夜中寐不申、翌七日船頭一件共取計、先々へ送り吳候様申達候處、明八日陸豐縣に送り遣候段承候事、七日も官人來り、成行き細々承候事、書付を以夫々に申達、薩摩州領内海島室島在番に出、按ずるに、次に



出ず波説書には、大島在番ありて、此書簡と符合せず、此は唐國にて認めし書簡ゆゑ、琉球國を忌憚りしなるへし、如此次第と細々書付遣候、翌日我々三人島人子とも等轎を出候、其外歩行七里計有之、陸豊縣と申へ暮時分着、知縣に面會、町宿二三軒賄方等有之、大小等は縣主預り申段申に付、任法命預け、我々三人は小刀迄旅宿へ召置候、此所も同斷官人とも毎日來り、叮嚀にて候、此所へ廿日餘滞在、十一月二日此所出立、水陸七日目に廣東省城下へ着、此所は如江戸繁華の地方なり、此所も則官人多來り、夫々を守、船上に有事四十餘日、甚以難儀なり、此所は外國船多來り居、別て賑々敷西洋船廿餘艘來り居候、其内には紅毛人ヲロシヤ等も來り居り候、日本へたとへ無之候、我々を見物人開帳の如し、此所より官人護送二人、非官二人相付、川船より同十二月廿日出船、中途每縣より飯料供給有之、文化十三子正月十日、廣東より百二十里、同省の内南雄州へ着、其内都而川船、十一日九里の陸地名高き梅嶺山を越て、暮過江西省の内南安府と申へ着、此所にて暹羅人等面會候、十一日又川を下り、正月廿九日江西省本城に着、此所は海無之、地方名高き滕王閣樓有之、

上り見候、眼下萬洋湖と申水海有之候、夫より川を上り、同省の内玉山縣と申所より上岸、一日陸地平地なり、是八里也、浙江省と江西省との境にて候、暮時分常山縣に着、是浙江の内なり、夫より無滯川を下り、同二月廿八日、浙江省嘉興府の内乍浦鎮と申所に着候、此所は年々日本渡海の唐船仕出し候所にて候、仕出候船主の手傳如き人の家に、四十六人二階に旅宿、諸事至而叮嚀なり、我等の護送人は、兩日滞在にて廣東へ被歸候、廣東より乍浦迄行程凡五百里内外、日數六十九日着、其内陸地唯二日、其外都て川船にても、誠大河多、如海所多候也、就中萬洋湖、西洋湖と申は、五湖の内にて候よし、此西洋湖は飭塔湖とせ申しよし、浙江本城下なり、  
一 當乍浦と申は、漸下町のことく、田舎にても我等旅宿兩度直り候、去亥冬長崎へ渡海、彼地當四月廿七日四艘出帆、五月七日より追々當所へ着候、當正月十二日出帆船一艘、風烈日本相州の内致漂着候段申來り、細々唐人共より相州等之次第共承候、按ずるに、伊豆國下田に、南去十一月十七日出候一艘、北

風に裂れ、琉球へ漂流、船破損、彼國よりの送船、福建省へ自注、此福建乍浦より近頃着來の一左右申來候事、

一 安南國人薩州之内へ漂流來り、五人とやら長崎へ送り來候よし、薩州と申者も有之、又五島と申者も有之、まぢくなり、通事もよく不相分困入候、一 此節長崎渡海船六艘、一艘に七八人宛乗せ候よし、折角三四艘乗せ吳候様願候へとも、多人數乗り組故座敷無之、依之分け乗せ候様申に付、押ても難申、是以子細有之事と承候へとも、致方無之、依之一二三番の致闊候處、古渡按ずるに、七郎一 番船二番にても、三番染川、按ずるに、伊兵衛一 番船五番六番と夫々申付候、當月十日より廿日迄、都て出帆の様承候、追々長崎へ致着事候へとも、先一封差上申候、定て島本より飛船にても走り、又當春早船等追々致着、何れも様御案し奉心察候、誠運命強、近く歸朝仕、尊顏可奉拜、折角佛神を御祈可被下候、  
一代官横目乗船、八月廿七日按ずるに、去年八月なり、出帆、川口より向風相成、屋久島近く落東へ乗り候へとも

も、風不替に付、大島を見掛乘戻り、同廿八日暮前、笠折崎を見掛候節、代官を遠く見懸候、我々船折角津佐へ入候様申付候へとも、船中彼所へ入候へは、諸事六ヶ敷存、東瀬戸へ落入候、是運惡しき初りにて候、二艘は津佐へ入津の段と、古仁自注、地名なり、申來候、我々船の船頭惡敷、帆柱惡敷故なり、折角別船可仕と、折角□□爲申事に候へとも、一人船を乗船申候、按ずるに、此間被賦候處、闊取相成、自分□□を見え申候、右様の船へ參り合候事不運にて候へとも、命は物種にて候、去年十月以來の心痛、乍恐御察可被下候、先々先船長崎へ着いたし、開役より及御届可申存、此段御左右申上候、近來歸朝追々可申上候、恐惶謹言、  
子六月十日

父 上 様 母 上 様  
永江伊三左衛門様 南郷覺右衛門様  
税所 新左衛門殿 同 太右衛門殿  
追而付候、郷中次右衛門、助右衛門、小助、直右衛門等、皆々息災、夫々宿元へ早々被仰遣可被下候、

税所長左衛門 名乗花押



一代官横目船安否の一左右、長崎へ御知らせ可被下候、長崎へ二三十日は罷居申事の由候、  
一今日古渡船乗り付、出帆の筈候、染川明日出帆の筈候、私には十三日乗り付申筈御座候、向南風一昨日方より吹出し候間、宜渡海にて可有之候、文化薩人漂流記、

文化十三年閏八月廿六日

松平豊後守家來  
禪宗 古渡七郎右衛門 子五十  
同 染川伊兵衛 子五十  
同 税所長左衛門 子五十

右演説之趣

私共儀、唐國へ漂着仕候所、此度當子二番同三番同六番唐船より送り來候に付、蹈繪被仰付、國許を出船、積荷物并漂着の次第、彼地逗留中の始末、委細有體可申上旨、御吟味に御座候、  
一此段四年以前酉年、松平豊後守代官新納次郎九郎儀、琉球國の内大島へ爲在番罷越候に付、私共并同役伊集院清右衛門、江川金太郎儀、右代官へ附役の儀、豊後守申付候間、目付役有川與左衛門、弟子丸

六郎一同、同年三月廿一日、薩州鹿兒島出帆、同四月廿八日、大島へ着船仕、先達て相詰候者と交代仕、去亥八月迄在番仕罷在候處、薩州より代り役差越候間、右代官并私共同役目付役は別船仕、二艘に乘組、私共三人其外家來共十二人、船頭水主二十六人、雇水主琉球國と大島のもの八人、都合四十九人、薩州阿久根政右衛門所持の船、二十三反帆六百九十石積伊勢田丸へ乗組、大島より鹿兒島へ相納候黒砂糖三十二萬斤、尺筵二百束、并乗組の者手廻諸道具、船中糧米、且彼地在番の者より薩州への届物等、右船へ積入、去亥八月十四日、大島の内大熊と申湊出帆仕候處、同夜五時頃、西風吹出雨降申候に付、右二艘の類船共一同大熊港へ乘戻、同十七日風和き候に付、猶又一同出船仕候處、至て順風にて走候内、追々類船に乗離、同廿二日大島の内東古仁屋村役所の下に碇を卸、右役所へ私共三人家來共召連上陸仕候處、類船二艘共、大島の内津代湊へ致着船候段承、夫より又々乗船、薩州を志出帆仕候處、同廿四日帆損候に付、船中にて取繕、同廿七日迄同様風順宜走候處、同日夕七ツ頃より、俄に北東

風に相成候に付、地方へ乗寄可申と存候處、夜に入度々帆柱鳴候に付相驚、乗組の者共一同働候へとも、同風吹暮甚危有之候に付帆を卸船頭水主ともも髪を切、神佛へ祈願を懸、乗組の者とも一同相働、同廿八日も數度帆柱鳴候に付、無據右帆柱伐捨、一船の者とも身命限相働候内、同日晝八ツ時、大島の内西間切と申所を、二十里計に見懸候へとも、風強乗寄候儀不相成、彌風暮候に付、荷物勿捨、神佛へ祈願を懸、同廿九日早朝より、猶又荷物勿捨相凌候處、四ツ時頃より追々風替候に付、亥子の方を志走候處、水際より楫折候に付、表の方に碇三房下候へとも、間もなく二房切候に付、猶又一房下け置、同夜家來とも髪を切祈願を懸、同晦日雨降出し、又々西風強吹出し候に付、爲祈願私とも三人指料の大小海中に沈め候處、同日四ツ時頃より北風に替、九月二日まで同風吹續候に付、追々荷物勿捨漂流、同三日も同様流次第に致し居候内、琉球國島の島にも可有之と存、三里程の島見出候に付、何卒乗寄申度、乗組の者とも一同相働候内、右地方も見失ひ、香水遣ひ切候に付、沙を煎水を取、飯を焚香

水にも仕飢渴を凌、同四日雨降出候に付、箱蓋等に受溜置、同五日より地方も見掛け不申、流次第に仕罷在候、船主薩州阿久根權左衛門儀、先達てより病氣の處差重、同廿七日相果候に付、死骸は箱に入、船中に指置漂ひ罷在候處、同夜四ツ時頃、小形の唐船二艘、私とも船の近邊乘通候に付、唐國地廻りの船にも可有之と存、乗組之者共一同力を得、猶又白鷺鷯を見懸候に付、彌地方近寄候儀と存候處、同十月四日、唐國漁船と相見え、船三十艘程見懸候に付、旗印を以招候處、端船に唐人二三人乗組漕參候に付、地方へ挽寄吳候様に書付見せ候へとも、不相分様子に付、唐國も何れの方に候哉と、是又書付見せ候へとも、不相分様子にて、去地と認、直に漕歸候に付、定て程遠く有之儀と相察、其儘に仕置候處、翌五日又々漁船と相見え、數百艘見懸候に付招候處、十艘程近寄候に付、地方へ挽寄吳候様仕形にて相頼候へとも、不相分様子にて漕歸申候、然る處同日晝頃、五里計に地方を見出、右は唐國に候へは、琉球人薩州へ通路の儀、唐國へ對し忌候よし、兼て及承候に付、琉球人交居候ては如何に存し、幼年の者



の外は月代を爲刺、日本人の姿に仕替、實孝を孝助、伊久貞を矢太郎と名付置、右地方を糺し、色々相働近寄候處、船數百艘程繋有之、其節風波強、殊に夕方に相成候間、其處に碇を入船繋仕居候所、同六日風波強、三里程沖の方へ被吹出、碇綱切候に付、鐵砲、刀、脇差、其外米衣類手廻り等少々宛持、乗組の者とも不殘端船二艘へ乗移り、本船は乗捨、十五六町程漕放候て、端船の中一艘大波打込候に付、今一艘の端船へ乗移、右端船は乗捨置追々退、凡一里程參候處、本船より火燃出、右は定て衣類等に火移り燃出し候儀にも可有之哉、其儘に仕置、其節權左衛門死骸も燒失いたし候儀と奉存候、夫より濱邊へ乗り寄候所、漁方と相見え家十軒程有之、唐人二三十人程罷出、私とも船へ罷越候に付、船中水遣切候段手眞似仕候處、水并柿等持越相與候に付、打寄給候上、乘參候端船は乗捨、積込有之候品々を持、乗組の者とも一同上陸仕候處、小き堂有之、此所は廣東省の内惠州府碣石鎮の内よし、北の方三里程先に、碣石鎮と申所有之よし、其所のもの共致仕形教へ候に付、右堂にて船中より

持越候食物を給候上、水主とも岳へ上、北の方人家の有無爲見候所、人家有之様に付、右之所出立、半道計罷越候處、地方の役人のよし、供二人召連罷越候に付、右の者へ案内を頼、船頭薩州阿久根宅右衛門儀、其砌疾病相煩罷在候に付、此所迄は水主とも介抱いたし連越候へとも、迎も歩行成兼候儀に付、右役人へ仕形仕相頼候處、口口と唱左右并後は竹にて拵、中に腰掛有之、腰を懸前足を載候木有之、凡二間程に拵候駕籠の様成物取寄、宅右衛門を乗せ、非人體の者二人にてかつき、一同海邊鹽濱有之所一里半程罷越候處、廣德禪寺と申寺へ着、此處碣石鎮と申所のよし、猶又右役人致案内、人家又は畑有之所十五六町罷越、碣石城内役所へ連參候へとも、何の尋も無之、右城二里廻り程にて、城并櫓無之、門は石門の様拵、扉は鐵を張有之、城内には町屋有之、役所は瓦葺にて寺の様相見、町屋凡四五百軒程も可有之、魚肉等多商ひいたし、又は吳服屋菓子屋米屋有之、右役人同道、前書の廣德禪寺へ罷歸止宿仕、役人も附添居申候、同夜供七八人召連役人罷越、漂流の次第相尋候様子に付、難風に逢ひ

致漂着候に付、日本へ歸着候様書付見せ候處、明日知縣官より送遣候旨文字を書、又は仕形致し罷歸、右役人は王友光と申もの、よし承り申候、同所より薪、鹽、野菜、油等唐人とも持越相與へ候に付、私とも方にて焚ひて給申候、同日唐人共大勢見物に罷越候に付、附添居候役人相制、私とも罷在候寺の門を打候處、屋根に上り見物致し候、然る處右王友光參り、積荷物等の儀相尋候様子に付、又々仕形相答申候、然處船頭宅右衛門病氣次第に差重相果候處、私共に附添候役人より僧を呼寄致誦讀、死骸は蒲團の様成物に包、棺は無之、役人附添、野原に有之墓所へ葬申候、同夜鎮城より役人三人參、陸豊縣へ送遣し候段、文字を書仕形等にて相知せ、直に罷歸候處、同八日又々役人參候に付、一同立出輪に乗せ、人足體の者昇參、田地又は人家有之候所六里程罷越、城内役所へ連參、此所陸豊縣と申所の由、下役體の者大勢罷在、漂流の次第相尋候様子に候へとも、詞通し不申候、然は武器類相渡候様仕形仕候に付、武器類の儀は難相渡旨、仕形仕見せ候處、彼方より朝廷法令に付相渡候様、猶又仕形仕候間、脇

差は難手放候に付、鐵砲五挺、鎗三筋、其外家來水主とも所持の刀脇差とも三十三腰相渡候處、追而は渡遣候旨書付見せ申候、夫より役人一同、右之品受取候處、町屋有之所にて宿屋二軒致手當有之、其所に止宿、役人も附添罷在、食事等彼方より持越與へ申候、右の所逗留致居候内、督捕廳と書候燈籠を燈し、知縣と申役人の小役の由、度々罷越申候、其頭陸豊縣大臣のよし、水晶の玉を首に懸、金の玉を飾り候帽子を被候を見受候、同十一日役人同道、陸豊縣の役所へ罷越、早々廣東省へ送吳候様仕形等仕相頼候處、廣東總督へ申遣置候へとも、布政司と申役人交代中に付、外へ送遣候儀相成候段、文字又は仕形にて申聞、右布政司は藏を預り候役人にて、正三品位のよし承り申候、同廿七日水主とも宿屋へ、知縣の下役の由參り、私とも罷越候様仕形仕候間、參候處、前書の役所へ連參り、上陸の節乗捨置候端船の代銀、相尋候様子に付、其儀に不及段仕形にて相答候處、翌廿八日又々右役人參り、寒氣の砌にて、綿入等有之哉の段相尋候様子にて、總人數の寸尺を改引取候處、同十一月朔日、右役所へ招呼



罷越候所、明日外へ可送遣旨致仕形見せ、小切れに朱にて天朝廣東大憲賞給と認候を、脊に縫付候木綿々入三十八、家來并水主共へ吳申候、且又端船代銀の由にて、銀二十兩相渡候間、其儀に不及段仕形にて辭退仕候へとも、強て相渡候間請取候所、受取書付遣候様仕形仕候に付、彼方より相渡候案文の通書面認差遣候、右銀も丸く有之候を一つ、七匁二分程の懸目にて、花形打有之候錢に引替候へは、七百四十文又は八百文程に成候よし、先達て役所に預置候鑓、鐵砲并刀、脇差三十三腰相渡、銃砲、刀、脇差は筵に包、輕き役人白紙にて掛紙いたし相渡候に付、受取候處、同二日役人五人附添、陸豐縣出立、轡に乘人足躰のもの昇參、私ども荷物とも、彼方の者持運申候節、宿々繼送りの書付の由にて爲見候に付、一覽仕候處、米一升、銀九厘七毛、菜、薪、銀一分、轡一つ宛、一人前に差出候趣認有之、其後見請候送狀は、私ども名前を認、賄等縣毎にて差出候様認有之、且又廣東本省にては、法令に付一刀にても帶候儀不相成候間、隱置候様、外役人一人罷越仕形にて相教候間、柳籠裏又は風呂敷に包み持越、海豐

縣と申所へ着仕候處、右役人は引取申候、此所は陸豐縣より手廣に相見、町家數軒建續、旅籠屋體の所に止宿仕、同三日外役人附添、城内役所へ參候處、人數改有之、右役人附添轡に乗、七里程罷越候處、家數六軒程有之嶺脚と申所へ着止宿仕、同四日右の所出立、羊蹠嶺と申山へ一里程登り、夫より下り候處、風河渡と申所へ着、町家二十軒計有之、是迄の途中嶮岨成所にて、關所體の所有之、番人も不居合、右關所の下手を通り、左右は松山にて御座候、又々川端に出、船に乗て川を二里程行候處、幅二三町程の大城に出、夫より懸準と申町家五六百軒程相見え、役所體の所有之、夫より教嶺と申所へ着、同所旅籠屋體の所へ止宿、此所并往來の途中にて、百姓體の者大勢、私どもを見物に出申候、轡を昇參候者ともは、海豐縣よりの通し人足にて、同五日教嶺致出立候處、右人足とも平山司へ參候途中にて、何か争論いたし候處、平山司着候處に、同所役所へ連參、裸にいたし竹にて敲申候、夫より又々川船に乗、右船は屋根有之、網代の帆をかけ、役人乗船一艘、私ども船二艘、都合三艘に乗組、夜通乘

參り、同六日歸善縣と申所へ致上陸、附添候役人同道にて、城内役所へ罷越候處、私どもを引渡候様子にて、右役人は引取申候、夫より猶又役人附添、川船にて三里程參候處、博昇縣と申所のよし、船を附候處、夜中にて町家の様子不相分、同所にて米等持越相渡候付請取、船乗出し、同七日鐵正岡と申所のよし、船を付、此處は町家も相見え、山は無之田畑有之、畑には砂糖黍等植付有之候を見受、夫より東莞縣と申所の由、船繫致し候へとも、夜中の儀にて、土地の様子委見留不申、猶又船乗出し、同八日大河へ出候處、所々に人家有之所へ着船、此所廣東省城下のよし、番昌縣と申所にて、其所の役人一人、下役體の者十人程罷越、上陸致候様仕形を仕候に付、上陸仕候處、右役人下役召連罷出、私ども人數相改、右の所は川港にて、沙差引有之、川幅東西二里計、南北一里計、北の方には山近く相見え、其外一體平地にて、一里程川上に家居有之、東西三里計、南北二里計も可有之、番昌縣の城も遙に見懸、東津船日々多有之、凡五千艘程も繫居り申哉、其内蠻船と相見候船は、川下の方二里程の所に三十艘程

も繫り居、西洋國阿羅國の船のよし、二艘着いたし、其外盜賊改の船と相見え、小船數艘、鐵砲五六挺つ、鑓等物を飾り、夜中廻り方いたし候よし、鑓も日本の鑓より長く、雨晒にて鞘無之、竹の先に庖丁の様成物を結付候も有之、或は船の左右に石火矢等飾り候も見掛、其外諸國の商館にも可有之哉、三軒程遙に見掛候所、赤白黒の堅筋有之吹貫の様成物を建有之、出入の人多右館より、船へ往來致候様子有之候を見受候、其餘の儀は上陸不仕候に付、委く見留候儀無御座候、右の所に四十日餘滯船仕候内、同十三日役人總督より申付候よしにて罷越、近々廣南の内へ差送候間、私共所持の武器類賣渡候様仕形仕候間、其儀難相成段、仕形にて相答候處、法令に付何れ賣渡候様、代りは黃金多分可遣旨、文字を書又は仕形仕、強て相望候へ共、右は難手放品に有之、殊に先年薩州の者池山喜三左衛門、中原仲右衛門、唐國へ漂流いたし候節も、相渡候儀は無之、旁賣渡候儀難致旨仕形にて相斷候處、按ずるに、安永二年八月、浙江省寧波府に漂到せし時の事を辨せしなり、右役人は引取、同十四日、南海縣知縣の由役人罷越、刀數相尋、歸國の上相



納候儀に候哉、何れも賣渡し候様仕形仕候間、三十  
三腰有之候へとも、賣渡候儀は難致段仕形にて相  
答候處、右の分致一覽引取申候、然る處同十七日、  
知縣下役の由二人罷越、私共三人へ木綿蒲團一つ  
宛、家來水主共へは同綿入四十四吳候に付、貰請候  
處、同十九日役人三人罷越、人數并武具等相改引取  
申候、同廿日知縣の下役二人、外に下役體のもの  
二人附添出船、右知縣の下役は、候補縣丞連聲和候  
補東入流周甚川と申者のよし承り申候、南海縣と  
申所のよし、暫船繫仕候處、大小の船の數艘繫り  
居、夫より夜に入佛山と申所通候處、廣東同様至  
て繁華にて、川際に遊女屋有之候を見受、同廿一日  
廣廿七八町程の川へ出候處、陸より船に繩を付挽  
立、三水縣と申町家五町計建續有之所へ着船、此所  
迄廣東の船にて參り、同廿二日船三艘に乘別候處、  
船毎に飯米其外食物の類、人數に應し相渡候に付、  
請取出船仕、同廿三日蘆巴と申町屋四五軒有之  
所へ着船繫仕、此所は用心嚴敷所にて、合圖の鐘  
太鼓間もなく鳴し、一時に一度石火矢を打申候、右  
の所出船、同廿四日は何方へも船寄不申、同廿五日、

清遠縣と申町家一里計建續候所へ致着船候處、手  
廣に有之城も相見え候へとも、船中より見懸候故、  
委敷儀見留不申、此所にて船乗替出帆仕、同廿六日、  
横石と申町屋百軒計有之所へ着船仕候處、川筋に  
破山越と申所に寺有之、至て風景宜、左右梅樹多有  
之、同廿七日何方にも船寄不申、同廿八日、英德縣と  
申町家千軒程も有之所へ着船、此所にも城有之、追  
追見受候城同様にて櫓有之、同廿九日右之所出帆、  
王補庄と申人家少々有之所へ着船仕候處、川筋等  
番所有之、私ともへ附添候役人通候節は、番所より  
銅羅を鳴し、右番所には番人二三人相詰、軒には文  
字失念、何の訊と認候額掛有之、番所の外には、白  
土にて道塚の様成物築立、朱にて丸く畫有之、都て  
川筋には所々に右體の番所相見え、何れも同様  
御座候、同晦日此所珍敷岩屋有之、見物仕候所、穴  
の様なる處三ヶ所有之、右の所に佛堂の様成所相  
見え、廣東第一の所にて、觀音嶺と申所のよし承り  
申候、其夜は右の近邊川中に船繫仕、當子正月朔日、  
同様船繫仕居候所、近邊に人家有之候哉、銅羅を鳴  
し候を承り申候、夫より年始の爲祝儀、附添參様

役人乗候船へ罷越、祝詞申述候處、右役人も爲年  
禮、私とも船へ罷越候、その節ヒョウヤヨと申物の  
よし、紙にて張貫に拵候物打候所、鐵炮よりも相響  
申候、同三日迄同所に滯船、同四日船乗出し、曲江  
縣と申所へ着、格別手廣く繁華の地にて、川向に町  
家數千軒も建並、城も相見え、川には商賣船數艘繫  
居、一町程有之船橋を架、此所の渡船には、女計水主  
いたし罷在候、然處此所にて船乗出し、同五日より  
乗出、夜分は川中に繫り、日々乗參候處、同十日南  
雄州と申町家數千軒有之所へ着、太平門と書候額  
懸り候鐵張の門有之、右は南雄州の城門のよしに  
御座候、此所の川には、高さ并横幅五間位、長さ五  
六十間程の太鼓橋懸り有之、橋の下は櫛形様成穴  
八明有之候、同十一日上陸仕、私とも并水主等迄轡  
に乗昇參候處、大度嶺又は梅嶺と申、左右とも高山  
にて、下には梅樹多有之、右は格別古木は相見え不  
申、此所にも町家又は役所體の所も相見え、廣東邊  
より荷物夥敷持越候を見請申候、同日安南府と申  
所へ着、宿屋體の所へ泊り、同十二日川端へ連越候  
處、右川には用水を取候水車左右に有之、私ともを

川船二艘に乗、川岸に繫居候處、北京へ貢物持越候  
歸路の由、暹羅國の者三人、廣東の役人湯丈爺と申  
者致同伴候を見請候處、右暹羅國人は齒黒く、唐人  
同様の帽子を被り罷在候、同十三日同所出船、此所  
より川上へ乗參る、同十五日贛州縣と申所へ着、堤  
の内に櫓相見え候城有之、同夜船繫り致し、同十六  
日船乗出し、同十八日、十八灘と申川のよし、所々に  
瀬多く有之、船乗込候所は、瀬の間僅二間計有之、  
至て六ヶ敷場所にて、夜分は船繫仕、翌十九日萬安  
縣と申所へ着仕、附添候役人より米等相渡、同日は  
風雨強候に付、川中に船繫留、同廿日出船追々參候  
處、同廿二日吉安府廣凌縣と申所へ着、町家多建  
續、城も相見え、此所は歐陽永叔出生の地の由、附  
添候役人文字を書、又は仕形等にて教申候、同廿三  
日出船、同廿四日峽江縣と申所へ着、夫より新淦縣  
と申所へ着、船繫仕、翌廿五日同所出船、同廿六日  
豐城縣と申處へ着、同廿七日出船、同廿八日南昌府  
と申所へ着、至て手廣き所にて、町家も目及不申程  
に建續、川筋一里計の間は、透間なく大船數艘繫居  
申候、此所に滕王の閣と申所有之候に付、見物仕候



様、附添候役人文字を書、或は仕形仕候に付、一日罷越候處、岸の際に入口有之、番人二人程出會、兼て入口には鎖卸有之、猥に人を不入様様子書候、右之所より這入候所、入口八間餘、横十三間餘も可有之、閣には疊は無之、下は瓦を敷、二階は板敷にて、正面に王勃滕王閣と序并詩を書、乾隆元年九月九日、言察使凌濤書と認め有之、天井は雲形の紙を張、閣の下にも序并詩を書、脇の方に韓退之の文有之、是は元和十五年潮州へ左遷の時の事候よし承申候、閣外面には滕王閣と書候額懸り有之、右閣の前に三間四面の所有之、内の正面に四湖第一樓と書候額懸有之候、右閣の棟木に、嘉慶十七年新造の由書記有之候、右の所出船、其夜は川中に繋り、同廿九日乗出、同二月朔日瑞淇鎮と申町家有之、川中の島の様成所へ着候へとも、見物人大勢出候故、船附不申乗出し、同三日龍津と申町家有之所へ着、此所は秦の始皇の時、莫耶の劍を捨候所のよし承り申候、同三日出船、人家百軒程有之所に暫く船繋留、無程乗出し、同四日安仁縣と申所へ着、此所に附添候役人より米等請取、同所出船、追々衆參候

所、同八日貴善縣と申所へ着、直に同所乗出し、同十一日松山縣河口と申所へ着、同十二日私とも乗候船乗出し、廣信府と申所へ着、直に出船、同十四日玉山縣と申所へ着、此所に致滞船候内、其砌より雇水主大島坊助抱瘡相煩候に付、附添候役人へ爲相知、是迄參り候縣毎にて醫師罷越、藥相與へ候へとも、養生不相届、同十五日相果候間、其段附添候役人へ相達候處、其所の役人へ申達候由にて、下役體のもの一人附添、私ともへ立合様仕形仕候に付、爲見届長左衛門罷越候所、死骸を長手の箱に入、唐人ともかつき參、北門外墓有之所へ葬り、其節出家は參不申候、尤坊助病中、玉山縣より參候醫師致應對候處、藥味の内に大黃相用有之、日本にても大黃相用候哉と仕形仕候間、用ひ候儀無之旨仕形にて相答候處、難症故、大黃相用候旨、是又仕形いたし見せ、右藥一貼は量目一斤程有之候、同十六日上陸仕、附添候役人より晝飯代として、一人前錢四十八文宛相渡候に付貰受、私ともを轎に乗せ參、送中には茶屋多、茶を汲差出候者は女にて、凡九里程町家建續、遊女等も相見、繁華成所に着、右は常

山縣と申所の由、同所宿屋體の所に泊り、尤錢は途中所々にて食物等調遣捨申候、同十七日同所出立、幅三町程有之川筋へ出候處、又々船に乗せ漕出し、船中にて米相渡候に付受取、人家無之川筋乗り參候内、十里程の間、川の左右一面に蜜柑山有之所を乗通り、同廿三日嚴州府と申所へ着、町家建續候様子遠方より見掛、此所は後漢の光武帝の時、嚴子陵と申者此所にて釣を垂候所のよし、河岸の上の方に釣いたし候臺二ヶ所所有之、右は石の上に屋根を造り、下の方には祠堂と申候堂一ヶ所有之候を、船中より見掛申候、夫より追々乘參り候處、同廿五日六合塔と申瓦葺にて、六角に造り立候六重の大き成塔有之所へ着、右塔は船附の場所にて、都て右様の塔縣毎に見懸申候、此所は錢塘縣と申所の由、町家有之所へ着、右は五湖の内浙江にて、大海の様に有之、省城の南へ當り申候、右省城の西門の外は、西湖のよしに御座候、此所より上陸仕、裏屋の様成所を通り候處、堀端に出、又々船に乗せ、省城の外由五六町程も參り、水門を入城内へ乗入候處、堀の左右の町家にて、右堀は要害とは不相見、通船の

爲計と相見え、二町目毎に太鼓橋架渡、所々に番所相見え、凡二里半も乗候處、樟等有之城内相見え、門脇の水門を通り抜候處、仁和縣と申、錢塘縣より家續の所にて、町家手廣く三里四方も可有之所へ上陸仕候處、裏屋の様なる所を十町計參、又々堀端に出、船に乗漕出候處、水勢早く川の様に有之、同廿六日右門縣と申所へ着、夜に乘出し夜通し、同廿七日嘉興府と申所へ着、猶又乗出し、夜に入平湖縣と申所へ着、闇夜にて様子相分不申、同所乗出し夜通し乗通し、同廿八日乍浦、申所へ着致し候處、巡檢司李太爺と申役人、下役體のもの二人召連罷越、私ともへ附添候役人へ致面會、李太爺は東門と申門有之内へ引取候處、日本へ度々相渡り候者の由、通事唐人二人參り、日本詞少々相分り、私共へ附添致案内、七八町程川下へ船を下り候處、石垣築立候上り場有之、唐人とも多人數罷出、私ともを問屋の様成所へ連參候處、前書李太爺罷在、人別改致し、鑓鐵砲刀等も相改、無程右李太爺并私共へ附添候役人も引取申候、右問屋の様成所は二階造にて、下は七間に致し、私共は二階に罷在、朝は粥、晝は飯



魚鷄豕野菜類等煮焚致し、一日に三度宛指出し申候、然る處同廿九日、私共へ附添參候役人役歸候由に付、爲暇乞右役人乗候船へ、私ども三人罷越、是迄世話に成候禮申述、右役人二人へ私共持越候袖島一反宛、烟草入一宛、させる一本宛、下役の者二人へ島木綿一反つ、差送罷歸候處、彼方よりも爲暇乞罷越申候、同所逗留中、同三月四日、海關役所へ幼年のものとも召連罷出候様、通事唐人申開候に付、雇水主清次郎、八次郎、佐五郎、三三召連、通事唐人附添罷越候處、荷物役所の様成所にて、朱洪と申役人體の者立出、私ども刀一覽可致、通事唐人を以申出候間、承知之旨相答、其後清次郎外三人は奥の方へ連參、女多人數罷在、菓子等吳候由、持歸候て一同罷歸候處、翌廿五日右朱洪罷越、刀致見物罷歸申候、同七日海防官役所へ罷出候様、通事申開候に付、私ども并家來水主共一同罷越、門内腰掛に扣居候處、鐵砲三放打候上、儀衛門と申所へ呼入、同所迄十四五間計も有之、其間は左右に鍵、又は楯のよしにて笠の様成丸く拵候ものを持、多人數固め罷在、後の方には見物人と相見え、群集いたし居右

役所へ罷出候處、希昌阿と申役人立出、書付相渡候に付、一覽仕候處、今日呼出候儀は、海防官の先例に付、多人數罷在候は見物人に付、決て驚間舖、私ども儀も大勢の事故、喧嘩等不致様相制可申爲なり、五月中には可送歸旨の書面にて、其節鉢に蜜柑梨子等を盛差出、召連候者どもへも菓子差出申候、段世話に預り候禮、通事を以申達候處、幼年の者どもは殘置候様、通事申開候間、清次郎、八次郎、佐五郎、三三は殘置、其外の者罷歸候、然る處清次郎外三人暫過罷歸、海防官の女ども見物いたし候よし申開候、然處前書李太爺罷越、希昌阿より相渡候よしにて箱持參、私ども并家來水主等所持の刀、脇指、鐵砲等相改、右箱に入、鎖を卸、白紙の懸紙いたし、鑰は私どもへ相渡し罷歸候に付、右箱の儘私共罷在候所に差置申候、同所逗留中、湯屋へも度々罷越候處、石を組立、一疊敷又は二疊敷位の湯壺三つ有之、粗からにて湯を焚、樋より湯壺へ入候様仕懸有之、唐人打込多人數這入、唐人どもは銘々湯錢差出候へとも、私共儀は唐船荷主より差出候よしにて、時々錢差出候儀無之、右湯には女は參り不申

候、然る處同五月初旬、日本渡海の船罷越候よしにて、蘇州に罷在候荷主共へ飛脚を立候由、右に付私共儀は別宿に引移候様、通事唐人申開、一町程隔候出店の様成所の二階に差置候處、同十二日頃と覺、荷主の由崇文松、徐陸源と申者罷越候間、面會仕候、其後私共差置候所の書院體の所にて、狂言の様成事致候を見物仕候、同廿五日通事唐人永持參爲見申候、いか、いたし圍置候哉と相尋候處、冬の内山合の濕氣有之所を掘、其内に圍置候旨申開、其砌生魚など持歩行候者共、多魚の上に氷を載置候者見懸申候、右は暑氣の時分故、魚痛不申様に致候事の由申開候、同六月朔日、荷主崇文松、徐陸源より私共へ馳走のよし、於天后堂芝居有之候間致見物候様、通事唐人申開候間、一同罷越候處、天后堂は午浦船場に堂舎有之、門内に舞臺を造り、囃子立何か踊致し候へとも、相分不申候、私共は棧敷に差置見物爲致、舞臺の脇は一面に多人數にて致見物罷在候、右相濟候上、同所書院體の所にて、煎海鼠、干鮑、豚、鶏、野菜類等の品々耽と不覺、凡三十種計酒も差出、格別の馳走にて、其節は天后聖母祭禮にても候哉、

右の像を船に乗せ歩行候を見掛申候、猶又同所逗留中、役所より差送り候由にて、籠具、木綿蒲團、綿半、菱木綿袴羽織、木綿風呂敷、布帷子一つ宛、木綿股引、布股引一足宛、沓二足宛、蓆一枚宛、蚊帳一張宛、其外扇子團扇手拭等、通事唐人より銘々相渡、たばこ紙類、度々吳候に付貰受候、同七日通事唐人同道、觀音山と申所へ罷越候處、天后堂より東に當り、海邊に續小高き山にて、麓は草藪山中所々墓所有之、頂上は棕椶多く有之候、其後荷主共より菓子酒等差送、右は出船前午浦にて振舞可申所、取込に付指送候由通事申開、相渡申候、同十日此節日本渡海の船追々致出帆候間、私共の内引分乗組候様、且箱に入有之候武具も、勝手に取出不苦旨、通事申開候に付、七郎右衛門、并水主右衛門、權右衛門、市次郎、實孝、佐五郎、三三、熊助可乗組旨申合、鍵、鐵砲、刀、脇差等銘々取出候、同日通事同道、荷主方へ爲暇乞罷出、永々世話相成候禮申述立出、天后堂へ參詣仕、直に乗船仕候處、同十一日伊兵衛、并藤右衛門、休次郎、十右衛門、仁助、伊久貞、清次郎、太左衛門乗組候處、同十三日一同出帆仕、晝夜走參、七



郎右衛門其外のもの乗組候船は同廿四日、伊兵衛其外の者乗組候船は同廿六日、長崎着船仕候、然る處長左衛門其外の者は居殘逗留仕居、同十四日長左衛門、并郷四郎、次右衛門、十助、助右衛門、小助、富松、八次郎乗組、同十五日出帆仕、晝夜走候處、風順惡敷、同廿四日肥後國天草郡崎津村へ漂着仕、同廿六日同所より挽船を以被挽送、翌廿七日長崎着船仕候、然處水主薩州阿久根八兵衛儀瘧病相煩居、藥用仕候へとも養生不相届、六月十五日病死仕候旨、外水主共長崎着船の上、承知仕候、右之通申上候處、唐國逗留中、切支丹宗門勸に逢候儀は無之哉、若右體の様子有之候は、有體可申上旨、再應御吟味に御座候。

此段私共儀、唐國逗留中、切支丹被勸候儀は勿論、右體の様子及見聞不申、如何と心附候儀は毛頭無御座候、若隱置、外より相顯候は、何様の御答にも可被仰付候、一私共所持の武器類、唐國漂着の上、唐人ども方へ預け候へとも取戻、此節持歸候外、彼國へ殘置候儀は無之哉、金銀錢所持不致候哉、且唐國逗留中、商

賣ケ間敷儀は不致候哉、委細可申上旨、是亦御吟味に御座候、

此段私共儀、琉球國の内大島より出帆仕節、積乗候武器類、唐國漂着の上、國法の由申聞候に付、唐人共預置候へとも、不殘取戻、刀の身等一同此節持歸候外、彼地に殘置候品曾て無御座候、家來は勿論水主の内、所持の腰物に至る迄持歸、此節御改受候通、毛頭相違無御座候、金銀錢の儀は、素より一向所持不仕、逗留中貴候錢、又は私共乘捨候端船の代りとして請取候銀を以、食物類股引等調候外、商賣ケ間敷儀決而不仕候、一於唐國龍牌等相與候儀は無之哉、金銀其外賁物の分御吟味に御座候、

此段龍牌と申物被與候儀無御座、衣類銀錢其外賁候分、別紙申上候通持歸、御取上に打成申候、右之通り、少も相違不申上候、以上、文化十三年閏八月廿六日

古渡七郎右衛門  
染川伊兵衛  
税所長左衛門

梁圖漫抄○按するに、この下に唐國の様子尋問有し答書、并唐國より戻持りの品書を載せられたるも、答書は演說書に大略同じく、品書は多端にして、後證に益なれば、兩様ともこゝに略す。

通航一覽卷之二百二十三

唐國浙江省杭州府 井金華府部十九

按するに、浙江省は分界の江水、會稽山の麓にいたり、屈曲倒流するをもて、浙江と名つくるよし、中夏古今州郡圖譜にのす、此省東西八百八十里、本邦里法百四十九里二十六町南北千二百九十里ありて、東は寧波府の海岸、西は安徽の徽州府、南は福建省の建寧府、北は江蘇省の蘇州府に接す、杭州府は浙江省第一の府にして、東西百九十五里、南北七十三里に距り、東は緒山の海口、西は嚴州府、南は紹興府、北は湖州府等に接す、禹貢に揚州の域、春秋には越、戰國に楚に屬す、秦漢ともに會稽といふ、後漢に吳郡とし、隋に杭州と改め、唐是に因り、明に杭州府とす、清一統志に記す、此地東南は屏障にして、山川包絡し、北は長江を帶て、西は西湖なり、川澤沃衍、海陸豐饒にして、唐土都會の地なり、よて繁盛樂土と號す、また風俗柔和にて文雅あり、珍異を好むをもて、商賣輻湊し、道路絃誦の聲絶ゆる事なし

通航一覽卷之二百二十二終



と、清一統志、萬國夢物語等に記す、本邦よりは海上三百五十里を隔つ、每歲本邦渡來の船ありて、産物は葛布、金絲、布毛氈、燕脂、冬笋、其外陶器等なりと、官中要録、華夷通商考に見えたり、金華府は、東西三百九十八里、南北二百四十里にして、東は紹興府、西は衢州府、南は處州府、北は嚴州府等に隣る、禹貢に杭州と同じく揚州の域たり、梁にいたり、はじめて金華といひ、陳に縉州、隋に婺州、宋には寶婺と改めしか、明に金華府と改むと、清一統志、中夏古今州郡圖譜にのす、この府海濱なきにより、渡來の船なく、商人のみ便船して來るよし、華夷通商考にみゆ、

○渡來呈書

元和七辛酉年、浙江省の單鳳翔筑紫に渡來し、京に來りて、かの都督より捧くる所の書を呈して、海上掠盜の患を訴ふ、よて使者は京にと、めて、書簡を江戸に達す、これ所司代板倉伊賀守勝重、同周防守宗之(重宗カ)が處置なるをせしむ、されども書簡疑かはしきにより御許容なく歸帆せしむ、

元和七年辛酉三月二日、長谷川權六、按するに、長崎永喜、按するに、永喜は林春の弟にて、常喜、按するに、永喜は林春の弟にて、常喜に御前に候し、詭謀の事議せしなり、兩人來臨、唐人捧

書之遂一覽、權六口上をも可承由、御年寄衆被仰由也、内々上意も其趣候由也、其書披見、并權六へも書を上る、文言上様へ上候書と同前なり、其書端一行は青花にて、板器王と字を書加而、浙直之都督の書なり、日本の將軍如此書、甚以無禮也、様と書候事、是又非書法、殊に權六への書と同文言、彌無禮、不足信用由申渡、永喜も同意なり、無禮之條々七箇條、永喜覺書をして被歸、明三日登城之時、猶御年寄衆可有直談由也、

右之上様へ之書、并權六へ之書、共に取て罷歸る也、不及寫置由永喜被申故、無是非也、同三日節供出仕、諸禮畢て、雅樂殿、大炊殿、上野殿、對馬殿、按するに、雅樂は酒井忠世、大炊は土井利勝、上野は本多正純、對馬は安藤重信にて、いづれも老中なり、對談、永喜、權六在座、又右書出て雙談、昨日之七箇條之覺書を永喜談、猶其趣申渡、一段尤と各被仰候なり、同十八日、一位殿にて、按するに、阿振舞、御年寄衆各御出、大炊殿、上野殿御申候は、先日之書、如何可有落着候哉、唐人も京へ五十人計上候、其追返様、又は上様無御存分にて、年寄衆の捌様、又は權六仕様など、長老へ、院崇傳なり、談合申せとの上意之由な

り、昔も無禮の書は返す例も有之よし申候、昨日登城可申由なり、其日は振舞過而各退出、十九日登城、御前御咄有之、唐人書如何と被成御尋候に付、日本にての觸狀などの様成、慮外なる書にて御座候、其上槌成様子とは聞え不申候と、直にも申上る、其後次之間にて、四人之若年寄衆と又雙談、寺志摩殿此前長崎代官にて、筒様の事をも鍛鍊すへき間、尋候へこの儀なり、按するに、寺澤志摩守廣高にて、長崎近隣たるを以て、元禄元年より慶長七年まで、長崎の事を與り聽しなり、則その晩に志州へ參候て、相尋候所に、此以前も五島平戸へ唐船着候事四五度も有之、商賣は自由にさせ候、唐日本和睦などの事を申候をは、其は高麗より對馬への取次に候、日本は法度にて口より不取次と申候て、書をも返し候由物語候間、其様子具に廿二日に、御城にて四人之御年寄衆へ申候處に、尤と御申候、同廿五日に御城にて、大炊殿へ語り申候、次て唐人之事を申出す、右之書を其儘追返し候共、以來之爲に候間、寫置度と申候得は、大炊殿に有之由にて、同晩に荒木虎之助、右之上様への書を爲持御越候間、左に寫置なり、

欽差總鎮浙直地方總兵官中軍都督府僉事、傍注、以上は、青花にて、傍注、此字は、爲、傍注、此一字、又、靖、傍注、此以下は、板器也、王、墨にて書、青花板器也、書なり、是、墨にて書、青花板器也、盜安邊、以杜商患事照得、丁巳年間、據福建軍門海道申報、貴邦送回、中軍官董伯起等情具表、申奏朝廷、乃知北轅南返、忠信無故國之悲、去珠履還口沐、歸王之慶、蓋甚盛心也、于是海禁從寬、來往商船、傍注、貴邦より得以通行、迄今年肆月間、福建軍門差官報府、沿海奸徒、聚黨劫掠商船貨物、以致殺傷、官兵知會本府、連兵合捕、因思此輩劫逃、必假過洋客船、混至、傍注、得により貴邦交易、商名盜行、眞偽難分、虎攘狐藏、憲典莫及、倘非察勦、是養奸貽患、皆有國者之恥也、爲此本府特差標下中軍官、賁文前往、傍注、貴邦より將軍樣麾下、投遞乞行令、各都將所到適船、逐一查理及一切、經年流落商人、或賭博棍徒、皆易爲盜者、悉宜細勘、俾人贖得實、即嚴刑懲治、庶上伸三尺之王章、而商利、傍注、將軍より允沾、下杜兩邦之盜患、而邊疆永靖、益信昔日惠歸、我人之非虛矣、惟將軍樣照允施行、須至文者、

者庄壹拾陸號

如此列印中分、字も半分ありて、わけ見えずわり符と見え、



大明萬曆肆拾柒年陸月 日 承行典吏張文相

朱印也

照會□□

此四字に大文字

右之書、唐紙二尺四方を疊に二折にして書之、扱四つに疊み、架籠に入、架籠之圖在左、面如此、

都督府 傍注、此三字 陸月 傍注、此二字、如 自注、此一  
青花板器 字、青花に 封、板器眞  
中繼目あり、

裏如此、

欽差總鎮浙直地方總兵官中軍都督府僉事王

仰役前往

日本將軍權藤「投遞(以上は墨筆にて如常書)

内書件檢驗

萬曆肆拾柒年

(朱印) 陸月初二日

承行典吏張文相

右寫候て、廿六日之朝、虎之助へ持せ返進之、五月七日、被爲召候而登城、御暇被下、可罷上旨被仰出、御前罷在御年寄衆大炊殿、次之間にて唐人之儀可有御談合候間、明日之晝、又登城可申由也、其晚對馬殿より撚到來、明晝登城可申由被仰越、同

八日、午時登城、御年寄衆、權六、永喜各對談、唐人之書出て讀み講釋する、彌不及御報、彼在京之使者可被歸由也、併明晝又寺志摩守同道申、可致登城旨上意候、自御城直に寺志州へ罷越、其段申渡す、同九日、午時寺志州同道登城、志州先年長崎代官之時、唐船來朝之時之様子共、覺書をして持參被申候、則御年寄衆一覽、口上其具に被聞、御前へ被仰上、兎角今度之使書は、僞に必定と聞え候へとも、異國之儀なれば、如此御念入候との儀也、則書付にて傳被上、板伊州、防州に書付を渡し、權六に能々申渡、書付之趣を唐人に申聞せ、國へ可歸之旨也、書付傳筆、案在左、

大明、日本之通信、近代自朝鮮告對馬、對馬奏上之、今狼無由執奏之、勿還邦、而以朝鮮譯通可述所求之事者也、

段具に申渡、書付も渡し、伊州へ御見せ可有由也、同廿五日、江戸御年寄衆へ狀遣す、周防殿へ爲持遣也、權六は未江戸より不被登由也、

一書令啓上候、拙老儀、無事に上着仕候、昨廿四日に出京、内々被仰聞候唐人之儀、覺書之趣、具に板倉周防守殿へ申渡候、能々御合點候、伊賀守殿は御所勞故、卒度懸御目候、長谷川權六殿上着候は、從周防守殿御左右次第、可令出京候、猶追々可得御意候、恐惶謹言、

五月廿五日

金地院判

酒井雅樂頭様  
本多上野介様  
土井大炊助様  
安藤對馬守様

人々御中

此外御年寄衆四人へ別狀遣す、其は御執成共忝由也、文言在案紙、匣に入、四人へ之當所にて、周防殿へ撚を添持せ遣す、儘に江戸へ可相届候間、心安可存由書來る、右之狀之案を、周防殿へ是を遣す、周防殿より、御心得候間能々被仰入候へと申渡

す、

一書令啓上候、拙者儀、當月廿日に上着仕候、路次中頭に根太出來仕、二三日養生仕候、昨廿四日出京申候、内々被仰聞候唐人之儀、覺書之趣、具に板倉防殿へ申渡候、伊賀守殿は御所勞にて、卒度懸御目候ゆゑ、細には不申入候、周防守殿能々御合點被成候、權六未罷登由に御座候、定而近日可爲上着候間、猶周防守より御左右次第、可令出京候、先日御暇被下候刻は、種々様々御取成被仰上、不始于今忝仕合、外聞實儀、御芳恩共不淺奉存候、尙以御次而之刻、可然様に御取合奉頼存候、猶奉期後音候、恐恐謹言、

五月廿五日

金地院崇傳判

此狀、板周防殿迄進置候、好便次第、可被相達候、尙重而可得尊意候、以上、追而申上候、唐人之儀、各様へ一紙に申上候、可被得其意候、

一書啓上候、御暇被下候刻は、於御前種々様々御執成被仰上、忝仕合、外聞實儀、不淺御芳恩難忘奉存



候、路次中無事に上着仕候、乍憚御心易可被思召候、内々被仰聞候唐人之儀、覺書之趣、板倉周防守殿へ具に申渡候、其段各様へ一紙に申上候間、可被爲得其意候、尙奉期後音候、恐々謹言、

五月廿五日

金地院崇傳判

酒井雅樂頭様人々御中

此狀周防殿迄進置候、好便次第に可相達候、尙追追可得尊意候、以上、

本多上野介殿へも右之文言也、安藤對馬殿へも同前、右之狀、板倉周防殿へ、狀を添持せ遣す也、異國、日記、

同年六月十二日、板伊州へ參り振舞あり、周防殿相伴、權六、道春在座候、權六は一昨十日に、自江戸上着候由也、江戸御年寄衆より、伊州防州へ御折紙來る、唐人之儀、最前金地院へ申入通、彌權六を以可被申渡也、則先日防州へ渡候覺書出候而、其趣を猶談合あり、則唐人被呼出、權六被申渡、道春も權六と同道にて、唐人に參會、伊州、防州、金地院は、唐人に不參合也、唐人は書を捧候間、返書不被下候は、歸國難成由申也、最前之覺書之外には、唐人歸國之

扶持方、又は船破候は、日本船可遣よし、權六に江戸之御年寄被仰渡候也、其趣江戸御年寄より、伊州、防州へ之書中にも見えたり、其段も權六口上にて、唐官人へ被申渡也、官人之名は單鳳翔といふ由也、江戸へ繼飛脚にて、今日之様子可申遣由、伊州、防州被仰候間、金地院も折紙遣、案在左、

板倉周防守殿より續飛脚之幸使有之候間、一書令啓上候、長谷權六上着に付而、今十二日致出京、伊賀守殿、周防守殿參會仕候、唐人之儀、最前之覺書之通、權六口上を以被申渡候、委敷儀者、周防守殿より可被仰入候、去月廿五日書狀相認、周防殿へ進置候、定而可相達と存候、猶期後音、不能詳候、恐惶謹言、

六月十二日

金地院崇傳

酒井雅樂頭様

本多上野介様

土井大炊助様

安藤對馬守様

人々御中

御前御序之刻、可然様に奉頼存候、萬々奉期來音

候、以上、

右之狀周防殿へ渡す、異國日記、

元和七年、今茲春、大明國浙江道奉檄使單鳳翔來於洛、蓋元和己未年、西州所在投化唐人、假商人名而出海上、帶日本刀劍、着日本衣服、掠盜自福建來日本之商船、而後又爲商人貌而歸日本、此事福建檄浙江以聞、因是告於日本云、板倉伊賀守、同周防守逢之、慶延略記○按するに、羅山文集に、此とき單鳳翔、沈茂人兩人に答ふる書二通をのす、何人に代りしにや詳ならざれども、姑く左に存す、

元和七年、答大明人單鳳翔自注、代人、

伏蒙手教、且拜且讀、不耐欣慰、是行也、留滯於京師也有日矣、然不能有從事而相左右也、遺恨不些、今也本邦無爲而治、想天海波不揚也必矣、自今歲々、有風舶信者、豈非彼此之幸也哉、道友宣傳諸左右、故此不一、餘埃嗣音、自注、明石道友、爲鳳翔嚮導、

與大明人沈茂人自注、代人、

風馬牛相及而欣得呈似焉、前況來洛時、比比咨訪、言語雖殊、情意惟同、故歡款不翅穀壁、爲慰爲幸、一別已後、唯見西飛之雲東逝之水、而倍眷戀而已、方今我邦、山有鳳鳥之至、海無鯨鯢之橫、如何有綠林

白波之衰哉、來歲有待一葦之航、可計日而期矣、交鄰之道、在人上者、豈無意也哉、且傳語于陳五官、亦以是告之耳、情長筆短、姑此不布、

頃年我西鄙貧賈、屢侵掠海上、福建道都督使單鳳翔來訴之、沈茂人從焉、鳳翔先到筑紫、而入京將到東武、然官命不允之、故自京直歸帆、其留滯之間、先生按するに、民部卿法印信勝なり、代人、贈此二篇、羅山文集、

○儒醫并技藝之者渡來

寛永四丁卯年、金華府の醫陳明德渡來、長崎住居を願ふ、御免ありて、子孫、猶醫業を務む、元祿十六癸未年八月四日、杭州府の醫陸文齊渡來、享保十二丁未年六月廿一日、騎射人陳采若、ならひに寧波府の沈大成、蘇州府の馬醫劉經光渡來す、沈大成、劉經光は、この府の人にはあらざれども、采若は佩章渡來、射騎の者連渡るへき御請せしにより、信牌をたまひ、のちその信牌にて入津、跡船より渡來のよし言上すさいへども、渡來なきにより、一船の荷物積戻を命せられしにより、こたひ渡來せしなるへし、江蘇省蘇州府之部、醫渡來の條併せ見るへし、同年十二月九日、また杭州府の儒士沈燮庵渡來し、幾はくもなく歸唐す、沈燮庵は歸帆の期に、銀子ならひに信牌を給ふ、

寛永四丁卯年、浙江金華府人醫師陳明德渡來、長崎



住居を願ひ、姓名を改て穎川入徳と名付、醫業を勤む、今に至り子孫長崎町醫と成、長崎實錄大成、

元祿十六癸未年八月四日、浙江杭州府人醫師陸文齊渡來、同十一月廿四日歸唐、長崎實錄大成、

元祿十六年八月、渡海醫師浙江杭州府人陸文齊、大清志略、

享保十二丁未年六月廿一日、二十番、二十一番船より、浙江杭州府人射騎陳采若、浙江寧波府人射騎沈大成、江南蘇州府人馬醫劉經光渡來、七月廿四日、從江府馬仕入之御用に付、富田又左衛門被差越、右射騎醫唐人、馬醫唐人共、馬場村勘定屋敷に在留せしめ、御用爲通辯、唐通事差添置て、同十六辛亥年四月十二日歸唐、沈大成は、同年十月朔日歸唐、長崎實錄大成、長崎年表、

享保十二年六月渡海射騎唐人、浙江杭州府人陳采若、同年同月渡海、同寧波府人沈大成、同年十二月、渡海儒士、浙江杭州府人沈燮庵、大清志略、  
享保十二年十二月九日、四十一番船より、浙江杭州府人沈燮庵渡來、同十六辛亥、御用相濟、銀五十枚并信牌一枚被下、戊十六番船に便乞歸唐す、長崎年表、

○僧渡來住職并漂着

正保二乙酉年、杭州府の逸然渡來せしより、享保六辛丑年に至るまで、此府の僧侶渡來せる事、すへて六人なり、同二十乙卯年、鐵船招請の事によて、信牌を與へられしか、終に渡來なく、寛保二壬戌年、信牌を返納す、

正保二乙酉年、浙江省杭州府仁和縣之僧逸然來朝、寛文戊申年七月十四日寂、在任十一年、按するに、萬治元年、長崎興福寺に住職せしなり、

承應二癸巳年六月、浙江省杭州府錢塘縣之僧澄一來朝、元祿四辛未年四月八日寂、在任三十二年、按するに、寛文七年同寺に住職せしなり、

延寶五丁巳年正月十三日、心越來朝、自注、證一弟子、浙江之人、

同八月庚申年正月廿三日、上江府、自注、曹洞宗、水戸在住、江之人、

貞享三丙寅年五月七日、僧悅峯來朝、自注、五十番船より渡來、杭州府錢塘縣之、

貞享三年、悅峯渡海、長崎興福寺第三代住持となり、寶永四丁亥年、黃葉山に登り、第八世繼席となり、長崎志、

正徳元辛卯年五月、六番寧波船之唐人共申口

私共船之儀は、浙江之内寧波にて仕出し、唐人數四十一人、外に唐僧一人、都合四十二人乗組候て、當四月廿八日、商船三艘、私とも船ともに四艘、かの地出帆致し、當月三日に普陀山へ船を寄せ、同十一日普陀山出船仕、罷渡り申候、然は去る丁亥年に、船頭程益凡儀御當地へ罷渡り、商賣相遂げ歸唐之刻、御當地興福寺へ後住として、唐僧一人招來之儀、悅峯和尚より頼被申候に付、書簡を請取、則浙江省内杭州府錢塘縣慈雲寺柏亭和尚之弟子桂國と申僧を相渡置候處、則此度右之桂國御當地へ連渡候様に頼申候に付、私共船に乗せ召連申候、尤唐僧乗り渡候旨趣は、別紙に委細申上候、按するに、別紙この外別に可申上儀、少も無御座候、  
右之通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、  
卯五月十五日

風説定役

唐通事目付

唐通事 共善夷、長崎、

享保六辛丑年七月、貳拾貳番寧波船之唐人共申口  
私共船之儀は、浙江之内寧波にて仕出し、唐人數五

十人、外に御當地興福寺より招請之唐僧一人乗組候て、當月八日寧波出帆いたし渡海仕候處に、洋中相替儀無御座、日本之地何國へも船寄せ不申、直に今日入津仕候、右唐僧之儀は、五年以前、三十三番船より客に仕參り申候、鎮沛公と申もの、翌戊午御當地歸帆之節、興福寺より唐僧招請之書簡言傳り申候に付、彼地において程益凡と申ものと申合、浙江之内杭州府潮鳴寺に居り申候泉堂と申僧へ、兩人より興福寺招請之儀申談し、則右之書簡相達し候處に、泉堂招に應し、當六月南京之内蘇州まで罷越候に付、程益凡鎮沛公、今度同船いたし罷渡り申候、本船頭尹心宜儀は、去々年二十二番船より客に仕り參り申候、臨船頭沈撫筆事は、初て罷渡り申候、乗り渡りの船は、三年以前之十一番船にて御座候、

右之通、唐人共申候に付、書付差上候、  
丑七月十九日

風説定役

唐通事目付

唐通事 崎港、長崎、  
享保十三戊申年二月、船主尹心宜、杭州府福嚴寺明



遇法弟鐵船和尙可渡來返輪持來れり、依之同年この方より再輪被相渡、その趣、去未六月、仲祺返輪持來れり、當申二月、鐵船返輪持來れり、その間數月後れし故、鐵船招請の事は、後年の沙汰に及ふへし、しかれども仲祺事、七十餘歳のよし、右は變も可有之に付、不被捨置様に可有心得旨被仰聞し、同二十乙卯年十一月、沈杏村、鐵船返輪のよし持來れり、仍て披見ありし處、此方より鐵船德義を慕ひ、聘請の禮儀丁寧なりしに、少も辭宜謙退の文言は無之、その身渡海に付ては、過分の雜費入用なるゆゑ、大港の信牌等餘計の利分を可被與となり、則江府言上有之處、人柄不相應の書面、信用し難しといへども、返輪とあるゆゑ、信牌は相與ふへし、若鐵船にて無之僧渡り來る歟、假令實の鐵船なりとも、有德學才無之僧徒渡り來るに於ては、即刻追返し、信牌可被沒收旨被仰渡、夫より八年を経て、寬保二年、鐵船事も相滯由にて、信牌返上せり、是また、年來唐人とも往返僞計にして、實義無之ゆゑ、遂に滅却せり、長崎志、

天明元辛丑年六月三日、杭州府の商船長崎港に漂着

す、在留中及び歸帆の期にいたり、糧米を賜ひ、七月廿五日出帆す、  
天明元辛丑年六月三日、浙江省杭州府船主高恆昌船一艘漂着す、但此本船關東海城縣之内牛莊江へ渡海商賣を遂げ、於彼地大豆、繭、紬等を買載せ、當五月廿三日歸帆之處、洋中において風順悪しく、一月餘り漂ひ在之處、商船を見掛け、右船の乗り筋に隨ひ、日本の地とも不存、今日當湊へ、按ずるに、入津致すのよし訴之、依之在留中、糧米、薪水、魚、野菜等を與へられ、猶又船中糧米として米二十俵を被給、七月廿五日歸帆す、長崎志續編、

通航一覽卷之二百二十三終

通航一覽卷之二百二十四

唐國浙江省紹興府部二十

按するに、紹興府は東西三百二十里、南北二百九十里に距り、東は寧波府、西は杭州府、南は金華府に接す、禹貢此地において諸侯と會議す、よて會稽といふ、秦に會稽郡とし、東晉には會稽國とす、其後しは、改革して、宋の紹興元年紹興府とす、元には紹興路と改め、明また府とし、清これに因る、風俗儉にして學を好み、高人文士此府より出るよし、地勢饒食にして、饑饉の患なく、絹布魚鹽の資あり、賈を待すして足るよし、清一統志に記す、

○儒渡來

正保二乙酉年、紹興府の儒朱舜水、唐國の擾亂を避けて、舟山より渡來し、轉じて交趾に赴き、其後しはしは商船に乗組渡來せしかども、人文學あるを知らず、萬治以前の渡來を記せしは、舜水文集附録のみにして、他書に記せざるは、かの儒士たるを知らざるによりてなるへし、また先哲叢談に、明曆元年渡來のこゝ記せしは、何の書によりたるにや、萬治二己舜水文集に、このこゝ渡來の事見えされは、不審なり、

亥年、安東省庵立花左近將監靈虎の臣、筑後柳川の住人なり、かれか儒學を信し、歸唐をこゝめしかは、終に歸化す、寬永十二年以降、唐人本邦に住する事嚴禁なれば、安東省庵舜水の鴻儒たるを、長崎奉行に執す、よて上表ありて、かれ一人をゆるされしなるへし、寬文五乙巳年、水戸中納言殿聘請の事を言上ありしかは、御免ありて、同九月水府に赴き、天和二千戌年四月十八日、かの地に死す、常陸國久慈郡瑞龍山の麓に埋葬し、中納言殿水孫純仁渡來せし、こゝに他邦に往き、能はされは、空しく歸唐す、

萬治二己亥年、浙江餘姚縣人儒士朱舜水、明末之亂を避て渡來、在留七年、按するに、長崎に在留をいふなり、寬文五乙巳年、水戸黃門公其德義を聞召し及せられ、公儀に聘請之事を御願あり、同年七月、舜水其門弟并通譯高尾兵左衛門附添、江府に參上し、同九月水戸に到る、禮接尤鄭重にして、數年之間、經史を談論し、道義を講究せしめ、厚く其學才を尊信有之、天和二年四月、八十三歳にて卒す、長崎志、

文恭先生諱之瑜、字魯璋、自注、魯作楚非也、印章批刻楚與、不復改刻、故人或稱楚與、○按するに、訛て楚與と刻するの說、姓朱氏、號舜水、明浙江餘姚人、其先封邾、春秋所謂邾子也、後改爲鄒、秦楚之際、去邑爲朱、舜水文集附録には、此間父諱正、字存之、號凡九行の文あり、中略、



定襄、別號位垣、累遷總督漕運軍門、及卒誥贈光祿大夫上柱國、妣金氏、前封安人、誥贈一品夫人、先生其第三子也、以明萬曆二十八年庚子十月十二日申時生焉、幼而穎悟絕倫、殆若成人、九歲喪父、哀毀踰禮、初從慈谿李契玄學、及長受業于吏部左侍郎朱永祐、自注、永祐字愛啓、號開遠、登甲戌進士第、歷廣西、士第、歷太常寺卿、松江華亭人、及東閣大學士兼吏戶工三部尚書張肯堂、自注、號觀淵、爲福建、巡撫、松江華亭人、禮部尚書吳鍾巒、自注、鍾巒字懋德、號震舟、登甲戌進士第、歷廣西、等處提刑、按察使司按察使、會事、常州武進人、研究古學、特明詩書、初爲南京松江府儒學學生、所謂秀才也、少抱經濟之志、動輒適禮、宗族及鄉先生、多以公輔相期、弱冠見世道日壞、國是日非、慨然絕進士之懷、而有高蹈之致、每對妻子云、我若第一進士、作一縣令、初年必速係、次年三年、百誦姓德、上官稱譽、必得科道、由此逮言、必獲大罪、身家不保、自揣淺哀激烈、不能隱、忍含弘、故絕志於上進耳、鄉黨每有疑難、先片言折之、嘗有人攜家譜來謂曰、我朱文公之裔也、文公之子、爲餘姚令、子孫因家焉、意欲認先生爲同族、及閱譜、世系大同、而唯一世可疑者、宗族皆欲從之、先生正色曰、一世不明、則餘不足據、

方今九族尙不能敦睦、何用捨近求遠耶、狄青武人、尙不認仁傑、若能自立、自我作祖、棄其先德、則四凶非聖人之後乎、宗族皆服其卓識而從其言、崇禎某年、提督蘇松等處學政監察御史開某、自注、舉文武全才第一名、薦於禮部、崇禎十六年癸未十月、幕府辟爲監紀同知、不受、尋擢恩貢生、考官吳鍾巒貢劄、稱爲開國來第一、十七年甲申、詔特徵、不受、弘光元年乙酉、按、按、我、正、正月、又詔徵、亦不受、四月、即授江西提刑按察司副使兼兵部職方吏司郎中、自注、就家拜官爲郎中、監荆國公方國安軍、不拜、於是臺省交章論劾、之瑜偃蹇、不奉朝命、無人臣禮、先生即不別家人、星夜逃避海濱、此時左良玉之子夢庚背叛報急、羽檄張皇、故得免於逮捕、既而自舟山至日本、轉抵交趾、未幾還舟山、隆武三年丁亥、自注、永曆元年○按、按、我、正、保、四年、舟山守將招討大將軍威虜侯黃某、自注、承制授昌國縣知縣、不受、十月又題請監察御史管理屯田事務、亦不受、聘請軍前贊畫、不就、永曆五年辛卯、按、按、按、按、我、慶、舟、安四年、我慶舟山諸將、互抱疑貳、欲相屠殺、清兵將至、先生豫料禍敗、欲自舟山至安南、而阻風轉至日本、先生素與經略直浙兵部左侍郎王翊、自注、號、深、相、締、結、且、與、舟、山、諸、完勳、

將、密定恢復之策、時王翊兵勢頗振、屢立戰功、蓋先生所以屢至日本者、欲以王翊爲主將鄉導而借援兵也、然在日本、未嘗露情洩機、既而王翊戰敗被禽、不屈而死、久之先生得聞其訃、然莫詳其月日、乃以八月十五日、設祭祀焉、哀悼激烈、發于其文、爾來每逢八月十五日、杜門謝客、愴然不樂、終身廢中秋賞月、自是而後、先生歸路梗塞、然以日本禁淹留外邦人、復過舟山、六年壬辰、自注、監國魯王五年○按、按、我、承、應、元年、監國魯王駐蹕舟山、時安洋軍門劉世勳、疏薦監紀推官、不受、吏部左侍郎朱永祐、擬兵科給事中、旋改吏科給事中、亦不受、禮部尚書吳鍾巒、擬授翰林院官、自注、自書履歷曰、翰林院官、大則防論、允、小則修撰、辭而不就、時編簡、乘命未下、再三力辭、故不知係何官、辭而不就、時先生有浮海之志、偶在舟中、爲清兵所迫脅、白刃合圍、欲使就降髡髮、先生誓以必死、談笑自若、同舟劉文高等七人、感其義烈、駕舟送還舟山、因是巡按浙直監察御史王某、自注、嘉其節操、薦考廉不受、上疏固辭、在集中、時天下大亂、憲綱蕩然、先生雖有志於匡救、而時事不可爲、故累蒙徵辟十有二次、前後力辭、七年癸巳、自注、監國六年○按、按、我、承、應、二年、七月、復來日本、十二月復赴安南、先生雅有意於經歷外邦、而資恢復

之勢、是故東南海外、雖暹羅小夷、亦曾至焉、十二年戊戌夏、又至日本、蓋因魯王之召而欲從日本抵思明、親據情實而決去就也、是時海內幅裂、兵革鼎沸、欲從安南直赴、則行路難澁、是以欲取海路、而舟山既陷、先生師友、擁兵懷忠者、如朱永祐吳鍾巒等、皆已死節、先生聞之、進退狼狽、然欲審察時勢、料成敗、故濡滯沿海、艱危危險、萬死如髮、於是熟知聲勢不可敵、壞地不可復、敗將不可振、若處內地、則不得不從清朝之俗、毀冕裂裳、髡頭束手、乃決蹈海全節之志、以明年己亥、自注、日本、先是筑後柳川、有安東守約者、自注、號、欽、其、學、植、德、望、師、事、之、深體先生忠義之心、知其歸路絕宿望沮、固請先生留日本、先生從焉、乃與同志者連署白長崎鎮巡、鎮巡許之、然先生流離屯蹇、四海空囊、孤身飄然、不能自支、守約乃分祿奉其半、先生辭以過多、守約曰、先賢有以麥舟救朋友之急者、古人稱師與君父、所在致死、況其餘哉、然則義當悉獻年俸自取其三分之一、然辱愛之深、恐不許之、故今取其中以其半、若非其義非其道、則奉者受者、猶、匪人、老師高風峻節、必不受不義之祿、豈以守約之所奉、爲不義



祿乎、守約百事不如人、惟於取與、欲盡心以合理、若拒之則為匪人也、豈相愛之道哉、先生重辭以心不安、答曰、守約為生、豐於老師、則豈於心安乎、縱使傾家奉之、志則在矣、難以致久、故酌其宜、以中分之、有餘則不在此限、不足則亦不必如此、願不過為慮也、守約尊信老師、本非為名、老師愛守約、亦豈有私、惟欲斯道之明而已、先生乃知其志不可移、而許其所請、自是守約仕官之暇、窮微探蹟、學術頓進、先生雖客寓於茲、莫不日向鄉而泣血、時背北而切齒、惟以邦讐未雪為憾、不以闔室既破為悲、所恃者舊邦二三之忠臣、所仰者明室累世之積德耳、辛丑歲、自注、寬文元年守約問明室致亂之由、及恢復兵勢、先生乃撰書一卷答之、名曰中原陽九述略、自注、附于文集先時幼時嘗夢夜暖浴霜月、風輕薄露水二句、因以溶霜名齋、而未知其兆、及在日本、習其風土、恍然自悟曰、吾漂零海外、命也夫、癸卯自注、三年春、長崎大火、先生僑屋亦蕩盡、因寄寓于皓臺寺廡下、風雨不蔽、盜賊充斥、不保旦夕、守約聞之曰、我養老師、四方所俱知也、使老師餓死、則我何面目立乎世哉、即時赴之、拮据綢繆而還、甲辰自注、四年、我宰相上公、按するに、中納言殿なす。遺儒臣小宅

生順於長崎、採訪碩德耆儒、生順屢詣先生、談論古今、謂先生曰、東武若有奉先生為師者、能東遊否、先生曰、興學設教、是國家大典、而在貴國為更重、我深有望於貴國、但以我才德菲薄、何遽足為庠序之師、至若招我、不論祿而論禮、恐今日未易輕言也、惟看其意何如耳、及順歸、上公備聞先生才德文行、明年乙巳、自注、五年稟明公廷、聘召先生、先生乃與譯者及門人、議其去就、皆曰、上公好賢嗜學、特召先生、不可違拒、先生乃應其聘、七月至武江、自是禮接鄭重、待以師友、八月上公就邦、九月迎先生至水戶、十二月歸武江、丁未自注、七年八月、又至水戶、每引見談論、先生援引古義、彌縫規諷、曲盡忠告善道之意、上公亦與之論難經史、講究道義、冬上公鑄鐘、鑿于城樓、以備警時、乃使先生作銘、自書于鐘、及上公構高枕亭于綠岡、又使志其亭、先是上公欲為先生起第于駒籠別莊、先生力辭數四、且曰吾藉上公之眷顧、藏孤蹤於外邦、得養志守節而保明室之衣冠、感恩浴德、莫之大焉、而不能報其萬一、至于衣之食之居之或豐或儉、則未嘗置之懷抱也、且吾祖宗墳墓、喬木秀美、想必為虜發掘剪除、每念及此、五內慘裂、恥逆虜

之未滅、痛祭禮之有闕、若豐屋而安居、非我志也、上公慰諭懇至、乃勉從之、甲申自注、八年二月、歸武江新第、先生常念守約傾心之篤、每通書信、或寄黃金衣服、以摠情素、守約領其輕還其重、先生乃代金以絹帛、書諭之曰、昔及相見、分微祿以其半贖不佞、賢契敵衣糲飯、樂在其中、蓋以我為能賢、以為道在是也、豈有有道之人而忘人之德者乎、賢契而忘之則可也、不佞而忘之、尚得謂之人乎、大凡賢者處世、既當量己、又當量人、賢契自居高潔、則不佞處於不肖矣、不幾與初心相紕謬乎、況非所謂高潔乎、自是不敢拒而受之、己酉自注、九年先生歲七十、自以年老神耗、欲辭西歸、乃啓陳其意、上公嘉其純篤、慰勉款曲、先生不得已而從之、十一月十二日、先生誕日、上公設養老之禮、饗先生于後樂園、授几杖而禮養焉、十六日親臨其第、酒殺弊帛、禮接稠疊、新製屏風、畫以倭漢年邵德高者六人、自注、武內宿禰、藤原在衡、藤原俊成、太公望、桐葉、文彥博祝其遐壽、盡觀而歸、是歲先生作諸侯五廟圖說、博採衆說、通會經史、旁考古今、以理折衷、識者皆謂不朽之盛典、庚戌自注、十年先生以繪木作壽器、制度周密、漆而藏之、先是每歲欲用油杉制之、而終無良材稱意者、故

以繪木代焉、乃謂門人曰、我既老在異邦、自誓非中國恢復不歸也、而或一旦老疾不起、則骸骨無所歸、必當葬于茲土、然汝曹素不知制棺之法、臨期苟作、則工手不精、制度不密、數年之後、必致朽敗、後來儻有逆虜敗亡之日、我子若孫、有志氣者、或欲請之歸葬、而墓木未拱、棺槨朽弊、則非徒二三子之羞、亦日域之玷也、吾之所以作此者、非為手足也、為後日慮耳、況禮有七十月制之文字乎、是歲、上公使先生作學宮圖說、商確古今、剖微索隱、覽者若燭照而數計焉、上公乃使梓人依其圖而以木摸焉、大居其三分之一、棟梁桁椽、莫不悉備、而殿堂構之法、梓人不能通曉者、先生親指授之、及度量分寸、湊離機巧、教諭縝密、經歲而畢、文廟、啓聖宮、明倫堂、尊經閣、學舍、進賢樓、廊廡、射圃、門樓、牆垣等、皆極精巧、及上公作石橋于後樂園、先生亦授梓人以制度、梓人自愧其能之不及也、又命造祭器之合古典者、先生乃作古枌古尺、揣其稱勝、作簠簋豆登錙之屬、古意煥乎溢目、如周廟敬器、唐宋以來、圖雖存而制莫傳、先生依圖考古、研覈其法、巧思默契、指畫精到、授之工師、工師諮受頻煩、未能洞達、乃為之揣輕



重、定尺寸、圖機運動、教之彌年、卒得成之、壬子  
自注、十年冬、上公使先生率儒學生、釋習奠禮、改定儀  
 註、詳明禮節、學者通其梗概、明年癸丑、自注、延寶元年復於  
 別莊、權裝學宮、使再習之、於是、學者皆精究其禮、  
 甲寅、自注、二年先是上公使先生、製明室衣冠、至是而成、  
 朝服、角帶、野服、道服、明道巾、紗帽、幘頭之類也、  
 上公素遇先生以殊禮、寒暑風雨、必問起居、殺饌牲  
 牢、莫不備焉、常念先生客居他邦、清節厲操、鄉信阻  
 絕、而言不及子孫、乃諭先生、寄書于家、問其家信、  
 按孫誠仁寄書、且召一孫侍養焉、先生作書寄  
 之、先生之在鄉也、兄曰啓明一名之琦、號蒼曙、登進  
 士第、中略及先生流離海外、莫知其存亡、次兄自注、名  
 字仲琳、未弱冠而卒、先生繼妻陳氏亦先歿、後聘胡  
 氏、先是妻父胡公、必欲配之先生、而先生固辭者三、  
 且作書苦辭、胡公不許、聘後先生適會母喪未娶、後  
 值亂離奔逃、數寄書而使別許配、而胡公堅執不允、  
 後亦莫知其存亡、先生有二子一女、長大成、字集之、  
 次大成、字咸一、自注、據先生與諸孫書、有汝父元楷字是子則  
 否今忘之之語、則先生之子不止於是、然平日所  
 話、唯有一男、則元楷或是大成女高、字柔端、中略大成隱居  
 大成之改名者、今莫能詳。

教授、不就清朝考試、以己酉年卒、大成先歿、無子、  
 大成有二子、曰毓仁、毓德、孤貧養於外祖姚秦家、  
自注、秦先生所寄書達姚家、家人相與驚嘆、如知其  
 尚在天壤間、且悲且喜、然未審海外險夷禁諱、是以  
 切欲訪求、而不敢輕動、乃託外家親姚江、自注、字赴  
 虞山日本候察邦憲及先生安否、秦謂先生離鄉年久、不  
 識姚江、故授之以先生所嘗有、金扇及命紙等為證、  
 而附以家書、丙辰、自注、四年江至長崎、先生覽書、始知大  
 成之死、泣然隕涕、江之在崎也、備識先生與上公相  
 得而保明室衣冠、及召一孫之意、及歸、被清朝官吏  
 監察、而以犯禁充於軍、後泰及毓仁、毓德、傳聞先生  
 消息、明確、戊午、自注、六年毓仁直來日本、十二月至長崎、  
 而礙法禁不能詣武江、先生亦老疾不能赴長崎、唯  
 以書通情而已、上公聞之閔惻、欲召毓仁侍養、而毓  
 仁受命而來、當歸報母、故踟躕不敢遵命也、於是  
 上公諭先生、使門人今井弘濟往長崎、賜資毓仁甚  
 優渥、先生寄書審問祖宗之墳墓、舊友之存亡、且警  
 之以國亡家破、農圃漁樵、自食其力、百工技藝、亦自  
 不妨、惟有虜官決不可為耳、竟不及其他、己未、自注、天和  
 四年弘濟抵長崎、與毓仁相見、備述先生之意、且諭

毓仁侍養、毓仁謂弘濟曰、毓仁幼失父、家有母及  
 弟、而無負郭之田、我之來也、欲問、自注、神安否而陳情  
 實、歸告母及外祖、以慰其渴望、然辭母再來而終  
 侍養之孝耳、前者姚江之來、不及至家、中途遭事、而  
 毓仁家貧、不能贖之、居常鬱陶、忽焉浮海、而長留不  
 歸、雖有事祖之誠、而實缺倚門之望、今且歸而報母、  
 必圖後舉、然則于祖于母、孝心兩得矣、七月、弘濟歸  
 都、備述毓仁之意、及桑梓之信、先生憮然感愴、是歲  
 先生年八十矣、及先生誕日、上公又設養老禮、前一  
 日親就第祝壽、奉以羔裘鳩杖龜鶴屏等、凡二十品、  
 明日先生設香燭、拜告天地、祝以道虜未亡、故土為  
 墟、而身在異邦、遲暮衰疾、久受上公隆恩、無以報  
 之、歔歔流涕、感動傍人、是日上公命奏古樂、而樂  
 之、庚申、自注、八年先生素患咳血、二十餘年、精神俊爽、  
 苟無情容、年逾八十、老疾稍漸、膚燥體癢、因生疥  
 瘡、不勝起坐、岑岑在床、明年辛酉、自注、和元年天衰損日  
 甚、上公屢使人問候、饋以菓穀、且使醫官與山玄建、  
 診察進藥、先是先生每疾、常服玄建之藥、至此先生  
 辭曰、玄建者常在公侯之門、醫療權要者也、今吾之  
 疾也、疥癢浸淫、手足污爛、而使之診脈、恐傳染醫

手、則累人居多、未必不由吾也、利己而損人、君子  
 戒之、且犬馬之齒、既過耄耄、而欲用藥石延旦夕之  
 命、未為知命者也、必不敢承命矣、上公為之慰諭懇  
 款、玄建亦屢至累請、而先生力辭不使診脈、玄建乃  
 望聞而制藥、先生服之、意在重上公之命而已、壬戌  
 二年、三月、設宴招親友及門人等力疾起坐、諄々教  
 誨、蓋永訣也、四月十七日、無有他疾、語言聲色、不  
 異平日、未時奄然而逝、年八十三、按、自注、據書、  
 元祿七年卒、  
 元祿七年卒、  
 元祿七年卒、惜不已、臨送其葬、親題神主、世子亦會焉、以四月二  
 十六日、葬於常陸久慈郡大田鄉瑞龍山麓、依明朝  
 式成墳焉、癸亥、自注、三年七月十二日、上公與群臣議、諡  
 曰文恭先生、親詣墓、薦小牢、文曰、嗚呼先生、道德  
 醇厚、才望崧高、生于明季之衰、遭于陽九之厄、危行  
 砥節、屯蹇隱居、鶴書連徵、確乎不拔、身陷賊窟、守  
 正不移、流離轉蓬、經幾年所、衣冠慕古、未曾變夷、  
 歐血嘗膽、至誠無息、發光肥遯、謝恩遠辭、鼓翼南  
 溟、奮鱗東海、風鑿雪虐、義氣益堅、寬文乙巳夏六  
 月、惠然寓我、我茲師資、終日諄諄、論文講禮、嗚呼  
 先生、博學強記、靡事不知、起廢開蒙、孜孜善誘、數



我未半、天不假年、去歲夏初、奄忽長逝、嗚呼先生、有懿行、死不可無美諡、古言曰、道德博聞曰文、執事堅固曰恭、蓋先生之謂乎、故諡曰文恭、肅撫哀誠、敢告塋墓、嗚呼哀哉、伏尚先生之靈、來聽來饗、甲子、自注、真、上公命、構祠堂于駒籠別莊、十二月十三日、遷主、祭用小牢、自作文祝之曰、嗚呼先生、明之遺民、避難乘槎、來止秋津、寤寐憂國、老淚霑巾、衡門常杜、簞瓢樂貧、韶光晦迹、德必有隣、天下所仰、衆星拱辰、既見既覲、真希世人、温然其聲、儼然其身、威容堂々、文質彬彬、學貫古今、思出風塵、道德循備、家寶國珍、函丈帥事、恭禮齋賓、嗚呼哀哉、齒超八旬、遽爾捐館、今及三春、情所不忍、結不能伸、相攸構廟、輪奐維新、簞簋籩豆、云設云陳、牲醴黍盛、克祀克禋、敢告微誠、焚香參神、神若有知、來綏來臻、尚饗、自是每忌日、親舉祭禮、然是日適當東照公之忌日、有事于太廟、故移祭于明日、率以為常、先生性質謹慎、強記神敏、雖老而疾、手不釋卷、凡所經覽、鉤深體實、博而約、達而醇、嘗謂門人曰、學問之道如治裘、遷其粹然者而取之、若曰吾某氏學某氏學、則非所謂博學審問之謂也、又曰為學之道、外修

其名者無益也、必須身體力行、方為有得、故子貢天資穎悟、不得與聖道之傳無他、華而不實也、作文、雄壯古雅、持論逸宕、筆翰如流、隨手成章、嘗曰、大凡作文、須本六經佐以子史、而潤澤之以古文、內既充溢、則下筆自然湊泊、不期文而自文、若有意為文、便非文章之至也、碩儒學生、常造其門者、相與討論講習、善誘以道、於學問之方、簡牘之制、用字之法、皆與有聞焉、先生飭身以禮、燕居儼若也、平居見客、雖親暱必具衣冠、謙而接物、不盡人歡、嚴而自持、苟無虛飾、治家以儉、量入為出、離家四十年、不接婦女、或諭以置妾以備藥餌之奉、而先生不許焉、格物窮理、志慮精純、古今禮儀而下、雖農圃梓匠之事、衣冠器用之制、皆審其法度、窮其工巧、識者服其多能而不伐、該博而精密也、為人剛毅方直、操履中規、擇交而慎言、晦迹以遠疑、如其祖宗官銜、及身蒙徵辟之榮者、雖親友門人、未嘗與之言也、魯王勅諭、亦不示人、及卒有古匣鎖而封焉、於中得所自書祖宗以下紙牌、及奏疏履歷等、勅書別藏于描龍箱、於是人皆服其深密謹厚、而知本末事實云、露水文集附錄、寬文五年乙巳、公按、下、光緒、年三十八歲、聘明

遺士朱之瑜、自注、字舜水、為師、問道講禮、自執弟子之禮、終始無怠、延寶元年癸丑四十六歲、公將造大成殿於水戶、假設殿堂於江戶駒込別莊、使家士就朱之瑜習釋奠、啓聖公祭及祠堂墓祭儀節、受之瑜說、闕里之制、木割小形、自殿堂廊廡、至門牆器物、悉皆藏之、使志於制作者有所取法、元祿八年乙亥、建朱之瑜碑於瑞龍山麓、自題碑曰明徵君子朱子墓、命臣按、按、子先、安、勒碑陰、備禮親祭之、初之瑜卒、造祠堂駒込別莊、公莅祭奠、每歲自注、四月、忌日、禮典豐盛、遺文三十卷、自稱門人源光圀輯、水戶義公行實、按、按、寬文五年、答長崎鎮巡黑川正直書、與兵衛、恭惟、老先生臺下、福祉駢繁、融和慶衍、遠邇三月、又忽逾年、懷念高深、戀慕誠切、獻歲以來、傳聞意樂優游、謝事得請者、雖急流勇退雅人高致、然臺下尙非懸車之年、何忍使萬戶皇々也、於自計誠得矣、於十三年撫育舊恩、或無少恕乎、望日書致島田公、按、按、行島田久太郎、并劄論諸通事、如開水戶上公、以姬且之尊、欲興序庠之教、此誠貴國萬年之聖政、不顯於後昆、增光於史冊、是何如重典也、臺下乃緣垂愛之深、竟以之瑜應命、臺下獨不念、之瑜才短學荒、體迂

性拙、榕稅之材、何堪為人作楹礎之用、徬徨四日、博議多人、終不得一可辭之語、十八日暮、遂巡悵悵、奉復島田公、因思上公之於僕、為兩國之望、而聖教又王之首務、貴國六十六州、群后百辟、鴻儒鉅公、鄉士大夫以及成德小子、民間俊髦、引領拭目、而望此舉、若使少有違錯、此誠聖學興廢之關、僕虛聲謫劣、何足以塞重望、然亦無可如何矣、至於餽廩金帛之資、僕生平志不在此、使諸人不寒餒足矣、又何必以多寡為慮、惟通事為將命之要人、諸事必不能盡於筆談、單詞隻語、均須傳達、禮度進退、亦藉周旋、欲得其人、恐難其選、僕絲毫不敢與聞、惟飭治耒耜、恭聽期會耳、四字、更祈珍重、率泐附復、不盡願言、統惟炤察、按、按、同年與長崎鎮巡島田守政書、久太郎、伏承雅愛、遠逾恆等、萬々周全縝密、婉款和怡、銘刻之私、莫可言喻、別後就道小倉、已經報聞、本月十一日至江戶、偶因賤病、連日伏枕、十八日午、方得謁見宰相上公、禮貌優際、言辭和悅、使臣諭旨、再三絡繹、上公賢明謙厚、古今罕有其比、是皆老先生臺下、揄揚太過、誤信先容、不然樸樸遠人、操何道而能得



此於尊貴也、謝何可既、瀕行點撥獲行、問差通事何可候、僕以其年少、私心不盡然之、及至中途、乃能回體上心、事々周慎、凡道路險易、陟嶺涉川、莫不遣人先期而辨、儼然若曾經歷之者、使僕得安意而至東武、皆其力也、及見各衙門、將命之後、莫不歡然稱獎、毫無缺事、饒有餘才、固知臺下知人之明、用人之當也、敬服敬服、報命之餘、幸借鼎言、一爲慰藉、上公奉巡部期迫、僕或者未必隨行、會晤非遙、統容面佈、草率不盡、惟希崇炤、不宣、

同年與長崎鎮巡生正倫按するに、儒生七、即左衛門なり、書

修途邂逅、得接旗麾、傳舍起居、深叨警款、冀竭駑鈍、以奉明教、可無負雅意耳、量地計時、於今已當榮任、上下鼓舞之情、童叟歡抃之態、誠可以臆料而逾度也、僕別後於十一日抵江戶、途中服暑、抱病數日、十八日午、方得謁見宰相上公、謙恭好士、意擊言温、誠爲過望、復聞上公明哲仁恕、好學自修、僕虛聲推魯、對之誠爲削色、未知臺下、復何以教我、使得補苴而無過也、日切翹首西望矣、公務燕閑、或得一錫好音乎、茲因譯者何可候事竣報命、荒穢附候、率泐不莊、惟祈炤鑒、

延寶二甲寅年、與孫男毓仁書、

日本禁留唐人、已四十年、先年南京七船同住、長崎十九富商連名具呈、懇留累次、俱不準、我故無意於此、乃安東省庵苦若懇留、轉展央人、故留駐在此、是特爲我一人開此厲禁也、既留之後、乃分半俸供給我、省庵薄俸二百石、實米八十石、去其半止四十石矣、每年兩次到崎省我、一次費銀五十兩、二次共一百兩、昔若先生之俸、盡於此矣、又土儀時物、絡繹差人送來、其自奉儉衣糲飯菜羹而已、或時豐腆則魚鱸數枚耳、家止一唐鍋、經時無物烹調、塵封鐵鑪、其宗親朋友咸共非笑之、諫沮之、省庵恬然不顧、惟日夜讀書樂道已爾、我今來此十五年、稍々寄物表意、前後皆不受、過於矯激、我甚不樂、然不能改也、此等人、中原亦自少有、汝不知名義、亦當銘心刻骨世々不忘也、奈此間法度嚴不能出境奉候、無可如何、若能作書懇々相謝甚好、又恐汝不能也、以上、舜水文集、安東省庵、名守約、筑州柳川人也、世仕于本鎮立花殿家、爲族舊、夙齡耽學、遊京師、事松永昌三、研究經術、最善屬文、萬治中、明人朱之瑜、附商船抵于肥之長崎、之瑜、字楚瑣、按するに、一の字楚瑣とするの誤は、舜水文集附録に見ゆ、又字

魯瑣、號舜水、有學行、在明時、嘗應魯藩之徵、明氏訖錄抗仲連之節、來于我國、流寓于崎港、人不知其爲文儒、困頓艱苦者久之、省庵聞之、執謁爲弟子、授經學文章之訣、省庵歲俸二百、分其半以廩舜水、迎眷有日、時常藩源義公、招致文學之士、有河間東平之風、聘舜水給俸五百斛、甚蒙眷待、從學之士、亦皆有名、後八十餘、而終常藩、私謚曰文恭公、在日本、潔居無子、省庵輯其遺文、曰心喪集語、蓋經錄、朱舜水の云、本邦の中朝にまさる事三つ、其一つに百王一姓、二つに天下の田面ことごとく公田なり、三に士世祿薄くして俸重し、中朝の田はみな私田にして、富民財を貧民に借す、時に其田をして質とす、貧民財を償ふにちからなき時、富民の爲に其田を占取せらる、士の俸中朝は薄して、士多くは貧しければ、利を逐ふてその風節者なりしと云しとぞ、また本邦諸侯の富貴、中朝には漢の時より已來、聞及はさる事と嘆せられしよし、續白石叢書、水戸に來りし朱舜水の死し時、金三千兩有て、中納言殿に返し獻せられしなり、世に有しほと、毎年に費なく、家事を約にせしを、鄙吝は唐人の習なりと

いひしものもありき、朱氏は志有てかく有しとなり、いかにもして再び本國に歸りて、義兵をも擧ん時の料にかく有しとなり、哀れなる事なり、常に申されしは、本朝の如くにはあらず、唐山は黄金乏しければ、我朝の黄金を以て彼國に用んには、百倍にもあたるへしと申されしとぞ、舜水の世に在し程は、清朝に諸事缺る所なかりしかは、時ならぬと思ひわられし成へし、白石神書、

或議朱舜水以明人、崇禎帝殉國時、不死節而逃日本、然見此疏則曾不祿仕、何可及此哉、尤非如陳宣中之屬也、自注、崇禎殉國時、死節六十五人、此節七十六人、弘光去時、死節六十五人、好音節漫筆、

通航一覽卷之二百二十四終



### 通航一覽卷之二百二十五

#### 唐國浙江省補陀洛迦山并舟山部二十一

按するに、補陀洛迦山は、定海縣の東海中の孤島にして、小白華また普陀山、梅岑山ともいひ、梵名補陀洛迦といふ、往昔日本高麗等の航船こゝに由りて風信を候ひしよし、清一統志に紀す、またこの地は仁明天皇承和の初、慧萼といへる僧、橘太后の命を奉して、幣を齎し入唐、五臺山に登り、杭州の靈池寺にいたり、齋安國師に面し、橘后の旨を告、義空禪師を請して歸朝す、これ本邦禪法を唱ふるの權輿なり、また文徳天皇齊衡のはしめ、慧萼再び入唐して、五臺山にのほり、嶺頭にて觀音の聖像を得、唐の太中十二年、我天安二年なりかの像を齎し歸朝せんと、寧波府の故昌縣より開駕せしに、船石上にとまりて盪とも行す、舟子等載物の重きを察し、諸物を出しかの像を出すに及びて、船をつから浮出す、これこの島の通航風俗を候ふの地たれば、衆人に靈驗を示さんと、慧萼こゝに廬を結びて、かの像を奉

侍せしか、漸々に寶所となり、補陀洛迦山寺と號し、南海の禪刹名藍たり、是より通航の商船香火點禱して、海上の安全を願ひ、今にいたり唐山にて慧萼を此地の開山始祖と尊稱するよし、本朝高僧傳にのす、華夷通商考に、萬治の頃、唐山にて本邦渡海を禁せしかは、密にこの島ならひに舟山より渡來せしよし見ゆ、舟山是また定海縣に在て、今は海山と唱ふるよし、清一統志にのす、

#### ○漂流

元祿六癸酉年四月三日入津の船主、ことし二月讃岐國の者補陀洛迦山に漂到せしよしつげ、同八月にいたり護送し來る、寛保の二壬戌年五月七日、乍浦出の船より、舟山漂到の薩摩國の者護送し來、寶曆四甲戌年正月十日、陸奥國の者送り來る、こも又舟山の内花山に漂到のよし、寧波府よりの咨文を携ふ、よて上裁を経て、長崎奉行より回咨を與ふ、安永二癸巳年八月、永良部島、琉球國屬島なり在番の松平島津中將重豪か家臣、并領國の水主等舟山の湊大漁廠に漂到す、よて商船より送り來る、粟米を賜ひ、漂流人本所に歸さる事、皆例のこし

元祿六癸酉年四月三日

一日本船一艘、普陀山外の島馬跡山と申所にて致破船、日本人は無恙てんま船に乗り、陸へ上罷在候を、普陀山白華寺の僧徒衆、右馬跡山へ、當三月初日に薪をきり申候とて渡船いたし、右日本人を見付申候得とも、曾て口通し不申候に付、僧徒何國の者と申儀難辨候内に、日本人種々手様仕候を、僧徒と様子推量仕、不便を加へ少々食物與へ、同五日に日本人十四人船に乗せ、馬跡山出船致し、同七日普陀山に若船仕、本寺へ右之段申、日本人相渡し置申候、其節幸ひ私とも船普陀山に罷在候に付、本寺より使僧にて、船中に日本口少にても通し申候もの有之候は、出合申様にと申來候に付、船頭并に程弘玉と申者、其外數人參見候得とも、日本人に其紛無御座候、右程弘玉口少通し申候に付、何國のものにて、如何の風難に逢ひ候哉と相尋申候へは、日本人申候には、船頭は谷本源左衛門と申者にて、鹽飽と申所のものにて候、人數十五人乗り、去年正月十一日鹽飽を出、五月十三日越後にて米を積、江戸へ乗り參り、米をおろし候て、十五人の内一人忠三郎と申もの、江戸へ殘し置き、残り十四人乗組候て、

同年十月廿八日に、江戸出船致し候所に、海上にて五日の間惡風に逢ひ、帆柱を捨致漂流、永々海上の難儀に逢ひ申候得とも、責て仕合能、當年二月廿八日に、右の馬跡山に漂着致し、元船は破船仕、てんま船に取乗申候て、陸へ上罷在候得とも、十方に暮れ居申候内に、僧徒衆に逢ひ申候て被救、此所へ參申候と申候、就夫即刻本寺より、寧波の縣官へ其届有之候に付、縣官并に在山の官役衆様子承届被申、種々諍論の上、とかく北京へ注進不仕候ては難成候旨に相究、右日本人口上の通書付、北京へ通達有之候、然る處に私とも船折能出船仕、御當地に按するに、長崎罷渡申候間、私とも船に乗せ參度段、官役衆へ申斷候へとも、北京へ注進の上は、御下知不參候ては、何國へも難遣よしにて、今度は乗せ參不申候、何れの道にも、當秋船の時分にて無之候はずは、日本人歸國難成可有御座と奉存候、私とも承申候分は、凡右之通までにて御座候、委細の様子は、日本人歸參候節可申上と奉存候、

西四月三日

唐通事共



同年七月十日

一普陀山へ船を寄せ、久敷風待仕罷在候内に承申候は、漂着の日本人十四人、本寺へ介抱致し召置候を、北京へ通達仕候處に、私ども滯船の内、北京よりの御下知も有之候との儀承申候、大方來朝の船二艘に分け寄せ罷渡申候の取沙汰承申候、最早歸國の儀、程は御座有間敷と奉存候、尤浙江よりの警事官など附きそひ罷在候に付、私共も見申たる計にて、日本人に通談は仕不申候、  
右之通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、  
酉七月九日

酉七月九日

唐通事共

同年八月八日、七十六番普陀山船之唐人ども申口、一私ども船は、元寧波船にて御座候得共、普陀山の船を乗參候て、於普陀山に仕出し、唐人數五十一人乗組之内に、漂着の日本人七人、べ五十八人乗、當七月廿一日に、類船二艘并に私ども船共に三艘、同日に普陀山乗出し申候、今一艘咬啣吧船、七月十三日に普陀山出帆仕申候所に、風惡敷候て、普陀山の沖に殘居申候て、此船も私ども出船仕候其日の朝、普陀山沖を乗り出し申候、只今承申候へは、此船之

儀は、當月朔日に致入津候七十二番船之由に御座候、右類船之内一艘、程敏公と申もの、船にも、日本人七人乗せ渡申候、都合日本人は十四人にて御座候を、二艘之船に分乗せ渡海仕候、程敏公船定て海上乗筋惡敷御座候か、未着津仕不申候、追付入津可仕と奉存候、  
右之通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、  
酉八月八日

酉八月八日

唐通事共

同年同月廿九日、七十九番普陀山船の唐人ども申口、  
一私ども船の儀、尤寧波船にて御座候所に、寧波にて下積荷物積候て、當七月八日に、無類船私ども船一艘彼地出船仕、同十六日に普陀山の船を寄せ、上積荷物等積添、并漂着破船之日本人十四人、普陀山の介抱致し有之候を、同十八日に、日本人の内七人は、劉四官と申者の船に乗せ、又七人は私ども船に乗せ申候、私ども船に元より乗組之唐人數六十六人、内一人は御當地按するに、長崎なり、泉州府福濟寺より招き被申候唐僧にて御座候、按するに、泉州府右之外に漂難の日本人七人、共に都合七十三人乗組候て、右劉四官

船、同廿一日に類船にて、普陀山乗出し渡海仕申候、只今承申候へは、劉四官船之儀は、海上乗筋能御座候歟、當月八日に先達致入津候七十六番船之由に御座候、私ども船は大船の上に、乗筋惡敷、對馬の海上へ乗參申候、日本人も乗せ申候事に御座候得は、可成程は碇をおろし不申、直に御當津へ入船の覺悟に御座候へとも、左様に罷成不申、殊に七月廿九日に、重て大風に逢申候て、段々難凌御座候に付、當月二日に、無是非對馬領へ碇をおろし申候、其節も其所へ爲案内、石火矢をうち申候得は、無程番船出し被申、警固の上、挽船にて能湊へ引入被申候、尤日本人之内一人、同五日に陸へ上げ被申、様子相尋被申候と相見申候、此日本人も無程元船へ乗せ被申、段々警固船にて相守被申候、私ども船の唐人の内三人は、漂着之碇、警固衆質唐人に取被申、同五日に、私ども船に爲上乘と、對馬のもの四人、海邊の案内仕、當廿三日に對州領出船仕候て、今日御當津へ送届被申候、右の所へ碇をおろし申候より外、日本の地餘に船寄せ申候儀曾て無御座候、尤普陀山出船仕候てより、對州迄の海上、右

之通風不順の外、別に相替儀無御座候、尤何船にも行逢不申候、今度の船頭程敏公も、去年二十一番船に船頭仕罷渡申候、乗渡の船は當春二十四番の船にて御座候、  
右之通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、  
酉八月廿九日

酉八月廿九日

唐通事共

同船頭程敏公申口

一普陀山沖の島、馬跡山と申所へ、日本船一艘、去年十一月の時分、日本海上にて風難に逢申、段々漂流仕、當二月中旬に、右之通馬跡山に漂着いたし、乗船は則於馬跡山に破失仕、てんま船より日本人ども、馬跡山之陸へ上罷在候事、最前曾て知れ不申所、普陀山の白華寺の僧、蘆空と申もの、弟子ども數人誘引致し、竹を切取申覺悟にて、右の馬跡山へ小船にて罷渡申候所に、右の日本人を見かけ驚き申候て、様子相尋申候得とも、口通し不申候、然とも日本と申字音、大方和漢に通し申候故、扱は日本人にて有之候と蘆空合點仕、不便に存、殊に數日飢に及申様子に御座候ゆゑ、食をあたへ申候得は、日本人ども力を得申候て、何れの道にも助給ふ様に



手を合懇望仕候、就夫則てんま船に十四人ともに乗せ申候て、竹船共に召連、當三月八日に普陀山へ着船仕、蓋空の住庵白華寺へ介抱仕召置、普陀山に罷在候物頭へ斷、夫より寧波の役所へ申達、段々文武の高官方へ通達の上、普陀山の本寺普陀寺へ移し申候、白華寺に罷在候日數凡廿日の間罷在候て後、普陀寺に安堵仕申候、其節承申候には、早速寧波官家より北京へ通達有之この儀に御座候、北京よりの御下知無之内は、何方へも遣し申儀不相成とて、文武の官家より手下の官役警固に被申付、夫卒も相そひ堅固に守被申候、尤閉塞の儀には無之、寺參詣の儀共無別條自由仕候、然共警固の役人は付そひ相守申候、其後寧波の提督の官、普陀山へ參被申候て、日本人の様子見被申、別て不便に存し、青染木綿のひとへもの一つ宛并銀錢一つ宛取らせ被申候へは、ひとへものは受用致し、銀錢は達て辭退仕候、然共一應あたへ被申候物の儀御座候付、受用不仕候は、食物に成とも仕候へとの由にて、寺僧へ渡し被置候、定て食物に仕候と奉存候、尤普陀山在留の間は、從公儀の扶持給候て、本寺より賄ひ

申候、私とも船に請取申候ては、船中の朝夕私とも介抱仕取らせ申候、尤渡船の海上、少々寒風の時分に成申候に付、私方より一人に白木綿一端宛取らせ申候得は、是以辭退仕申候を、是非とも拵らへ着仕候へと、達て申に付、受用は仕申候得とも、衣服には仕不申、其儘にて持渡申候、兼て私とも船并劉四官船二艘、寧波に罷在候節、寧波の官家より申來候にも、最早日本渡海の船無之候間、其方とも船二艘の内にて、一艘に乘らせ可遣間、少々出船延引致し候様にと被申付、尤私共も又劉四官も、幸ひ御當地へ按ずるに、來朝仕船の儀にて、役所へも、日本人乗せ渡度存申候、累年日本の渡海仕、日本の預利息に候私ともにて御座候間、今度の働に仕度段致懇望候を、官役方にも幸ひに被爲存、彌滯船仕候得と被申付候、其節北京康熙帝御病惱故、諸省他之貪着無之時分にて御座候故、御下知遲滯仕候に付、彌私とも船被地出帆も延引に相成申候、其後御病惱も無御別條段申來候て、則御下知も同前に相達し、早速出船の儀被申付候、最初は大形十四人の日本人とも、私共船一艘に乘せ被申當に御座候得とも、私船の

儀、今度は別て荷物大分にて、殊唐人共大勢乗組申候故、從官家の吟味にて、日本人皆々一所に乗候ては、船中不如意にて迷惑可仕之間、二艘に分乘せ可然よしにて、右之通劉四官船に七人、私船に七人乗被申、則官役より證文一通つ、二艘之船に給候て持參仕候、御當地にて無別條相渡候通、御當地の請取證文持參可仕段、吳々被申付候、然は今度對馬へ漂着の前後風難の時分も、只此日本人儀を氣遣ひ仕、種々神明に立願致し、先以仕合能漂着とは申ながら、船人無恙日本人とも乘來申候事、私本意此上無御座候、尤船中にては隔を二ヶ所にかこひ、日本人とも計を召置、唐人ともは交へ不申候、左候へは漂着の節、於對州日本人とも罷在候を、對州の衆見被申、不審に被存候歟、日本人一人陸へ上げ被申、委細の様子相尋被申候と相見え申候、即時に元船へ乘せ被申候より外に、日本人重ては陸へ上申候事無御座候、右日本人とも、去冬より段々風難破船の次第は、私とも委細には承届不申候間、日本人とも定て具に可申上と奉存候、

右之通、船頭程敏公申候に付、書付差上申候、以上、

西八月廿九日

唐通事

共華夷

元祿六年十一月七日、異國に漂着仕候船頭水主上、

一鹽飽按ずるに、讀波國那珂郡に屬する小島なり、牛島源左衛門舟船頭水主十四人乗、越後御城米積船に相當り、元祿五年申二月下旬、鹽飽出船、越後今町に着岸、同國設樂孫兵衛様按ずるに、御支配所の御城米七百三十石積取、五月十一日和能く、今町出船、大廻り罷登、船中無恙、十月十六日江戸着、御米上納仕、同廿八日に江戸出船、段々罷登、霜月朔日に、伊豆國三崎御番所に着船、則御改請出船、同十三日下田御番所に御改請、夫より國々田子の浦に着船、霜月廿五日田子浦出船仕、二十里計り走出候處に、夜に入大雨頻に降、東風強く、夜闇の時に御座候得は、前後會て見え不申、數百艘の船おもひくりに走行、夜更候へは帆も持ず候故、風に漂參候所に、伊勢國大わら崎の沖にて夜明て、廿六日の朝伊勢山より又大風變り、急に沖へ吹被出走り、其日も暮、明る廿七日晝八ツ時分より大北風變り、又暮方より大雨ふり、大西風急に吹出し、東の方へ夜中共に流出申候、明



る廿八日猶以波風強く、すてに船を打返し可申に付、船頭水主も髪を切海中へ入、其外脇指鏡など思ひおもひに海底へ沈、立願仕候へとも、次第に東へ晝夜とも流申候、明る廿九日には、鮫大魚數多船に附申候、又頭は猫のごとく成る大魚、或は鮪の如く成る頭にて、耳は馬のごとし、首脇につき、色赤く長さ五尺計の大魚も見え申候、其外の大魚數知ず船をしたひ申候、夫故船中にて凄く人心地無御座、然處に帆柱に風強く當り、船危く罷成候に付、帆柱左右より切斷申候得は、大風にて海中へ柱飛申候、是にて恐候哉、其後は大魚見え不申候、去年八月廿七日より當正月四日迄、毎日海上は西大風吹續申候故、夥敷東へ流出申候、極月十七八日の頃より東へ參候程、海上濶にて、晝は帷子夜は袴を着申候、右之通正月四日迄吹續、漸四日に東風に罷成、西の方へ大分吹流され、浦山の儀は申に不及、海中に岩有所も見え不申候、日本にて見馴る鳥共海上に多く飛廻り、空をも飛行鳥の大さ鴈程にて、羽の色は白黒も見え申候、此外海上にて變りたる儀も御座なく候、右之通當正月四日に、初て東風吹出

申候故、船頭水主悦、桁を帆柱に仕、水棹を艦に結添桁に致し、帆九端計爲持、日本は亥の方にて可有之と心懸け走り戻り申候、風すきとなき候へは、海上に漂、其間には大魚又は鱈など船を慕ひ申候、其以後船中にて糶米殘少に罷成候故、何とそ命たすかり、日本へ罷歸度ぞんし、十四人のものとも、一日に米三升程つ、粥に仕給申候、其後廿日計りは、米一升つ、湯に煖給、命を繫申候得とも、最早米三升計りに成申候に付、皆々力落申候、然處二月廿七日の曉に小島を見懸け、是に力を得走り寄申候處に、風強く殊の外荒磯にて、もと船の底を突抜、水船に成申候故、其の儘にてはし船へ乗移り、漸命助り申候、彼島に人家も無御座候へとも、船よりあかり居申候内、六七十石積程の船に竹を積、一人一人乗居申候、朝七ツ過に見付申候、能々見申候へは、唐人にて御座候、扱は異國へ吹流されたるご申、何も悲申候、其時船底より唐人十人計り出申候、私ども窺居申候所に、唐人共招申候に付立寄、何國何ご申所ぞ尋申候へは、唐人も何か返答申候へとも、少もわけ聞え不申候、此方より申事合點不仕體にて、

互に面を見合せ居申候、兎角此ものともに被助、飯米等をも可申請とぞんし、尤二三日も食事給不申候故、食給候仕形致し見せ申候へは、是にて漸合點仕、唐人ども食を取出し見せ申候故、悦うなつき候へは、此時食をたき私どもにあたへ申候、二月廿八日より三月四日迄、彼小島にて小船に助けられ候、此船は補陀山より竹を取に參候よし、後に通事申聞候、この島廻り二里はかりも有之、人住家は無御座候、右島にて竹を切取、天氣惡敷候ゆゑ、日數八日逗留仕候よし、扱四日より六日迄、唐船も飯米切れ候よしにて、くれ不申候故、又三日食物給不申候故、此船を便りに仕、跡に付走り暮申候、頓て島近く成候へは、唐人ども相談仕、手つかひ致し跡へ戻り候様にと、頻に手ふり候へとも、飯米も無之かつゑ死申候、何方にて相果候とも同然と存、乍無理追付走り申候、其内に老人一人招呼申候故、力を得候所に、漸暮方に島へ着、此所に一所に休申候、然處に兩船繋居申候故、色々手をすり米を乞申候得とも、初は手ふりいやと申候得とも、ひたすら歎申候得は、食をくれ申候、然とも飯米曾て無御座、最

早飢申候に付、乍無理又米を乞候へは、何やらんやかましく申て、米二升はかりくれ申候、其島より一日走又島に着、其翌日大成山見え申候、扱は此所へ唐人も着候物と推量仕、唐人と一所に夜中大きなる島に着仕候、唐人は山の上にあかり申候、私どもは船中に居申候處に、半時はかり過、陸より申々ご聲をかけ候故、船中にて驚申候、然とも日本ものかと聞候に付、返答いたし可申と相談仕、此方の事かと答申候へは、其方の事と唐人申候に付、扱何ご申所にて候と尋申候へは、此所はホトウ山ご申、皆々は日本ものかと尋申候ゆゑ、日本人にて候、日本の御主様の御城米ご申を、遠國より積廻り候とて、風に吹流され、海上數月漂、此所へ流着申候、何とそ命たすかり度と申候へは、其時唐人丸き挑燈をさほし參、寺へあかり候様にと申候に付、上り候へは、船中に商賣物を積參候哉と尋申候ゆゑ、左様の物は無之と申候へは、一段の事と申候て、夫より食給候へとつれ參り、飯臺にて食、天目に一盃宛くれ申候、食給候以後、坊へ罷歸候、其以後二時計過、又食を給させ申候、やさいは日本にて被下候物



にて候、皆々油あけにて御座候、此ホトウ山は皆寺計り御座候、補陀山とも申候由、通事の唐人申開せ候、三月八日に參着仕、十日はかりも過、ニンボウと申所より、侍と見え申候唐人劔をさし、弓之者十七八人、銃砲持候者十人程、其外に六人參きびしく番仕候、右通事の唐人は、例年長崎へ參候者のごよしにて詞通し申候故、互に不通にて不叶儀は、以此者申達候、

一唐人男女童子とも寺參の序と相見え、私共を見物仕、ワフックと申候、是又通事へ相尋申候へは、日本の者かと申事にて候と申候、其後六月廿四五日時分、上下二百四五十人程つれ申候大名一頭、寺參仕候様子に相見え申候、通事に尋申候得は、ニンボウと申所の大名のよし申候、扱拙者ともを呼出し見被申候、其時私共願申候は、日本へ早く御歸し被下候様にと申候へは、通事大名へ向て何か申候て、又此方へ申開され候は、日本へ早く歸り度段尤に候、然は此所の王へ申上候へは、片道三十日程に參候道のりにて候故、いまた王より御手形不參候に付延引申候、追付御左右可有之間、今少相待候様

にと通事より申開候、右大名より銀一匁四五分程宛、茶、菓若を調候様にと被申、十四人の銘々に被下、色々辭退申候へとも、大名夥敷御腹立有之候、故、無是非請候、其銀にて温飽など調、出家衆又番人へも振舞申候、右大名衆は早速御歸りにて候、扱七月十八九日の頃、通事私ともへ申開せ候は、王より御手形參候に付、日本へ返し候間、左様に心得候様にと申渡候、其時唐人の侍一人、唐人の船頭二人つれ被參、一艘に私とも七人つ、引渡し被申候、其砌拙者共願申候は、迎の儀に一所に乗せ被下候様にと申候得は、王よりの御手形に二艘と有之候間叶不申候、氣遣なく乗候様にと被申渡、七月廿日に乗組、廿一日に補陀山出船仕候、

吹流され、八月二日に對馬へ吹付られ候、夫より十四五日頃迄逗留、十六七日時分彼島出船仕、對馬守様の御物頭衆兩人御付、小早二艘御座船十艘にて御送り、長崎へ當八月廿九日に着仕候、對馬へ流れ寄候砌、早速唐人三人、對馬守様の人質に御取被成、長崎まで小早に御乘せ御送り被成候、右二艘共に船中にて何の替儀も無御座候、互に用事無之候故、何事も不申通候、

右之通、異國に漂着仕、補陀山に逗留の内、居住の寺の外一切見え不申候、尤門きびしく番人相詰申候、逗留中唐人の方より、日本の儀尋申候儀も無御座、勿論私共方より何にても尋不申候、補陀山へ漂着の砌も、木綿青染の單物、十四人に一端つ、給り着申候、補陀山逗留中、一日に三度つ、食をあたへ被申候、異國へ吹流され候へとも、御公儀様御威光故、餓不申候、其上さる物まで給、乍恐難有儀に奉存候、

元祿六四年十一月七日  
鹽飽牛島源 左衛門 同仁 左衛門  
同 源 次 郎 同彌 兵 衛

甲生村 德 左衛門 同善 右衛門 源左衛門 唐土漂流記

元祿六年八月、七十六番、七十九番普陀山船二艘より、讃岐の者十四人乘參候、是は同年普陀山沖の島馬跡山と申所にて、本船は致破損、てんまに乘居申候を、普陀山僧十人計小船より竹取に參候て、日本人を見付、段々縣官に付届、帝都に達、依下知浙江寧波府の部院より被申付、七人宛二艘に乗、送届候由、被逐御詮議候て、四人は松平讃岐守様の、四人は京極備中守様の、六人は御代官萬年長十郎様の被遣候、長崎事始細見録、

元祿六年八月廿九日、フダセンより日本人七人のせ來たり、按ずるに、漂流十四人を二艘改所にて其口上御開被成、江戸より御左右これ有まで、あかりやに召おかる、件のもの讃岐國鹽飽の者のよし、長崎虫眼鏡、寛保二壬戌年五月廿日、乍浦より護送仕候、

淨土宗 薩摩國河邊郡泊油之者  
船頭 傳 兵 衛 四十六歳  
同國同郡七島之内諏訪  
之瀬島之者  
禪宗 水主 仲 兵 衛 五十六歳



禪宗	水主	薩摩國河邊郡七島之内 諏訪之瀬島之者
同宗	與左衛門	戊三十五歲
同宗	彦次	郎 戊二十四歲
同宗	覺	内 戊四十四歲
同宗	吉兵衛	衛 戊三十八歲
真言宗	同國同所之者	
淨土宗	十太	郎 戊二十四歲
同宗	彌左衛門	戊五十四歲
同宗	同國同所之者	
同宗	連右衛門	戊五十六歲
同宗	同國同所之者	
禪宗	庄太	郎 戊五十六歲
淨土宗	薩摩國河邊郡泊浦之者	
同宗	長	助 戊四十八歲
禪宗	同國同所之者	
淨土宗	長	吉 戊二十七歲
同宗	同國日置郡串野木浦之者	
禪宗	庄左衛門	戊四十三歲
同宗	同國揖宿郡山川町之者	
同宗	松次	郎 戊二十六歲
淨土宗	同國鹿兒島郡鹿兒島町之者	
同宗	藤次	郎 戊二十八歲
禪宗	大隅國大隅郡小根江町之者	
同宗	長右衛門	戊四十四歲

同宗	同	同國同所町之者
同宗	平兵衛	戊六十歲
同宗	同	同國同郡大根江町之者
同宗	長	八 戊三十歲
禪宗	同	琉球國之内那覇百姓
同宗	金	城 戊二十七歲

此者儀は、唐國の致漂着候節、日本人之體に仕、  
金右衛門と爲名乗候者、  
同宗 琉球國之内那覇百姓  
同宗 履水主 吳 屋 戊四十歲

此者儀は、唐國の致漂着候節、日本人之體に仕、  
五右衛門と名乗候者、  
右は、松平大隅守領内薩摩國之者共、去西七月廿八日、唐國舟山の漂着仕候處、入津の四番船乗せ渡、去る廿日當湊の着岸仕候付、右唐船主并漂民共、翌廿一日より呼出、宗旨の儀相尋踏繪申付、唐國の漂流之次第、并彼地逗留中の様子、委細逐吟味候之趣左に申上候、  
右、薩州より出候船頭水主共儀、從琉球大隅守城米爲運送、去々申十月十二日、從薩州鹿兒島致出船、同廿五日琉球の着船、去西三月二日琉球出帆、同十五日同國の内八重山島と申所迄着船、同六月六日

迄彼所に罷在、米粟五百三十石積入、同八月彼島出帆仕候處風惡敷、同島の内川平湊に若仕滞船、同七月五日同所出船走候處、同九日辰巳風罷成候に付まざり走、翌十日辰の方風烈敷、何方へも難乘着、風に任せ走、同十一日別て風波強、櫓許にて吹流、同十二日猶又風烈、積荷物段々刳捨候處、櫓の方破汐入候故、随分働候へとも難凌、本船乗沈、二十人の者漸端船に乘移、同十三日は就中風甚敷、端船も五六度水船に相成候故、精出垢を取、同十六日迄風に任せ流罷在候、翌十七日辰巳風に相成、西の方島見出、其所に乘掛候處、大波當端船打破、漸島に揚り命助り候へとも、及飢渴勞、其夜は島の蘆原に臥候よし申候、  
一本國出船の節、船頭水手二十人にて候處、其節の本船頭琉球國にて病死仕、水手の内傳兵衛と申者船頭に罷成、水手不足に付、琉球國の者雇水手差加、二十一人にて琉球出船仕候處、於洋中本船乗沈候時分、小船に乘移候節、一人は乘残り溺死仕候よし申之候、  
一右十七日に揚候島、唐國の内と心附候故、琉球に

て雇候水主兩人は庖丁にて髪を切、日本人の體に仕名を替、於唐國は琉球の者と申儀、始終不申由申之候、  
一翌十八日、右島の内山方に登候得は、一人見付候處、又三人連にて參、其跡に十四五人窟口山刀杯持來候に付、何國と申處に候哉と尋候得とも、口辯不通、手品にて、致破船漂着の様子を告候得は、合點仕、五六町程召連參、漁小屋體の小屋へ入、粥を給させ少々氣力も附候へは、言語不相通、筆談にて少少相通、同月廿七日まで彼地に罷在、右島にて介抱に相成候よし申之候、  
一廿七日八時頃、從彼島唐船に乘らせ出帆仕、船中飯米杯致用意通船仕、同廿八日地方の船を繋揚候へとも申、乘せ送候船中の者一人致案内、家三軒有之、其中の家を引渡、送船の者共は相歸候よし申候、  
一右參着いたし候家より案内一人附、道法三里程罷越候得は、川湊にて番所體の所も相見候、地下人等人數餘多罷出候得とも、言語又は筆談も不相分、手品にて相分、其村の者の引渡、案内人は歸候由、其跡にて食事等與へ、番所の外に臥居候處、其以後



番所を明、其内に入、火を燈し、置候由申候、  
 一翌廿九日唐人二人參、朝飯給させ、五ッ過頃案内  
 二人附副、三十町程參候へは、大身の者居宅と相見  
 え候所を立寄せ、此所にて粥杯給させ致了寧候  
 よし、夫より又山を越峠を參掛り候處、城の様子に  
 在之所にて暮頃に罷成候、番所有之、其内は城内の  
 體にて、官人以書付、何國の者、如何様の子細に付漂  
 來候哉と尋候故、薩州松平大隅守領内の者にて、本  
 船積荷物は、從國主上方に登せ米にて候段申候處、  
 於何國何月幾日積入、出船の場所等の儀も相尋候  
 故、薩州湊より去西七月七日出帆候處、連日日和惡  
 敷、段々追日風波烈相成、乗船及破船、端船にて漸  
 二十人の者助り、十七日迄洋中に漂、小島の流着候  
 譯申達候段申之候、  
 一右尋の事相濟、夕飯等の支度申付、夜に入右の所  
 罷出、宰領附副五六町程參候、堂有之所に入、番人  
 も附置、夫より日々朝飯支度、右從官所申付候様子  
 にて、菓子等迄給させ候よし申候、翌晦日又二十八  
 人も罷越候得の由にて、宰領二人召連參候得は、城  
 内の様子に相見候所の罷越候、此所にては石火矢

を打、鐵砲鎗弓割竹棒杯、兩頬に大勢固め罷在、二  
 十人の者致二行、右中道を歩行仕、屋形前へ參候得  
 は、其所の主と相見候官人罷在、本船乗捨橋船にて  
 揚り候次第尋候故、前段の通挨拶仕候處、承届候體  
 にて、又元の堂に差戻し、日々食事茶たばこ迄、諸  
 事致了寧置候よし、此所舟山と申所と承り候旨申  
 之候、  
 一去十二月四日迄右之所に罷在、日々丁寧介抱  
 相成、同五日漂流人とも一船に乗せ、宰領の者一人  
 乗組、從舟山出帆、翌從六日日々陸路、或は川船に  
 乗せ、町屋等有之場所、又は城構の體に見候所も有  
 之、角棒も有之、石橋鐵門杯も相見候所も罷通、同  
 十三日朝五時頃、乍浦に參着、此所にも城構の様子  
 に見候所有之、漂來の者を引請者候と相見、乗候船  
 の罷越、此所留置候筈の由申聞、木綿沓足袋杯銘々  
 にとらせ、其後陸に揚、客屋の様子に有之所に入  
 置、毛氈筵等を敷、料理も丁寧申付、酒肴菓子迄  
 給させ、三官と申唐人其外二三人介抱附、二階座敷  
 を居所に申付置、蒲團其外枕たばこ盆迄日本用に  
 致支度、木綿布子もとらせ、三官と申者彼是と懇に

致介抱候よし申候、

一同十五日朝、乍浦官府に出候様申聞、三官其外宰  
 領附添罷越候、城内に入候得は、左右に帶刀の者餘  
 多罷在、其中を通、官府の前を罷出候處、三官を以  
 相尋候は、薩州の者にて候哉と申に付、前段の通漂  
 流の様子申達候處、又以三官府申聞候は、食物肴等  
 迄も用意申付置候間、致安堵可罷在候、來春は日本  
 の可差戻候、其旨心得候様に申聞、其後酒猪羊等  
 とらせ歸候得之由申渡、右之旅宿に戻り罷在候處、  
 又々蒲團杯送り、たばこ鼻紙等迄、不絶不自由に無  
 之様致し置候之由申候、

一四月二日迄、乍浦旅宿に罷在、同日此度入津の唐  
 船に乗船可仕よし申に付、乘罷在、當月十日出帆、同  
 廿日當所に着岸仕候旨申候、  
 右、漂流の者共詮議仕候趣、書面之通御座候、以上、  
 戊五月漂流相聞○按するに、此書はしめに漂流の口書并唐國  
後證に益なし、滯留中、かの地の様子等尋有し數條を記したれども、  
 れは略す、

寛保二年五月廿日、四番乍浦出梅雲閣、魏德卿船よ  
 り、薩摩者二十人送來、  
 一此者共五百七十石積船二十一人乗り組、去西六

月出船せし處、七月九日風波甚しく、本船水込に成  
 じ故、端船に乗移る、其節一人溺死し、數日大洋に  
 漂ひ、同十七日唐國漁山と云所に流寄り、按するに、漁  
縣の内なれども、漂流日記古書等に、漂到せし地名知れ  
ざるよしのはせれば、此書推考して記せしなるへし、船は打  
 碎け、瀬の上を遊き付、磯邊に揚りしに、其所の漁  
 人共介抱し、同廿七日小船より舟山に送り、同晦日  
 總兵の官所にて、漂着の次第尋問あり、又知縣の  
 官所に出、仍て總督巡撫より帝都に奏問あり、數月  
 を經て、此者共日本に可送遣旨勅許有之由、十二月  
 五日舟山より乍浦に送られ越年し、當五月十日乍  
 浦より出船し、同廿日當湊に着船せり、御吟味の  
 上、薩摩聞役に被預置、江府御窺の上、御下知有て本  
 國に歸しむ、長崎志○按するに、此書琉球國城米積送り、  
并琉球人乗組の事を記せざるは、疎なるや、  
 寶曆四甲戌年正月十日歸朝仕候、唐國浙江省寧波  
 府定海縣舟山の内花山に漂流仕候、奥州仙臺南部  
 の者十三人口書、

- |     |                    |
|-----|--------------------|
| 天台宗 | 松平陸奥守領分奥州仙臺本長郡氣仙沼村 |
| 同   | 沖船頭 傳兵衛 年四十五歳      |
| 同   | 水主 吉兵衛 同三十九歳       |
| 同   | 同 嘉平 治同六十歳         |



禪宗	水主	次太	郎年二十六歲
天台宗	同	正之	丞同五十四歲
同	同	庄	吉同四十三歲
同	同	三之	丞同五十三歲
同	同	六	助同二十七歲
同	同	彌三	太同三十一歲
天台宗	同	八	助同二十五歲
淨土宗	同	南部領平田村	
禪宗	同	傳次	郎同三十九歲
天台宗	同	仙臺氣仙沼村	
	同	源之	助同二十六歲

私共儀、國許より出船難風に會、唐國浙江省の漂流仕候處、戌一番船より被相送、正月十日御當津に接するに、着船仕候付、即日御役所に被召出、踏繪被仰付、漂流の次第一通り御吟味の上、揚屋に被遣、尙又段々御吟味の節、委細之趣左之通、

一私ども在所奥州仙臺氣仙沼村大島屋加兵衛船春日九廿端帆、乗組十三人、積物は鹽、こんぶ、たばこ等積込、下總銚子の商賣、去々年十二月五日出帆仕候處、間もなく風不順に付、間切り走りにて、

同七日迄三十里程仙臺沖に乘出し、翌八日西戌の風烈敷、其上大雪降つ、き、前後相見得不得、沖の方へ吹はなされ申候、風次第に強く相成、船危く候ゆゑ、同九日帆柱を切折損し、船中別てかけ浪高く候ゆゑ、垢水を繰候様に相働候得とも、難凌體に付、俵物凡三千三百程追々はね荷仕、かやうに御座候事晝夜四日の間風少も弱不申、何國ともなくふき流され、碇綱六房の内四房捨申候て、船中不殘髪を二度迄拂、傳兵衛所持の脇指一腰并鏡八面海中へ投入、何とぞ助命仕、何方にても日本の地へ流寄候様立願仕候、少々風弱候節は方針にて相考、最初西戌の風にて走り候故、何卒西戌の方に乗戻し申度心かけ、數日晝夜相働候へとも、又々西戌の風度吹申候故、兎角吹流され、山も見えざる大灘へ數日漂ひ難儀仕候、勿論沖中の儀故、貯候水無之候に付、雨降候節は雨水を随分と器物へ溜啗候て、少々つ、配分仕、乗組のもの給申候、併雨降り不申候節は、貯の水も至て拂底に相なり、米炊候事も不相成、乗組のもの覺悟仕罷在候儀も御座候得とも、露雨など折々降り候ゆゑ、少々なから渴を救ひ申候

て、漸助命仕候、薪も無之候ゆゑ、帆柱折殘を割て焚あたり申候、何とぞ地方へ乗戻り申度、柁を帆柱のかわりに押立、二十反帆を半分にしたし、風にまかせて漂ひ候事、去西三月迄凡百日餘に御座候、

一去西三月廿四日雨天にて、晝頃より雨晴候て、初て山を見懸候ゆゑ、乗組の者ども少々安堵仕、彼是相働候て、漸地方へなかれ寄候處、人家は無之候へとも、漁船と相見え候舟に、見馴ざる人乗組居、不審には乍存、難儀之あまり聲をかけ、救ひくれ候様相頼候へとも、雙方言語通し不申、右のものも笑ひ居候ゆゑ、此方より綱を出し挽申候手真似をいたし候て見せ候得は、右漁舟のもの岸へ引寄くれ候て、碇を入候様なる體、彼是仕形にて教へ、沖へ漕走り候付、此所に四月二日迄船住居仕、陸へあかり水汲候て、給殘申候糧米二俵喰し罷在候、此所はハクワサンと申所のよし後に承り申候、同日番船の體にて、役人と相見え候唐人七八人參り、何歟申候て罷歸申候へとも、言語通し不申候、右之船又々漕參り、私ども船を挽送り、晝頃ミツサンと申所へ連參り、荷物等彼ものとも世話仕持はこひ、瓦葺町

家の體に相見え候明家へ私ども入置、朝夕三度宛食事給させ申候、尤米薪并煮炊仕候道具相渡候、野菜にゑびの類、彼等方の物入にて調へ相與へ申候、私ども方にて煮炊給申候、此所に六月十八日まで罷在候、右逗留中、正吉儀足に濕瘡出來、殊の外くるしみ候處、附添候者より膏藥など貰ひ申候、翌十九日役人の様子に相見え候唐人兩人、外に一人通事のよしにて、サンコと申者附添參り、私ども十三人一艘に乗、一艘は荷物を積、外一艘は番船の體に相見え、山添のやふなる所を乗通り、翌廿日ニンボウと申所へ着船仕、文官と申もの、屋敷構に私ども入置、彼方より荷物手廻りとも持はこひ入置申候、朝夕三度の食物あたへ申候、

一最初舟上に罷在候内より、私ども十三人の内少少煩候もの有之候處、ニンボウへ罷越候て、傳兵衛、嘉平治、彌三太、正之丞、次太郎、庄吉、源之助追追風邪相煩難儀仕候、右之段彼のものとも見かけ、醫師四五人參り、脈など見せ候内に、シセイと申醫師の藥、サンコ世話にて私ども方にて煎給申候、尤八人の内十日、十五日或三十日程煩候もの御座